

令和6年度版

清掃事業概要

前橋市環境部

前橋市環境都市宣言

前橋市環境都市宣言

私たちのまち前橋は、雄大な赤城山を背景に利根川、広瀬川などの美しい流れと緑豊かな自然に恵まれています。

この環境を楽しみ、守り、育て、将来の世代に引き継いでいくことは、私たちに与えられた権利であり、責任でもあります。

私たちは、恵み豊かな環境を守り、より良い環境を築き、人と自然が共生する環境・文化都市を創造するため、次のことを宣言します。

- 一 環境を汚すことのない、まちづくりを進めます。
- 一 動物や植物と身近にふれあえるよう、地域の自然を守ります。
- 一 美しい川の流れや木々の緑などをいかして、住みよいまちをつくります。
- 一 地球にやさしい環境づくりを、私たちの家庭・地域から始めます。
- 一 みんなで良い環境を守り、つくる活動に参加します。

平成十六年七月二十九日

前橋市環境都市宣言について

本市では平成12年3月に、環境への負荷の少ない循環を基調とした持続的発展可能な社会の構築を目指して、環境基本条例を制定しました。

また、平成16年7月29日には、環境基本条例の精神や基本方針、並びに環境基本計画の5つの環境像をコンセプトとして、本市の環境政策全般に関心をもっていただくために、環境都市宣言を行いました。

このことを市民の方々へ広く普及・浸透させるために、各種イベント等を通じてPRをしていくとともに、「市民の皆様が改めて環境に対して意識を向けていただくとともに、実際に行動していただく」、「環境教育の充実」、「水と緑豊かな環境都市づくり」、「循環型社会のシステムづくり」、「環境活動への市民の皆様や民間事業者の参加」を目指していきます。

なお、今回の宣言は昭和58年の「市民憲章」、平成元年の「平和都市宣言」「水と緑の健康都市宣言」に続き、前橋市として四つ目の宣言文となります。

目 次

	頁
第 1 章 前橋市の概況-----	1
1 位置及び地勢	
2 面積	
3 気候	
4 人口-----	2
5 世帯と人口の推移	
第 2 章 清掃事業の沿革-----	3
第 3 章 組織・人員-----	10
1 組織	
2 事務分掌-----	11
3 職員配置表-----	14
第 4 章 清掃施設及び車両等-----	15
1 清掃関連施設の配置図	
2 清掃事務所-----	16
(1) 西部清掃事務所	
3 中間処理施設	
(1) 六供清掃工場	
(2) 荻窪清掃工場-----	17
(3) 富士見クリーンステーション-----	18
(4) びん選別処理施設	
(5) ペットボトル選別処理施設	
4 最終処分場-----	19
(1) 荻窪最終処分場	
(2) 前橋市最終処分場	
(3) 堀越埋立地-----	20
(4) 富士見最終処分場	
5 余熱利用施設-----	21
6 配置車両(施設別)-----	22
第 5 章 予算・決算-----	25
1 令和 5 年度歳入決算状況	
2 新エネルギー発電事業特別会計(環境部)-----	27
(1) 令和 5 年度歳入決算状況	
(2) 令和 5 年度歳出決算状況	
3 令和 5 年度歳出決算状況-----	28
4 清掃費事業別決算の推移-----	29
5 1 kg あたりのごみ処理原価-----	30
6 部門別ごみ処理原価の推移	
7 使用料と手数料-----	31
(1) 地域し尿処理施設使用料	
(2) ごみ処理手数料	
(3) し尿処理手数料	
(4) 浄化槽清掃業許可等申請手数料	
(5) 浄化槽保守点検業登録等申請手数料	
(6) 廃棄物処理業許可等申請手数料-----	32
(7) 使用済自動車引取業登録等申請手数料-----	33
(8) 土砂等による埋立て等の規制に関する申請手数料	
第 6 章 ごみ処理-----	34
1 ごみ処理フロー	
2 ごみの収集・搬入-----	35
(1) 可燃ごみ	

(2) 不燃ごみ	
(3) 粗大ごみ	36
(4) 資源ごみ	37
(5) 総搬入量	38
(6) 粗大ごみの集団回収と戸別収集	39
(7) 収集形態	40
(8) 前橋市こんにちは収集事業	41
(9) 在宅医療廃棄物処理事業	
(10) 直営と委託の収集概況	42
(11) 民間委託の状況	
(12) 一般廃棄物処理業の許可業者の搬入実績	44
(13) ごみ収集量等の推移	45
3 中間処理	46
(1) 焼却処理状況	
(2) 可燃ごみの組成	
(3) 不燃ごみ・粗大ごみの破碎・選別	47
(4) 不燃ごみの組成（荻窪清掃工場）	
(5) 不燃ごみの組成（富士見クリーンステーション）	
(6) 資源ごみの選別	48
4 ごみの資源化量	49
(1) 資源化の状況	
(2) 金属選別の資源化量と売却状況	50
(3) びんの引き渡しと売却・再商品化状況	51
(4) ペットボトルの引き渡しと再商品化・売却状況	52
(5) プラスチック製容器包装の再商品化状況	
5 ごみの委託処理	53
6 最終処分・埋立	54
7 動物の死体処理	55
(1) 収集	
(2) 処理	
8 特定家庭用機器等に係わる不適正排出処理件数	56
9 検査・測定結果	57
(1) 水質検査結果	
(2) 排ガス検査結果	59
(3) ダイオキシン類測定結果	
(4) 放射性物質測定結果	60
(5) 放射線量測定結果	
第7章 ごみ減量化・資源化の推進	62
1 有価物集団回収事業	
2 ガラスびん・空き缶・ペットボトル・プラ容器・紙・衣類等の分別収集	
(1) ガラスびん・空き缶	63
(2) ペットボトル	
(3) プラスチック製容器包装	64
(4) 紙・衣類等	
3 紙・衣類等の拠点回収事業及び分別収集事業	
(1) 拠点回収事業	
(2) 分別収集事業	65
(3) 回収又は収集した紙・衣類等の売却	66
4 紙・衣類等以外に関する有価物回収事業	
(1) 小型家電拠点回収	
(2) 宅配便を利用した小型家電回収	67
(3) 廃食用油拠点回収	
5 食べきり協力店登録事業	
6 ごみ減量化器具購入費助成事業	68
(1) ごみ減量化器具購入費助成の実績	
(2) 段ボールコンポスト	
(3) 剪定枝粉碎機貸出	

7	前橋市指定袋制度	
	(1) 導入月	
	(2) 目的	
	(3) 袋の種類	
	(4) 全市実施までの啓発	-----69
8	前橋市廃棄物減量等推進審議会と環境美化推進員の設置	
	(1) 前橋市廃棄物減量等推進審議会	
	(2) 環境美化推進員設置事業	
9	清掃工場における熱エネルギー利用	-----70
	(1) 六供清掃工場での余熱利用及び売電	
第8章	啓発事業	-----71
1	出前講座・環境美化推進員説明会	
2	清掃工場等の施設見学	
3	G活チャレンジの実施	-----72
4	広報まえばし、市ホームページ等の活用	
5	チラシ、パンフレット等の作成	
6	資源・ごみ分別アプリの配信	
第9章	し尿処理	-----73
1	し尿関係施設の概要	
	(1) し尿処理施設・し尿浄化槽汚泥処理施設	
	(2) 公衆便所一覧表	-----74
2	し尿処理	-----80
	(1) し尿処理フロー	
	(2) し尿収集	-----82
	① し尿処理人口	
	② 収集の状況	
	③ 手数料の推移	-----83
	④ し尿収集許可業者一覧表	
	⑤ し尿収集地域指定一覧表	-----84
	(3) 公衆便所	-----85
	(4) 移動公衆便所	-----86
	① 目的	
	② 貸出期間	
	③ 貸出料	
	④ 貸出方法	
	⑤ 移動公衆便所仕様	
	⑥ 貸出状況	
	(5) 浄化槽	-----87
	① 維持管理実績	
	② 清掃・汚泥収集業者一覧表	
3	住宅団地排水処理施設	-----88
	(1) 全体概要	
	(2) 各施設の概要	-----89
	① 前橋市下川町住宅団地排水処理施設	
	② 前橋市城南住宅団地排水処理施設	-----90
	③ 前橋市新堀西住宅排水処理施設	-----91
第10章	環境衛生	-----92
1	あき地の環境管理	
第11章	規約類	-----93
1	ごみ減量推進	
	(1) 前橋市有価物集団回収奨励金交付要領	
	(2) 前橋市有価物集団回収事業回収業者助成金交付要項	-----95
	(3) 前橋市再生資源等集団回収団体等の登録に関する要綱	-----98
	(4) 令和6年度前橋市ごみ減量化器具購入費助成金交付要項	-----101

(5)	前橋市市民リサイクルの日を定める要綱-----	104
(6)	前橋市環境美化推進員設置要綱-----	105
(7)	前橋市食べきり協力店登録要領-----	107
2	し尿処理-----	109
(1)	前橋市浄化槽清掃業許可等に関する条例	
(2)	前橋市浄化槽清掃業許可等に関する規則-----	111
(3)	前橋市浄化槽清掃業指導要綱-----	114
(4)	前橋市浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例-----	115
(5)	前橋市浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例施行規則-----	120
(6)	前橋市浄化槽指導要綱-----	125
(7)	前橋市移動公衆便所貸出要綱-----	131
(8)	前橋市地域し尿処理施設の設置及び管理に関する条例-----	133
(9)	前橋市地域し尿処理施設の設置及び管理に関する条例施行規則-----	136
(10)	前橋市一般廃棄物（し尿）収集運搬業者に対する補助（し尿収集手数料市民負担軽減助成金）交付要項-----	139
3	環境衛生-----	142
(1)	前橋市あき地の環境管理に関する条例	
(2)	前橋市あき地の環境管理に関する条例施行規則-----	144
(3)	前橋市路上喫煙及びポイ捨ての防止に関する条例-----	145
(4)	前橋市路上喫煙及びポイ捨ての防止に関する条例施行規則-----	147
4	その他-----	148
(1)	前橋市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	
(2)	前橋市廃棄物の処理及び清掃に関する規則-----	157
(3)	前橋市一般廃棄物の適正な排出に関する要綱-----	167
(4)	前橋市宅地開発指導要綱（抜粋）-----	174
(5)	前橋市清掃車両広告掲載要領-----	175
(6)	前橋市こんにちは収集事業実施要項-----	176
	資料編-----	179
1	収集・処理・処分のフロー	
2	可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ収集区域分担表-----	180
3	ごみ集積場所（行政財産）-----	182
4	一般廃棄物収集運搬業許可業者-----	189
5	一般廃棄物処分業許可業者-----	194

第1章 前橋市の概況

- 1 位置及び地勢
- 2 面積
- 3 気候
- 4 人口
- 5 世帯と人口の推移

第1章 前橋市の概況

1 位置及び地勢

本市は群馬県の中央部よりやや南に位置し（市役所の位置は、東経 139 度 03 分 48 秒、北緯 36 度 23 分 22 秒）、東京から北西約 100km の地点にある。

市域の北部は上毛三山の雄、赤城山に至り、北から南に向かって緩やかな傾斜となっている（最も高いところは富士見町赤城山（国有林）の海拔 1,823m、最も低いところは下阿内町の 64m）。

市の中央部から南部にかけては、海拔 100m 前後の関東平野の平坦地が広がり、本市の西部を縦に流れる利根川の両側に市街地が開けている。

2 面積

本市の面積は 311.59km² であり、群馬県面積の約 4.9% を占めている。明治 25 年 4 月市制施行当時は、わずか 7.71km² にすぎなかったが、隣接町村の編入・合併により、市発足当時の約 40 倍の市域となり現在に至っている。

3 気候

本市は北・西部を赤城山や榛名山、さらに上信越の県境の山々に囲まれ、年間降水量は比較的少なく内陸性の気候を帯びている。

年間の平均気温は 14～16 度であるが、気温の差が大きいため四季の変化に富んでいる。夏季は、関東平野の南東風の流入で気温は高く、激しい雷がおこる。また、冬季は、晴天が多く北西の乾燥した季節風が吹き、俗に「上州のからっ風」と呼ばれている。

【気象状況】

資料：気象庁

要素 年	気 温 °C			湿度% 平 均	風速 m/s		雨量 mm	天 気 日 数		
	平均	最高	最低		平均	最大と方向		快晴	曇天	日照時間
平成26年	14.9	38.8	-4.3	60	3.0	12.6 N W	1,395.5	40	122	2,344.1
平成27年	15.9	38.8	-3.0	62	2.7	11.7 WNW	1,232.0	37	136	2,142.6
平成28年	15.6	37.0	-6.1	63	2.5	11.1 N W	1,249.0	46	149	2,129.2
平成29年	14.9	35.8	-4.3	62	2.6	11.4 N W	1,192.5	42	135	2,246.8
平成30年	16.1	39.1	-5.4	62	2.5	11.8 N	1,046.5	34	134	2,381.3
令和元年	15.7	38.9	-2.7	64	2.5	11.6 N	1,447.5	—	—	2,190.9
令和 2年	15.8	39.8	-4.9	66	2.3	10.8 N W	1,315.5	—	—	2,154.8
令和 3年	15.7	36.6	-5.2	65	2.4	11.6 N	1,307.5	—	—	2,218.0
令和 4年	15.7	39.5	-4.2	66	2.3	10.5 N	1,147.5	—	—	2,213.6
令和 5年	16.9	39.0	-5.4	59	2.4	11.8 N W	1,063.0	—	—	2,497.2

（注）快晴……日平均曇量 1.5 未満の日、曇天……日平均曇量 8.5 以上の日

令和元年度以降については未観測の為観測値無

4 人口

本市の人口は、明治 25 年の市制施行当時は、31,967 人であったが、令和 5 年 9 月 30 日現在では 329,926 人となり、この 120 年余で 10 倍以上に増加した。

人口の分布状態は、本庁管内 55,710 人（約 17%）、支所・出張所管内 274,216 人（約 83%）であるが、都市化の進展に伴い支所・出張所管内における工業、住宅団地の造成が活発に進められ、これらの地域への人口の吸収定着が目立ち、いわゆるドーナツ化現象が認められることから、本市の人口分布は、新たなパターンに再編成されつつある。

平成 16 年 12 月 5 日に勢多郡大胡町・宮城村・粕川村の 3 町村を、平成 21 年 5 月 5 日には富士見村をそれぞれ編入合併した。

5 世帯と人口の推移

（毎年度 9 月末日現在）

区 分 年 度	住民基本台帳（平成24年度以降は複数国籍世帯を含む）				外国人住民		合計人口 （①+②）
	世帯数	日本人 人口			世帯数	人口②	
		男	女	総数①			
平成26年度	140,110	164,296人	171,649人	335,945人	1,999	4,067人	340,012人
平成27年度	141,258	163,969人	171,128人	335,097人	2,250	4,343人	339,440人
平成28年度	142,162	163,308人	170,529人	333,837人	2,710	4,868人	338,705人
平成29年度	143,168	162,495人	169,669人	332,164人	3,587	5,837人	338,001人
平成30年度	144,273	161,837人	169,169人	331,006人	4,203	6,537人	337,543人
令和元年度	145,179	161,044人	168,225人	329,269人	4,607	7,015人	336,284人
令和 2年度	146,352	160,381人	167,505人	327,886人	4,817	7,271人	335,157人
令和 3年度	147,668	159,713人	166,809人	326,522人	4,850	7,321人	333,843人
令和 4年度	148,540	158,682人	165,867人	324,549人	4,800	7,423人	331,972人
令和 5年度	148,924	157,159人	164,560人	321,719人	5,500	8,207人	329,926人

【参考】令和 2 年国勢調査結果

	世帯数	人 口		
		男	女	総 数
前 橋 市	141,882	162,298人	169,851人	332,149人
群 馬 県	773,186	959,411人	979,699人	1,939,110人

第2章 清掃事業の沿革

第2章 清掃事業の沿革

年 度	月 日	沿 革
大正		・私人により、西片貝町地内に煉瓦造自然通風式の焼却炉(8t)が作られる。 ・当時は紙、金属等の有価物は選別回収し、残りを焼却する方式だった
昭和		・市の掃除監督員の指導のもと、民間業者が馬車で運搬し焼却していたが、大部分は湖沼等へ埋め立てられていた。
戦前		
昭和		・旧市域の一部を対象に、月1回可燃ごみを収集
22頃		
25	9月1日	・勢多郡桂萱村字亀泉(現亀泉町)に岩本式自然通風固定炉(20t/8H)を建設し、ごみの焼却処理を開始
29	7月1日	・清掃法施行 ・町村合併による市域拡大、人口増加 ・し尿処理委員会を設置し、計画収集体制、し尿汲取料金体系を整備
30	4月1日	・前橋市清掃条例施行 ・清掃法第15条に基づき汚物取扱業28名を許可し、全市域のし尿収集を開始
34	6月1日	・旧市域の一部を対象に、可燃ごみの収集を開始(1週2回) ・し尿消化槽を建設(処理能力91k1/日×1基、昭和33/34年度事業)
37	12月24日	・亀泉清掃工場に三和動熱式逆送自動機械炉(20t/8H×2基)を建設(昭和36/37年度事業)
	1月1日	・機構改革に伴い社会部衛生課を衛生課と清掃課に分離
38	6月	・亀泉埋立地の埋立開始(12,261㎡、昭和47年6月埋立終了)
41		・可燃ごみの収集を袋詰・ステーション持ち出し方式に切り替え、全市域で直営により開始
	3月31日	・西部清掃事務所完成
42		・南部清掃事務所完成 ・六供町下水処理場に処理能力54k1/日のし尿消化槽を増設
43	4月1日	・し尿収集汚物取扱業者を6業者に統合し、担当地区を指定
	1月	・不燃ごみの収集を全市域で民間委託により開始(月2回収集)
44	10月31日	・防疫事務所(消毒業務)完成
46	4月1日	・可燃ごみ収集の民間委託を開始(一部)
	4月30日	・旧六供清掃工場完成(日立連続燃焼式放射型機械炉、150t/24H×2基、昭和44/45年度事業)
	9月24日	・廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行
47	4月1日	・前橋市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行
	5月1日	・浄化槽清掃業(し尿と同じ6社)の許可証を交付
	6月1日	・不燃ごみの収集を1週1回へ変更(全市域)
	7月1日	・荻窪埋立地(48,024㎡)の埋立開始(昭和60年3月埋立終了)
	1月4日	・可燃ごみの収集を1週2回へ変更(全市域)
	3月31日	・旧荻窪清掃工場完成(川田式連続圧縮破砕機、60t/5H×1基)
48	4月6日	・旧荻窪清掃工場を供用開始
	8月1日	・泉沢埋立用地借用(6,553㎡、昭和51年3月31日埋立終了)
	12月24日	・荒子埋立用地借用(2,508㎡、3月埋立終了)
51	7月1日	・浄化槽清掃業(関東・前橋2社)の許可証を交付(し尿業者と分離)
	7月15日	・旧六供清掃工場に電気集じん機設置(排ガス処理量75,600N ³ /H、昭和50/51年度事業)
	12月23日	・亀泉清掃工場逆送式自動機械炉解体(昭和37年度建設)
	3月	・下大屋埋立用地借用(1,980㎡、昭和53年3月埋立終了)
52	4月1日	・機構改革により生活環境部環境整備課に改称
	7月	・富田埋立用地借用(1,448㎡、10月埋立終了)
	10月12日	・嶺埋立用地借用(7,841㎡、昭和55年3月31日埋立終了)
	11月30日	・亀泉清掃工場に三和動熱式機械化バッチ燃焼式焼却炉(12.5t/8H×4基)を建設(昭和51/52年度事業)
	3月31日	・六供町下水処理場にし尿消化槽建設(処理能力150k1/日・昭和51/52年度事業)(当初の91k1/日は運転を休止し、204k1/日の能力となる)

年 度	月 日	沿 革
53	8月15日 11月 12月15日 3月25日	<ul style="list-style-type: none"> ・荻窪清掃工場に高分子系廃棄物(プラスチック、塩化ビニール製品)焼却炉(3t/7H×1基、キンセイ産業)を設置 ・中高層住宅団地の一部に順次コンテナを設置 ・東部清掃事務所(亀泉清掃工場兼用)完成 ・旧六供コミュニティクラブ(現六供町集会所)完成
54	9月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・小屋原町集落排水処理施設の供用開始
55	9月1日 9月 3月30日	<ul style="list-style-type: none"> ・下川町住宅団地排水処理施設の供用開始 ・粗大ごみ収集を電話申し込み方式(各戸訪問)により実施 ・旧六供清掃工場に廃水処理施設整備(昭和55年度事業)
56		<ul style="list-style-type: none"> ・旧六供清掃工場ハイカロリー対策改修工事(昭和55/56年度事業)
58	8月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・浄化槽清掃業者(都市)許可証交付
59	11月30日	<ul style="list-style-type: none"> ・荻窪最終処分場(第1期)及び第1水処理施設完成(昭和58/59年度事業) ・し尿の自動計量装置を設置 ・し尿投入槽の前処理機ドラムスクリーン2台、スクリュープレス2台を整備 ・亀泉清掃工場の煙突を老朽化に伴い建替 ・亀泉清掃工場に電気集じん機を設置(昭和59/60年度事業)
60	10月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・荻窪最終処分場(管理型・第1期)の埋立開始 ・使用済乾電池の収集をステーション持ち出し方式で開始(週1回、不燃物と同時に収集。収容容器は麻袋) ・浄化槽法施行
61	7月28日 9月1日 10月21日 11月 3月	<ul style="list-style-type: none"> ・六供清掃工場・亀泉清掃工場焼却炉補修工事(延命化対策)(六供清掃工場の補修期間中は24時間焼却を行い、夜間は民間委託) ・新六供清掃工場建設のための基礎調査(環境アセスメント)を開始 ・六供清掃工場建設準備室発足(昭和63年4月から建設室)、職員数9名 ・六供清掃工場機種選定委員会にて焼却炉の機種(ストーカ炉)を決定 ・城南住宅団地排水処理施設完成 ・公田地区集落排水処理施設・萱野住宅団地排水処理施設完成
62	4月 7月 10月8日 1月21日 3月10日	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会の粗大ごみ収集を開始 ・六供町し尿処理施設内の汚泥脱水装置の遠心分離機更新 ・六供清掃工場建設事業に伴う地元六供町の住民同意取得 ・六供清掃工場の都市計画位置決定 ・し尿(浄化槽汚泥)処理施設建設工事完成(87k1/日、昭和61/62年度事業)
63	10月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・機構改革により清掃部清掃課・清掃事務所・清掃工場の1部3課体制となり、各清掃事務所・工場を各出張所・分場と改名しそれぞれの課に編入。
平成元	4月 6月13日 11月1日 11月1日 12月27日 3月 3月	<ul style="list-style-type: none"> ・下増田地区集落排水処理施設完成 ・荻窪粗大ごみ処理施設、最終処分場建設事業に伴う荻窪町の住民同意取得 ・荻窪最終処分場第1水処理施設に脱水機を増設 ・圧縮梱包処理機をリースで導入し、使用開始 ・荻窪分場粗大ごみ処理施設の建築基準法第51条ただし書許可 ・清里前原住宅団地排水処理施設完成 ・東部出張所に洗車排水処理施設を設置
2	4月25日 1月 3月	<ul style="list-style-type: none"> ・「ごみ減量化対策実施委員会」設置 ・荻窪最終処分場の埋立完了部分(第1期)緑化工事を実施 ・荻窪最終処分場拡張整備事業(第2期・10,600㎡)と第3水処理施設(400㎡/日)竣工(平成2年度事業)、第2水処理施設(300㎡/日)休止
3	4月 6月 7月 9月 9月 10月1日 10月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・清掃事務所を清掃業務課、清掃工場を清掃施設課と名称変更し、各出張所を事務所、各分場を工場と変更 ・荻窪最終処分場(第2期)の埋立開始 ・ドラム缶による空きびんカレットの拠点回収を開始 ・六供温水プール・コミュニティクラブ竣工(平成2/3年度事業) ・六供清掃工場竣工(昭和63～平成3年度事業) ・住宅団地のコンテナによるごみ収集廃止 ・六供清掃工場、六供温水プール竣工式

年 度	月 日	沿 革
	10月20日 12月26日 3月 3月	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回前橋リサイクルデー開催(銀座イベント広場) ・第一次し尿処理業合理化事業計画(平成3～4年度)群馬県承認 ・荻窪最終処分場第3水処理施設増設工事竣工(400m³/日増設) ・荻窪清掃工場粗大ごみ処理施設竣工
4	4月 5月16日 11月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・清掃課環境衛生係を清掃啓発係に名称変更 ・荻窪清掃工場粗大ごみ処理施設竣工式 ・第2回前橋リサイクルデー開催(六供清掃工場、以降毎年実施) 平成28年度まで ※前橋リサイクルデー(平成3～7年度)、前橋リサイクルまつり(平成8～23年度)、まえばし3Rまつり(平成24年度)、リユース宝市(平成25～28年度)
5	4月 6月 9月 11月 11月 11～12月 3月	<ul style="list-style-type: none"> ・「前橋市廃棄物処理及び清掃に関する条例」及び「同規則」を全部改正し、4月1日より施行(但しごみ処理手数料の改正は6月1日より適用 100円/10kg) ・ガラスびん・空き缶分別収集をモデル地区(10地区・5,000世帯)で実施 ・前橋市廃棄物減量等推進審議会を発足 ・上増田地区集落排水処理施設完成 ・冷蔵庫の冷媒用フロンガスの回収を開始 ・ごみと生活排水に関する市民、事業所アンケートを実施 ・荻窪最終処分場施設整備(第3期)工事完成(平成4/5年度事業)、第3水処理施設に汚泥脱水機設置(平成4年度事業)
6	4月 4月 6月 6月 6月 7月 10月 3月 3月	<ul style="list-style-type: none"> ・荻窪最終処分場(第3期)の埋立開始 ・清掃業務課に地域し尿処理施設係を新設 ・焼却灰、ペット砂の戸別収集開始 ・週休2日制の導入(一部収集地域で収集日を変更) ・ガラスびん・空き缶分別収集をモデル地区(桂萱地区・駒形町)に、環境美化推進員(廃棄物減量等推進員)を配置。7月より活動開始 ・桂萱地区・駒形町をモデル地区とし、概ね13,000世帯にて従来の不燃物収集の形態を変更、不燃ごみと交互に、隔週で空きびん・空き缶分別回収を開始 ・大室地区集落排水処理施設完成 ・「前橋市一般廃棄物処理基本計画(H7～H21年度)」策定 ・市有施設コンテナごみ収集の廃止
7	8月 10月 2月 2月 3月 3月 3月	<ul style="list-style-type: none"> ・前橋市廃棄物減量等推進審議会に「一般廃棄物処理に係る適正負担のあり方及び事業系ごみの減量化、適正排出について」諮問 ・ガラスびん・缶分別収集モデル地区(岩神町一～四丁目)実施、同地区に環境美化推進員を配置 ・可燃ごみ、不燃ごみ収集担当の一元化と収集地区(町)の集合化を図るため、直営及び委託の収集担当区域を見直し。ごみ収集曜日を全市的に変更 ・小規模事業所アンケートの実施 ・荻窪清掃工場びん選別施設完成 ・前橋水質浄化センター汚泥溶融施設完成 ・ドラム缶による空きびんカレットの拠点回収事業終了(ガラスびん・空き缶の全市域分別収集実施に伴う)
8	9月 10月 10月 11月 11月11日 12月 12月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・環境美化推進員を委嘱(全市域) ・前橋市分別収集計画策定 ・ガラスびん・空き缶分別収集を実施(全市域) ・廃エアコンの冷媒用フロンガスの回収を開始 ・第二次し尿処理業合理化事業計画(平成9～11年度)の県承認 ・5kg以下のプロパンガスボンベ及びアウトドア用ガスボンベの電話予約による戸別収集開始 ・荻窪町自治会との覚書締結(開発基本構想の承認)
9	4月1日 4月 4月 6月～7月 9月～3月 3月	<ul style="list-style-type: none"> ・容器包装リサイクル法本格施行(ガラス製容器、ペットボトルを対象) ・第二次し尿処理業合理化計画に基づき山王町、山王町一・二丁目のごみ収集運搬を民間委託 ・一般廃棄物処理手数料の改正(消費税率の改正に伴う改正 100円→110円/10kg) ・環境美化推進員研修会意見交換会(地区別開催、延14回) ・ごみ収集指定袋導入に伴う説明会の実施 ・六供し尿処理施設建設工事完成

年 度	月 日	沿 革
10	4月 4月 4月 7月 7月 7月26日 10月1日 10月	<ul style="list-style-type: none"> ・荻窪地区整備推進室発足(職員数3名、平成16年3月まで) ・第二次し尿処理業合理化計画に基づき公衆便所の清掃72か所を民間委託 ・代替フロンガスの回収を開始 ・前橋市指定袋(家庭ごみ用)制度導入 ・危険ごみ分別収集開始 ・環境美化推進員研修会・意見交換会(全市対象、以降毎年実施) ・スプレー缶・カセットボンベ・ライターを危険ごみとし、資源ごみ収集日に黄色のコンテナで分別収集開始 ・ペットボトル分別収集開始
11	4月1日 4月1日 4月 4月 7月29日 3月31日	<ul style="list-style-type: none"> ・機構改革により環境対策課の環境啓発係とリサイクル推進係を清掃業務課に移管、啓発リサイクル係とし、清掃業務課管理係を管理係と業務係に分割 ・地域し尿処理施設のうち、農業集落排水処理施設の維持管理を農村整備課へ移管 ・第二次し尿処理業合理化計画に基づき清里地区のごみ収集運搬を民間委託 ・新最終処分場建設に伴う環境評価及び施設整備基本計画策定業務委託 ・前橋市廃棄物減量等推進審議会に前橋市一般廃棄物処理基本計画の見直しについて諮問 ・公共下水道への接続に伴い、清里前原住宅排水処理施設を廃止
12	4月1日 4月1日 6月29日 9月1日 10月 11月6日 1月29日 2月28日 3月27日	<ul style="list-style-type: none"> ・容器包装リサイクル法完全施行(プラスチック製容器包装を追加) ・地域し尿処理施設使用料を下水道使用料と同額に改正(1.5→1.0倍) ・「前橋市一般廃棄物処理基本計画の見直しについて」答申 ・ペットボトル選別処理施設運転開始 ・前橋市最終処分場地元住民(荻窪町・小坂子町)建設同意 ・亀泉清掃工場生活環境影響調査結果報告書縦覧(12月5日まで) ・「桐生市外六か町村広域市町村圏振興整備組合と前橋市との間におけるごみ処理に関する協定」を締結 ・南部清掃事務所管理棟全面改築完成 ・前橋市と高崎市ほか4町村衛生施設組合との間における「一般廃棄物の相互処理に関する協定」を締結
13	4月1日 4月1日 4月1日 4月1日 4月 6月 8月6日 11月 12月 1月 2月 2月 3月18日	<ul style="list-style-type: none"> ・家電リサイクル法本格施行 ・ごみ処理手数料の改正(110円→150円/10kg) ・不燃ごみ収集を隔週1回から週1回に拡充 ・廃プラベールの再商品化開始(平成15年度まで) ・高崎広域の不燃ごみ(冷蔵庫)受入(4月のみ) ・大胡町他3村クリーンセンターの可燃ごみ受入(6月のみ) ・前橋市最終処分場建設に伴う生活環境影響調査報告書を縦覧(9月5日まで) ・六供清掃工場特定4部位試験焼却、肉骨粉試験焼却 ・亀泉清掃工場16時間運転(平成14年11月まで) ・桐生広域清掃センター、藤岡市清掃センターへ可燃ごみ処理依頼(3月まで) ・民間処理業者3社へ可燃ごみ処理委託(3月まで) ・大胡町他3村クリーンセンターへ可燃ごみ処理依頼(3月まで) ・肉骨粉の焼却処理委託(平成15年4月まで)
14	4月 4月 5月 11月 12月 12月 2月 3月14日 3月25日	<ul style="list-style-type: none"> ・広域4町村のペットボトル選別処理を受託開始(平成17年度まで) ・MDI缶(特定フロン含有製剤等)処理委託開始 ・六供清掃工場布団類焼却開始 ・桐生広域清掃センターへごみ処理依頼(11月のみ) ・荻窪清掃工場廃プラベールラッピング運転開始 ・亀泉清掃工場1・2号炉休止、新炉試運転開始 ・亀泉清掃工場岩本式焼却炉及び固定炉解体 ・亀泉清掃工場ダイオキシン類削減対策工事完成(平成13/14年度事業) ・六供清掃工場ダイオキシン類削減対策工事完成(平成13/14年度事業)
15	4月22日 8月4日 12月19日 12月22日	<ul style="list-style-type: none"> ・前橋市廃棄物減量等推進審議会に「家庭ごみ有料化の導入について」諮問 ・前橋市廃棄物減量等推進審議会が「家庭ごみ有料化の導入について」答申 ・前橋市最終処分場(貯留施設・浸出水処理施設)完成(平成13～15年度事業) ・荻窪清掃工場東門開通

年 度	月 日	沿 革
	12月25日 2月 2月13日 3月15日 3月15日 3月23日	<ul style="list-style-type: none"> ・温水利用健康づくり施設「あいのやまの湯」及び前橋市最終処分場竣工式 ・家庭ごみ有料化の導入見送り ・第三次し尿処理業合理化事業計画（平成16年度）の県の承認 ・六供清掃工場灰梱包設備及び灰袋積込棟完成 ・六供清掃工場、亀泉清掃工場、荻窪清掃工場焼却灰等袋詰め開始 ・前橋市最終処分場埋立開始
16	5月3日 5月26日 6月 9月 10月1日 10月1日 10月24日 10月 12月1日 12月5日 12月5日 12月10日 1月28日	<ul style="list-style-type: none"> ・月、火曜日の休日収集開始 ・前橋市廃棄物減量等推進審議会で新たに実施するリサイクル推進施策を審議 ・プラ容器分別収集の住民説明会実施（9月まで・239回） ・天然ガスごみ収集車購入 ・分別方法の変更によりプラ容器、廃蛍光管等の分別収集開始 ・プラ容器以外のプラスチックを可燃ごみとして焼却開始 ・有価物の拠点回収開始 ・廃蛍光管の処理委託開始 ・荻窪清掃工場プラ容器処理設備稼働開始 ・大胡町、宮城村、粕川村を編入合併、収集は従来体制を維持 ・町村合併により大胡クリーンセンター、大胡衛生センターが前橋市の所管に ・六供清掃工場高圧復水器更新工事終了 ・荻窪清掃工場プラ容器処理設備改修工事終了
17	4月1日 4月1日 4月1日 5月23日 8月23日 8月 10月 11月1日 11月 1月 2月1日 2月28日	<ul style="list-style-type: none"> ・大胡・宮城・粕川地区の自己搬入ごみを亀泉・荻窪清掃工場でも受入開始 ・朝倉町一～四丁目、広瀬町一～三丁目、三俣町一～三丁目のごみ収集運搬を民間委託 ・中間処理後のペットボトルを指定法人引き渡しから民間事業者売却へ変更 ・前橋市廃棄物減量等推進審議会に一般廃棄物処理基本計画の見直しについて諮問 ・六供清掃工場蒸気タービン改修工事終了、定格出力増加(1,800kw→1,889kw) ・ごみ収集車の軽油代替燃料による試験走行を開始(21年4月休止) ・まえばし子ども探検隊「ごみのゆくえをさぐる」のビデオ完成 ・紙リサイクル庫の設置(東部・西部・南部清掃事務所及び大胡クリーンセンター) ・プラ容器分別後のごみ量変化報告会実施(2月まで・20回) ・大胡・宮城・粕川地区のごみ分別変更住民説明会実施(2月まで・54回) ・紙リサイクル庫の増設(児童文化センター・市民体育館) ・「前橋市一般廃棄物処理基本計画の見直し」答申
18	4月1日 4月1日 4月1日 4月1日 7月 10月9日	<ul style="list-style-type: none"> ・大胡・宮城・粕川地区のごみ分別収集方法を旧前橋地区と統一 ・大胡・宮城・粕川地区と総社・清里・南橋(一部)地区の不燃・粗大ごみ搬入先変更 ・富士見村で収集した空き瓶と危険ごみの選別処理業務を荻窪清掃工場で開始 ・収集した空き缶の一部(400t)を富士見クリーンステーションへ移送開始 ・紙リサイクル庫の増設(3月まで・南橋公民館他10箇所) ・荻窪清掃工場で収集した中古家具の配布を開始
19	4月1日 4月 5月 7月 7月 9月 1月 2月 3月31日	<ul style="list-style-type: none"> ・富士見クリーンステーションへ移送する収集後の空き缶を年間550tへ増量 ・環境をテーマに市政懇談会を開催(10月まで・23地区) ・新清掃工場の建設候補地を下増田町地内とすることについての内部意思決定 ・清掃車両有料広告掲載を開始 ・紙リサイクル庫の増設(3月まで・前橋保健センター他9箇所) ・紙リサイクル10万人キャンペーンの実施(応募期間9/1～10/31、応募総数5,568通) ・わが町リサイクル庫設置補助制度の創設(平成22年度まで) ・手づくりアイデアマイバッグ展の開催(2/22～24、前橋プラザ元気21) ・東部清掃事務所を西部清掃事務所に統合、事務所・車庫等を亀泉清掃工場へ移管
20	4月 9月 11月13日 2月6日	<ul style="list-style-type: none"> ・下増田町清掃工場設置対策委員会の設立 ・紙リサイクル10万人キャンペーンの実施(応募期間9/1～11/30、応募総数7,314通) ・前橋市廃棄物減量等推進審議会に前橋市一般廃棄物処理基本計画の見直しについて諮問 ・新清掃工場整備検討委員会の設置

年 度	月 日	沿 革
21	4月1日	・中核市へ移行 スズメバチ駆除業務を保健所へ移管
	4月1日	・清掃業務課の名称をリサイクル推進課に改め、新たに廃棄物対策課・清掃施設建設準備室を設置
	4月1日	・選別処理施設（大渡町）で中間処理後のペットボトルを民間事業者売却から指定法人引き渡しへ変更
	5月5日	・富士見村を編入合併、収集は従来体制を維持
	5月5日	・合併により富士見クリーンステーション、富士見衛生センターが前橋市の所管に
	5月19日	・「前橋市一般廃棄物処理基本計画の見直し」答申
	6月30日	・萱野住宅団地排水処理施設稼働停止
	10月	・新清掃工場環境影響評価方法書の公告、縦覧、施設整備基本構想を策定、説明会を実施
	12月12日	・新清掃工場整備検討委員会専門部会の開催（第1回、以降4回開催）
	2月	・富士見地区プラ容器分別説明会実施（32回）
3月31日	・富士見衛生センター稼働停止	
22	4月1日	・ごみ処理手数料の改正(150円→180円/10kg)
	4月1日	・富士見地区プラ容器分別収集開始
	10月1日	・古紙分別収集モデル事業を開始
	11月	・新清掃工場施設整備基本計画を策定、周辺地区説明会を実施
	3月11日	・東日本大震災発生
	3月14日	・電力受給逼迫により計画停電実施（4月8日まで）
23	4月1日	・リサイクル推進課の名称をごみ減量課に啓発推進係をごみ減量係にそれぞれ改める。
	4月1日	・前橋市こんにちは収集事業開始
	4月1日	・粗大ごみ収集運搬・処分業務の民間委託開始
	6月27日	・清掃工場周辺における放射線量の測定を開始
	7月1日	・電気事業法第27条に基づく電気の使用制限実施（9月9日まで）
	7月4日	・清掃工場等における焼却灰等の放射能濃度の測定を開始
	8月	・し尿及び浄化槽汚泥処理を民間処理業者へ委託
	10月	・新清掃工場環境影響評価準備書の公告、縦覧、説明会を実施
	1月1日	・放射性物質汚染対処特別措置法施行
	3月	・新清掃工場整備計画を凍結
3月31日	・大胡衛生センター稼働停止	
24	4月1日	・清掃施設建設準備室の名称を清掃施設計画室に改める。
	10月1日	・古紙分別収集を全市域で開始
	1月22日	・東日本大震災で発生した岩手県宮古地区の災害廃棄物の広域処理を開始（平成25年8月6日まで） （平成26年3月12日、環境大臣が市長に感謝状を授与）
	3月	・清掃施設整備方針を既存施設の有効活用を図る延命化に決定
25	4月1日	・南部清掃事務所を西部清掃事務所に統合
	4月1日	・小動物死体収集運搬業務の民間委託開始
	4月1日	・清掃施設計画室の名称を清掃施設整備室に改め、清掃施設課内に設置
	9月11日	・大胡クリーンセンターにおいて農集排汚泥肥料の焼却開始(平成26年3月まで)
	10月1日	・使用済小型家電の拠点回収開始
2月	・豪雪災害による災害廃棄物の受け入れ(平成27年3月まで)	
26	4月1日	・古着分別収集開始
	5月23日	・六供清掃工場延命化に係る発注仕様書の作成に着手（平成26年度・平成27年度債務負担行為）
	7月1日	・前橋市土砂等による埋立て等の規制に関する条例施行
	9月1日	・廃食用油拠点回収開始
	9月1日	・前橋市再生資源事業協同組合及び前橋市一般廃棄物処理事業協同組合と災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定を締結
	10月	・茨城県南部地震に伴う災害ごみ（瓦）を受入れ
	10月31日	・わが町リサイクル庫設置補助制度廃止
	11月17日	・前橋市廃棄物減量等推進審議会に前橋市一般廃棄物処理基本計画の見直しについて諮問
	2月1日	・在宅医療用注射針拠点回収及び処理開始
	2月1日	・インクカートリッジ拠点回収開始
	3月13日	・六供清掃工場延命化に係る環境影響調査を実施
	3月31日	・前橋市環境保健地区組織連合会 解散

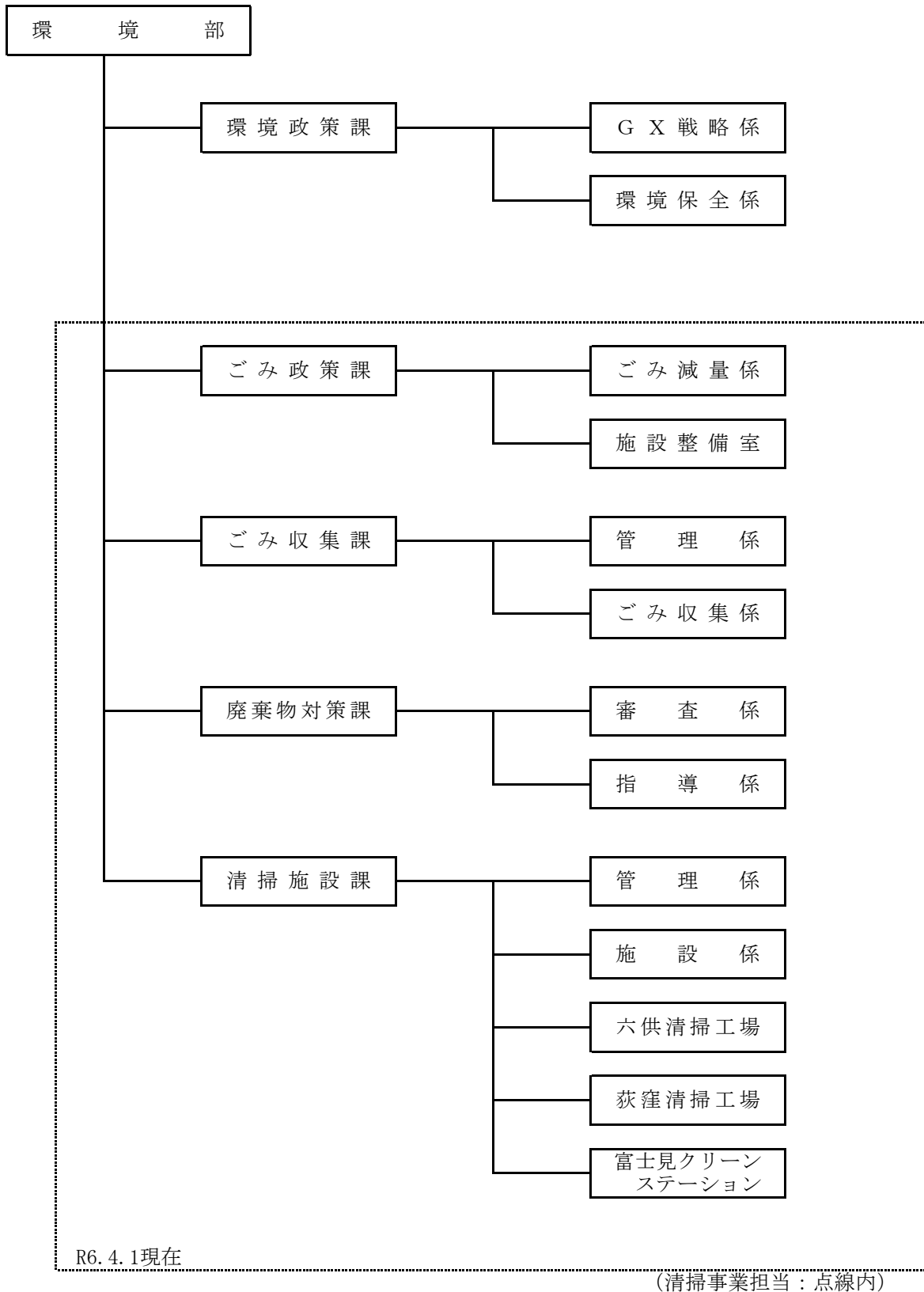
年 度	月 日	沿 革
27	4月1日 4月13日 6月17日 8月20日 9月25日 2月9日 3月7日	<ul style="list-style-type: none"> ・前橋市地域環境活動推進懇談会 設置 ・六供清掃工場において展開検査を毎日実施 ・突風による災害廃棄物の受け入れ ・六供清掃工場に搬入される一般廃棄物収集に係る古紙のリサイクルを実施 ・六供清掃工場延命化工事入札公告 ・荻窪清掃工場において展開検査を毎日実施 ・「前橋市一般廃棄物処理基本計画の見直し」答申
28	4月1日 4月1日 6月23日 3月31日	<ul style="list-style-type: none"> ・有価物集団回収における使用済小型家電回収開始 ・公衆便所清掃のうち115か所を民間委託開始 ・六供清掃工場延命化工事開始（平成28～31年度債務負担行為） ・前橋市地域環境活動推進懇談会 廃止
29	4月1日 4月1日 6月1日 6月 8月8日 9月5日 12月1日 12月	<ul style="list-style-type: none"> ・清掃施設課清掃施設整備室を課として再編成 ・新堀町西住宅団地排水処理施設を市へ移管 ・資源・ごみ分別アプリ配信開始 ・延命化工事期間中の可燃ごみ処理の一部を桐生市に委託（12月まで） ・前橋市最終処分場施設整備方針を策定 ・前橋市新最終処分場整備検討委員会設置 ・新最終処分場建設候補地を一般公募（～3月20日） ・六供清掃工場延命化工事（3号炉入れ替え工事終了）
30	4月 6月 11月 3月31日	<ul style="list-style-type: none"> ・新最終処分場建設候補地に9か所から応募 ・延命化工事期間中の可燃ごみ処理の一部を桐生市に委託（10月まで） ・六供清掃工場延命化工事（2号炉入れ替え工事終了） ・有価物集団回収における使用済小型家電回収終了
令和元	4月 6月 8月1日 10月20日 11月5日 3月4日 3月6日 3月31日	<ul style="list-style-type: none"> ・公衆便所清掃の委託事務を公園管理事務所へ移管 ・延命化工事期間中の可燃ごみ処理の一部を桐生市に委託（7月まで） ・新最終処分場建設候補地の応募9か所から3か所を選定（一次選定） ・台風19号災害派遣 5日間 1名（茨城県大子町）（～10月24日） ・台風19号災害派遣 12日間延べ32名（栃木県佐野市）（～11月30日） ・新最終処分場建設候補地の一次選定3か所から1か所（小坂子町字別所地内ほか）を選定（二次選定） ・六供清掃工場延命化工事終了（1号炉入れ替え工事終了、平成28～令和元年度事業） ・前橋市新最終処分場基本構想を策定 ・亀泉清掃工場・大胡クリーンセンター閉場
2	4月1日 7月10日 7月 10月1日 10月30日 12月24日 3月29日 3月30日 3月30日 3月31日	<ul style="list-style-type: none"> ・六供清掃工場において自己搬入可燃ごみを受入開始（可燃2工場閉場のため） ・前橋市新最終処分場整備に係る第1回地元説明会開催 ・前橋市新最終処分場基本計画策定業務に着手（令和2～4年度債務負担行為） ・六供町、六供町一・四丁目、南町一～四丁目のごみ収集運搬を民間委託 ・前橋市廃棄物減量等推進審議会に前橋市一般廃棄物処理基本計画の見直しについて諮問 ・桐生市と伊勢崎市との「一般廃棄物の処理に係る相互支援に関する協定」を締結 ・「前橋市一般廃棄物処理基本計画の見直し」答申 ・「前橋市一般廃棄物処理基本計画」改訂 ・「前橋市災害廃棄物処理計画」策定 ・浄化槽処理促進区域を指定（上佐鳥町、朝倉町、櫛島町、亀里町、鶴光路町及び宮地町の一部）
3	5月25日 8月	<ul style="list-style-type: none"> ・小坂子町自治会から新最終処分場整備に関する協議開始の同意書提出 ・新最終処分場整備に係る測量及び地質調査業務開始（～令和4年3月）
4	4月1日 3月	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ減量課と清掃施設整備室をごみ政策課とごみ収集課に再編 ・前橋市新最終処分場基本計画を策定
5	11月20日 3月9日 3月19日	<ul style="list-style-type: none"> ・前橋・桐生・伊勢崎・みどり・玉村一般廃棄物処理広域化協議会の設置 ・能登半島地震災害派遣 7日間 1名（富山県氷見市）（～3月15日） ・小坂子町自治会との覚書締結（地域振興事業及び最終処分場事業の推進）

第3章 組織・人員

- 1 組織
- 2 事務分掌
- 3 職員配置表

第3章 組織・人員

1 組織



課名	係名	事務分掌
環境政策課	G X 戦略係	<ol style="list-style-type: none"> 1 課の庶務(予算・決算を含む)に関する事 2 環境部内の事務連絡調整に関する事 3 環境基本計画(温暖化防止実行計画及びグリーン購入を含む)の推進に関する事 4 環境審議会に関する事 5 家庭用、事業用ゼロカーボン推進補助金に関する事 6 新エネルギーの導入に関する事 7 自然環境保全推進委員会、自然環境調査に関する事 8 環境啓発(環境イベントを含む)に関する事 9 こどもエコクラブに関する事 10 次世代自動車普及促進に関する事 11 ESCO事業に関する事 12 分散型エネルギーに関する事 13 フロン排出抑制法に関する事 14 まえばし環境の学び舎事業に関する事 15 赤城山エコツアーリズムに関する事 16 まえばし環境家族に関する事 17 みぢかな季節かんじ隊に関する事 18 特定外来生物に関する事
	環境保全係	<ol style="list-style-type: none"> 1 環境関係法令に基づく届出の受理及び審査に関する事 2 公害苦情処理及び発生事案に関する事 3 大気汚染防止法に関する事 4 水質汚濁防止法に関する事 5 騒音規制法に関する事 6 振動規制法に関する事 7 土壌汚染対策法に関する事 8 悪臭防止法に関する事 9 ダイオキシン類対策特別措置法に関する事 10 群馬県の生活環境を保全する条例、群馬県環境影響評価条例に関する事 11 放射線量測定に関する事 12 公害防止協定に関する事 13 特定事業場(大防法、DXN法)の立入調査計画の立案及び調査・指導に関する事 14 有害大気汚染物質等に関する事 15 大気汚染常時監視及び注意報の周知に関する事 16 環境基準点等河川水質調査の計画立案及び実施に関する事 17 特定事業場(水濁法)の立入調査計画の立案及び調査・指導に関する事 18 地下水調査の計画立案及び実施に関する事 19 悪臭重点監視事業場の調査計画の立案及び調査・指導に関する事 20 環境、自動車、高速道路騒音及びその他騒音・振動調査に関する事 21 特定事業場届出システムの運用に関する事
ごみ政策課	ごみ減量係	<ol style="list-style-type: none"> 1 課の庶務(予算・決算を含む)に関する事 2 一般廃棄物の減量政策・啓発に関する事 3 一般廃棄物処理計画に関する事 4 災害廃棄物処理計画に関する事 5 廃棄物減量等審推進審議会に関する事 6 指定袋に関する事 7 容り法に基づく分別収集計画に関する事 8 プラスチック資源循環法に関する事 9 出前講座に関する事 10 路上喫煙及びポイ捨ての禁止に関する事 11 全国都市清掃会議に関する事 12 清掃事業概要に関する事 13 ごみ収集カレンダー・分別アプリに関する事 14 G活チャレンジ各種啓発に関する事 15 環境美化推進員(廃棄物減量等推進員)の事務に関する事 16 食べきり協力店登録制度に関する事 17 大規模小売店舗立地法等の事前協議に関する事 18 ごみ減量化器具、段ボールコンポストに関する事 19 リユース食器に関する事 20 し尿・浄化槽汚泥処理施設、コムブラ等に関する事 21 循環型交付金の取りまとめに関する事
		施設整備室

課名	係 名	事 務 分 掌
ごみ収集課	管 理 係	<ul style="list-style-type: none"> 1 課の庶務(予算・決算を含む)に関する事 2 ごみ集積場所の運営(支援)に関する事 3 ごみ集積場所の不適正排出の処理に関する事 4 粗大ごみ・小動物死体の収集運搬の連絡調整に関する事 5 ごみ収集運搬業務委託に関する事 6 防災及び災害時の廃棄物対応に関する事 7 リサイクル庫に関する事 8 あき地の環境管理に関する事 9 廃食用油回収事業に関する事 10 有価物集団回収に関する事 11 安全衛生委員会に関する事 12 小型家電回収に関する事 13 紙・衣類等分別収集に関する事 14 宅地開発事前協議に関する事
	ごみ収集係	<ul style="list-style-type: none"> 1 事務所の建物、物品の維持管理に関する事 2 ごみ収集運搬の計画実施及び収集体制の整備に関する事 3 作業用車両に関する事 4 公的に要請があった場合のごみ収集運搬に関する事 5 不法投棄・臨時ごみ収集運搬に関する事 6 こんにちは収集に関する事 7 し尿収集運搬の計画及び実施に関する事 8 移動公衆便所の貸出に関する事 9 公衆便所の管理に関する事 10 し尿処理手数料及び助成金に関する事 11 し尿処理業及び浄化槽清掃業許可並びに業者の指導育成に関する事 12 浄化槽の保守点検業者の登録に関する事 13 浄化槽の維持管理に関する指導に関する事 14 小動物死体収集運搬業務に関する事 15 粗大ごみの収集依頼の事務に関する事 16 ごみ清掃車両の広告に関する事 17 資源ごみ回収コンテナ及びパレットに関する事 18 在宅医療廃棄物の事務等に関する事 19 その他ごみ収集運搬に関する事
廃棄物対策課	審 査 係	<ul style="list-style-type: none"> 1 課の庶務(予算・決算を含む)に関する事 2 産業廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物処分業の許可に関する事 3 一般廃棄物収集運搬業及び一般廃棄物処分業の許可に関する事 4 産業廃棄物処理施設及び一般廃棄物処理施設設置の許可に関する事 5 廃棄物処理施設の設置等に係る事前協議に関する事 6 廃棄物処理業者及び施設設置者等への立入検査、指導等に関する事 7 使用済自動車の業の登録、許可、指導監督、立入検査等に関する事 8 行政処分(許可業者、許可施設)に関する事 9 特別管理産業廃棄物管理責任者に関する事 10 廃棄物処理施設専門委員会に関する事 11 産業廃棄物管理票交付等状況報告に関する事 12 産業廃棄物多量排出事業者の処理計画書等に関する事 13 一般廃棄物処理業及び産業廃棄物処理業の実績報告に関する事
	指 導 係	<ul style="list-style-type: none"> 1 廃棄物不適正処理事案の調査、監視及び指導等に関する事 2 廃棄物不法投棄監視に関する事 3 土砂等の埋立て等の規制に関する事 4 ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の適正処理に関する事 5 行政処分(許可業者、許可施設を除く)に関する事 6 不適正処理事案に関する統計に関する事 7 不適正処理防止に関する広報啓発に関する事
清掃施設課	管 理 係	<ul style="list-style-type: none"> 1 課の庶務(予算・決算を含む)に関する事 2 清掃工場の連絡調整に関する事 3 課の契約事務に関する事 4 ごみ処理の計画立案に関する事 5 清掃工場の地元自治会対応に関する事 6 ごみ処理統計事務に関する事 7 職員の資格取得・被服貸与に関する事 8 財産の管理に関する事 9 六供清掃工場の見学に関する事 10 ごみ処理手数料に関する事 11 最終処分場の延命化(焼却灰の資源化)に関する事 12 ペットボトル選別処理施設の管理運営に関する事 13 処理困難物の処理及び金属売却に関する事

課名	係 名	事 務 分 掌
	施 設 係	1 清掃施設及び最終処分場の工事設計、施工及び監督に関すること 2 清掃施設及び最終処分場の維持保全に関すること 3 六供清掃工場の発電・熱管理及び余熱利用設備に関すること 4 清掃施設及び最終処分場の公害防止に関すること 5 廃棄物処理技術の調査研究に関すること 6 清掃施設整備における既存施設延命化工事の検討に関すること 7 六供清掃工場の延命化工事に関すること 8 新エネルギー設備工事の設計、施工及び監督に関すること 9 電気事業法に定める諸事務に関すること 10 びん選別処理施設及びペットボトル選別処理施設の整備点検補修に関すること
	六供清掃工場	1 ごみ焼却及び排水処理に関すること 2 工場及び排水処理施設設備、物品の維持管理に関すること 3 ごみ処理手数料の徴収に関すること 4 焼却灰の処理に関すること 5 ごみ焼却施設の整備点検補修に関すること 6 工場の運転管理に関すること 7 運転委託の指導監督に関すること 8 作業用車両、器材の管理保管及び事故防止に関すること 9 展開検査に関すること
	荻窪清掃工場	1 不燃ごみ・粗大ごみの分別、破碎選別、圧縮梱包に関すること 2 工場及び排水処理施設設備、物品の維持管理に関すること 3 ごみ処理手数料の徴収に関すること 4 資源化物の搬出、引き渡しに関すること 5 ごみ、焼却灰等の埋立処分に関すること 6 破碎選別処理施設の整備点検補修に関すること 7 荻窪最終処分場、前橋市最終処分場の管理に関すること 8 工場の運転管理に関すること 9 作業用車両、器材の管理保管及び事故防止に関すること 10 荻窪清掃工場及び最終処分場の見学に関すること 11 展開検査に関すること
	富士見クリーンステーション	1 不燃ごみ・粗大ごみの分別、破碎選別、圧縮梱包に関すること 2 工場及び排水処理施設設備、物品の維持管理に関すること 3 ごみ処理手数料の徴収に関すること 4 資源化物の搬出、引き渡しに関すること 5 ごみ、焼却灰等の埋立処分に関すること 6 破碎選別処理施設の整備点検補修に関すること 7 富士見最終処分場の管理に関すること 8 運転委託の指導監督に関すること 9 作業用車両、器材の管理保管及び事故防止に関すること 10 清掃工場の地元自治会対応に関すること 11 富士見クリーンステーション及び最終処分場の見学に関すること

第4章 清掃施設及び車両等

- 1 清掃関連施設の配置図
- 2 清掃事務所
- 3 中間処理施設
- 4 最終処分場
- 5 余熱利用施設
- 6 配置車両(施設別)

2 清掃事務所

(1) 西部清掃事務所

名 称	所 在 地	施 設 の 概 要
西部清掃事務所	大渡町一丁目 19番地5	1 敷地面積 4,911.97㎡ 2 建物の名称・構造及び面積 ①管理棟 鉄筋コンクリート造 平屋建 296.50㎡(昭和42年3月) (増築)和室 コンクリートブロック造 平屋建 18.09㎡(昭和47年9月) (〃)事務室 鉄骨造 平屋建 25.87㎡(平成元年3月) <内容> 事務室1、職員控室1、更衣室1、浴室1、洗場1 ②車庫 鉄骨造 平屋建 462.00㎡(昭和42年3月) (増築) 鉄筋コンクリート造 平屋建 148.80㎡(昭和44年10月) (〃) 〃 〃 82.96㎡(平成5年2月) ③洗淨機庫(機械庫) ブロック造 4.62㎡(平成9年3月) ④油庫 〃 5.30㎡(〃) ⑤自転車置場 鉄パイプ (平成12年6月) ⑥事務所 コンクリートブロック造 平屋建 158.76㎡(昭和44年10月) (増築) 鉄骨造 平屋建 21.00㎡(平成9年10月) ⑦車庫 鉄骨造 平屋建 58.82㎡

3 中間処理施設

- (1) 六供清掃工場
- (2) 荻窪清掃工場
- (3) 富士見クリーンステーション
- (4) びん選別処理施設
- (5) ペットボトル選別処理施設

名 称	所 在 地	施 設 の 概 要
六供清掃工場	六供町1536番地	1 敷地面積 16,800㎡ 2 工期 昭和63年7月～平成3年9月 3 事業費 11,680,000千円 <内訳> 国補 1,869,209千円 市債 6,602,700千円 一般 3,208,091千円 4 処理能力 405ト/日(135ト/24H×3炉)【通常2炉運転】 5 焼却炉 連続式ストーカ炉 6 建物 ①工場棟 鉄骨鉄筋コンクリート造、一部鉄筋コンクリート造 地上6階地下2階建 延床面積 14,536.14㎡ ごみピット容量 5,400m³(×0.35=1,890ト) 灰ピット容量 400m³(焼却灰300m³+飛灰100m³) ②管理棟 鉄筋コンクリート造 地上3階建 延床面積 1,954.40㎡ ③計量棟 鉄骨造平家建 延床面積 60.47㎡(柱芯) トラックスケール 東30ト、西20ト ④煙突 外筒 鉄筋コンクリート造 7.5m角 内筒 鋼板製 直径1.5m×3本 高さ 80m ⑤洗車場 262㎡ ⑥車庫棟 鉄筋コンクリート造 平屋建 369.08㎡ ⑦梱包袋積込棟 鉄骨造 平屋建 133.14㎡(平成15年度建設) クレーン2.8ト×1基 ⑧灰梱包設備(平成15年度建設) ⑨市民ごみ受入れ施設(令和元年度建設) プラットホーム棟 鉄骨造 平家建 延床面積 188.13㎡ 受付棟 鉄骨造 平家建 延床面積 69.21㎡ トラックスケール 30ト 2台 ⑩少量危険物取扱貯蔵所 鉄骨造 平屋建 15.98㎡(令和3年度建設) 7 請負業者 設計施工 日本鋼管(株)・佐田建設(株)共同企業体 8 排水処理施設 プラント水・洗車水等処理 9 余熱利用設備 (1) 蒸気タービン発電設備 定格出力 2,400kW (2) 高温水装置 高温水温度 130℃ 供給熱量 300万kcal/H

名 称	所 在 地	施 設 の 概 要
		<p>10 ダイオキシソ類削減対策工事</p> <p>(1) 工期 平成13年6月～平成15年3月</p> <p>(2) 事業費 3,910,200千円(工事費3,885,000+監理費25,200)</p> <p> <内訳> 国補 1,027,776千円</p> <p> 県補 37,902千円</p> <p> 市債 2,690,800千円</p> <p> 一般 153,722千円</p> <p>(3) 請負業者</p> <p> ①設計施工 日本鋼管(株)【現JFEエンジニアリング(株)】</p> <p> ②基本設計・工事監理 (株)総合エンジニアリング</p> <p>(4) ダイオキシソ排気ガス保証値 0.5ng-TEQ/匁</p> <p>(5) 公害防止設備 ろ過式集じん機</p> <p> 消石灰と活性炭の吹き込み装置</p> <p> 飛灰の重金属安定剤添加装置</p> <p>11 ダイオキシソばく露防止設備</p> <p>(1) 竣工 平成14年3月</p> <p>(2) 設備内容</p> <p> ①エアシャワー室1.5m²<アマノ(株)>、更衣室13.95m²</p> <p> ②エアコンプレッサー室及びエアラインマスク用エア源(8人用)</p> <p>12 工場延命化工事</p> <p>(1) 工期 平成28年6月～令和2年3月</p> <p>(2) 事業費 12,592,584千円(工事費12,528,000+監理費64,584)</p> <p> <内訳> 国補 5,415,806千円</p> <p> 市債 6,380,900千円</p> <p> 一般 795,878千円</p> <p>(3) 請負業者</p> <p> ①設計施工 JFEエンジニアリング(株)</p> <p> ②工事監理 (株)日産技術コンサルタント</p> <p>(4) 基幹的設備更新 焼却炉、ボイラー、蒸気タービン発電設備、</p> <p> ごみクレーン、灰クレーンほか</p>
荻窪清掃工場	荻窪町677番地	<p>1 敷地面積 19,381.30m²</p> <p>2 工期 平成2年7月～平成4年3月</p> <p>3 事業費 3,522,600千円</p> <p> <内訳> 国補 442,940千円</p> <p> 市債 1,970,600千円</p> <p> 一般 1,109,060千円</p> <p>4 処理能力 99トソ/5H(破碎83トソ+プラ容器16トソ:平成16年12月改造)</p> <p>5 処理方式 併用式 5種分別</p> <p> (鉄・アルミ・可燃物・不燃物・プラ容器)</p> <p>6 建物</p> <p>(1) 工場棟 鉄筋コンクリート造・一部鉄骨造</p> <p> 地上3階地下1階建</p> <p> 延床面積 3,252.06m²</p> <p> ごみピット容量 1,500m³</p> <p>(2) 管理棟 鉄骨造 地上2階建</p> <p> 延床面積 1,147.72m²</p> <p>(3) 計量棟 鉄骨造 平屋建 延床面積 108.00m²</p> <p> トラックスケール 西30トソ、東20トソ</p> <p>(4) 車庫棟 鉄骨造×2棟 延床面積 388.58m²</p> <p> (うち1棟はびん選別処理施設へ改装)</p> <p>(5) 危険物倉庫 鉄骨造 平屋建 12.00m²</p> <p>(6) 重機修理棟 鉄骨造 平屋建 12.00m²</p> <p>7 公害防止設備</p> <p> サイクロン、ろ過式集じん機、除じん機、排水処理施設</p> <p>8 請負業者</p> <p>(1) 設計施工 日立造船(株)</p> <p>(2) 基本設計 (株)環境工学コンサルタント</p> <p>9 廃プラ可燃物ベールラッピング設備</p> <p>(1) 竣工 平成14年12月</p> <p>(2) 圧縮梱包設備 長さ1m(最大1.1m)×幅1m×高さ1m</p> <p>(3) 処理能力 95ベール/5H</p> <p>(4) 工事費 15,740千円</p> <p>(5) 請負業者 (株)モリタ<シグノード(株)></p> <p>10 ダイオキシソばく露防止設備</p> <p>(1) 竣工 平成14年3月</p> <p>(2) 設備内容 エアシャワー室 1.5m²<アマノ(株)></p>

名 称	所 在 地	施 設 の 概 要
富士見 クリーンステーション	富士見町石井 1873番地2	<p>1 敷地面積 約3,200㎡</p> <p>2 工期 平成8年6月～平成10年3月</p> <p>3 事業費 1,542,091千円 <内訳> 国補 247,867千円 起債 1,226,400千円 一般 67,824千円</p> <p>4 処理能力 18ト/5H</p> <p>5 処理方式 (1) 資源ごみライン 破袋+鉄選別+アルミ選別 (2) 粗大ごみライン 粗破碎・回転破碎(縦型破碎機)+鉄選別+不燃物選別 +アルミ選別</p> <p>6 建物 (1) 工場棟 鉄骨造 地上2階建 延床面積 2,372.79㎡ (2) スtockヤード棟 鉄骨造 平屋建 延床面積 273.36㎡ (3) 倉庫 鉄骨造 平屋建(平成28年10月) 延床面積 75.24㎡</p> <p>7 請負業者 (1) 設計施工 (株)クボタ (2) 基本設計 (株)総合エンジニアリング</p>
びん選別処理施設	荻窪町677番地	<p>1 竣工 平成8年3月</p> <p>2 事業費 42,024千円</p> <p>3 処理能力 18ト/5H</p> <p>4 処理方法 3色手選別(透明・茶・その他)</p> <p>5 建物 207.13㎡ (荻窪清掃工場の車庫棟を改装)</p> <p>6 請負業者 設計施工 (株)新成エンジニアリング</p>
ペットボトル 選別処理施設	大渡町一丁目 19番地4	<p>1 敷地面積 3,463.46㎡</p> <p>2 建物 ①処理施設棟 鉄骨造 平屋建 204.30㎡ ②作業員休憩所 軽量鉄骨造 平屋建 23.42㎡</p> <p>3 機器設備等 受入供給ホップ1基、選別コンベア1基、供給コンベア1基、 ペットボトル減容機 2基</p> <p>4 付帯設備 Stockヤード 486.00㎡</p> <p>5 処理能力 4ト/日 (400kg/1H×2基×5H)</p> <p>6 事業費 89,656,185円 (うち施設分 53,283,300円、収集車・フォークリフト除く) <内訳> 国補 22,414,000円 市債 66,800,000円 一般 442,185円</p> <p>7 工 期 平成12年3月～平成12年8月</p>

4 最終処分場

- (1) 荻窪最終処分場
- (2) 前橋市最終処分場
- (3) 堀越埋立地
- (4) 富士見最終処分場

名称	所在地	施設の概要
荻窪最終処分場	荻窪町671番地	1 敷地面積 65,621.10㎡(浸出水処理施設を除く) 2 埋立面積 50,000㎡ 【1期:18,400㎡+2期:10,400㎡+3期:21,200㎡】 3 埋立容量 544,000㎡ 【1期:233,299㎡+2期:70,305㎡+3期:240,247㎡】 4 埋立期間 昭和60年4月～平成20年3月 埋立終了 【1期:昭和60年4月～,2期:平成3年6月～,3期:平成6年4月～】 5 埋立方法 サンドイッチ方式 6 事業費 1,747,629千円 <内訳> 国補 46,972千円 市債 1,108,400千円 一般 592,257千円 7 処分場の構造 法面高密度ポリエチレンシート、1.5mm張り(1期は防水シート) 浸出水集水管・底部地下水集水管埋設 底部水密アスファルトコンクリート 8 請負業者 (1) 1期・2期 設計 都市開発設計(株) 施工 佐田建設(株) (2) 3期 設計 (株)環境工学コンサルタント 施工 宮下工業(株)
	荻窪町703番地5	9 浸出水処理施設 (1) 第1水処理施設 ①敷地面積 1,310.53㎡(第2水処理施設を含む) ②管理棟 鉄筋コンクリート造 平屋建 51.4㎡ ③脱水機棟 鉄骨造 2階建 45.6㎡ ④倉庫 鉄筋コンクリート造 平屋建 10.8㎡ ⑤浸出水処理量 処理能力:70㎡/日(最大110㎡/日) 調整槽:140㎡ ⑥浸出水処理方式 接触酸化処理ろ過 活性炭吸着 ⑦請負業者 設計 都市開発設計(株) 施工 荻原実業(株)
	荻窪町703番地5	(2) 第2水処理施設(平成3年4月から休止中) ①浸出水処理量 処理能力300㎡/日(最大500㎡/日) ②浸出水処理方式 P B S凝集沈殿処理 ③竣工 昭和62年3月 ④事業費 48,000千円(一般)
	荻窪町336番地1	(3) 第3水処理施設 ①敷地面積 4,471.00㎡ ②管理棟 鉄筋コンクリート造 平屋建 118.20㎡ ③汚泥処理棟 鉄骨造 平屋建 82.07㎡ ④浸出水処理量 処理能力:800㎡/日 調整槽:1,920㎡ ⑤浸出水処理方式 接触曝気方式+凝集沈殿処理+砂ろ過処理+活性炭吸着処理 +滅菌 ⑥請負業者 設計施工 (株)西原環境衛生研究所 ⑦工期 平成2年8月～平成5年3月 ⑧事業費 618,258千円(平成2～4年度の計)
前橋市最終処分場	荻窪町553番地3	1 全体面積 79,151.43㎡(浸出水処理施設を含む) 2 埋立面積 46,700㎡ 3 埋立容量 383,000㎡ 4 埋立期間 平成16年3月～令和13年7月 5 貯留施設 (1) 敷地面積 75,255.75㎡ (2) 埋立方法 セル&サンドイッチ方式 (3) 遮水構造 遮水シート二重敷設、下部:コンクリート版(50cm) 上部:サンドマット(底面部)、布製型枠モルタル保護(法面部) 地下水モニタリング井戸(3か所)

名 称	所 在 地	施 設 の 概 要
		(4) 事業費 2,940,000千円 <内訳> 国補 557,048千円 貸付 115,556千円 市債 2,054,900千円 一般 212,496千円 (5) 請負業者 設計監理 (株)日本環境工学設計事務所 施工 佐田建設・宮下工業・泉野建設特定建設工事企業体 (6) 工期 平成13年12月～平成15年12月
	萩窪町632番地9	6 第4水処理施設 (1) 敷地面積 3,895.68㎡ (2) 建物 鉄骨造、一部鉄筋コンクリート造 地上2階地下1階建 延床面積 1,611.05㎡ (3) 処理量 処理能力:120㎡/日 調整槽:5,200㎡ (4) 事業費 1,890,000千円 <内訳> 国補 293,747千円 貸付 65,930千円 市債 1,391,000千円 一般 139,323千円 (5) 請負業者 設計施工 共和化工(株) 監理 (株)日本環境工学設計事務所 (6) 工期 平成13年12月～平成15年12月
堀越埋立地	堀越町1662番地	1 敷地面積 27,290㎡ 2 埋立面積 17,414㎡ 3 埋立容量 91,288㎡ 4 埋立期間 昭和55年4月～平成7年8月 埋立終了 5 埋立方法 サンドイッチ方式 6 現在の状況 大胡総合運動公園の一部 7 水処理施設(稼働中) (1) 処理能力:70㎡/日 貯留槽:72㎡ (2) 建物 鉄筋コンクリート造 平屋建 99.25㎡ 薬剤タンク室 機械室 鉄筋コンクリート造 平屋建 19.25㎡ 8 事業費 241,930千円 <内訳> 国補 52,194千円 起債 181,900千円 一般 7,838千円 9 工期 昭和54年6月～昭和55年3月
富士見最終処分場	富士見町石井 1873番地2	1 埋立面積 8,020㎡ 2 埋立容量 59,080㎡ 3 埋立期間 平成9年4月～平成39年3月(30年間) 4 貯留施設 (1) 埋立方法 準好気性埋立(サンドイッチ方式) (2) 遮水構造 高密度ポリエチレン 2重シート 法面部 5重構造+保護ウレタン 底面部 6重構造+ペントナイト充填マット+漏洩検知管 地下水モニタリング井戸(4か所) 5 水処理施設 (1) 処理能力:30㎡/日 調整槽:700㎡ (2) 建物 鉄骨造 平屋建 延床面積 275.52㎡ 6 管理棟 鉄骨造 平屋建 延床面積 147.73㎡ 7 工期 平成7年7月～平成9年3月 8 事業費 1,432,730千円 (埋立地工事費1,008,782+浸出水施設工事費391,503+監理費32,445) <内訳> 国補 177,158千円 起債 1,093,200千円 一般 162,372千円 9 請負業者 (1) 設計・監理 (株)総合エンジニアリング (2) 埋立地施工 奥村・佐田一般廃棄物最終処分場建設工事 特定建設企業体 (3) 水処理施設施工 アタカ工業(株)東京支店

5 余熱利用施設

六供清掃工場内で発生する高圧蒸気を利用して、六供温水プール施設内の熱交換機により、プール・シャワー・暖房等に利用しています。令和5年度末に老朽化の為閉場。

名称	所在地	施設概要															
六供温水プール	六供町1068番地	<p>1 敷地面積 8,981㎡</p> <p>2 事業費 1,851,156千円</p> <p>3 工期 平成2年8月～平成3年9月(竣工:平成3年10月)</p> <p>4 設計施工</p> <p>(1) 設計 (株)桂建築設計事務所</p> <p>(2) 施工 佐田建設(株)、上毛電業(株)、福田設備工業、三洋関東設備機器(株)</p> <p>5 建物</p> <p>(1) 構造 プール棟 鉄骨造 平屋建 管理棟 鉄筋コンクリート造 3階建の1階</p> <p>(2) 延床面積 3,322.40㎡ (3,285.73㎡+H22.3.18エレベーター増設:36.67㎡)</p> <p>(3) 機能</p> <p>1階 25mプール(25m×7m) 流水プール(幅5m×長さ108m) 溪流プール(長さ72m) ちびっこプール 事務室、機械室、更衣室</p> <p>2階 談話室・見学ギャラリー</p> <p>6 開館時間 平日:正午～午後8時 土曜・日曜・祝日・春季・夏季:午前10時～午後8時</p> <p>7 利用料金 大人310円、小人100円</p> <p>8 休館日 毎週月曜日(祝日と重なる場合は翌日)</p> <p>9 管理方法 文化スポーツ観光部スポーツ課 (指定管理者:一般財団法人 前橋市まちづくり公社)</p> <p>10 施設利用者数</p> <table border="0"> <tr> <td>令和元年度</td> <td>111,850人(3月)</td> <td>新型コロナウイルス感染予防対策のため休業</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>22,228人(4～7月)</td> <td>新型コロナウイルス感染予防対策のため休業</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>24,105人(9月)</td> <td>新型コロナウイルス感染予防対策のため休業</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>45,929人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>76,981人</td> <td></td> </tr> </table> <p>11 駐車場 180台</p>	令和元年度	111,850人(3月)	新型コロナウイルス感染予防対策のため休業	令和2年度	22,228人(4～7月)	新型コロナウイルス感染予防対策のため休業	令和3年度	24,105人(9月)	新型コロナウイルス感染予防対策のため休業	令和4年度	45,929人		令和5年度	76,981人	
令和元年度	111,850人(3月)	新型コロナウイルス感染予防対策のため休業															
令和2年度	22,228人(4～7月)	新型コロナウイルス感染予防対策のため休業															
令和3年度	24,105人(9月)	新型コロナウイルス感染予防対策のため休業															
令和4年度	45,929人																
令和5年度	76,981人																

6 配置車両（施設別）

（令和6年4月1日現在）

所属	号車	車種	用途	登録番号	積載量	購入月
ごみ政策課	419	小型貨物車 (三菱)	事務連絡等	前橋400さ 698	0.4t	H18.05
	144	小型貨物車バン (ニッサン)	〃	前橋400さ 750	0.4t	H19.06
ごみ収集課	501	塵芥車 (三菱)	一般収集	前橋800さ 148	2.0t	H07.07
	534	〃 (いすゞ)	〃	前橋800さ 160	3.0t	H09.07
	538	〃 (いすゞ)	〃	前橋800さ 147	3.0t	H10.06
	531	〃 (ニッサン)	〃	前橋800さ 158	3.0t	H10.07
	539	〃 (いすゞ)	〃	前橋800さ 163	3.0t	H10.07
	571	〃 (日野)	〃	前橋800さ 221	2.9t	H11.10
	572	〃 (三菱)	〃	前橋800さ 127	2.8t	H12.06
	573	〃 (三菱)	〃	前橋800さ 119	2.8t	H12.06
	574	〃 (日野)	〃	前橋800さ 121	2.9t	H12.06
	575	〃 (日野)	〃	前橋800さ 117	2.9t	H12.06
	440	〃 (三菱)	〃	前橋800さ 81	2.5t	H27.03
	496	〃 (三菱)	〃	前橋800さ 956	2.6t	H30.11
	497	〃 (三菱)	〃	前橋800さ 957	2.6t	H30.11
	498	〃 (三菱)	〃	前橋800さ 958	2.6t	H30.12
	134	塵芥車 (CNG) (日野)	〃	前橋800さ 204	2.75t	H17.09
	578	〃 (ニッサン)	〃	前橋800さ 25	2.9t	H22.12
	775	〃 (いすゞ)	〃	前橋800さ 48	2.65t	H24.02
	129	塵芥車 (ハイブリット) (いすゞ)	〃	前橋800さ 61	2.7t	H25.02
	629	普通貨物車 (三菱)	びん収集	前橋100さ 422	2.0t	H06.06
	630	〃 (いすゞ)	〃	前橋100さ 314	2.0t	H06.06
	631	〃 (いすゞ)	〃	前橋100さ 330	2.0t	H06.06
	632	〃 (いすゞ)	〃	前橋100さ 373	2.0t	H06.06
	234	〃 (三菱)	〃	前橋100さ3555	2.0t	R4.03
	516	〃 (トヨタ)	依頼収集	前橋100さ 563	2.0t	H12.11
	135	〃 (いすゞ)	小型家電収集	前橋100さ 345	2.0t	H07.06
	527	〃 (三菱)	こんにちは収集	前橋100さ 452	2.0t	H08.08
	509	〃 (いすゞ)	〃	前橋400さ1278	2.0t	H08.10
	258	〃 (三菱)	〃	前橋100さ 384	2.0t	H19.07
	447	小型特殊車 (三菱)	〃	前橋400さ1195	2.0t	H27.09
	233	〃 (スズキ)	浄化槽指導調査	前橋480あ1738	0.35t	H07.06
	257	〃 (三菱)	〃	前橋480あ1572	0.35t	H15.05
	288	〃 (ダイハツ)	〃	前橋480あ1775	0.35t	H21.06
	504	小型糞尿車 (三菱)	し尿収集運搬	前橋800さ 146	1,800L	H10.07
	502	普通糞尿車 (三菱)	〃	前橋800さ1393	1,800L	R02.12
	528	普通貨物車 (三菱)	移動公衆便所運搬	前橋100さ 434	2.0t	H08.08
	779	軽四輪貨物車 (ダイハツ)	違反ごみ指導車	前橋480あ9656	0.35t	H30.02
605	軽四輪貨物車 (三菱)	浄化槽指導調査	前橋480あ1835	0.35t	H21.06	
386	軽四輪乗用車 (ダイハツ)	事務連絡等	前橋580あ8153	—	H20.06	

所属	号車	車 種	用 途	登 録 番 号	積 載 量	購入月	
清掃施設課	L60	普通乗用車(電気)	(ニッサン)	事務連絡	前橋580す8086	—	—
	361	小型貨物車	(三菱)	〃	前橋400さ 10	0.4t	H20.11
	2020	普通乗用車	(三菱)	〃	前橋500す3931	—	H19.05
	282	軽四輪貨物車	(スズキ)	〃	前橋480あ8183	0.35t	H29.07
六供清掃工場	567	ダンプ車	(ニッサン)	焼却灰運搬	前橋100さ 499	4.0t	H02.10
	305	大型ダンプ車	(三菱)	〃	前橋100は 62	10.3t	H20.09
	757	大型ダンプ車	(三菱)	〃	前橋100は 20	9.0t	H26.05
	751	フォークリフト	(三菱)	焼却灰積込	—	2.0t	H14.07
	752	ショベルローダー	(古河)	ごみ積込・除雪	—	—	S63.06
	564	ダンプ車	(日野)	焼却灰運搬	前橋100さ 528	4.0t	H08.09
	119	ダンプ車	(ニッサン)	〃	前橋100さ 474	4.0t	H05.08
	744	ショベルローダー	(小松)	ごみ積込・除雪	—	—	H12.07
	734	フォークリフト	(小松)	焼却灰積込	—	2.5t	H15.11
	752	塵芥車	(いすず)	ごみ積込・運搬	前橋800さ1194	2.0t	R02.01
	754	フォークリフト	(三菱)	ごみ積込	—	3.0t	R02.02
荻窪清掃工場	69	軽四輪貨物車	(スズキ)	事務連絡	前橋480あ1724	0.35t	H17.06
	566	ダンプ車	(ニッサン)	覆土運搬	前橋100さ 184	4.0t	H16.06
	546	〃	(三菱)	残渣類積込	前橋100さ 377	3.5t	H14.06
	3012	〃	(三菱)	〃	前橋100さ 197	2.0t	H13.12
	499	バキュームダンパー	(三菱)	汚泥吸引	前橋800さ 167	3.2t	H12.06
	518	ダンプ車	(トヨタ)	残渣類積込	前橋400さ 924	2.0t	H14.06
	449	電動プレスパッカー	(いすず)	プラ残渣運搬	前橋800さ 315	1.9t	H28.03
	137	塵芥車	(日野)	可燃物運搬	前橋800さ 192	2.05t	H17.09
	232	塵芥車	(日野)	〃	前橋800さ 184	2.05t	H19.09
	745	可燃物積込車	(いすず)	可燃物積込	—	—	H22.01
	756	油圧ショベル	(日立)	埋立作業	—	—	H26.06
	563	油圧ショベル	(住友)	〃	—	—	H29.07
	721	ホイールローダー	(三菱)	びん・缶作業	—	—	H14.06
	728	ヒンジドフォーク	(小松)	貯留ごみ積込	—	1.85t	H元.08
	1513	ヒンジトフォーク	(小松)	びん・缶作業	—	1.25t	H08.01
	1514	フォークリフト(回転付)	(小松)	〃	—	1.85t	H08.01
	730	フォークリフト(回転付)	(トヨタ)	〃	—	2.15t	H21.12
	729	フォークリフト	(TCM)	梱包物搬出	—	1.8t	H13.02
	1730	スーパー	(AMANO)	場内清掃用	—	—	H15.06
	1085	大型ダンプ車	(日野)	可燃物積込	前橋100は 52	10.5t	H12.07
	739	ホイールローダー	(日立)	剪定枝積込等	—	—	H02.03
	725	バキュームダンパー	(日野)	汚水運搬	前橋800さ 201	3.1t	H04.07
	515	電動プレスパッカー	(いすず)	プラ残渣運搬	前橋800さ1406	1.9t	R02.06
	758	バキュームダンパー	(日野)	汚水運搬	前橋800さ1831	3.2t	R05.04

所属	号車	車種	用途	登録番号	積載量	購入月
富士見クリーンステーション	6025	軽四輪乗用車 (スバル)	事務連絡	前橋580あ7106	—	H18.05
	6051	ダンプ車 (いすゞ)	覆土・不適物類運搬	前橋100さ 186	4.0t	H09.03
	6054	ダンプ車 (日野)	残渣類運搬	前橋100さ 124	3.65t	H10.02
	6055	ダンプ車 (日野)	〃	前橋100さ 130	3.65t	H10.02
	6084	軽四輪貨物車 (三菱)	少量ごみ運搬・場内作業	前橋480あ4828	0.35t	H20.06
	6052	油圧ショベル (日立建機)	埋立作業	—	—	H19.06
	6050	ショベルローダー (小松)	ごみ等積込	前橋000る 12	—	H09.03
	6085	フォークリフト (神鋼)	ごみ積込・缶作業	富士見村 2329	—	H10.03
	6083	フォークリフト (神鋼)	ごみ積込・缶作業	富士見村 2452	—	H17.07
	6053	自走式掴み装置 (クボタ)	残渣類積込	—	—	H10.03
ペットルト	723	塵芥車 (三菱)	残渣類運搬	前橋800さ 164	2.0t	H04.08
	727	フォークリフト (小松)	ペットボトル運搬	—	—	H元.10
	737	フォークリフト (小松)	〃	前橋市く2187	1.0t	H10.09
	736	フォークリフト (TCM)	〃	—	1.5t	R02.06
計	92台					

注1…号車、車種に下線(CNG)は天然ガス車

注2…号車、車種に下線(ハイブリッド)はハイブリッド車

注3…号車、車種に下線(電気)は電気自動車

第5章 予算・決算

- 1 令和4年度歳入決算状況
- 2 新エネルギー発電事業特別会計
- 3 令和4年度歳出決算状況
- 4 清掃費事業別決算の推移
- 5 1kgあたりのごみ処理原価
- 6 部門別ごみ処理原価の推移
- 7 使用料と手数料

第5章 予算・決算

1 令和5年度歳入決算状況

(単位:円)

款	項	目	節		説明		
			区分	金額			
14 使用料 及び 手数料	1 使用料	3 衛生使用料	2 清掃使用料	43,754,717	・地域し尿処理施設使用料	42,555,093	
					・電柱等土地使用料	1,199,624	
	2 手数料	3 衛生手数料	2 清掃手数料		384,696,160	・動物の死体処理手数料	360,320
				・一般廃棄物処理業許可等申請手数料		874,000	
				・浄化槽清掃業許可証等申請手数料		74,000	
				・浄化槽保守点検業登録等申請手数料		754,000	
				・動物の搬入死体処理手数料		504,000	
				・搬入ごみ手数料		380,130,840	
				・廃棄物処理施設設置許可等申請手数料		690,000	
				・産業廃棄物処理業許可等申請手数料		732,000	
・自動車リサイクル法登録・許可等申請手数料	347,000						
・土砂等埋立等許可申請手数料	230,000						
15 支国 出庫 金	2 国庫補助金	3 衛生費国庫補助金	2 清掃費国庫補助金	741,950	・廃棄物処理施設モニタリング事業費補助金	741,950	
		4 農林水産業費国庫補助金	1 林業費国庫補助金	0	・美しい森林づくり基盤整備事業交付金	0	
17 収財 入産	1 財産運用収入	1 財産貸付収入	1 普通財産貸付収入	43,140	・土地家屋貸付収入	43,140	
			2 行政財産貸付収入	181,150	・土地建物貸付収入	181,150	
			2 利子及び配当金	1 利子及び配当金	45,397	・基金利子収入(債券、定期性預金分)	45,397
18 寄附 金	1 寄附金	1 総務費寄附金	1 総務管理費寄附金	0	・環境対策寄附金	0	
19 繰入 金	2 基金繰入金	8 絆でつなぐ環境基金繰入金	1 絆でつなぐ環境基金繰入金	58,523,248	・絆でつなぐ環境基金繰入金	58,523,248	
21 諸 収 入	5 収益事業収入	2 新エネルギー発電事業収入	1 新エネルギー発電事業収入	17,371,000	・新エネルギー発電事業収入	17,371,000	
	6 雑入	7 雑入	2 実費徴収金	427,679	・移動公衆便所貸出実費徴収金	91,500	
					・工事等に伴う電気料実費徴収金	116,336	
					・光アクセス装置等設置に伴う電気料実費徴収金	7,200	
					・自動販売機電気料等実費徴収金	212,643	
			5 団体等助成金	602,709	・急速充電器運営支援金	602,709	
			7 保険料等	44,880	・自動車損害賠償、施設管理賠償等保険金収入	44,880	
9 雑入	306,340,232	・刊行物等広告料	3,810,000				
・各施設火災保険料相当額	16,785						
・六供清掃工場売電収入	83,476,188						
・荻窪清掃工場アルミニウム売却代	170,390						
・荻窪清掃工場生びん売却代	84,224						
・遺失物法による拾得金	74,392						
・荻窪清掃工場鉄屑売却代	4,401,825						
・市有施設移転補償金	38,590,816						

					・ペットボトル売却代	51,750
					・ペットボトルキャップ売却代	6,884
					・古紙売却代	15,471,720
					・富士見クリーンステーション資源化スチール売却代	9,367,776
					・富士見クリーンステーション資源化アルミ売却代	66,953,768
					・富士見クリーンステーション破碎スチール売却代	2,970,528
					・富士見クリーンステーション破碎アルミ売却代	2,631,540
					・富士見クリーンステーション純鉄売却代	264,300
					・富士見クリーンステーション非鉄金属売却代	105,700
					・再商品合理化化抛出金収入	76,972,537
					・荻窪清掃工場布団売却代	13,990
					・放射能対策経費損害賠償金	701,800
					・小型家電売却代	87,794
					・廃食用油売却代	92,950
					・炭化物売却代	5,764
					・鉄くず売却代	5,517
					・計量カード再発行費受入金	4,500
					・群馬県一般廃棄物処理施設等連絡協議会解散に伴う残金	6,794
22	1 市債	3 衛生債	2 清掃債	63,900,000	・六供清掃工場施設等整備事業債	20,600,000
					・六供コミュニティ施設整備事業債	43,300,000
				876,672,262		
計						

2 新エネルギー発電事業特別会計(環境部)

(1) 令和5年度歳入決算状況

(単位:円)

款	項	目	節		
			区分	金額	
1 取 売 電 入	1 売電収入	1 売電収入	1 太陽光発電事業収入	78,101,987	<ul style="list-style-type: none"> ・まえばし堀越町太陽光発電所売電収入 26,916,145 ・まえばし荻窪町太陽光発電所売電収入 25,690,972 ・まえばし粕川町中之沢太陽光発電所売電収入 25,494,870
			2 小水力発電事業収入	26,989,278	<ul style="list-style-type: none"> ・まえばし赤城山小水力発電所売電収入 26,989,278
2 び 使 手 用 数 料 及	1 使用料	1 新エネルギー発電使用料	1 新エネルギー発電使用料	10,500	<ul style="list-style-type: none"> ・電柱等土地使用料 10,500
3 繰 越 金	1 繰越金	1 繰越金	1 繰越金	5,731,623	<ul style="list-style-type: none"> ・前年度繰越金 5,731,623
4 諸 収 入	2 雑入	1 雑入	1 雑入	10,705,861	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模太陽光発電所休業補償保険金分受入金 10,705,861
計				121,539,249	

(2) 令和5年度歳出決算状況

(単位:円)

款	項	目	節				
			区分	金額			
1 管 理 費	1 施設管理費	1 施設管理費	10 需用費	452,904	<ul style="list-style-type: none"> ・まえばし堀越町太陽光発電所電気使用料 56,099 ・まえばし荻窪町太陽光発電所電気使用料 93,297 ・まえばし粕川町中之沢太陽光発電所電気使用料 137,016 ・まえばし赤城山小水力発電所電気使用料 166,492 		
			11 役務費	253,440	<ul style="list-style-type: none"> ・まえばし赤城山小水力発電所通信運搬費 253,440 		
			12 委託料	2,562,000	<ul style="list-style-type: none"> ・まえばし赤城山小水力発電所樹木管理委託料 0 ・まえばし赤城山小水力発電所施設管理委託料 2,562,000 		
			13 使用料及び賃借料	64,698,311	<ul style="list-style-type: none"> ・まえばし堀越町太陽光発電所包括的施設リース料 20,286,000 ・まえばし荻窪町太陽光発電所包括的施設リース料 29,937,600 ・まえばし粕川町中之沢太陽光発電所包括的施設リース料 13,867,200 ・まえばし赤城山小水力発電所土地賃借料 3,990 ・まえばし赤城山小水力発電所水利権及び用水使用料 603,521 		
			14 工事請負費	286,000	<ul style="list-style-type: none"> ・まえばし赤城山小水力発電所整備工事費 286,000 		
			2 総務管理費	1 総務管理費	10 需用費	22,940	<ul style="list-style-type: none"> ・消耗品費 22,940
			26 公課費		7,177,000	7,177,000	<ul style="list-style-type: none"> ・消費税及び地方消費税 7,177,000
2 操 出 金	1 操出金	1 操出金	27 操出金	17,371,000	<ul style="list-style-type: none"> ・一般会計操出金 17,371,000 		
3 公 債 費	1 公債費	1 元金	22 償還金利子及び割引料	22,631,666	<ul style="list-style-type: none"> ・市債元金償還金 22,631,666 		
		2 利子	22 償還金利子及び割引料	822,724	<ul style="list-style-type: none"> ・市債利子 822,724 		
計				116,277,985			

3 令和5年度歳出決算状況

予算区分	(項) (目)	総務費		衛生費		清掃費					計	
		総務管理費	環境保全対策費	環境衛生費	清掃総務費	ごみ収集運搬費	ごみ焼却費	不燃ごみ処理費	し尿処理費	産業廃棄物対策費		清掃施設整備費
1	報酬	2,111,186			4,620,600	18,888,370	21,644,116	18,073,200	2,106,000	6,844,800		74,288,272
2	給料				454,978,577					43,191,660		498,170,237
3	職員手当等	409,200			258,830,524	3,662,880	3,866,880	3,323,160	409,200	26,794,707		297,296,551
4	共济費	377,477			146,509,427	3,782,561	4,416,270	3,462,134	431,342	14,295,843		173,275,054
7	償費	140,000			49,455,180			89,700				49,684,880
8	旅費	57,420			113,540		202,140		52,040	22,480		447,620
9	交際費	35,000										35,000
10	需用費	2,624,356		125,083	5,856,800	30,420,500	133,425,452	103,123,553(858,000)	3,901,994	2,156,002		281,633,740
11	役員費	2,016,226		19,740	500,830	908,433	1,587,739	773,573	125,060	205,433		6,137,034
12	委託料	46,554,562			121,790,118	988,779,197	398,346,333	323,190,373	12,671,841			1,891,332,424
13	使用料及び賃借料	1,210,578			281,050	158,165	268,378	365,158	176,000			2,459,329
14	工事請負費	649,000			2,800,930	4,127,200	213,341,040(220,000)	116,462,280(792,000)	2,187,900			339,568,350
15	原材料費							10,248,460				10,248,460
17	備品購入費	1,864,610			196,130	68,904	1,428,053	11,095,500		46,200		14,699,397
18	負担金補助及び交付金	213,425,280			29,789,430	95,400	2,025,770	3,108,500	383,044,376	20,000		631,508,756
21	補償補填及び賠償金					44,880						44,880
24	積立金	35,157,397										35,157,397
26	公課費			8,800	16,400	982,300	1,898,600	747,400	101,300	32,800		3,787,600
	計	306,632,292		153,623	1,075,739,536	1,051,918,790	782,450,771	594,062,991	405,207,053	93,609,925	0	4,309,774,981

枠内の()は内数で前年度繰越明許分

(単位:円)

4 清掃費事業別決算の推移

(単位:千円)

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
一般会計決算額 A	139,224,445	140,682,612	141,085,397	140,176,883	134,683,850	139,124,566	187,985,239	166,603,895	155,573,450	151,595,734
清掃総務費	1,240,854	1,222,573	1,186,758	1,179,190	1,126,449	1,168,018	1,141,790	1,099,283	925,574	1,075,740
ごみ収集運搬費	869,911	876,601	873,017	903,567	932,904	949,590	1,008,096	1,027,932	1,042,164	1,051,919
ごみ焼却費	1,218,129	939,629	1,013,142	5,442,016	5,118,156	5,219,110	910,225	660,942	660,962	782,451
不燃ごみ処理費	575,371	523,788	586,904	651,821	612,753	507,983	550,674	511,159	566,966	594,063
し尿処理費	370,186	381,069	803,623	361,185	424,964	408,369	416,127	338,417	473,512	405,208
産業廃棄物対策費	90,610	90,653	90,489	86,946	92,526	87,537	87,982	87,159	93,468	93,610
清掃施設整備費	13,890	20,152	843	4,192	5,864	3,696	3,114	20,106	0	0
清掃関係経費計 B	4,378,947	4,054,598	4,554,773	8,628,914	8,313,614	8,344,303	4,118,008	3,744,998	3,762,646	4,002,991
し尿を除く清掃関係費計 B'	4,008,761	3,673,529	3,751,150	8,267,729	7,888,651	7,935,934	3,701,881	3,406,581	3,289,134	3,597,783
一般会計に占める割合 B/A	3.1%	2.9%	3.2%	6.2%	6.2%	6.0%	2.2%	2.2%	2.4%	2.6%

(単位:人)

年度末人口(外国人登録含む) C	340,009	340,012	338,784	338,127	337,579	336,641	335,360	334,535	332,063	330,358
---------------------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

(単位:円)

人口1人あたり清掃費の決算 B/C	12,077	11,925	13,444	25,520	24,627	24,787	12,279	11,195	11,331	12,117
し尿を除く 人口1人あたり清掃費の決算 B'/C	11,055	10,804	11,072	24,452	23,368	23,574	11,039	10,183	9,905	10,891

※ 上記には、環境保全対策費、環境衛生費は含まれていない。また、千円未満は切り上げのため、各事業費の合計とBの額は一致しない。

※ 人口1人あたり清掃費の決算額は、清掃費の年度の決算額(B)を年度末の人口(C)で除したものである。なお、減価償却は行っていない。

5 1 kg 当たりのごみ処理原価（生活系）

（1 k g 当たり）（〔 〕内は令和4年度値）

収集運搬費	中間処理（焼却+不燃処理）	埋立処理	ごみの収集及び処理処分費
18.3円 〔11.9円〕	29.2円 〔20.1円〕	37.2円 〔26.8円〕	49.2円 〔33.3円〕

○収集運搬費

収集運搬コスト（13.1億円）÷ごみ搬入量（直営、委託（集団回収除く））（71,628 t）

○中間処理費（焼却処理費+不燃処理費）

中間処理コスト（直接資源化・直接埋立除く）（21.6億円）÷
ごみ搬入量（直接資源化・直接埋立除く）（74,062 t）

○埋立処理費

最終処分コスト（3.7億円）÷最終処分量（直接埋立、処分残渣埋立）（9,950 t）

○処理処分費

処分原価（38.5億円）÷ごみ搬入量（合計）（78,149 t）

※（）内の数字は四捨五入を行っているため、各経費と、その内訳の合計との間に誤差が生じることがある。

6 部門別ごみ処理原価の推移

※環境省作成の一般廃棄物会計基準に基づき計算

年度	収集運搬費	中間処理費	埋立処理費	収集及び処分費
令和3年度	9.5円	20.9円	36.7円	33.0円
令和4年度	11.9円	20.1円	26.8円	33.3円
令和5年度	18.3円	29.2円	37.2円	49.2円

7 使用料と手数料

(1) 地域し尿処理施設使用料 (平成14年4月1日改正)

区 分	使 用 水 量	料 金
基 本 料 金	1 か月分 8 立方メートルまで	640円
従 量 料 金	8 立方メートルを超え30立方メートルまで	110円/㎥
	30立方メートルを超え50立方メートルまで	115円/㎥
	50立方メートルを超え300立方メートルまで	125円/㎥
	300立方メートルを超えるもの	160円/㎥

※上記料金に消費税を上乗せした額を使用料とする。(1円未満切捨て)

(2) ごみ処理手数料 (令和元年10月1日改正)

区 分		料 金
一般廃棄物処理手数料	家庭系ごみ (1日に200kgを超えて処理する場合)	200kgを超える部分について 10kgにつき 180円
	事業系ごみ	10kgにつき 180円
産業廃棄物処理手数料		10kgにつき 180円
動物の死がい処理手数料	市が収集運搬処理する場合	1体につき 2,120円
	自己搬入の場合	1体につき 1,050円

(3) し尿処理手数料 (令和元年10月1日改正)

区 分	料 金
一 般 世 帯	人 頭 割 1人月額 370円
	回 数 加 算 月2回以上、1回1世帯 460円
事 業 所 等	従 量 割 360までごと 350円
特 別 加 算	1回1世帯 410円

(4) 浄化槽清掃業許可等申請手数料 (平成12年4月1日改正)

区 分	料 金
浄化槽清掃業許可申請手数料	1件につき 5,000円
浄化槽清掃業許可証再交付申請手数料	1件につき 2,500円
浄化槽清掃業従事者証交付申請手数料	従事者1人につき 1,000円
浄化槽清掃業従事者証再交付申請手数料	従事者1人につき 500円

(5) 浄化槽保守点検業登録等申請手数料 (平成21年4月1日施行)

区 分	料 金
浄化槽保守点検業登録申請手数料	1件につき 31,000円
浄化槽保守点検業更新登録申請手数料	1件につき 30,000円
浄化槽保守点検業登録簿謄本交付手数料	用紙1枚につき 400円
浄化槽保守点検業登録証再交付手数料	1件につき 2,500円

(6) 廃棄物処理業許可等申請手数料

(平成30年4月1日改正)

区 分	金 額
一般廃棄物収集運搬業許可申請手数料	5,000円
一般廃棄物収集運搬業許可更新申請手数料	5,000円
一般廃棄物処分業許可申請手数料	5,000円
一般廃棄物処分業許可更新申請手数料	5,000円
一般廃棄物収集運搬業事業範囲変更許可申請手数料	5,000円
一般廃棄物処分業事業範囲変更許可申請手数料	5,000円
一般廃棄物処理施設設置許可申請手数料	
ア 法第8条第4項に規定する一般廃棄物処理施設	130,000円
イ ア以外の一般廃棄物処理施設	110,000円
一般廃棄物処理施設設置許可事項変更許可申請手数料	
ア 法第8条第4項に規定する一般廃棄物処理施設	120,000円
イ ア以外の一般廃棄物処理施設	100,000円
一般廃棄物熱回収施設設置者認定申請手数料	33,000円
一般廃棄物熱回収施設設置者認定更新申請手数料	20,000円
一般廃棄物処理施設譲受け・借受け許可申請手数料	94,000円
一般廃棄物処理施設設置法人合併・分割認可申請手数料	94,000円
2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定申請手数料	147,000円
2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定に係る事項の変更認定申請手数料	134,000円
産業廃棄物収集運搬業許可申請手数料	81,000円
産業廃棄物収集運搬業許可更新申請手数料	73,000円
産業廃棄物処分業許可申請手数料	100,000円
産業廃棄物処分業許可更新申請手数料	94,000円
産業廃棄物収集運搬業事業範囲変更許可申請手数料	71,000円
産業廃棄物処分業事業範囲変更許可申請手数料	92,000円
特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請手数料	81,000円
特別管理産業廃棄物収集運搬業許可更新申請手数料	74,000円
特別管理産業廃棄物処分業許可申請手数料	100,000円
特別管理産業廃棄物処分業許可更新申請手数料	95,000円
特別管理産業廃棄物収集運搬業事業範囲変更許可申請手数料	72,000円
特別管理産業廃棄物処分業事業範囲変更許可申請手数料	95,000円
産業廃棄物処理施設の設置の許可申請手数料	
ア 法第15条第4項の産業廃棄物処理施設	140,000円
イ ア以外の産業廃棄物処理施設	120,000円
産業廃棄物処理施設設置許可事項変更許可申請手数料	
ア 法第15条第4項の産業廃棄物処理施設	130,000円
イ ア以外の産業廃棄物処理施設	110,000円

産業廃棄物熱回収施設設置者認定申請手数料	33,000円
産業廃棄物熱回収施設設置者認定更新申請手数料	20,000円
産業廃棄物処理施設譲受け・借受け許可申請手数料	94,000円
産業廃棄物処理施設設置法人合併・分割認可申請手数料	94,000円
許可証再交付手数料	2,500円
一般廃棄物収集運搬業従事者証交付手数料	1,000円
一般廃棄物処分業従事者証交付手数料	1,000円
一般廃棄物収集運搬業従事者証再交付手数料	500円
一般廃棄物処分業従事者証再交付手数料	500円

※「法」とは「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）」をいう。

(7) 使用済自動車引取業登録等申請手数料 (平成30年4月1日施行)

区 分	金 額
使用済自動車引取業登録申請手数料	3,000円
使用済自動車引取業更新登録申請手数料	3,000円
フロン類回収業登録申請手数料	5,000円
フロン類回収業登録更新申請手数料	5,000円
使用済自動車解体業許可申請手数料	78,000円
使用済自動車解体業許可更新申請手数料	70,000円
使用済自動車破砕業許可申請手数料	84,000円
使用済自動車破砕業許可更新申請手数料	77,000円
使用済自動車破砕業事業範囲変更許可申請手数料	67,000円

(8) 土砂等による埋立て等の規制に関する申請手数料 (平成26年7月1日施行)

区 分	金 額
特定事業許可申請手数料	30,000円
特定事業変更許可申請手数料	20,000円

第6章 ごみ処理

- 1 ごみ処理フロー
- 2 ごみの収集・搬入
- 3 中間処理
- 4 ごみの資源化量
- 5 ごみの委託処理
- 6 最終処分・埋立
- 7 動物の死体処理
- 8 特定家庭用機器等に係わる不適正排出処理件数
- 9 検査・測定結果

2 ごみの収集・搬入

(1) 可燃ごみ

(単位：トン)

年度・工場名等	区分	収集			搬入			小計	他工場 可燃物	粗大 可燃残渣	災害 廃棄物	合計
		直営	委託		許可	自己搬入						
令和元年度	六供清掃工場	56,302.52	12,099.07	44,203.45	21,429.05	20,510.49	918.56	77,731.57	1,203.22	669.49	0.00	79,604.28
	亀泉清掃工場	3,201.61	0.00	3,201.61	1,054.85	0.00	1,054.85	4,256.46	64.09	0.00	0.00	4,320.55
	大胡クリーンセンター	5,694.57	0.00	5,694.57	227.98	0.00	227.98	5,922.55	2.75	0.00	0.00	5,925.30
	計	65,198.70	12,099.07	53,099.63	22,711.88	20,510.49	2,201.39	87,910.58	1,270.06	669.49	0.00	89,850.13
令和2年度	六供清掃工場	67,773.56	10,802.87	56,970.69	20,975.50	18,616.16	2,359.34	88,749.06	1,923.07	1,014.87	0.00	91,687.00
	計	67,773.56	10,802.87	56,970.69	20,975.50	18,616.16	2,359.34	88,749.06	1,923.07	1,014.87	0.00	91,687.00
令和3年度	六供清掃工場	66,000.72	9,191.12	56,809.60	22,109.75	19,522.61	2,587.14	88,110.47	1,777.35	796.04	0.00	90,683.86
	計	66,000.72	9,191.12	56,809.60	22,109.75	19,522.61	2,587.14	88,110.47	1,777.35	796.04	0.00	90,683.86
令和4年度	六供清掃工場	65,450.45	8,994.69	56,455.76	22,864.15	20,104.90	2,759.25	88,314.60	1,899.28	730.32	0.00	90,944.20
	計	65,450.45	8,994.69	56,455.76	22,864.15	20,104.90	2,759.25	88,314.60	1,899.28	730.32	0.00	90,944.20
令和5年度	六供清掃工場	62,208.49	8,463.48	53,745.01	22,900.01	19,906.49	2,993.52	85,108.50	1,843.08	684.97	0.00	87,636.55
	計	62,208.49	8,463.48	53,745.01	22,900.01	19,906.49	2,993.52	85,108.50	1,843.08	684.97	0.00	87,636.55

(2) 不燃ごみ (灰等を含む)

(単位：トン)

年度	区分	収集			搬入			小計	他工場 不燃物	合計
		直営	委託		許可	自己搬入				
令和元年度	荻窪清掃工場	2,651.08	495.43	2,155.65	53.66	38.76	14.90	2,704.74	0.00	2,704.74
	富士見クリーンステーション	0.00	0.00	0.00	154.74	0.00	154.74	154.74	9.11	163.85
	計	2,651.08	495.43	2,155.65	208.40	38.76	169.64	2,859.48	9.11	2,868.59
令和2年度	荻窪清掃工場	3,071.84	542.58	2,529.26	38.47	28.88	9.59	3,110.31	0.00	3,110.31
	富士見クリーンステーション	0.00	0.00	0.00	169.11	0.00	169.11	169.11	14.05	183.16
	計	3,071.84	542.58	2,529.26	207.58	28.88	178.70	3,279.42	14.05	3,293.47
令和3年度	荻窪清掃工場	2,726.11	425.78	2,300.33	28.87	17.69	11.18	2,754.98	0.00	2,754.98
	富士見クリーンステーション	0.00	0.00	0.00	130.60	0.00	130.60	130.60	3.17	133.77
	計	2,726.11	425.78	2,300.33	159.47	17.69	141.78	2,885.58	3.17	2,888.75
令和4年度	荻窪清掃工場	2,464.62	389.86	2,074.76	32.51	22.34	10.17	2,497.13	0.00	2,497.13
	富士見クリーンステーション	0.00	0.00	0.00	131.27	0.00	131.27	131.27	3.34	134.61
	計	2,464.62	389.86	2,074.76	163.78	22.34	141.44	2,628.40	3.34	2,631.74
令和5年度	荻窪清掃工場	2,272.96	343.14	1,929.82	33.92	20.41	13.51	2,306.88	0.00	2,306.88
	富士見クリーンステーション	0.00	0.00	0.00	122.73	0.00	122.73	122.73	3.50	126.23
	計	2,272.96	343.14	1,929.82	156.65	20.41	136.24	2,429.61	3.50	2,433.11

(3) 粗大ごみ

(単位：トン)

年度	区分	収集		搬入			小計	他工場 可燃物	粗大 不燃残渣	合計	
		直営	委託		許可	自己搬入					
令和元年度	荻窪清掃工場	0.47	0.47	0.00	1,195.04	122.60	1,072.44	1,195.51	0.00	43.24	1,238.75
	富士見クリーンステーション	0.00	0.00	0.00	332.53	0.00	332.53	332.53	0.00	0.00	332.53
	その他	1,411.90	0.00	1,411.90	0.00	0.00	0.00	1,411.90	0.00	0.00	1,411.90
	計	1,412.37	0.47	1,411.90	1,527.57	122.60	1,404.97	2,939.94	0.00	43.24	2,983.18
令和2年度	荻窪清掃工場	0.98	0.98	0.00	1,556.58	196.73	1,359.85	1,557.56	0.00	48.09	1,605.65
	富士見クリーンステーション	0.00	0.00	0.00	431.11	0.00	431.11	431.11	0.00	0.00	431.11
	その他	1,440.10	0.00	1,440.10	0.00	0.00	0.00	1,440.10	0.00	0.00	1,440.10
	計	1,441.08	0.98	1,440.10	1,987.69	196.73	1,790.96	3,428.77	0.00	48.09	3,476.86
令和3年度	荻窪清掃工場	0.54	0.54	0.00	1,623.69	159.99	1,463.70	1,624.23	0.00	45.64	1,669.87
	富士見クリーンステーション	0.00	0.00	0.00	367.81	0.00	367.81	367.81	0.00	0.00	367.81
	その他	1,412.99	0.00	1,412.99	0.00	0.00	0.00	1,412.99	0.00	0.00	1,412.99
	計	1,413.53	0.54	1,412.99	1,991.50	159.99	1,831.51	3,405.03	0.00	45.64	3,450.67
令和4年度	荻窪清掃工場	0.48	0.48	0.00	1,682.88	181.90	1,500.98	1,683.36	0.00	43.09	1,726.45
	富士見クリーンステーション	0.00	0.00	0.00	343.27	0.00	343.27	343.27	0.00	0.00	343.27
	その他	1,210.63	0.00	1,210.63	0.00	0.00	0.00	1,210.63	0.00	0.00	1,210.63
	計	1,211.11	0.48	1,210.63	2,026.15	181.90	1,844.25	3,237.26	0.00	43.09	3,280.35
令和5年度	荻窪清掃工場	4.55	4.55	0.00	1,636.07	182.13	1,453.94	1,640.62	0.00	38.76	1,679.38
	富士見クリーンステーション	0.00	0.00	0.00	350.06	0.00	350.06	350.06	0.00	0.00	350.06
	その他	1,099.66	0.00	1,099.66	0.00	0.00	0.00	1,099.66	0.00	0.00	1,099.66
	計	1,104.21	4.55	1,099.66	1,986.13	182.13	1,804.00	3,090.34	0.00	38.76	3,129.10

(4) 資源ごみ

(単位: トン)

年度	区分	びん					缶						
		移送分を含む	収集			移送 富士見→荻窪	移送分を含む	収集			許可		移送 荻窪→富士見
			直営	委託	直営			委託	自己搬入				
令和元年度	荻窪清掃工場	2,803.33	2,779.49	571.17	2,208.32	23.84	46.61	46.61	0.47	46.14	0.00	0.00	
	富士見クリーンステーション	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	783.92	783.92	150.13	633.79	0.00	0.00	
	その他(ペットボトル)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
	旧前橋地区	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
	富士見地区	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
	計	2,803.33	2,779.49	571.17	2,208.32	23.84	830.53	830.53	150.60	679.93	0.00	0.00	
令和2年度	荻窪清掃工場	2,874.08	2,852.26	530.53	2,321.73	21.82	108.91	108.91	0.00	108.91	0.00	0.00	
	富士見クリーンステーション	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	774.41	774.41	166.43	607.98	0.00	0.00	
	その他(ペットボトル)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
	旧前橋地区	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
	富士見地区	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
	計	2,874.08	2,852.26	530.53	2,321.73	21.82	883.32	883.32	166.43	716.89	0.00	0.00	
令和3年度	荻窪清掃工場	2,704.77	2,684.20	456.02	2,228.18	20.57	115.71	115.71	2.76	112.95	0.00	0.00	
	富士見クリーンステーション	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	741.08	741.08	146.42	594.66	0.00	0.00	
	その他(ペットボトル)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
	旧前橋地区	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
	富士見地区	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
	計	2,704.77	2,684.20	456.02	2,228.18	20.57	856.79	856.79	149.18	707.61	0.00	0.00	
令和4年度	荻窪清掃工場	2,608.49	2,584.52	399.90	2,184.62	23.97	117.62	117.62	12.12	105.50	0.00	0.00	
	富士見クリーンステーション	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	688.06	688.06	129.13	558.93	0.00	0.00	
	その他(ペットボトル)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
	旧前橋地区	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
	富士見地区	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
	計	2,608.49	2,584.52	399.90	2,184.62	23.97	805.68	805.68	141.25	664.43	0.00	0.00	
令和5年度	荻窪清掃工場	2,472.70	2,460.49	384.03	2,076.46	12.21	111.15	111.15	3.67	107.48	0.00	0.00	
	富士見クリーンステーション	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	649.43	649.43	134.76	514.67	0.00	0.00	
	その他(ペットボトル)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
	旧前橋地区	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
	富士見地区	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
	計	2,472.70	2,460.49	384.03	2,076.46	12.21	760.58	760.58	138.43	622.15	0.00	0.00	

(単位：トン)

年度	区分	プラ容器			ペットボトル収集	合計	収集・搬入
		直営	委託	直営・委託	移送分を 重複加算	合計	
令和元年度	荻窪清掃工場	1,932.74	403.79	1,528.95	0.00	4,782.68	4,758.84
	富士見クリーンステーション	0.00	0.00	0.00	0.00	783.92	783.92
	その他(ペットボトル)	0.00	0.00	0.00	892.79	892.79	892.79
	旧前橋地区	0.00	0.00	0.00	848.68	848.68	848.68
	富士見地区	0.00	0.00	0.00	44.11	44.11	44.11
	計	1,932.74	403.79	1,528.95	892.79	6,459.39	6,435.55
令和2年度	荻窪清掃工場	2,065.47	398.44	1,667.03	0.00	5,048.46	5,026.64
	富士見クリーンステーション	0.00	0.00	0.00	0.00	774.41	774.41
	その他(ペットボトル)	0.00	0.00	0.00	922.76	922.76	922.76
	旧前橋地区	0.00	0.00	0.00	877.68	877.68	877.68
	富士見地区	0.00	0.00	0.00	45.08	45.08	45.08
	計	2,065.47	398.44	1,667.03	922.76	6,745.63	6,723.81
令和3年度	荻窪清掃工場	2,029.44	349.07	1,680.37	0.00	4,849.92	4,829.35
	富士見クリーンステーション	0.00	0.00	0.00	0.00	741.08	741.08
	その他(ペットボトル)	0.00	0.00	0.00	928.89	928.89	928.89
	旧前橋地区	0.00	0.00	0.00	885.31	885.31	885.31
	富士見地区	0.00	0.00	0.00	43.58	43.58	43.58
	計	2,029.44	349.07	1,680.37	928.89	6,519.89	6,499.32
令和4年度	荻窪清掃工場	1,991.04	343.60	1,647.44	0.00	4,717.15	4,693.18
	富士見クリーンステーション	0.00	0.00	0.00	0.00	688.06	688.06
	その他(ペットボトル)	0.00	0.00	0.00	925.56	925.56	925.56
	旧前橋地区	0.00	0.00	0.00	877.62	877.62	877.62
	富士見地区	0.00	0.00	0.00	47.94	47.94	47.94
	計	1,991.04	343.60	1,647.44	925.56	6,330.77	6,306.80
令和5年度	荻窪清掃工場	1,891.92	332.31	1,559.61	0.00	4,475.77	4,463.56
	富士見クリーンステーション	0.00	0.00	0.00	0.00	649.43	649.43
	その他(ペットボトル)	0.00	0.00	0.00	934.13	934.13	934.13
	旧前橋地区	0.00	0.00	0.00	882.38	882.38	882.38
	富士見地区	0.00	0.00	0.00	51.75	51.75	51.75
	計	1,891.92	332.31	1,559.61	934.13	6,059.33	6,047.12

(5) 総搬入量

(単位：トン)

	可燃ごみ	不燃ごみ・灰	粗大ごみ	資源ごみ	計
令和元年度	87,910.58	2,859.48	2,939.94	6,435.55	100,145.55
令和2年度	88,749.06	3,279.42	3,428.77	6,723.81	102,181.06
令和3年度	88,110.47	2,885.58	3,405.03	6,499.32	100,900.40
令和4年度	88,314.60	2,628.40	3,237.26	6,306.80	100,487.06
令和5年度	85,108.50	2,429.61	3,090.34	6,047.12	96,675.57

※ 荻窪清掃工場・富士見クリーンステーション可燃性類を除く。

(6) 粗大ごみの集団回収と戸別収集

粗大ごみについては、自治会単位の集団回収と電話予約による戸別収集を行っているほか、荻窪清掃工場または富士見クリーンステーションへの自己搬入を受け付けている。

【令和5年度の収集運搬状況】（回収点数）

分類	品名	集団回収 [263自治会]	戸別収集 [3,204世帯]	合計 (構成比%)		令和4年度 (構成比%)	前年比
金属類	机・テーブル	1,236	54	1,290	21,253 (22.0%)	22,645 (22.5%)	93.9%
	いす	3,399	112	3,511			
	ラック・棚	2,201	247	2,448			
	扇風機	3,407	49	3,456			
	ファンヒーター類	2,996	104	3,100			
	ガステーブル(コンロ)	669	16	685			
木製品	自転車・三輪車	6,285	478	6,763	14,929 (15.4%)	14,992 (14.9%)	99.6%
	机・テーブル	2,310	430	2,740			
	いす	3,040	273	3,313			
	タンス・棚	3,419	1,348	4,767			
	テレビ台	969	150	1,119			
	鏡台・ドレッサー	593	95	688			
金属類・木製品以外	カラーボックス類	2,232	70	2,302	28,956 (29.9%)	30,355 (30.1%)	95.4%
	机・テーブル	1,145	106	1,251			
	いす・ソファー	3,368	740	4,108			
	電気こたつ	1,676	214	1,890			
	楽器(ピアノ以外)	358	47	405			
	照明器具	1,252	18	1,270			
	物干し台・物干し竿	2,075	122	2,197			
	スキー・スノボの板等	1,604	19	1,623			
	ベビーカー・チャイルドシート	1,438	38	1,476			
	健康器具	1,264	140	1,404			
	ゴルフセット	1,236	37	1,273			
	ホットカーペット	1,277	11	1,288			
	プラスチック収納ケース	6,107	211	6,318			
	スーツケース	1,423	57	1,480			
ベッド	1,092	421	1,513				
繊維類	マットレス(スプリング付)	1,027	433	1,460	24,051 (24.8%)	25,196 (25.0%)	95.5%
	マットレス(スプリングなし)	2,110	193	2,303			
	布団・毛布	18,134	381	18,515			
	じゅうたん・カーペット	3,141	92	3,233			
	その他	6,373	1,259	7,632	7,632 (7.9%)	7,559 (7.5%)	101.0%
	合計	88,856	7,965	96,821	96,821 (100.0%)	100,747 (100.0%)	96.1%

(7) 収集形態

家庭から排出される資源・ごみは、市民の理解と協力を得て、次の区分で分別収集している。

区分	主な品目	出し方	収集頻度	収集方法	収集主体		
可燃ごみ	生ごみ、紙おむつ、プラスチック製品など	指定ごみ袋	2回/週	※1 ステーション収集	直営・委託		
不燃ごみ	金属類、割れたり汚れたびん、陶磁器類など	指定ごみ袋	1回/月				
粗大ごみ	自転車、家具、家電製品(エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機を除く)など	/	1回/年	※2 自治会回収	委託		
			随時	戸別収集			
危険ごみ	スプレー缶、カセットボンベ、ライター	コンテナボックス	/	/	/		
有害ごみ	使用済み乾電池、水銀式体温計					透明・半透明の袋	1回/2週
	蛍光管	紙に包む					
資源ごみ	プラ容器	カップ・トレイ・パック類、袋類、ボトル類など	指定ごみ袋	3回/月	※1 ステーション収集	直営・委託	
	びん	飲料用、食品用、調味料用、化粧品用のびん	コンテナボックス	1回/2週			
	缶	飲料用、食品用の缶	指定ごみ袋				
	ペットボトル	飲料用、酒類用、しょう油などのボトル	指定ごみ袋				
	紙	新聞紙、段ボール、雑誌、紙パック、雑古紙	品目別に紐で縛る	1回/2週	委託		
				随時		拠点回収	委託
				随時		有価物集団回収	民間
	衣類等	衣類、バッグ、靴、ぬいぐるみなど	透明・半透明の袋	1回/2週	※1 ステーション収集	委託	
				随時	拠点回収	委託	
				随時	有価物集団回収	民間	
使用済小型家電	掃除機、デジタルカメラ、家庭用ゲーム機など	回収ボックス	随時	拠点回収	直営		
		段ボール		宅配便回収	民間		
廃食用油	サラダ油、ごま油、オリーブオイルなど	回収ボックス	随時	拠点回収	委託		
在宅医療廃棄物	医療用注射針	専用容器	随時	拠点回収	委託		

※1 ステーション収集は、集積場所からの収集の略

※2 自治会回収は、自治会単位による集団回収の略

(8) 前橋市こんにちは収集事業（平成23年4月から実施）

自らごみを排出することが困難な世帯に対し、家庭ごみの戸別収集を行っている。

① 対象世帯

親族・近隣の方などの協力を得ることができない、一人暮らし又は障害者のみで構成される世帯で、全員が次のいずれかの項目に該当する世帯。

- ・介護保険の要支援、又は要介護の認定を受けている方
- ・介護予防・生活支援サービス事業対象者の方
- ・身体障害者1級で、肢体不自由又は視覚障害の方
- ・知的障害者療育手帳Aの方
- ・精神障害者保健福祉手帳1級の方
- ・上記の人と同等であると市長が認めた方

② 収集実績

平成27年度末	753件	
平成28年度末	807件	
平成29年度末	889件	
平成30年度末	977件	
令和元年度末	1,024件	
令和2年度末	935件	※実績値の計算方法の変更有
令和3年度末	929件	
令和4年度末	985件	
令和5年度末	1,026件	

(9) 在宅医療廃棄物処理事業（平成27年2月から実施）

市内医療機関及び薬局を対象に、専用容器による在宅医療廃棄物（医療用注射針に限る）拠点回収を実施した。

在宅医療廃棄物回収実績

区分	回収量
令和元年度	4,550 k g
令和2年度	5,850 k g
令和3年度	5,790 k g
令和4年度	6,820 k g
令和5年度	7,270 k g

(10) 直営と委託の収集概況(令和5年度)

区 分	直営・委託 の 別	収 集 世 帯	年 間 収 集 量	収集量による割合	
可 燃	直 営	21,010世帯	8,463.48トﾝ	13.61%	
	委 託	133,419世帯	53,745.01トﾝ	86.39%	
	計	154,429世帯	62,208.49トﾝ	100.00%	
不燃・粗大	直 営	15,899世帯	347.69トﾝ	10.30%	
	委 託	138,530世帯	3,029.48トﾝ	89.70%	
	計	154,429世帯	3,377.17トﾝ	100.00%	
プラ容器	直 営	27,125世帯	332.31トﾝ	17.56%	
	委 託	127,304世帯	1,559.61トﾝ	82.44%	
	計	154,429世帯	1,891.92トﾝ	100.00%	
資 源	びん・缶	直 営	25,049世帯	522.46トﾝ	16.22%
		委 託	129,380世帯	2,698.61トﾝ	83.78%
	計	154,429世帯	3,221.07トﾝ	100.00%	
	ペットボトル	直営・委託	154,429世帯	929.56トﾝ	
合 計		(154,429世帯)	71,628.21トﾝ		

※ 世帯数は、令和5年9月30日現在で、外国人住民を含む。

(11) 民間委託の状況

【現在までの推移】

- ・昭和44年1月……………不燃ごみ収集について、全市域を民間委託（1社）
（全市域「不燃ごみ」の月2回収集を実施）
- ・昭和46年3月……………可燃ごみ収集について、一部を民間委託（2社）
（全市域「可燃ごみ」の週2回収集を実施）
- ・昭和55年9月……………可燃ごみ、不燃ごみ別の収集体制を統一し整理
（直営と委託3社で、町別に収集区域を担当）
- ・平成8年2月……………可燃ごみ、不燃ごみの収集区域を見直し、再編成
（直営と委託3社で、ブロック別に収集区域を担当）
- ・平成8年10月……………資源ごみ（びん・缶）収集について、担当区域内を民間委託
ガラスびん・空き缶分別収集全市実施
不燃ごみと資源ごみ収集は、週1回隔週にて交互実施
- ・平成9年4月……………直営区域の一部を民間委託（1社）
（し尿合理化計画による代替業務の提供）
- ・平成11年4月……………直営区域の一部を民間委託（1社）
（し尿合理化計画による代替業務の提供）
- ・平成16年12月……………合併により委託業者が8社となる
（大胡・宮城・粕川地区はそれぞれ1社）
- ・平成17年4月……………直営区域の一部を民間委託（2社）
（直営区域：本庁管内、民間委託区域：その他）
- ・平成18年4月……………分別方法の旧前橋市への統一に伴い委託料算定基準も統一
- ・平成21年5月……………合併により委託業者が9社となる
（富士見地区は1社）
- ・平成23年4月……………粗大ごみ収集について、全市域を民間委託（1社）
- ・令和2年10月……………直営区域の一部を民間委託（1社）

【収集運搬の委託業者】

委託内容	会社名	代表者	住所	電話
可燃ごみ 不燃ごみ プラ容器 資源ごみ	(株)前橋かんせいセンター	志賀正信	高井町一丁目11-1	256-7151
	野口環境衛生(有)	野口英雄	江木町486-2	261-3730
	(有) 秦野清掃	堀地勇介	上細井町224-2	232-3773
	(有) 双葉清掃社	赤間成子	城東町五丁目5-13	231-7023
	(有) 前橋衛生舎	長部昌夫	勝沢町451	264-3391
	(有) 大胡清掃社	坂部一貴	樋越町253-1	283-3040
	(有) 坂本清掃社	坂本 栄	粕川町込皆戸139	285-4295
	(有)富士見清掃センター	長部昌夫	富士見町引田476-53	288-3149
	(株)オダワラ	小田原 哲	泉沢町1250-6	268-3272
粗大ごみ	前橋市再生資源事業協同組合	久松一夫	高井町一丁目26-3	253-7276

【収集運搬の委託業者への委託状況（粗大ごみを除く）】

区分 年度	委託 業者数	車 両	作業員数	委託料	備 考
平成23年度	9社	54台	86人	641,081千円	令和4年度（内訳） ・(株)前橋かんせいセンター 12台 20人体制 ・野口環境衛生(有) 12台 20人体制 ・(有)秦野清掃 12台 20人体制 ・(有)双葉清掃社 3.5台 5人体制 ・(有)前橋衛生舎 3.5台 5人体制 ・(有)大胡清掃社 3.5台 5人体制 ・(有)坂本清掃社 2台 3人体制 2.2台 3人体制 ・(有)富士見清掃センター 3.3台 5人体制 ・(株)オダワラ 3.5台 5人体制
平成24年度	9社	54台	86人	641,605千円	
平成25年度	9社	54台	86人	648,140千円	
平成26年度	9社	54台	86人	668,124千円	
平成27年度	9社	54台	86人	674,224千円	
平成28年度	9社	54台	86人	674,649千円	
平成29年度	9社	54台	86人	687,881千円	
平成30年度	9社	54台	86人	692,436千円	
令和元年度	8社	54台	86人	707,128千円	
令和2年度	9社	58台	92人	773,977千円	
令和3年度	9社	58台	92人	773,977千円	
令和4年度	9社	58台	92人	777,388千円	
令和5年度	9社	58台	92人	783,764千円	

- ※ 作業員数は、契約台数からパッカー車1台2人、びん車3台2人で算出したもの。
 ※ 令和元年度は、可燃ごみ搬入先が六供清掃工場へ変更されたため委託料が増となった。また、一部の委託業者が複数の地区を担当したことにより、委託業者数が減となった。
 ※ 令和2年度は、直営区域の一部を民間委託したことにより、委託業者数及び委託料が増となった。

(12) 一般廃棄物処理業の許可業者の搬入実績

(各年度3月31日現在)

区分 年度	業 者 数	清 掃 工 場 へ の 搬 入 実 績		
		可 燃 ご み	不 燃 ・ 粗 大 ご み	合 計
平成21年度	1 5 2 社	32,564.52ト	963.04ト	33,527.56ト
平成22年度	1 6 3 社	31,179.04ト	728.03ト	31,907.07ト
平成23年度	1 6 0 社	31,402.57ト	584.78ト	31,987.35ト
平成24年度	1 6 8 社	30,461.23ト	609.35ト	31,070.58ト
平成25年度	1 7 8 社	30,612.01ト	651.17ト	31,263.18ト
平成26年度	1 8 9 社	30,226.11ト	613.72ト	30,839.83ト
平成27年度	1 8 4 社	24,306.74ト	463.07ト	24,769.81ト
平成28年度	1 7 9 社	22,874.82ト	66.94ト	22,941.76ト
平成29年度	1 7 4 社	21,657.21ト	91.49ト	21,748.70ト
平成30年度	1 7 2 社	20,577.86ト	123.24ト	20,701.10ト
令和元年度	1 6 9 社	20,510.49ト	161.36ト	20,671.85ト
令和2年度	1 6 7 社	18,616.16ト	225.61ト	18,841.77ト
令和3年度	1 6 5 社	19,522.61ト	177.68ト	19,700.29ト
令和4年度	1 6 3 社	20,104.90ト	204.24ト	20,309.14ト
令和5年度	1 6 2 社	19,906.49ト	202.54ト	20,109.03ト

※ 平成21年度は合併前の旧富士見村分を含む。

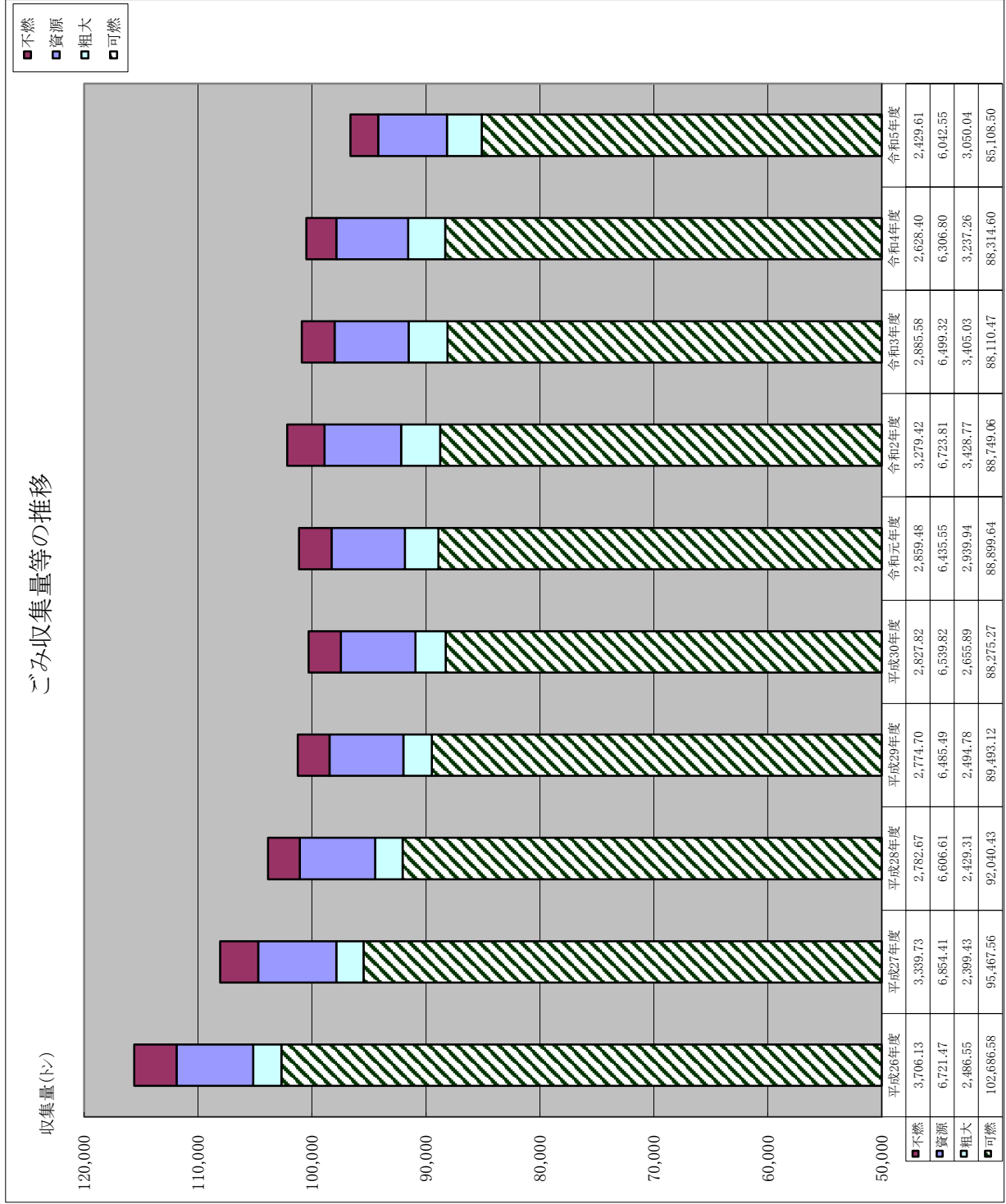
(13) ごみ収集量等の推移

【一人当たりのごみ収集量等の推移】

区分 年度	収集及び 搬入量 (トン)	人 口 (人) *外国人登録 を含む	年間一人 当たり ごみ収集量等 (kg)
平成26年度	115,600.63	340,012	340.0
平成27年度	108,061.13	339,440	318.4
平成28年度	103,859.02	338,705	306.6
平成29年度	101,248.09	338,001	299.5
平成30年度	100,298.80	337,543	297.1
令和元年度	101,134.61	336,284	300.7
令和2年度	102,181.06	335,157	304.9
令和3年度	100,900.39	333,843	302.2
令和4年度	100,487.06	331,972	302.7
令和5年度	96,630.70	329,926	292.9

※ 年間一人当たりのごみ排出量は、各年度の
収集及び搬入量を9月末人口で除した数

※ ごみ収集量等とは、ごみ収集量と搬入量の合計



3 中間処理

(1) 焼却処理状況

(単位：トン)

	六供清掃工場	亀泉清掃工場	大胡クリーンセンター	計
平成30年度	70,548.62	4,769.49	10,230.77	85,548.88
令和元年度	78,963.08	3,808.32	5,859.19	88,630.59
令和2年度	90,388.83			90,388.83
令和3年度	89,239.13			89,239.13
令和4年度	88,052.92			88,052.92
令和5年度	86,157.54			86,157.54

※令和元年度については閉場作業のため、大胡クリーンセンターが9月に、亀泉清掃工場は1月に焼却処理を終了している。

(2) 可燃ごみの組成（乾燥重量比）……六供清掃工場

	厨芥類	紙類	プラスチック	草木類	布類	不燃物	その他	合計
平成30年度	4.7%	35.3%	31.2%	11.7%	9.5%	3.9%	3.7%	100.0%
令和元年度	3.4%	33.5%	29.4%	13.7%	13.3%	2.8%	3.9%	100.0%
令和2年度	8.1%	38.6%	25.3%	15.8%	7.4%	2.3%	2.5%	100.0%
令和3年度	9.0%	33.5%	34.3%	12.1%	7.6%	1.6%	1.9%	100.0%
令和4年度	9.8%	27.8%	28.3%	12.6%	17.6%	1.3%	2.6%	100.0%
令和5年度	10.1%	28.4%	25.4%	11.1%	15.2%	3.6%	6.2%	100.0%

※ 各区分毎を四捨五入後、合計が100%となるよう調整している。

※ 令和元年度までは亀泉清掃工場及び大胡クリーンセンターを含む、可燃工場全体の重量比を示す。

(3) 不燃ごみ・粗大ごみの破碎・選別

(単位：トン)

		破碎スチール	破碎アルミ	可燃残渣	不燃残渣	危険ごみ	不法投棄	処理困難物	可燃粗大	粗大委託	使用済小型家電	計
平成30年度	荻窪清掃工場	880.360	92.500	1,069.710	1,785.240	218.556	0.000	0.000	9.800	502.620	55.850	4,614.636
	富士見クリーンステーション	146.200	103.760	201.590	72.010	0.000	2.790	18.180	0.000	143.930	24.863	713.323
	計	1,026.560	196.260	1,271.300	1,857.250	224.945	2.790	18.180	9.800	646.550	80.713	5,334.348
令和元年度	荻窪清掃工場	947.110	133.210	1,270.060	1,833.930	207.630	0.000	0.000	7.270	604.770	58.730	5,062.710
	富士見クリーンステーション	123.410	74.090	239.300	72.930	0.000	3.610	18.420	0.000	131.666	32.578	696.004
	計	1,070.520	207.300	1,509.360	1,906.860	214.750	3.610	18.420	7.270	736.436	91.308	5,765.834
令和2年度	荻窪清掃工場	1,163.750	208.300	1,268.810	1,853.110	218.750	0.000	0.000	5.200	740.180	41.260	5,499.360
	富士見クリーンステーション	135.120	62.300	264.490	91.180	0.000	3.080	27.390	0.000	0.000	7.730	591.290
	計	1,298.870	270.600	1,533.300	1,944.290	225.771	3.080	27.390	5.200	740.180	48.990	6,097.671
令和3年度	荻窪清掃工場	1,013.530	195.480	1,206.390	1,639.950	222.818	0.000	0.000	6.030	713.510	116.380	5,114.088
	富士見クリーンステーション	96.930	56.770	202.870	74.010	0.000	1.422	14.180	0.000	172.920	31.770	650.872
	計	1,110.460	252.250	1,409.260	1,713.960	228.946	1.422	14.180	6.030	886.430	148.150	5,771.088
令和4年度	荻窪清掃工場	937.800	184.510	1,234.100	1,504.690	217.732	0.000	0.000	9.050	752.170	116.580	4,956.632
	富士見クリーンステーション	80.380	44.540	195.340	68.830	0.000	1.160	13.780	0.000	172.090	29.190	605.310
	計	1,018.180	229.050	1,429.440	1,573.520	217.732	1.160	13.780	9.050	924.260	145.770	5,561.942
令和5年度	荻窪清掃工場	880.990	170.390	1,295.410	1,454.770	197.038	0.000	0.000	13.990	750.550	117.210	4,880.348
	富士見クリーンステーション	68.970	26.250	193.250	62.630	0.000	0.210	10.430	0.000	180.930	29.120	571.790
	計	949.960	196.640	1,488.660	1,517.400	197.038	0.210	10.430	13.990	931.480	146.330	5,452.138

(4) 不燃ごみの組成(重量比) ……荻窪清掃工場

	ガラス・陶器類	廃プラ・塵ビ類	金属類	紙屑類	木竹類	繊維類	その他	合計
平成30年度	12.5%	34.5%	48.2%	1.1%	0.8%	0.2%	2.7%	100.0%
令和元年度	27.5%	16.8%	47.9%	0.7%	2.6%	0.6%	3.9%	100.0%
令和2年度	19.2%	35.9%	33.8%	0.3%	0.7%	1.2%	8.9%	100.0%
令和3年度	22.2%	20.5%	47.6%	1.6%	4.6%	2.7%	0.8%	100.0%
令和4年度	21.9%	27.3%	45.2%	1.4%	0.4%	0.1%	3.7%	100.0%
令和5年度	14.5%	27.1%	47.8%	0.4%	7.4%	1.9%	0.9%	100.0%

※ 各区分毎を四捨五入後、合計が100%となるよう調整している。

(5) 不燃ごみの組成(重量比) ……富士見クリーンステーション

	ガラス・陶器類	廃プラ・塵ビ類	金属類	紙屑類	木竹類	繊維類	その他	合計
平成30年度	36.7%	14.2%	45.6%	0.0%	2.3%	0.1%	1.1%	100.0%
令和元年度	23.3%	18.7%	42.9%	0.1%	13.9%	1.0%	0.1%	100.0%
令和2年度	62.1%	13.9%	21.6%	0.0%	1.9%	0.0%	0.5%	100.0%
令和3年度	28.1%	24.4%	44.8%	0.1%	1.8%	0.6%	0.2%	100.0%
令和4年度	42.0%	35.9%	20.6%	0.0%	0.9%	0.1%	0.5%	100.0%
令和5年度	12.5%	35.6%	41.7%	0.4%	8.9%	0.2%	0.7%	100.0%

※ 各区分毎を四捨五入後、合計が100%となるよう調整している。

(6) 資源ごみの選別

(単位:トン)

		金属			びん				プラ容器	ペットボトル (キャップを含む)	合計
		資源化スチール	資源化アルミ		生きびん	カレット	残滓				
平成 30 年度	荻窪清掃工場 ペットボトル選別処理施設	0.000	0.000	0.000	2,139.410	205.970	1,891.910	41.530	1,648.890	843.481	4,631.781
	富士見クリーンステーション	578.160	265.770	312.390	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	47.900	626.060
	計	578.160	265.770	312.390	2,139.410	205.970	1,891.910	41.530	1,648.890	891.381	5,257.841
令和 元 年度	荻窪清掃工場 ペットボトル選別処理施設	4.240	2.110	2.130	2,052.470	174.360	1,837.320	40.790	1,707.780	848.676	4,613.166
	富士見クリーンステーション	586.250	259.180	327.070	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	44.110	630.360
	計	590.490	261.290	329.200	2,052.470	174.360	1,837.320	40.790	1,707.780	892.786	5,243.526
令和 2 年度	荻窪清掃工場 ペットボトル選別処理施設	0.000	0.000	0.000	2,059.010	185.480	1,833.400	40.130	1,774.050	877.677	4,710.737
	富士見クリーンステーション	591.750	254.759	336.991	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	45.080	636.830
	計	591.750	254.759	336.991	2,059.010	185.480	1,833.400	40.130	1,774.050	922.757	5,347.567
令和 3 年度	荻窪清掃工場 ペットボトル選別処理施設	0.000	0.000	0.000	1,961.390	162.640	1,762.020	36.730	1,794.880	885.307	4,641.577
	富士見クリーンステーション	551.555	221.545	330.010	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	43.580	595.135
	計	551.555	221.545	330.010	1,961.390	162.640	1,762.020	36.730	1,794.880	928.887	5,236.712
令和 4 年度	荻窪清掃工場 ペットボトル選別処理施設	0.000	0.000	0.000	1,877.260	122.710	1,716.340	38.210	1,799.410	877.616	4,554.286
	富士見クリーンステーション	554.630	226.380	328.250	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	47.940	602.570
	計	554.630	226.380	328.250	1,877.260	122.710	1,716.340	38.210	1,799.410	925.556	5,156.856
令和 5 年度	荻窪清掃工場 ペットボトル選別処理施設	0.000	0.000	0.000	1,775.940	108.080	1,633.490	34.370	1,665.330	882.382	4,323.652
	富士見クリーンステーション	527.120	203.190	323.930	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	51.750	578.870
	計	527.120	203.190	323.930	1,775.940	108.080	1,633.490	34.370	1,665.330	934.132	4,902.522

※ 富士見地区のペットボトルは、富士見クリーンステーションで計量後、民間事業者へ売却している。

4 ごみの資源化量

(1) 資源化の状況

(単位：トン)

年 度	区 分	金属選別	び ん	ペットボトル (キャップ含む)	プラスチック製 容器包装	乾電池等 (処理委託)	焼却灰 (処理委託)	計
令和4年度	六供清掃工場						1,928.490	1,928.490
	荻窪清掃工場	1,122.310	1,839.050		1,799.410	210.992		4,971.762
	富士見グリーンステーション	693.330	0.000		0.000	1.200		694.530
	ペットボトル処理場			877.616				877.616
令和5年度	六供清掃工場						1,596.270	1,596.270
	荻窪清掃工場	1,051.380	1,741.570		1,665.330	190.968		4,649.248
	富士見グリーンステーション	632.770	0.000		0.000	0.210		632.980
	ペットボトル処理場			882.382				882.382

※ びんはすべて荻窪清掃工場で選別処理をしている。

※ ペットボトルは収集地区によって処理方法が異なるため「(4) ペットボトルの引き渡しと再商品化・売却状況」を参照。

※ ペットボトル処理場とは、「ペットボトル選別処理施設」をいう。

【粗大ごみ委託処理による資源化の状況】

平成23年度から粗大ごみの収集運搬及び処理を外部委託し、粗大ごみに含まれる金属類や木類等の資源化を図っている。

(単位：トン)

年 度	区 分	金属類	木類	その他	計
令和元年度	粗大ごみ委託処理	289.830	549.295	608.105	1,447.230
令和2年度	粗大ごみ委託処理	180.050	556.080	582.670	1,318.800
令和3年度	粗大ごみ委託処理	195.740	620.390	641.870	1,458.000
令和4年度	粗大ごみ委託処理	163.810	599.270	598.400	1,361.480
令和5年度	粗大ごみ委託処理	139.800	600.450	567.160	1,307.410

【使用済小型家電資源化の状況】

平成25年10月から、市役所、支所、地区公民館等に回収ボックスを設置して使用済小型家電のリサイクル回収を開始し、資源化を図っている。

(単位：トン)

年 度	区 分	金属類
令和元年度	使用済小型家電	151.487
令和2年度	使用済小型家電	48.990
令和3年度	使用済小型家電	148.150
令和4年度	使用済小型家電	145.770
令和5年度	使用済小型家電	146.330

※ 令和2年度については、引渡し業者が変更となり、年度途中からの回収となったため、他の年度と比べて回収量が減少した。

(2) 金属選別の資源化量と売却状況

荻窪清掃工場及び富士見クリーンステーションで選別した金属(スチール及びアルミニウム等)は、単価契約により市内事業者に売却している。

【荻窪清掃工場のスチールとアルミニウムの売却単価と売却金額、資源化量】

年度・期	区分	スチール			アルミニウム			資源化量 合計
		単 価	売却金額	資源化量	単 価	売却金額	資源化量	
令和元年度	4月	3.4円/kg	2,735,058円	949.22トン	3.0円/kg	318,560円	135.34トン	1,084.56トン
	5月	3.4円/kg						
	6月	3.4円/kg						
	7月	3.4円/kg						
	8月	3.4円/kg						
	9月	3.4円/kg						
	10月	2.4円/kg						
	11月	2.4円/kg						
	12月	2.4円/kg						
	1月	2.4円/kg						
	2月	2.4円/kg						
	3月	2.4円/kg						
	令和2年度	4月			1.4円/kg			
5月		1.4円/kg						
6月		1.4円/kg						
7月		1.4円/kg						
8月		1.4円/kg						
9月		1.4円/kg						
10月		1.9円/kg						
11月		1.9円/kg						
12月		1.9円/kg						
1月		1.9円/kg						
2月		1.9円/kg						
3月		1.9円/kg						
令和3年度		4月	4.5円/kg	4,560,885円	1,013.53トン	1.0円/kg	195,480円	195.48トン
	5月	4.5円/kg						
	6月	4.5円/kg						
	7月	4.5円/kg						
	8月	4.5円/kg						
	9月	4.5円/kg						
	10月	4.5円/kg						
	11月	4.5円/kg						
	12月	4.5円/kg						
	1月	4.5円/kg						
	2月	4.5円/kg						
	3月	4.5円/kg						
	令和4年度	4月	6.0円/kg			4,911,615円		
5月		6.0円/kg						
6月		6.0円/kg						
7月		6.0円/kg						
8月		6.0円/kg						
9月		6.0円/kg						
10月		4.5円/kg						
11月		4.5円/kg						
12月		4.5円/kg						
1月		4.5円/kg						
2月		4.5円/kg						
3月		4.5円/kg						
令和5年度		4月	5.5円/kg	4,401,825円	880.99トン		1.0円/kg	170,390円
	5月	5.5円/kg						
	6月	5.5円/kg						
	7月	5.5円/kg						
	8月	5.5円/kg						
	9月	5.5円/kg						
	10月	4.5円/kg						
	11月	4.5円/kg						
	12月	4.5円/kg						
	1月	4.5円/kg						
	2月	4.5円/kg						
	3月	4.5円/kg						

【富士見クリーンステーションのスティールとアルミニウム等の売却単価と売却金額、資源化量】

年度	区 分	売 却 単 価												売 却 金 額	資源化量	資源化量計
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
令和元年度	資源化スチー	34.50円/kg						21.00円/kg						7,180,585円	259.170トン	802.171トン
	資源化アルミ	127.00円/kg						105.00円/kg						37,991,193円	327.081トン	
	破砕スチール	16.00円/kg						9.50円/kg						1,698,375円	123.410トン	
	破砕アルミ	16.00円/kg						1.00円/kg						1,004,240円	74.090トン	
	純鉄屑	16.00円/kg						10.00円/kg						99,400円	7.390トン	
令和2年度	資源化スチー	12.00円/kg						24.20円/kg						4,571,250円	254.759トン	816.560トン
	資源化アルミ	95.00円/kg						105.60円/kg						33,725,833円	336.991トン	
	破砕スチール	5.00円/kg						4.40円/kg						642,414円	135.120トン	
	破砕アルミ	3.00円/kg						4.40円/kg						213,374円	62.300トン	
	純鉄屑	5.00円/kg						14.00円/kg						115,550円	12.400トン	
令和3年度	資源化スチー	33.00円/kg						45.87円/kg						8,595,666円	221.545トン	719.435トン
	資源化アルミ	150.00円/kg						222.75円/kg						60,552,950円	330.010トン	
	破砕スチール	20.00円/kg						1.10円/kg						1,132,326円	96.930トン	
	破砕アルミ	5.00円/kg						1.10円/kg						195,515円	56.770トン	
	純鉄屑	20.00円/kg						40.70円/kg						315,749円	10.540トン	
令和4年度	資源化スチー	60.50円/kg						48.95円/kg						12,497,791円	226.380トン	693.330トン
	資源化アルミ	280.50円/kg						222.20円/kg						83,220,687円	328.250トン	
	破砕スチール	2.75円/kg						2.75円/kg						221,042円	80.380トン	
	破砕アルミ	2.75円/kg						2.75円/kg						122,484円	44.540トン	
	純鉄屑	49.50円/kg						44.00円/kg						482,020円	10.460トン	
令和5年度	資源化スチー	33.00円/kg						33.00円/kg						109,560円	3.320トン	632.741トン
	資源化アルミ	48.00円/kg						44.00円/kg						9,367,776円	203.185トン	
	資源化アルミ	210.00円/kg						203.00円/kg						66,953,768円	323.906トン	
	破砕スチール	46.00円/kg						39.40円/kg						2,970,528円	68.970トン	
	破砕アルミ	98.00円/kg						107.00円/kg						2,631,540円	26.250トン	
令和5年度	純鉄屑	37.00円/kg						34.00円/kg						264,300円	7.410トン	632.741トン
	非鉄金属	35.00円/kg						35.00円/kg						105,700円	3.020トン	

(3) びんの引渡しと売却・再商品化状況

資源ごみとして収集したびんは、荻窪清掃工場内のびん選別処理施設で生きびん（リターナブルびん）とカレットに選別し、生きびんは前橋市再生資源事業協同組合に売却し、カレットは容器包装リサイクル法に基づき、指定法人へ引渡し再商品化している。

【カレットの再商品化状況】

年 度	カレット(ガラスびん)				再商品化委託料
	無 色	茶 色	その他	計	
令和元年度	836.570トン	630.060トン	370.690トン	1,837.320トン	1,221,743円
令和2年度	853.250トン	608.520トン	371.630トン	1,833.400トン	1,267,022円
令和3年度	813.550トン	570.600トン	377.870トン	1,762.020トン	1,123,839円
令和4年度	766.740トン	569.220トン	380.380トン	1,716.340トン	1,366,383円
令和5年度	731.880トン	549.140トン	352.470トン	1,633.490トン	1,383,580円

【生きびんの引き渡しと売却の状況】

年 度	引 渡 本 数	引 渡 重 量	売 却 本 数	売 却 金 額
令和元年度	245,402本	174.36トン	242,402本	163,807円
令和2年度	259,436本	175.50トン	257,136本	168,848円
令和3年度	230,990本	159.27トン	228,490本	153,346円
令和4年度	159,820本	122.82トン	157,280本	92,782円
令和5年度	140,730本	108.95トン	138,730本	84,230円

※売却対象となっている生きびんは以下の6種類

(一升びん、ビールびん、極小ビールびん、焼酎びん、ポートワイン大びん、4合びん)

(4) ペットボトルの引き渡しと再商品化・売却状況

資源ごみとして収集したペットボトルは、大渡町の選別処理施設で選別・圧縮した後、容器包装リサイクル法に基づいて指定法人に引き渡し、再商品化している。

なお、富士見地区で収集したペットボトルは、富士見クリーンステーションで計量後、民間事業者へ売却し資源化している。

【ペットボトルの収集量と再商品化・売却状況】

年 度	区 分	収 集 量	中 間 処 理	再商品化・売却量	売却収入	再商品化・売却先
令和元年度	市内全域 (富士見除く)	845.40トン	大渡ペットボトル 選別処理施設	845.40トン	—円	指定法人
	富士見地区	44.11トン	売却先	44.11トン	44,110円	(福)しののめ会
令和2年度	市内全域 (富士見除く)	873.66トン	大渡ペットボトル 選別処理施設	873.66トン	—円	指定法人
	富士見地区	45.08トン	売却先	45.08トン	45,080円	(福)しののめ会
令和3年度	市内全域 (富士見除く)	885.31トン	大渡ペットボトル 選別処理施設	885.31トン	—円	指定法人
	富士見地区	43.58トン	売却先	43.58トン	21,790円	(福)しののめ会
令和4年度	市内全域 (富士見除く)	874.20トン	大渡ペットボトル 選別処理施設	874.20トン	—円	指定法人
	富士見地区	47.94トン	売却先	47.94トン	47,940円	(福)しののめ会
令和5年度	市内全域 (富士見除く)	878.94トン	大渡ペットボトル 選別処理施設	878.94トン	—円	指定法人
	富士見地区	51.75トン	売却先	51.75トン	51,750円	(福)しののめ会

収集後、大渡町の選別処理施設で取り除いたペットボトルのキャップについて民間事業者へ売却し資源化している。

【ペットボトルキャップの売却状況】

年 度	区 分	中 間 処 理	資源化量	売却収入	売 却 先
令和元年度	市内全域 (富士見除く)	大渡ペットボトル 選別処理施設	3.2760トン	6,548円	市内事業者
令和2年度	市内全域 (富士見除く)	大渡ペットボトル 選別処理施設	4.0170トン	8,034円	市内事業者
令和3年度	市内全域 (富士見除く)	大渡ペットボトル 選別処理施設	3.7670トン	7,534円	市内事業者
令和4年度	市内全域 (富士見除く)	大渡ペットボトル 選別処理施設	3.4160トン	6,832円	市内事業者
令和5年度	市内全域 (富士見除く)	大渡ペットボトル 選別処理施設	3.4420トン	6,884円	市内事業者

(5) プラスチック製容器包装の再商品化状況

プラスチック製容器包装は、荻窪清掃工場で選別後、平成13年度から容器包装リサイクル法に基づき、その一部を指定法人に引き渡し、最終処分量の減量(容)化を図っている。

当初は、不燃ごみ・粗大ごみから選別した廃プラスチックを再商品化していたが、平成16年10月にプラスチック製容器包装の分別収集の開始に合わせて選別処理設備を設置した。

【プラスチック製容器包装の収集量と再商品化状況】

年 度	収 集 量	再商品化量	再商品化委託料	市町村負担率(全国一律)
令和元年度	1,932.74トン	1,707.78トン	785,542円	46.0円/kg×1.0%
令和2年度	2,065.74トン	1,774.05トン	869,260円	49.0円/kg×1.0%
令和3年度	2,029.44トン	1,794.88トン	915,339円	51.0円/kg×1.0%
令和4年度	1,991.04トン	1,799.41トン	953,682円	53.0円/kg×1.0%
令和5年度	1,891.92トン	1,665.33トン	965,932円	58.0円/kg×1.0%

5 ごみの委託処理

(単位：トン)

		スプレー缶	乾電池	蛍光管	火災ごみ	粗大ごみ	剪定枝	その他	合計
令和元年度	荻窪清掃工場	92.060	80.450	26.600	27.760	604.770	0.000	0.000	831.640
	富士見クリーンステーション	0.000	0.000	0.000	8.840	131.180	0.000	1.840	141.860
	計	92.060	80.450	26.600	36.600	735.950	0.000	1.840	973.500
令和2年度	荻窪清掃工場	105.520	75.590	28.290	0.040	740.180	0.000	0.000	949.620
	富士見クリーンステーション	0.000	0.000	0.000	17.960	201.480	0.000	3.080	222.520
	計	105.520	75.590	28.290	18.000	941.660	0.000	3.080	1,172.140
令和3年度	荻窪清掃工場	96.640	93.458	24.970	0.000	713.510	0.000	0.000	928.578
	富士見クリーンステーション	0.000	0.000	0.000	7.200	172.920	0.000	1.542	181.662
	計	96.640	93.458	24.970	7.200	886.430	0.000	1.542	1,110.240
令和4年度	荻窪清掃工場	95.910	91.382	23.700	0.000	752.170	0.000	0.000	963.162
	富士見クリーンステーション	0.000	0.000	0.000	3.950	172.090	0.000	1.200	177.240
	計	95.910	91.382	23.700	3.950	924.260	0.000	1.200	1,140.402
令和5年度	荻窪清掃工場	81.970	90.668	18.330	0.000	750.550	0.000	0.000	941.518
	富士見クリーンステーション	0.000	0.000	0.000	3.940	180.930	0.000	0.210	185.080
	計	81.970	90.668	18.330	3.940	931.480	0.000	0.210	1,126.598

※剪定枝は、六供清掃工場延命化工事のため外部委託していた。(平成29年度から令和元年度)

※その他は、家電4品目・フロンガス類・バッテリー・タイヤ・農薬類・医療系・ペンキ類などの合計。

6 最終処分・埋立

(単位：トン)

		焼却灰・飛灰				荻窪清掃工場・選別埋立				小計	
		六供清掃工場	亀泉清掃工場	大胡クリーンセンター	その他	不燃	埋立バール	可燃			
令和元年度	前橋市最終処分場	6,726.300	6,202.610	521.310	0.000	2.380	1,833.930	1,833.930	0.000	0.000	8,560.230
	富士見最終処分場	1,897.350	930.200	0.000	967.150	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	1,897.350
	計	8,623.650	7,132.810	521.310	967.150	2.380	1,833.930	1,833.930	0.000	0.000	10,457.580
令和2年度	前橋市最終処分場	7,190.540	7,187.570			2.970	1,901.200	1,901.200	0.000	0.000	9,091.740
	富士見最終処分場	1,905.130	1,905.130			0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	1,905.130
	計	9,095.670	9,092.700			2.970	1,901.200	1,901.200	0.000	0.000	10,996.870
令和3年度	前橋市最終処分場	6,890.020	6,884.850			5.170	1,685.590	1,685.590	0.000	0.000	8,575.610
	富士見最終処分場	1,866.680	1,866.680			0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	1,866.680
	計	8,756.700	8,751.530			5.170	1,685.590	1,685.590	0.000	0.000	10,442.290
令和4年度	前橋市最終処分場	7,101.380	7,090.790			10.590	1,547.780	1,547.780	0.000	0.000	8,649.160
	富士見最終処分場	1,826.070	1,826.070			0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	1,826.070
	計	8,927.450	8,916.860			10.590	1,547.780	1,547.780	0.000	0.000	10,475.230
令和5年度	前橋市最終処分場	6,974.830	6,964.330			10.500	1,493.530	1,493.530	0.000	0.000	8,468.360
	富士見最終処分場	1,775.480	1,775.480			0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	1,775.480
	計	8,750.310	8,739.810			10.500	1,493.530	1,493.530	0.000	0.000	10,243.840

		富士見クリーンステーション	し尿焼却灰	その他	浚渫土	水処理汚泥	小計	合計
		不燃残渣		(ライター・びん残渣)				
令和元年度	前橋市最終処分場	0.000	0.000	49.310	54.280	117.920	221.510	8,781.740
	富士見最終処分場	72.930	0.000	0.000	0.000	0.000	72.930	1,970.280
	計	72.930	0.000	49.310	54.280	117.920	294.440	10,752.020
令和2年度	前橋市最終処分場	0.000	0.000	49.480	0.000	151.850	201.330	9,293.070
	富士見最終処分場	91.180	0.000	0.000	0.000	0.000	91.180	1,996.310
	計	91.180	0.000	49.480	0.000	151.850	292.510	11,289.380
令和3年度	前橋市最終処分場	0.000	0.000	44.480	0.000	134.700	179.180	8,754.790
	富士見最終処分場	74.010	0.000	0.000	0.000	0.000	74.010	1,940.690
	計	74.010	0.000	44.480	0.000	134.700	253.190	10,695.480
令和4年度	前橋市最終処分場	0.000	0.000	44.950	0.500	123.580	169.030	8,818.190
	富士見最終処分場	68.830	0.000	0.000	0.000	0.000	68.830	1,894.900
	計	68.830	0.000	44.950	0.500	123.580	237.860	10,713.090
令和5年度	前橋市最終処分場	0.000	0.000	40.440	0.000	117.390	157.830	8,626.190
	富士見最終処分場	62.630	0.000	0.000	0.000	0.000	62.630	1,838.110
	計	62.630	0.000	40.440	0.000	117.390	220.460	10,464.300

7 動物の死体処理

(1) 収集

電話等により連絡のあった動物（犬、猫、ウサギ、鳥など）は、戸別収集を行っている。

【収集量及び手数料の推移】

区 分	有 料	無 料	合 計	手数料(有料扱い)
令和元年度	207体	2,044体	2,251体	449,040円
令和2年度	192体	1,977体	2,169体	402,800円
令和3年度	184体	1,818体	2,002体	390,080円
令和4年度	174体	1,900体	2,074体	371,000円
令和5年度	170体	1,908体	2,078体	360,400円

平成26年度から一体2,080円、令和元年10月から一体2,120円(ただし、飼主不明のものについては無料)

※ 手数料(有料扱い)については、未収入分は除く。

(2) 処理

委託業者による収集及び六供清掃工場へ自己搬入された動物(犬、猫、ウサギ、鳥など)の焼却処理を行っている。

【処理量及び手数料の推移】

区 分	収 集		自己搬入 (六供清掃工場)	
	六供清掃工場 (ごみ収集課)	亀泉清掃工場 (ごみ収集課)	処理量	手数料
令和元年度	291体	1,960体	429体	446,290円
令和2年度	2,169体		446体	468,300円
令和3年度	2,002体		364体	382,200円
令和4年度	2,074体		371体	389,550円
令和5年度	2,078体		480体	504,000円

※ 清掃工場への自己搬入による処理手数料は、平成26年度から一体1,030円、令和元年10月から一体1,050円。

※ 平成29年度以降は全市分を亀泉清掃工場、令和2年2月以降は工場統合に伴い全市分を六供清掃工場にて焼却処理している。

8 特定家庭用機器等に係わる不適正排出処理件数

特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)の対象となっているエアコン等家電4品目について、ごみ集積場所等に不適正排出されたものの回収・処分を行っている。

【不法投棄件数及び処分費用の推移】

区 分	エアコン	テレビ	冷蔵庫 冷凍庫	洗濯機 衣類乾燥機	合 計	処分費用
令和元年度	7台	152台 (59台)	38台	36台	233台	661,808円
令和2年度	7台	153台 (80台)	48台	34台	242台	715,580円
令和3年度	2台	85台 (44台)	25台	22台	134台	392,097円
令和3年度	2台	85台 (44台)	25台	22台	134台	392,097円
令和4年度	1台	117台 (81台)	33台	19台	170台	542,149円
令和5年度	1台	120台 (84台)	6台	5台	132台	352,499円

- ※ 不適正排出件数は、当該年度中に市内のごみ集積場所等から回収し、処分した台数
- ※ 処分費用は、当該年度中に(財)家電製品協会を通じて処理を行った台数によるもの
- ※ ()内は、液晶・プラズマ式の件数(内数)

9 検査・測定結果

(1) 水質検査結果

① 六供清掃工場

(令和5年度平均)

区 分	基 準 値	単 位	放流水測定値
水素イオン濃度指数 (pH)	5.8~8.6	—	7.7
生物化学的酸素要求量 (BOD)	160 (25)	mg/ℓ	1
化学的酸素要求量 (COD)	—	mg/ℓ	3
浮遊物質 (SS)	200 (50)	mg/ℓ	1
大腸菌群数	3,000	個/cm ³	28
カドミウム	0.1	mg/ℓ	0.003 未満
鉛	0.1	mg/ℓ	0.01 未満
シアン	1	mg/ℓ	0.1 未満
総水銀	0.005	mg/ℓ	0.0005 未満
アルキル水銀	検出されないこと		不検出

※ 基準値のカッコ内は群馬県の上乗せ排水基準値

※ 放流先：利根川

② 荻窪最終処分場 (第3水処理施設)

(令和5年度平均)

区 分	基 準 値	単 位	放流水測定値
水素イオン濃度指数 (pH)	5.8~8.6	—	7.6
生物化学的酸素要求量 (BOD)	60	mg/ℓ	1
化学的酸素要求量 (COD)	—	mg/ℓ	1
浮遊物質 (SS)	60	mg/ℓ	1
大腸菌群数	3,000	個/cm ³	4
カドミウム	0.1	mg/ℓ	0.003 未満
鉛	0.1	mg/ℓ	0.01 未満
シアン	1	mg/ℓ	0.1 未満
総水銀	0.005	mg/ℓ	0.0005 未満
アルキル水銀	検出されないこと		不検出

※ 放流先：西田川

③前橋市最終処分場（第4水処理施設）

（令和5年度平均）

区 分	基 準 値	自主規制 基準値	単 位	放流水測定値
水素イオン濃度指数 (PH)	5.8~8.6	5.8~8.6	—	7.3
生物化学的酸素要求量 (BOD)	60	10	mg/ℓ	1
化学的酸素要求量 (COD)	—	10	mg/ℓ	3
浮遊物質 量 (SS)	60	3	mg/ℓ	1 未満
大腸菌群数	3,000	1,000	個/cm ³	3
カドミウム	0.1	0.1	mg/ℓ	0.003 未満
鉛	0.1	0.1	mg/ℓ	0.01 未満
シアン	1.0	1.0	mg/ℓ	0.1 未満
総水銀	0.005	0.005	mg/ℓ	0.0005 未満
アルキル水銀	検出されないこと			不検出

※ 放流先：西田川

④堀越埋立地（堀越水処理施設）

（令和5年度平均）

区 分	基 準 値	単 位	放流水測定値
水素イオン濃度指数 (pH)	5.8~8.6	—	7.8
生物化学的酸素要求量 (BOD)	60	mg/ℓ	1 未満
化学的酸素要求量 (COD)	—	mg/ℓ	2
浮遊物質 量 (SS)	60	mg/ℓ	1 未満
大腸菌群数	3,000	個/cm ³	0
カドミウム	0.1	mg/ℓ	0.003 未満
鉛	0.1	mg/ℓ	0.01 未満
シアン	1	mg/ℓ	0.1 未満
総水銀	0.005	mg/ℓ	0.0005 未満
アルキル水銀	検出されないこと		不検出

※ 放流先：二本松川

⑤富士見最終処分場（富士見水処理施設）

（令和5年度平均）

区 分	基 準 値	単 位	放流水測定値
水素イオン濃度指数 (pH)	5.8~8.6	—	7.8
生物化学的酸素要求量 (BOD)	60	mg/ℓ	1
化学的酸素要求量 (COD)	—	mg/ℓ	8
浮遊物質 量 (SS)	60	mg/ℓ	2
大腸菌群数	3,000	個/cm ³	1 未満
カドミウム	0.1	mg/ℓ	0.003 未満
鉛	0.1	mg/ℓ	0.01 未満
シアン	1	mg/ℓ	0.1 未満
総水銀	0.005	mg/ℓ	0.0005 未満
アルキル水銀	検出されないこと		不検出

※ 放流先：法華沢川

(2) 排ガス検査結果

① 六供清掃工場

(令和5年度平均)

区 分	基 準 値	群馬県 指導基準値	公害防止協定値	単 位	測 定 結 果
ばいじん濃度	0.04	—	0.03(最大0.08)	g/m ³	0.001 未満
全硫黄酸化物(SO _x) K値	17.5	8.0	0.18(最大17.5)	—	0.066
窒素酸化物(NO _x)濃度	250	—	125(最大250)	ppm	28
塩化水素(HCl)濃度	700	—	326(最大700)	mg/m ³	13

※ ばいじん濃度、窒素酸化物濃度、塩化水素濃度は、酸素濃度による補正値
 硫黄酸化物の測定結果欄のK値は、硫黄酸化物量、煙突の高さ、排ガス量等より算出
 排ガスの測定結果は、標準状態(摂氏0℃、1気圧)における濃度です。

(3) ダイオキシン類測定結果

① 六供清掃工場

(令和5年度)

区 分	基 準 値	単 位	測 定 結 果
排ガス	1	ng-TEQ/m ³	0.00051
焼却灰	3	ng-TEQ/g	0.00055
飛灰	3	ng-TEQ/g	0.219
排水処理施設放流水	10	pg-TEQ/l	0.00064

② 荻窪最終処分場

(令和5年度)

区 分	基 準 値	単 位	測 定 結 果
第1, 第3水処理施設放流水	10	pg-TEQ/l	0.00063

③ 前橋市最終処分場

(令和5年度)

区 分	基 準 値	単 位	測 定 結 果
第4水処理施設放流水	10	pg-TEQ/l	0.000056

④ 堀越埋立地

(令和5年度)

区 分	基 準 値	単 位	測 定 結 果
堀越水処理施設放流水	10	pg-TEQ/l	0.000053

⑤ 富士見最終処分場

(令和5年度)

区 分	基 準 値	単 位	測 定 結 果
富士見水処理施設放流水	10	pg-TEQ/l	0.000035

※ 焼却灰とは、焼却炉の炉底等から排出される残渣物
 飛灰(集塵灰)とは、排ガス中のばいじんや灰を集じん機で捕らえたもの
 1ng(ナノグラム)とは、10億分の1グラム
 1pg(ピコグラム)とは、1兆分の1グラム
 TEQ(毒性当量)とは、ダイオキシン類の毒性の強いものに換算した量
 排ガスの測定結果は、標準状態(摂氏0℃、1気圧)における濃度です。

(4) 放射性物質測定結果

① 六供清掃工場

(令和5年度)

区 分	単 位	測 定 結 果
排 ガ ス	Bq/m ³	不検出
焼 却 灰	Bq/k g	不検出～15
飛 灰	Bq/k g	32～61
排水処理施設放流水	Bq/l	不検出

② 前橋市最終処分場

(令和5年度)

区 分	単 位	測 定 結 果
第4水処理施設放流水	Bq/l	不検出

③ 富士見最終処分場

(令和5年度)

区 分	単 位	測 定 結 果
富士見水処理施設放流水	Bq/l	不検出

※ 焼却灰とは、焼却炉の炉底等から排出される残渣物
飛灰(集塵灰)とは、排ガス中のばいじんや灰を集じん機で捕らえたもの
排ガスの測定結果は、標準状態(摂氏0℃、1気圧)における濃度です。

(5) 放射線量測定結果

① 六供清掃工場

(令和5年度)

区 分	単 位	測 定 結 果
東境界歩道上	μ Sv/h	0.05～0.08
南境界(東)	μ Sv/h	0.05～0.06
南境界(西)	μ Sv/h	0.05～0.06
西境界(煙突)	μ Sv/h	0.05～0.07
北境界(中央)	μ Sv/h	0.05～0.06

② 前橋市最終処分場

(令和5年度)

区 分	単 位	測 定 結 果
南境界入口	μ Sv/h	0.04～0.05
東境界歩道上	μ Sv/h	0.04～0.05
東境界(北)	μ Sv/h	0.04～0.05
西境界	μ Sv/h	0.03～0.05
処分場中央	μ Sv/h	0.03～0.04

③富士見最終処分場

(令和5年度)

区 分	単 位	測 定 結 果
処分場入口	$\mu\text{Sv/h}$	0.04~0.06
南境界ため池	$\mu\text{Sv/h}$	0.03~0.05
西境界出口	$\mu\text{Sv/h}$	0.04~0.06
西境界(北)	$\mu\text{Sv/h}$	0.04~0.06
処分場内中央	$\mu\text{Sv/h}$	0.03~0.05

※ 測定結果は、地上1mの測定値

第7章 ごみ減量化・資源化の推進

- 1 有価物集団回収事業
- 2 ガラスびん・空き缶・ペットボトル・プラ容器・紙・衣類等の分別収集
- 3 紙・衣類等の拠点回収事業及び分別収集事業
- 4 紙・衣類等以外に関する有価物回収事業
- 5 食べきり協力店登録事業
- 6 ごみ減量化器具購入費助成事業
- 7 前橋市指定袋制度
- 8 前橋市廃棄物減量等推進審議会と環境美化推進員の設置
- 9 清掃工場における熱エネルギー利用

第7章 ごみ減量化・資源化の推進

循環型社会の実現に向けて、本市においてもごみの分別排出の徹底及び減量化は大きな課題となっている。

そのため、生活環境保全のための市民啓発と併せ、ごみの資源化の推進を重点事業に掲げ、次の各事業を実施している。

1 有価物集団回収事業

【品目別の実績】

(単位：k g)

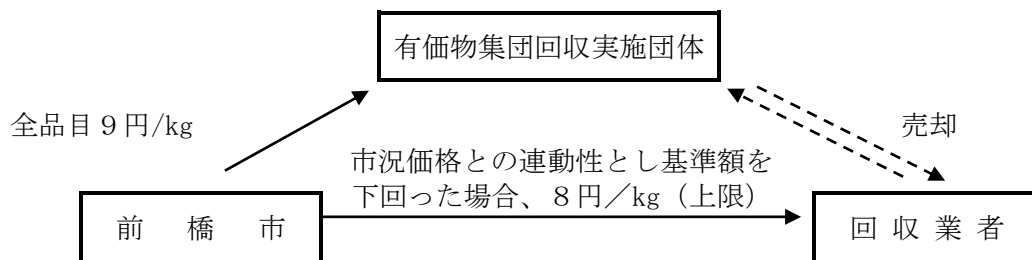
品 目		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
紙	新聞	4,064,110	3,134,090	3,041,890	2,985,490	2,646,630
	段ボール	1,691,040	1,565,260	1,548,060	1,506,880	1,430,190
	雑誌	1,438,260	1,266,250	1,117,590	1,048,050	972,000
	紙パック	30,140	23,400	21,660	20,170	19,310
	雑古紙	321,750	317,030	282,240	300,280	279,230
	計	7,545,300	6,306,030	6,011,440	5,860,870	5,347,360
衣 類 等		204,090	153,860	185,090	162,900	147,660
合 計		7,749,390	6,459,890	6,196,530	6,023,770	5,495,020

【奨励金・助成金の推移】 (決算額)

年 度	団体数	実施団体奨励金		業 者 助 成 金	総 事 業 費
		回収実績奨励金	増加促進奨励金		
令和元年度	322	69,744,510円	485,000円	13,034,550円	83,264,060円
令和2年度	320	58,139,010円	461,000円	36,037,100円	94,637,110円
令和3年度	318	55,768,770円		27,754,310円	83,523,080円
令和4年度	314	54,213,930円		21,491,810円	75,705,740円
令和5年度	308	49,455,180円		28,723,630円	78,178,810円

※ 令和3年度より「増加促進奨励金」を廃止

【令和5年度のフロー】



※市況変化による資源回収業者への助成

- ・昭和61年1月～ 【全品目 2円】
- ・平成3年11月～平成5年12月 【スチールに10円/kgを別枠加算】
- ・平成6年1月～ 【全品目 4円/kg】
- ・平成15年4月～ 【全品目 3円/kg】
- ・平成19年10月～ 【全品目 1.5円/kg】
- ・平成20年4月～ 【市況価格が基準額を下回った場合助成(上限額4円/kg)】
 ※助成金(円)＝当該月回収量(kg)×(基準額9円－市況価格)
- ・平成23年4月～ 【市況価格が基準額を下回った場合助成(上限額4円/kg)】
 ※助成金(円)＝当該月回収量(kg)×(基準額8円－市況価格)
- ・平成24年7月～ 【算出に用いる市況価格は、毎月協議する市内実勢価格とすることに変更】
- ・令和2年4月～ 【上限額を6円/Kgに変更】
- ・令和5年4月～ 【上限額を8円/Kgに変更】

2 ガラスびん・空き缶・ペットボトル・プラ容器・紙・衣類等の分別収集

(1) ガラスびん・空き缶

①事業の内容

平成5年度から7年度までのモデル事業を受け、平成8年10月から全市域で実施
平成7年度モデル方式

②全市実施までの啓発

- ◎事業説明会の実施（自治会単位） 実施回数387回 参加人数20,050人
- ◎スポットCMの放送（群馬テレビ、エフエム群馬） 1日2回1か月間放送（9月）
- ◎ごみ収集車による広報活動（拡声器を使用） 15台で1か月間放送（9月）
- ◎「ガラスびん・空き缶分別収集」啓発ビデオの作成
- ◎ごみ減量やリサイクルの方法を分かりやすく説明した「前橋のごみ減量とリサイクル」などを、イベント開催、見学会等の参加者に配布
- ◎転入転居手続の来庁者に「ごみの分け方・出し方、ごみ収集カレンダー」を配布

(2) ペットボトル

①事業の内容

分別収集したペットボトルを選別・圧縮し、平成20年度までは民間事業者へ売却し資源化していた。平成21年度からは、容器包装リサイクル法に基づいて指定法人に引き渡し、再商品化を図っている。

②経過

- 平成10年10月 分別収集開始
- 平成12年3月 ペットボトル選別処理施設(大渡町)運転開始
- 平成14年4月 広域4町村の選別処理を受託
- 平成17年4月 民間事業者へ売却開始
- 平成21年4月 指定法人へ引き渡し開始（富士見地区は民間事業者へ売却）

(3) プラスチック製容器包装

①事業の内容

分別収集したプラスチック製容器包装(プラ容器)を選別処理し、容器包装リサイクル法に基づく分別基準適合物として指定法人に引き渡し再商品化を図っている。

②経過

平成16年6～10月	住民説明会(有害ごみの分別変更を含む)の実施 実施回数 239回 参加人数 16,203人
平成16年10月	分別収集開始
平成16年12月	荻窪清掃工場プラ容器処理設備稼働開始
平成21年11～3月	富士見地区住民説明会の実施(自治会単位) 実施回数 32回 参加人数 830人
平成22年4月	富士見地区分別収集開始

(4) 紙・衣類等

①事業の内容

分別収集した紙や衣類等を問屋へ売却し、資源化している。

※ 実績等について次項(2)を参照

②経過

平成22年10月～平成23年9月	紙分別収集モデル事業を実施 (5自治会6,800世帯を対象)
平成23年10月～平成24年9月	紙分別収集先行実施事業を実施 (20自治会13,043世帯を対象)
平成24年10月～	全市域で紙分別収集開始
平成26年4月～	全市域で衣類等分別収集開始

3 紙・衣類等の拠点回収事業及び分別収集事業

(1) 拠点回収事業

①設置施設

1 六供清掃工場	2 公園管理事務所	3 大胡支所
4 宮城支所	5 粕川支所	6 富士見支所
7 城南支所	8 上川淵公民館	9 下川淵公民館
10 芳賀公民館	11 桂萱公民館	12 東公民館
13 元総社公民館	14 総社公民館	15 南橋公民館
16 永明公民館	17 前橋市役所	18 水道局
19 総合福祉会館	20 前橋市保健センター	21 南消防署
22 しんしん大渡温水プール	23 ヤマト市民体育館前橋	24 児童文化センター
25 東部共同調理場	26 西部共同調理場	27 市立前橋高等学校

※公園管理事務所は、令和5年7月末にて廃止

②回収実績

(単位：k g)

年 度	新 聞	段ボール	雑 誌	紙パック	雑古紙	衣類等	合 計	設置数
令和元年度	311,740	241,840	429,030	1,230	131,250	203,590	1,318,680	30か所
令和2年度	280,070	257,630	391,170	710	123,930	137,490	1,191,000	29か所
令和3年度	319,720	291,180	391,160	1,230	126,540	216,670	1,346,500	29か所
令和4年度	295,590	284,810	355,770	1,290	118,900	198,820	1,255,180	28か所
令和5年度	230,940	216,840	300,140	940	107,070	170,460	1,026,390	27か所

③収集運搬の委託金額

年 度	委 託 金 額
令和元年度	11,666,205円
令和2年度	11,398,992円
令和3年度	12,576,432円
令和4年度	11,702,680円
令和5年度	12,020,250円

(2) 分別収集事業

①回収実績

(単位：k g)

年 度	新 聞	段ボール	雑 誌	紙パック	雑古紙	衣類等	合計
令和元年度	784,870	614,530	505,900	10	325,890	402,560	2,633,760
令和2年度	885,510	784,940	651,320	0	365,200	426,610	3,113,580
令和3年度	959,150	814,900	599,850	0	336,150	461,420	3,171,470
令和4年度	908,060	816,880	545,880	20	325,190	419,290	3,015,320
令和5年度	821,310	803,850	499,920	0	297,680	381,910	2,804,670

②収集運搬の委託業者

委 託 区 分	会 社 名	代 表 者	住 所	電 話
第1ブロック	(有) 齊 田 商 事	齋 田 正 博	勝沢町382	264-1931
第2ブロック	(有)大胡清掃社	坂 部 一 貴 (R5.5.21より)	樋越町253-1	283-3040
第3ブロック	前橋市再生資源事業 協同組合	久 松 一 夫	高井町一丁目26-3	253-7276
第4ブロック	(福)しののめ会 とも	亀 田 好 子	上増田町318-2	267-1770

委託期間：第1～第3ブロック 令和4年10月1日から令和7年9月30日まで
 第4ブロック 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

③収集運搬の委託金額

年度	委託金額
令和元年度	55,123,480円
令和2年度	56,628,000円
令和3年度	56,628,000円
令和4年度	62,634,000円
令和5年度	68,640,000円

(3) 回収又は収集した紙・衣類等の売却

【売却金額】

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
21,596,784円	7,560,56円	12,919,802円	17,224,746円	14,065,200円

4 紙・衣類等以外に関する有価物回収事業

より一層のごみの減量と資源の有効活用の推進及び市民の利便性の向上を図るため、紙・衣類等以外の有価物についても回収している。

(1) 小型家電拠点回収（平成25年10月1日から実施）

①設置施設

1 前橋市役所	2 大胡支所	3 宮城支所
4 粕川支所	5 富士見支所	6 城南支所
7 上川淵公民館	8 下川淵公民館	9 芳賀公民館
10 桂萱公民館	11 東公民館	12 元総社公民館
13 総社公民館	14 南橋公民館	15 清里公民館
16 永明公民館	17 総合福祉会館	18 前橋プラザ元気 21
19 ベイシア電器前橋モール店	20 ベイシア電器前橋みなみモール店	21 ベイシア前橋ふじみモール店
22 ガーデン前橋		

②回収実績

年度	回収量
令和元年度	151,487 k g
令和2年度	48,990 k g
令和3年度	148,150 k g
令和4年度	145,770 k g
令和5年度	146,330 k g

(2) 宅配便を利用した小型家電回収

平成30年4月より認定事業者のリネットジャパン（株）と協定を締結し、宅配便を利用した小型家電回収を開始した。

年 度	回収量
令和元年度	4,624 k g
令和2年度	6,134 k g
令和3年度	6,927 k g
令和4年度	8,569 k g
令和5年度	7,806 k g

(3) 廃食用油拠点回収（平成26年9月から実施）

① 設置施設

1 前橋市役所	2 大胡支所	3 宮城支所
4 粕川支所	5 富士見支所	6 城南支所
7 上川淵公民館	8 下川淵公民館	9 芳賀公民館
10 桂萱公民館	11 東公民館	12 元総社公民館
13 総社公民館	14 清里公民館	15 永明公民館
16 総合福祉会館		

②回収実績

年 度	回収量	売却金額
令和元年度	9,802 k g	85,419 円
令和2年度	8,906 k g	78,367 円
令和3年度	8,886 k g	78,192 円
令和4年度	7,658 k g	67,386 円
令和5年度	8,450 k g	92,950 円

5 食べきり協力店登録事業（平成26年11月から実施）

前橋市の事業系食品ごみの減量化を図るため、食べ残し等の削減に取り組む市内の飲食店等を「食べきり協力店」として登録し、市ホームページや広報で紹介した。

登録店舗数 104店舗（令和6年3月31日現在）

6 ごみ減量化器具購入費助成事業 (要綱制定 昭和62年)

(1) ごみ減量化器具購入費助成の実績

年 度	電動式生ごみ処理機		生ごみ処理容器		枝葉粉碎機		助 成 総 額
	基	円	基	円	基	円	
令和元年度	47基	741,400円			25基	246,800円	988,200円
令和2年度	49基	760,100円	7基	16,500円	16基	159,900円	936,500円
令和3年度	47基	754,400円	22基	52,600円	18基	179,400円	986,400円
令和4年度	82基	805,500円	41基	97,100円			902,600円
令和5年度	83基	825,200円	17基	46,100円			871,300円

- ※ 平成13年度から、生ごみ処理容器は購入額の2分の1(限度額5,000円)を助成
- ※ 平成18年度から、電動式生ごみ処理機は購入額の2分の1(限度額30,000円)を助成
- ※ 平成23年度から、枝葉粉碎機は購入額の2分の1(限度額30,000円)を助成
- ※ 平成26年度から、生ごみ処理容器は購入額の2分の1(限度額を3,000円)、電動式生ごみ処理機は購入額の2分の1(限度額20,000円)、枝葉粉碎機は購入額の2分の1(限度額10,000円)を助成
- ※ 平成27年度から、生ごみ処理容器の助成を廃止
- ※ 令和2年度から、生ごみ処理容器は購入額の2分の1(限度額3,000円)を助成
- ※ 令和4年度から、枝葉粉碎機の助成を廃止
- ※ 令和4年度から、電動式生ごみ処理機は購入額の2分の1(限度額10,000円)を助成
- ※ 令和5年4月24日から、ぐんま電子申請システムによる申請を開始

(2) 段ボールコンポスト

①事業の内容

生ごみの減量化を図るため、段ボールコンポスト(段ボール箱を使って家庭の生ごみから堆肥化するもの)の普及啓発を行う。

②経緯

- 平成26・27年度 生ごみ減量化効果の有効性実証のため、学校・市民モニターによる検証の実施
- 平成28・29年度 それいけ!まえばし出前講座メニューの一つとして、全市民向けに「段ボールコンポスト講座」を実施
- 平成29年12月～ 段ボールコンポスト用母材の配布を開始
- 令和4年7月21日 母材提供先の国土緑化株式会社と「ごみ減量・資源化計画」に係る連携協定を締結

(3) 剪定枝粉碎機貸出(平成28年7月から開始、令和2年12月から停止)

可燃ごみとして排出される枝木類の減量化を図るため、剪定枝粉碎機の貸出を開始した。
令和2年度 24件

7 前橋市指定袋制度

(1) 導入月 平成10年7月

- (2) 目 的
- ①分別の徹底
 - ②ごみ出しマナーの向上
 - ③収集、処理作業の安全確保
 - ④他地区からの持ち込み防止

- (3) 袋の種類
- ①透明度 中身の確認できる半透明袋
 - ②大きさ 大(45ℓ)、中(30ℓ)、小(20ℓ)
 - ③厚 さ 大 0.03mm以上、中 0.025mm以上、小 0.02mm以上
 - ④材 質 ポリエチレン
 - ⑤形 態 平袋及びU形袋

- (4) 全市実施までの啓発(ペットボトル説明会も含む)
事業説明会の実施(自治会単位) 実施回数470回 参加人数29,500人
スポットCMの放送(エフエム群馬)
全戸にチラシ配布

8 前橋市廃棄物減量等推進審議会と環境美化推進員の設置

ごみ問題の根本的解決のためには、生産、流通、消費、廃棄に至る全ての段階での市民・事業者・行政の主体的な行動と三者の連携(「ひとつづくり」)の上に立った総合的、計画的な施策の推進(「しくみづくり」「きまりづくり」)が必要不可欠である。

本市におけるごみ問題の解決に向けての施策の推進に当たっては、市民と事業者の理解と協力が得られるよう啓発に努めることはもちろん、市民、事業者の意見、要望等を把握し、各種施策に反映させていくことが今後重要となる。そこで、コンセンサス形成の場として学識経験者、市民、事業者、廃棄物処理業者等の代表からなる「前橋市廃棄物減量等推進審議会」を設置するとともに、市と市民のパイプ役であり、ごみ問題のリーダーとなる「環境美化推進員」の委嘱を行った。

(1) 前橋市廃棄物減量等推進審議会(平成5年度設置)

本市における一般廃棄物の減量等に関する事項を審議するため、前橋市廃棄物の処理及び清掃に関する条例に基づき、前橋市廃棄物減量等推進審議会を設置し、平成5年9月に第1回審議会を開催して以降、これまでに次のとおり諮問に対する答申を受けている。

- 平成6年12月……『前橋市一般廃棄物処理基本計画基本理念について』
- 平成9年8月……『前橋市一般廃棄物処理に係る適正負担のあり方、及び事業系ごみの減量化、適正排出について』
- 平成12年6月……『前橋市一般廃棄物処理基本計画の見直しについて』
- 平成15年8月……『家庭ごみ有料化の導入について』
- 平成18年2月……『前橋市一般廃棄物処理基本計画の見直しについて』
- 平成21年5月……『前橋市一般廃棄物処理基本計画の見直しについて』
- 平成28年3月……『前橋市一般廃棄物処理基本計画の見直しについて』
- 令和3年3月……『前橋市一般廃棄物処理基本計画の見直しについて』

(2) 環境美化推進員設置事業(平成6年度設置)

本市における一般廃棄物の減量対策の推進並びに清掃思想の普及高揚及び清潔で快適な生活環境を確保するために、市と市民のパイプ役として、また、身近なごみ問題のリーダーとして活動をお願いする環境美化推進員を自治会の協力を得て委嘱した。

なお、この環境美化推進員は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の8の規定に基づく廃棄物減量等推進員であり、概ね100世帯に1人の割合で委嘱している。

【主な活動内容】

- ①ごみの適正排出指導及び分別の指導啓発
 - ②集積場所の清潔保持
 - ③不法投棄の監視及び情報提供
 - ④有価物集団回収の推進
 - ⑤清掃事業にかかわるモニター及び市への意見要望
 - ⑥その他環境美化及び清掃思想の普及
- (令和5年度 環境美化推進員委嘱人数 1,946名)

【委嘱の状況】

- 平成6年7月～ 桂萱地区及び駒形町(「びん・缶」分別収集モデル地区 20自治会)
- 平成7年10月～ 岩神町一～四丁目(「びん・缶」分別収集モデル地区 4自治会)
- 平成8年9月～ 全市

第8章 啓発事業

- 1 出前講座・環境美化推進員説明会
- 2 清掃工場等の施設見学
- 3 G活チャレンジの実施
- 4 広報まえばし、市ホームページ等の活用
- 5 チラシ、パンフレット等の作成
- 6 資源・ごみ分別アプリの配信

第8章 啓発事業

ごみ問題解決のためには、市民の協力が不可欠であるため、ごみ減量・リサイクル講座、清掃工場見学会、環境教育講座などを実施している。

また、平成8年度に、市民一人ひとりがごみを減量しリサイクルすることの重要性について理解と関心を深め、より豊かなリサイクル社会を築き上げていく気運を高めるため「前橋市民リサイクルの日」を制定したほか、6月の環境月間に合わせて各種啓発を行っている。

1 出前講座・環境美化推進員説明会・啓発イベント

自治会、老人会、小・中学生、生涯学習団体、環境美化推進員等を対象に、地区の集会所や教育施設に直接出向き、本市のごみ問題の現状や減量・資源化対策に関する講座を行った。また、各種イベント等においてブース出展し、ごみ減量に関する啓発を行った。

令和5年度出前講座	実施回数	5回	参加人数	100人
令和5年度環境美化推進員説明会	実施回数	16回	参加人数	292人
令和5年度分別説明会	実施回数	2回	参加人数	80人
令和5年度イベント	実施回数	6回		

2 清掃工場等の施設見学

小中学生、自治会、生涯学習等の各種団体を対象に、実際のごみ処理を行っている清掃工場を見学してもらうことで、ごみ問題への理解や認識を深めている。

実施場所は、可燃ごみを焼却している六供清掃工場、不燃・粗大ごみを処理している荻窪清掃工場（前橋市最終処分場を含む）と富士見クリーンステーション（富士見最終処分場を含む）、ペットボトル選別処理施設（大渡町）で、各施設におけるごみ処理の様子を見学するほか、ペットボトル選別処理施設を除く各施設では説明用ビデオの放映や見学コースの案内誘導を行っている。

【実施状況】

工場名	区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
六供清掃工場	参加団体	68団体	19団体	29団体	52団体	51団体
	来場人数	3,360人	1,090人	1,664人	2,902人	2,869人
荻窪清掃工場 （前橋市最終処分場を含む）	参加団体	34団体	0団体	0団体	0団体	0団体
	来場人数	1,873人	0人	0人	0人	0人
富士見クリーンステーション （富士見最終処分場を含む）	参加団体	1団体	0団体	0団体	0団体	0団体
	来場人数	33人	0人	0人	0人	0人
ペットボトル 選別処理施設	参加団体	0団体	0団体	0団体	0団体	0団体
	来場人数	0人	0人	0人	0人	0人

※令和2年度、令和3年度、令和4年度、令和5年度は、六供清掃工場のみで受け入れた。

3 G活チャレンジの実施

平成25年度からごみの減量活動を知ってもらい、家庭ごみの減量をより推進するための取り組みとしてG活（ごみ減量活動の略）チャレンジを開始した。

(1) G活チャレンジ！100（平成25年度～平成27年度）

1人1日当たりの家庭ごみの排出量を平成27年度までに100g減量する取り組みを行った。

(2) 第2次G活チャレンジ！ステキにごみダイエット（平成28年度～令和2年度）

1人1日当たりの家庭ごみの排出量を平成27年度の584gから令和2年度までに35g減量し、549gにする取り組みを行った。

(3) G活チャレンジ！ステキにごみダイエット（令和3年度～）

1人1日当たりの家庭ごみの排出量を令和2年度の591gから令和7年度までに99g減量し、492gにする取り組みを開始した。

4 広報まえばし、市ホームページ等の活用

市の広報紙である「広報まえばし」や市ホームページ等を活用し、ごみの減量等に向けたタイムリーな情報など掲載している。

5 チラシ、パンフレット等の作成

○「家庭用資源・ごみ収集カレンダー」を作成し各戸配布

○転入転居手続の来庁者に「家庭用資源・ごみ分別ガイドブック（保存版）」「家庭用資源・ごみ収集カレンダー」を配布

○外国人用に英語版・ポルトガル語版・中国語版・ハングル語版・ベトナム語版・ネパール語版「家庭用資源・ごみ分別ガイドブック（保存版）」、スペイン語版「ごみの分け方・出し方」を配布

○平成26年に幼児向け紙芝居「大切にするよ」を作成し、図書館での貸出しを開始

6 資源・ごみ分別アプリの配信（平成29年6月配信開始）

収集日程をはじめ、家庭ごみに係る情報をスマートフォンのアプリを通じて提供することで、市民のごみ出しに対する情報収集の利便性の向上を図るとともに、リアルタイムな情報提供を行っている。

第9章 し尿処理

- 1 し尿関係施設の概要
- 2 し尿処理
- 3 住宅団地排水処理施設

第9章 し尿処理

1 し尿関係施設の概要

(1) し尿処理施設・し尿浄化槽汚泥処理施設

名 称	所 在 地	施 設 の 概 要
し尿処理施設 (水質浄化 センター内)	六供町三丁目 1番7号	<p>1 敷地面積 15,339.45㎡</p> <p>2 し尿処理施設 (平成10年3月竣工、2か年継続事業)</p> <p>(1) 処理方法 膜分離高負荷生物脱窒素処理方式+高度処理</p> <p>(2) 処理能力 33k1/日</p> <p>(3) 事業費 1,331,817,000円</p> <p> <内訳> 国補 215,555,000円 市債 1,003,300,000円 一般 112,962,000円</p> <p>(4) 自動計量装置(トラックスケール)</p> <p> ①竣工 昭和60年3月</p> <p> ②形式 クボタ社製、角型エアークロドセル方式 10kg~20,000kg</p> <p> ③事業費 23,900,000円</p> <p> <内訳> 国補 7,730,000円 市債 13,100,000円 一般 3,070,000円</p>
	六供町三丁目 1番7号	<p>3 し尿浄化槽汚泥処理施設</p> <p>(1) 竣工 昭和62年11月 (稼働 昭和63年3月)</p> <p>(2) 建築面積 1,505.94㎡</p> <p>(3) 延べ面積 2,200.39㎡</p> <p>(4) 処理能力 87k1/日</p> <p>(5) 処理方式 固液分離活性汚泥処理方式</p> <p>(6) 放流保証水質</p> <p> PH 5.8~8.6</p> <p> BOD 20mg/1 以下</p> <p> SS 30mg/1 以下</p> <p> 大腸菌群数 3,000個/ml 以下</p> <p>(7) 事業費 976,620,000円</p> <p> ①本体工事 964,833,000円</p> <p> ・土木建築設備 406,383,000円</p> <p> ・機械電気設備 558,450,000円</p> <p> ②付帯工事 11,387,000円</p> <p> ③事務費 400,000円</p> <p> <財源内訳> 国補 225,739,000円 市債 403,600,000円 一般 347,281,000円</p>

(2) 公衆便所一覧表 (342か所)

(令和6年4月1日現在)

番号	施設の名 称	所 在 地	処理方式	備 考
1	◎岩神さくら公園公衆便所	岩神町二丁目	水洗式	公園管理事務所
2	岩神町三丁目ふれあい公園公衆便所	岩神町三丁目	水洗式	公園管理事務所
3	◎敷島公園1号公衆便所(売店横)	敷島町	水洗式	公園管理事務所
4	敷島公園2号公衆便所(おえん岩)	敷島町	水洗式	公園管理事務所
5	◎敷島公園ボート場公衆便所	敷島町	水洗式	公園管理事務所
6	◎利根川敷島緑地1号公衆便所	敷島町	水洗式	公園管理事務所
7	利根川敷島緑地2号公衆便所	敷島町	くみ取り式	公園管理事務所
8	利根川敷島緑地3号公衆便所	敷島町	くみ取り式	公園管理事務所
9	利根川敷島緑地キャンプ場1号公衆便所	敷島町	くみ取り式	公園管理事務所
10	利根川敷島緑地キャンプ場2号公衆便所	敷島町	くみ取り式	公園管理事務所
11	◎敷島町公園公衆便所	敷島町	水洗式	公園管理事務所
12	◎平和町ふれあい公園	平和町二丁目	水洗式	公園管理事務所
13	緑が丘公園公衆便所	緑が丘町	水洗式	公園管理事務所
14	国領町緑地公衆便所	国領町一丁目	水洗式	公園管理事務所
15	◎あたご公園公衆便所	住吉町二丁目	水洗式	公園管理事務所
16	◎若宮町2号公園公衆便所	若宮町二丁目	水洗式	公園管理事務所
17	才川緑地公衆便所	若宮町三丁目	水洗式	公園管理事務所
18	◎若三東公園公衆便所	若宮町三丁目	水洗式	公園管理事務所
19	◎若宮町四丁目公園公衆便所	若宮町四丁目	水洗式	公園管理事務所
20	日吉町1号公園公衆便所	日吉町一丁目	水洗式	公園管理事務所
21	◎日吉公園公衆便所	日吉町二丁目	水洗式	公園管理事務所
22	◎みよし公園公衆便所	日吉町三丁目	水洗式	公園管理事務所
23	◎日吉町4号公園公衆便所	日吉町三丁目	水洗式	公園管理事務所
24	◎ひよん公園公衆便所	日吉町四丁目	水洗式	公園管理事務所
25	◎城東町1号公園公衆便所	城東町一丁目	水洗式	公園管理事務所
26	◎花園公園公衆便所	城東町三丁目	水洗式	公園管理事務所
27	◎なかよし公園公衆便所	城東町三丁目	水洗式	公園管理事務所
28	上電横丁公衆便所	城東町四丁目	水洗式	公園管理事務所
29	城東公園公衆便所	城東町五丁目	水洗式	公園管理事務所
30	◎前橋こども公園西駐車場公衆便所	城東町五丁目	水洗式	公園管理事務所
31	高浜公園公衆便所	大手町一丁目	くみ取り式	公園管理事務所
32	◎前橋公園親水ゾーン公衆便所	大手町三丁目	水洗式(浄化槽)	公園管理事務所
33	◎前橋公園ビジターセンター公衆便所	大手町三丁目	水洗式(浄化槽)	公園管理事務所
34	◎前橋公園(ケヤキゲート)公衆便所	大手町三丁目	水洗式	公園管理事務所
35	◎元気ステージ裏公衆便所	大手町三丁目	水洗式	公園管理事務所
36	◎フラワーゲート公衆便所	大手町三丁目	水洗式	公園管理事務所
37	◎前橋公園北公衆便所(幸の池)	大手町三丁目	水洗式(浄化槽)	公園管理事務所
38	◎広瀬川河畔緑地公衆便所(柳橋)	千代田町一丁目	水洗式	公園管理事務所
39	シーズポート公衆便所	千代田町二丁目	水洗式	にぎわい商業課
40	◎馬場川遊歩道公園公衆便所(西)	千代田町二丁目	水洗式	市街地整備課
41	◎広瀬川河畔緑地公衆便所(比刀根橋)	千代田町三丁目	水洗式	公園管理事務所
42	◎銀座公園公衆便所	千代田町四丁目	水洗式	公園管理事務所
43	◎広瀬川河畔緑地公衆便所(久留万橋際)	千代田町五丁目	水洗式	公園管理事務所
44	◎八幡宮公園内公衆便所	本町二丁目	水洗式	公園管理事務所
45	◎若草公園公衆便所	表町一丁目	水洗式	公園管理事務所
46	駅前西公園公衆便所	表町二丁目	水洗式	公園管理事務所
47	◎駅前東公園公衆便所	表町二丁目	水洗式	公園管理事務所
48	◎JR前橋駅公衆トイレ	表町二丁目	水洗式	交通政策課
49	◎中央前橋駅駅前広場公衆便所	三河町一丁目	水洗式	公園管理事務所
50	◎三河令和公園	三河町二丁目	水洗式	公園管理事務所
51	◎百軒町公園公衆便所	朝日町一丁目	水洗式	公園管理事務所
52	◎朝日町1号公園公衆便所	朝日町二丁目	水洗式	公園管理事務所
53	◎朝日町三丁目公園公衆便所	朝日町三丁目	水洗式	公園管理事務所
54	◎朝日町2号公園公衆便所	朝日町四丁目	水洗式	公園管理事務所
55	◎天川原中央公園公衆便所	天川原町一丁目	水洗式	公園管理事務所
56	◎ばら公園	天川原町二丁目	水洗式	公園管理事務所
57	六供生川公園公衆便所	六供町	水洗式	公園管理事務所
58	◎南大門公園公衆便所	六供町	水洗式	公園管理事務所
59	六供西公園公衆便所	六供町	水洗式	公園管理事務所
60	六供天神公園公衆便所	六供町	水洗式	公園管理事務所
61	◎生川ふれあい公園公衆便所	六供町	水洗式	公園管理事務所

62	◎六供京安寺公園公衆便所	六供町	水洗式	公園管理事務所
63	◎六供こども公園公衆便所	六供町	水洗式	公園管理事務所
64	◎六供南堂木公園公衆便所	六供町	水洗式	公園管理事務所
65	◎天台橋公園公衆便所	天川町	水洗式	公園管理事務所
66	天川公園公衆便所	天川町	水洗式	公園管理事務所
67	◎泉公園公衆便所	天川町	水洗式	公園管理事務所
68	文一松前公園公衆便所	文京町一丁目	水洗式	公園管理事務所
69	文二ふれあい公園公衆便所	文京町二丁目	水洗式	公園管理事務所
70	◎二子山公園公衆便所	文京町三丁目	水洗式	公園管理事務所
71	南町公園公衆便所(河川敷北)	南町一丁目	くみ取り式	公園管理事務所
72	南町公園公衆便所(河川敷南)	南町二丁目	くみ取り式	公園管理事務所
73	◎南町二丁目北公園公衆便所	南町二丁目	水洗式	公園管理事務所
74	宗甫分公園公衆便所	南町二丁目	水洗式	公園管理事務所
75	◎駅南公園公衆便所	南町三丁目	水洗式	公園管理事務所
76	◎南町緑地公衆便所	南町三丁目	水洗式	公園管理事務所
77	南町5号公園公衆便所	南町三丁目	水洗式	公園管理事務所
78	◎市之坪公園公衆便所	南町四丁目	水洗式	公園管理事務所
79	◎市之坪第2公園公衆便所	南町四丁目	水洗式	公園管理事務所
80	櫛島町緑地公衆便所	櫛島町	くみ取り式	公園管理事務所
81	◎朝倉町公園公衆便所	朝倉町二丁目	水洗式	公園管理事務所
82	◎宮川公園公衆便所	朝倉町三丁目	水洗式	公園管理事務所
83	若宮公園公衆便所	朝倉町三丁目	水洗式	公園管理事務所
84	朝倉町四丁目公園公衆便所	朝倉町四丁目	水洗式	公園管理事務所
85	八幡山公園公衆便所(北)	朝倉町四丁目	くみ取り式	公園管理事務所
86	◎八幡山公園公衆便所(東)	朝倉町四丁目	水洗式	公園管理事務所
87	◎しもさどり公園公衆便所	下佐鳥町	水洗式(浄化槽)	公園管理事務所
88	西善住宅団地公園公衆便所	西善町	水洗式	公園管理事務所
89	山王町一丁目つばき公園公衆便所	山王町一丁目	水洗式	公園管理事務所
90	山王町一丁目つつじ公園公衆便所	山王町一丁目	水洗式	公園管理事務所
91	山王町一丁目さくら公園公衆便所	山王町一丁目	水洗式	公園管理事務所
92	蕨川東公園公衆便所	山王町二丁目	水洗式	公園管理事務所
93	◎蕨川西公園公衆便所	山王町二丁目	水洗式	公園管理事務所
94	◎東善公園公衆便所	東善町	水洗式	公園管理事務所
95	◎広瀬一丁目南公園公衆便所(広瀬団地5号公園)	広瀬町一丁目	水洗式	公園管理事務所
96	天神公園公衆便所(広瀬団地4号公園)	広瀬町一丁目	水洗式	公園管理事務所
97	◎しいのみ公園公衆便所	広瀬町二丁目	水洗式	公園管理事務所
98	いちよう公園公衆便所	広瀬町二丁目	水洗式	公園管理事務所
99	◎すずかけ公園公衆便所	広瀬町三丁目	水洗式	公園管理事務所
100	広瀬町三丁目公園公衆便所	広瀬町三丁目	水洗式	公園管理事務所
101	横手わせた緑地公衆便所	横手町	水洗式(浄化槽)	公園管理事務所
102	亀里竜門緑地公衆便所	亀里町	くみ取り式	公園管理事務所
103	オーブ公園公衆便所	新堀町	水洗式	公園管理事務所
104	ペパーミント公園公衆便所	新堀町	水洗式	公園管理事務所
105	舟戸公園公衆便所(下川淵工業団地)	下阿内町	くみ取り式	公園管理事務所
106	力丸町団地公園公衆便所	力丸町	水洗式(浄化槽)	公園管理事務所
107	◎下川中央公園公衆便所	下川町	水洗式	公園管理事務所
108	下川1号公園公衆便所	下川町	水洗式	公園管理事務所
109	下川2号公園公衆便所	下川町	水洗式	公園管理事務所
110	下川3号公園公衆便所	下川町	水洗式	公園管理事務所
111	勝沢集会所公衆便所	勝沢町	水洗式(浄化槽)	公園管理事務所
112	宮本緑地公衆便所	小神明町	水洗式	公園管理事務所
113	中堤広場公衆便所	小神明町	くみ取り式	公園管理事務所
114	◎五代南部中央公園公衆便所	五代町	水洗式	公園管理事務所
115	くらもと公園公衆便所 2棟(大+小)	鳥取町	水洗式	公園管理事務所
116	鳥取町公園公衆便所	鳥取町	水洗式	公園管理事務所
117	鳥取町東公園公衆便所	鳥取町	水洗式	公園管理事務所
118	◎芳賀公園1号公衆便所	小坂子町	水洗式	公園管理事務所
119	芳賀公園2号公衆便所	小坂子町	水洗式	公園管理事務所
120	◎高花台一丁目1号公園公衆便所	高花台一丁目	水洗式	公園管理事務所
121	高花台一丁目2号公園公衆便所	高花台一丁目	水洗式	公園管理事務所
122	◎高花台二丁目1号公園公衆便所	高花台二丁目	水洗式	公園管理事務所
123	高花台二丁目2号公園公衆便所	高花台二丁目	水洗式	公園管理事務所
124	金丸川緑地公衆便所	高花台二丁目	水洗式	公園管理事務所
125	◎桂萱西部公園公衆便所	三俣町	水洗式	公園管理事務所

126	◎下三俣公園公衆便所	三俣町一丁目	水洗式	公園管理事務所
127	◎かねづか公園公衆便所	三俣町二丁目	水洗式	公園管理事務所
128	◎山形公園公衆便所(テニスコート)	三俣町三丁目	水洗式	公園管理事務所
129	◎三俣町五反田公園公衆便所	三俣町三丁目	水洗式	公園管理事務所
130	桃の木川サイクリングロード下沖公衆便所	下沖町	水洗式(浄化槽)	公園管理事務所
131	片貝緑地公衆便所	西片貝町三丁目	水洗式	公園管理事務所
132	◎西片貝町公園公衆便所	西片貝町五丁目	水洗式	公園管理事務所
133	◎前橋こども公園公衆便所(南)	西片貝町五丁目	水洗式	公園管理事務所
134	◎石関公園公衆便所	石関町	水洗式	公園管理事務所
135	石関公園北公衆便所	石関町	水洗式	公園管理事務所
136	亀泉霊園公衆便所	亀泉町	水洗式	公園管理事務所
137	◎亀泉霊園多目的公衆便所	亀泉町	水洗式	公園管理事務所
138	荻窪公園南公衆便所	荻窪町	水洗式	公園管理事務所
139	◎荻窪公園北公衆便所	荻窪町	水洗式	公園管理事務所
140	◎荻窪公園あいのやま湯南公衆便所	荻窪町	水洗式	公園管理事務所
141	◎荻窪公園あいのやま湯北公衆便所	荻窪町	水洗式(浄化槽)	公園管理事務所
142	◎荻窪公園公衆便所 温泉西	荻窪町	水洗式(浄化槽)	公園管理事務所
143	◎荻窪公園公衆便所	荻窪町	水洗式(浄化槽)	公園管理事務所
144	堤町ローズタウン公園公衆便所	堤町	水洗式	公園管理事務所
145	萱野南公園公衆便所	江木町	水洗式	公園管理事務所
146	萱野北公園公衆便所	江木町	水洗式	公園管理事務所
147	新沼親水公園公衆便所	江木町	水洗式(浄化槽)	公園管理事務所
148	あずま木の公園公衆便所	箱田町	くみ取り式	公園管理事務所
149	谷地沼親水公園公衆便所	江木町	水洗式	公園管理事務所
150	◎ローズタウン中央公園	江木町	水洗式	公園管理事務所
151	西箱田緑地公衆便所	箱田町	水洗式	公園管理事務所
152	◎東ふれあい公園公衆便所	箱田町	水洗式	公園管理事務所
153	前箱田公園公衆便所	前箱田町二丁目	水洗式	公園管理事務所
154	川曲緑地公衆便所	川曲町	くみ取り式	公園管理事務所
155	稲荷新田緑地公衆便所	稲荷新田町	水洗式	公園管理事務所
156	つつじ公園公衆便所	下新田町	水洗式	公園管理事務所
157	◎大利根緑地公衆便所	下新田町	水洗式	公園管理事務所
158	◎大利根緑地公衆便所	下新田町	水洗式	公園管理事務所
159	河原添公園公衆便所	上新田町	水洗式	公園管理事務所
160	上新田緑地公衆便所	上新田町	水洗式	公園管理事務所
161	上新田末風緑地公衆便所	上新田町	水洗式	公園管理事務所
162	◎南部大橋サイクリングロード公衆便所	小相木町	水洗式(浄化槽)	公園管理事務所
163	◎こあいぎげんき公園公衆便所	小相木町	水洗式	公園管理事務所
164	◎滝川公園公衆便所	古市町一丁目	水洗式	公園管理事務所
165	◎古市町公園公衆便所(3号公園)	古市町一丁目	水洗式	公園管理事務所
166	古市町赤鳥公園公衆便所(4号公園)	古市町一丁目	水洗式	公園管理事務所
167	江田町緑地公衆便所	江田町	水洗式	公園管理事務所
168	光が丘1号公園公衆便所	光が丘町	水洗式	公園管理事務所
169	◎光が丘2号公園公衆便所	光が丘町	水洗式	公園管理事務所
170	◎大利根中央公園公衆便所	大利根町一丁目	水洗式	公園管理事務所
171	◎すみれ公園公衆便所	大利根町一丁目	水洗式	公園管理事務所
172	しらゆり公園公衆便所	大利根町二丁目	水洗式	公園管理事務所
173	◎ひまわり公園公衆便所	大利根町二丁目	水洗式	公園管理事務所
174	◎新前橋駅前公衆便所	新前橋町	水洗式	ごみ収集課
175	新前橋公園公衆便所(1号公園)	新前橋町	水洗式	公園管理事務所
176	青葉公園公衆便所	青葉町	水洗式	公園管理事務所
177	元総社みろく1号公園公衆便所	元総社町	水洗式	公園管理事務所
178	◎元総社みろく2号公園公衆便所	元総社町	水洗式	公園管理事務所
179	元総社みろく3号公園公衆便所	元総社町	くみ取り式	公園管理事務所
180	蒼海緑地公衆便所(元総社緑地)	元総社町	くみ取り式	公園管理事務所
181	新前橋駅西口緑地公衆便所	元総社町	水洗式	公園管理事務所
182	梅ヶ丘緑地公衆便所	元総社町	くみ取り式	公園管理事務所
183	◎明神東公園公衆便所	元総社町	水洗式	公園管理事務所
184	いなば中央公園公衆便所	元総社町	水洗式	公園管理事務所
185	つくし公園公衆便所	元総社町一丁目	水洗式	公園管理事務所
186	◎そよかぜ公園公衆便所	元総社町二丁目	水洗式	公園管理事務所
187	◎さくら公園公衆便所	大友町一丁目	水洗式	公園管理事務所
188	さくら公園北公衆便所	大友町一丁目	水洗式	公園管理事務所
189	日の出公園公衆便所	大友町二丁目	水洗式	公園管理事務所

190	◎ぎんなん公園公衆便所	大友町三丁目	水洗式	公園管理事務所
191	王山公園公衆便所	大渡町一丁目	水洗式	公園管理事務所
192	大渡休憩施設公衆便所	大渡町一丁目	水洗式	公園管理事務所
193	◎大渡公園公衆便所	大渡町二丁目	水洗式	公園管理事務所
194	前橋公園公衆便所(利根川中央緑地)	石倉町四丁目	くみ取り式	公園管理事務所
195	◎上石倉3号公園公衆便所(外濠公園)	石倉町四丁目	水洗式	公園管理事務所
196	石倉城二の丸公園公衆便所(上石倉2号)	石倉町五丁目	水洗式	公園管理事務所
197	中央緑地(北)	石倉町五丁目	くみ取り式	公園管理事務所
198	鳥羽町東公園公衆便所	鳥羽町	水洗式	公園管理事務所
199	利根橋公園公衆便所	下石倉町	水洗式	公園管理事務所
200	すがはら公園公衆便所	下石倉町	水洗式	公園管理事務所
201	みどり公園公衆便所	下石倉町	水洗式	公園管理事務所
202	城川公園公衆便所	総社町総社	水洗式	公園管理事務所
203	利根川大渡緑地北1号公衆便所	総社町総社	くみ取り式	公園管理事務所
204	利根川大渡緑地北2号公衆便所	総社町総社	くみ取り式	公園管理事務所
205	利根川大渡緑地北3号公衆便所	総社町総社	くみ取り式	公園管理事務所
206	愛宕山古墳公衆便所	総社町総社	水洗式	教育施設課
207	◎総社山王公園公衆便所	総社町総社	水洗式	公園管理事務所
208	◎総社町2号団地公園公衆便所	総社町一丁目	水洗式	公園管理事務所
209	利根川大渡緑地1号公衆便所	総社町一丁目	くみ取り式	公園管理事務所
210	利根川大渡緑地3号公衆便所	総社町一丁目	水洗式	公園管理事務所
211	利根川大渡緑地4号公衆便所	総社町一丁目	くみ取り式	公園管理事務所
212	◎石橋公園公衆便所	総社町二丁目	水洗式	公園管理事務所
213	落合公園公衆便所(総社町7号公園)	総社町三丁目	水洗式	公園管理事務所
214	◎かじ町公衆便所(総社町6号公園)	総社町三丁目	水洗式	公園管理事務所
215	大屋敷公園公衆便所	総社町四丁目	水洗式	公園管理事務所
216	◎群馬総社駅前公衆便所	総社町植野	水洗式	交通政策課
217	利根川総社緑地公衆便所	総社町植野	くみ取り式	公園管理事務所
218	◎総社町5号公園公衆便所(1号)	高井町一丁目	水洗式	公園管理事務所
219	総社町5号公園公衆便所(2号)	高井町一丁目	水洗式(浄化槽)	公園管理事務所
220	桜が丘公園公衆便所	総社町桜が丘	水洗式	公園管理事務所
221	◎問屋町公園公衆便所(団地内)	問屋町二丁目	水洗式	公園管理事務所
222	◎上細井公園公衆便所	上細井町	水洗式	公園管理事務所
223	八幡山南橋林の広場公衆便所	上細井町	水洗式	公園管理事務所
224	上細井第1公園公衆便所	上細井町	水洗式	公園管理事務所
225	下細井団地西公園公衆便所	下細井町	水洗式	公園管理事務所
226	北代田町中央公園公衆便所	北代田町	水洗式	公園管理事務所
227	◎下小出南公園公衆便所	下小出町一丁目	水洗式	公園管理事務所
228	◎やなば公園公衆便所	下小出町一丁目	水洗式	公園管理事務所
229	◎下小出中公園公衆便所	下小出町二丁目	水洗式	公園管理事務所
230	下小出西公園公衆便所	下小出町二丁目	水洗式	公園管理事務所
231	下小出中央公園公衆便所(南)	下小出町二丁目	水洗式	公園管理事務所
232	◎下小出中央公園公衆便所(北)	下小出町二丁目	水洗式	公園管理事務所
233	下小出北公園公衆便所	下小出町三丁目	水洗式	公園管理事務所
234	◎上小出国体公園公衆便所	上小出町二丁目	水洗式	公園管理事務所
235	あじさい公園公衆便所	上小出町三丁目	水洗式	公園管理事務所
236	コスモス公園公衆便所(上小出3号)	上小出町三丁目	水洗式	公園管理事務所
237	◎寺前公園公衆便所	上小出町三丁目	水洗式	公園管理事務所
238	みのる運動公園公衆便所	青柳町	水洗式	公園管理事務所
239	龍蔵寺ふれあい公園公衆便所	青柳町	水洗式	公園管理事務所
240	◎荒牧中央公園公衆便所	荒牧町	水洗式	公園管理事務所
241	◎荒牧町公園公衆便所	荒牧町四丁目	水洗式	公園管理事務所
242	荒牧団地公園公衆便所	荒牧町四丁目	水洗式	公園管理事務所
243	自性寺公園公衆便所	荒牧町四丁目	水洗式	公園管理事務所
244	新田公園公衆便所	荒牧町四丁目	水洗式	公園管理事務所
245	上宿公園公衆便所	荒牧町四丁目	水洗式	公園管理事務所
246	下宿公園公衆便所	荒牧町四丁目	水洗式	公園管理事務所
247	日輪寺緑地公衆便所	日輪寺町	くみ取り式	公園管理事務所
248	川端町公園公衆便所	川端町	水洗式(浄化槽)	公園管理事務所
249	利根川田口緑地(南)公衆便所	田口町	くみ取り式	公園管理事務所
250	利根川田口緑地(北)公衆便所	田口町	くみ取り式	公園管理事務所
251	めがね橋公園公衆便所	関根町	水洗式	公園管理事務所
252	八坂前公園公衆便所	関根町	水洗式	公園管理事務所
253	関根薬師公園公衆便所	関根町	水洗式	公園管理事務所

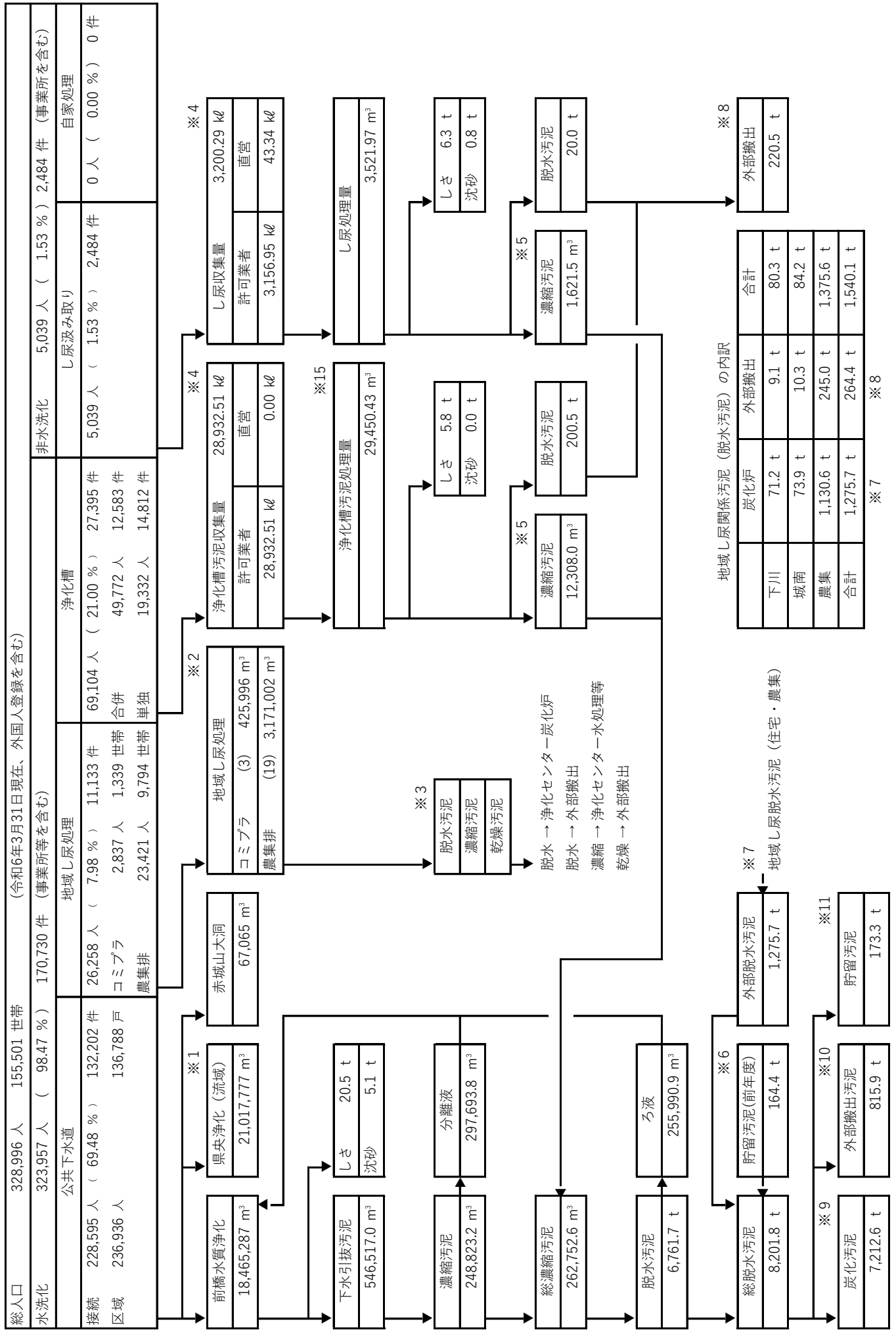
254	利根川田口緑地公衆便所	関根町	くみ取り式	公園管理事務所
255	片原公園公衆便所	関根町	水洗式	公園管理事務所
256	◎関根公園公衆便所	関根町三丁目	水洗式	公園管理事務所
257	古川公園公衆便所	川原町	水洗式	公園管理事務所
258	弁天公園公衆便所	川原町	水洗式	公園管理事務所
259	赤石公園公衆便所	川原町	水洗式	公園管理事務所
260	西原公園公衆便所 北	川原町	水洗式	公園管理事務所
261	◎西原公園公衆便所 南	川原町	水洗式	公園管理事務所
262	桃木川河畔緑地公衆便所	北代田町	水洗式	公園管理事務所
263	◎南橘町中央広場公衆便所	南橘町	水洗式	建築住宅課
264	池端緑地公衆便所	池端町	くみ取り式	公園管理事務所
265	清里前原公園公衆便所	青梨子町	水洗式	公園管理事務所
266	清野緑地公衆便所	清野町	くみ取り式	公園管理事務所
267	◎大島公園(木工団地)公衆便所(3号公園)	天川大島町	水洗式	公園管理事務所
268	◎前橋大島駅北口広場公衆便所	天川大島町	水洗式	道路管理課
269	◎前橋大島駅南口広場公衆便所	天川大島町	水洗式	公園管理事務所
270	天大ふれあい公園公衆便所	天川大島町	水洗式	公園管理事務所
271	◎松並木地区2号公園(並木西)公衆便所	天川大島町	水洗式	公園管理事務所
272	◎新東橋公園南公衆便所	天川大島町一丁目	水洗式	公園管理事務所
273	新東橋公園北公衆便所	天川大島町一丁目	水洗式	公園管理事務所
274	白樺公園公衆便所	天川大島町一丁目	水洗式	公園管理事務所
275	◎ふじ公園公衆便所	天川大島町一丁目	水洗式	公園管理事務所
276	しみず公園公衆便所	天川大島町三丁目	水洗式	公園管理事務所
277	原町公園公衆便所	天川大島町三丁目	水洗式	公園管理事務所
278	◎原町公園公衆便所(北)	天川大島町三丁目	水洗式	公園管理事務所
279	上大島公園公衆便所	上大島町	くみ取り式	公園管理事務所
280	下長磯町公園公衆便所	下長磯町	水洗式	公園管理事務所
281	あけぼの公園公衆便所	駒形町	水洗式	公園管理事務所
282	◎下大島団地第1号公園公衆便所	下大島町	水洗式	公園管理事務所
283	下大島団地第2号公園公衆便所	下大島町	水洗式	公園管理事務所
284	下大島団地第3号公園公衆便所	下大島町	水洗式	公園管理事務所
285	泉沢団地緑地公衆便所	下大屋町	水洗式	公園管理事務所
286	◎やすらぎ公園公衆便所	下大島町	水洗式	公園管理事務所
287	◎東ローズタウン公園公衆便所	富田町	水洗式	公園管理事務所
288	◎前橋総合運動公園2号公衆便所	荒口町	水洗式(浄化槽)	公園管理事務所
289	荒砥林の広場公衆便所	荒子町	くみ取り式	公園管理事務所
290	葎沼公園公衆便所	荒子町	くみ取り式	公園管理事務所
291	◎大室公園北公衆便所	西大室町	水洗式	公園管理事務所
292	◎大室公園民家園公衆便所	西大室町	水洗式	文化財保護課
293	◎大室公園南公衆便所	西大室町	水洗式	公園管理事務所
294	◎大室公園公衆便所	西大室町	水洗式(浄化槽)	公園管理事務所
295	◎城南工業団地公園公衆便所	東大室町	くみ取り式	公園管理事務所
296	飯土井公園公衆便所	飯土井町	くみ取り式	公園管理事務所
297	◎前橋総合運動公園1号公衆便所	二之宮町	水洗式(浄化槽)	公園管理事務所
298	◎前橋総合運動公園軽スポーツ広場公衆便所	二之宮町	水洗式	公園管理事務所
299	今井沼公園公衆便所	今井町	水洗式(浄化槽)	公園管理事務所
300	筑井公園公衆便所	筑井町	くみ取り式	公園管理事務所
301	小屋原緑地公衆便所	小屋原町	くみ取り式	公園管理事務所
302	◎駒形駅北口公衆便所	小屋原町	水洗式	交通政策課
303	◎駒形駅南口公衆便所	小屋原町	水洗式	交通政策課
304	上増田公園公衆便所	上増田町	水洗式(浄化槽)	公園管理事務所
305	荒口町公園公衆便所	鶴が谷町	水洗式	公園管理事務所
306	◎荒子町公園公衆便所	鶴が谷町	水洗式	公園管理事務所
307	神沢の森公衆便所	神沢の森	くみ取り式	公園管理事務所
308	◎荒砥川ふれあい遊歩道公衆便所	鼻毛石町	水洗式(浄化槽)	公園管理事務所
309	宮城ふれあい広場公衆便所	鼻毛石町	水洗式(浄化槽)	宮城支所地域振興課
310	◎粕川ふれあい館さわやかトイレ	粕川町室沢	水洗式(浄化槽)	農政課
311	◎粕川親水公園公衆便所 元気ランド	粕川町月田	水洗式(浄化槽)	公園管理事務所
312	粕川親水公園公衆便所	粕川町月田	水洗式(浄化槽)	公園管理事務所
313	◎膳城址公園北公衆便所	粕川町膳	水洗式	公園管理事務所
314	◎膳城址公園南公衆便所	粕川町膳	水洗式	公園管理事務所
315	原東ふるさと公園公衆便所	富士見町原之郷	水洗式	公園管理事務所
316	◎大胡駅前公園公衆便所	茂木町	水洗式	公園管理事務所
317	足軽グラウンド公衆便所	茂木町	水洗式	公園管理事務所

318	◎足軽茂木公園東公衆便所	茂木町	水洗式	公園管理事務所
319	◎足軽茂木公園西公衆便所	茂木町	水洗式	公園管理事務所
320	◎時沢公園公衆便所	富士見町時沢	水洗式	公園管理事務所
321	中島公開緑地公衆便所	富士見町時沢	水洗式	公園管理事務所
322	◎中島なかよし公園公衆便所	富士見町時沢	水洗式	公園管理事務所
323	朝日台公園公衆便所	大胡町	水洗式	公園管理事務所
324	◎前沖公園公衆便所	樋越町	水洗式	公園管理事務所
325	◎新堀公園公衆便所	樋越町	水洗式	公園管理事務所
326	野中農村公園公衆便所	野中町	水洗式	公園管理事務所
327	◎鶴光路公園公衆便所	鶴光路町	水洗式	公園管理事務所
328	◎大胡ぐりんふらわー牧場レストハウス内便所	滝窪町	水洗式	公園管理事務所
329	大胡ぐりんふらわー牧場南ゲート公衆便所	滝窪町	水洗式	公園管理事務所
330	大胡ぐりんふらわー牧場東キャンプ場便所	滝窪町	水洗式	公園管理事務所
331	大胡ぐりんふらわー牧場西キャンプ場便所	滝窪町	水洗式	公園管理事務所
332	大胡ぐりんふらわー牧場西キャンプ場南便所	滝窪町	水洗式	公園管理事務所
333	大胡ぐりんふらわー牧場旧牛舎北公衆便所	滝窪町	水洗式	公園管理事務所
334	◎荻窪公園(県道以南のエリア)東公衆便所	荻窪町	水洗式	公園管理事務所
335	◎荻窪公園(県道以南のエリア)西公衆便所	荻窪町	水洗式	公園管理事務所
336	◎みやぎ千本桜の森北公衆便所	苗ヶ島町	水洗式	公園管理事務所
337	みやぎ千本桜の森中央公衆便所	苗ヶ島町	水洗式	公園管理事務所
338	みやぎ千本桜の森南公衆便所	苗ヶ島町	水洗式	公園管理事務所
339	諏訪公園公衆便所	城東町二丁目	水洗式	公園管理事務所
340	◎西善町矢田公園公衆便所	西善町	水洗式	公園管理事務所
341	◎六供中央公園	六供町	水洗式	公園管理事務所
342	◎令和あたご公園	天川大島町	水洗式	公園管理事務所

(注) ◎印は身体障害者用便所を併設か又は単独設置施設
太字はごみ収集課所管

2 し尿処理

(1) し尿処理フロー



(2) し尿収集

し尿収集は、直営及び許可業者5社により担当地域を指定し、収集業務を実施している。

①し尿処理人口

年 度	人 口 (年 度 末)	生 活 排 水 処 理 人 口			非 生 活 排 水 処 理 人 口		
		水 洗 化 人 口			非 水 洗 化 人 口		
		公共下水道	地域し尿	合 併 槽	単 独 槽	汲み取り	自家処理
平成30年度	人口 336,641人 (比率：100.0%)	231,285人 (68.7%)	26,894人 (8.0%)	43,851人 (13.0%)	28,933人 (8.6%)	5,678人 (1.7%)	0人 (0%)
令和元年度	人口 335,360人 (比率：100.0%)	230,999人 (68.9%)	26,922人 (8.0%)	44,572人 (13.3%)	27,399人 (8.2%)	5,468人 (1.6%)	0人 (0%)
令和2年度	人口 334,535人 (比率：100.0%)	230,713人 (69.0%)	26,922人 (8.0%)	48,120人 (14.4%)	23,460人 (7.0%)	5,320人 (1.6%)	0人 (0%)
令和3年度	人口 332,063人 (比率：100.0%)	229,331人 (69.1%)	26,608人 (8.0%)	47,615人 (14.3%)	23,344人 (7.0%)	5,165人 (1.6%)	0人 (0%)
令和4年度	人口 330,358人 (比率：100.0%)	228,742人 (69.2%)	26,523人 (8.0%)	48,607人 (14.7%)	21,447人 (6.5%)	5,039人 (1.6%)	0人 (0%)
令和5年度	人口 328,996 (比率：100.0%)	228,595人 (69.5%)	26,258人 (8.0%)	49,772人 (15.1%)	19,332人 (5.9%)	5,039人 (1.5%)	0人 (0%)

※参考：令和5年度末生活排水処理人口普及率=92.6%、水洗化人口普及率=98.5%

※地域し尿=地域し尿処理施設、合併槽=合併処理浄化槽、単独槽=単独処理浄化槽の略

※公共下水道及び地域し尿は、接続人口で計上（水道局で集計する「汚水処理人口普及率」と異なる）

※新堀西住宅団地排水処理施設は、地域し尿でなく合併槽に含む（浄化槽台帳に登録有り）

※汲み取りは、全て許可業者による

②収集の状況

(単位：kℓ)

区 分	し 尿			浄 化 槽 清 掃 汚 泥			合 計
	直 営	業 者	小 計	直 営	業 者	小 計	
平成30年度	65.69	3,780.92	3,846.61	0.00	31,229.67	31,229.67	35,076.28
令和元年度	42.23	3,917.34	3,959.57	0.00	30,902.74	30,902.74	34,862.31
令和2年度	35.65	3,720.23	3,755.88	0.00	31,977.57	31,977.57	35,733.45
令和3年度	36.88	3,542.87	3,579.75	0.00	31,738.07	31,738.07	35,317.82
令和4年度	40.14	3,387.16	3,427.30	0.00	30,137.71	30,137.71	33,565.01
令和5年度	43.34	3,156.95	3,200.29	0.00	28,932.51	28,932.51	32,132.80
収集量(ℓ/日)	0.73	12.99	13.17	0.00	119.06	119.06	132.23
構 成 比	0.13%	9.82%	9.96%	0.00%	90.04%	90.04%	100.0%

※し尿=直営： 59日/年間
業者：243日/年間

浄化槽清掃汚泥=直営： 0日/年間(令和5年度)
業者：243日/年間(令和5年度)

③手数料の推移

(単位：円)

区 分	H1.10.1 より	4.4.1 より	7.4.1 より	9.4.1 より	25.4.1 より	26.4.1 より	27.4.1 より	30.4.1 より	R1.10.1 より
ア 人員によるもの<一般家庭及びこれに準ずるもの> (イ) 月1回収集する場合「1人」につき	225	270	350	355	355	360	360	360	370
(ロ) 月2回以上収集する場合(イ)に 加算する額よ、2回目から1世帯1回につき)	280	335	435	440	440	450	450	450	460
イ 収集量によるもの<人員により難しいもの> ・1回の収集が36ℓ までごとに	215	260	335	340	340	340	340	340	350
ウ 特別料金を加算するもの<市長が収集に特別な取扱いを要すると認める場合>(ア又はイに加算する額よ、1世帯1回につき)	255	350	395	400	400	410	410	410	410

市民負担軽減助成額 (1人1月当たり)	50	60	85	85	120	120	150	160	160
------------------------	----	----	----	----	-----	-----	-----	-----	-----

※参考：令和5年度のし尿処理手数料市民負担軽減助成額は、10,092,800円となっている。

④し尿収集運搬許可業者一覧表

(令和6年3月31日現在)

番号	業 者 名	代 表 者	所 在 地	電話番号	バキューム車
1	(株) 関 東 グ ン セ イ	志 賀 正 信	高井町一丁目11-1	256-8800	8台
2	(有) 日 の 出 清 掃 社	町 田 翔 太	天川大島町一丁目35-6	224-5275	2台
3	(有) 大 胡 清 掃 社	坂 部 一 貴	樋越町253-1	283-3040	4台
4	(有) 粕 川 衛 生	近 藤 美 智 子	粕川町室沢478-2	285-2687	4台
5	(有) 富士見清掃センター	長 部 昌 夫	富士見町引田476-53	288-3149	2台
計	5業者				20台

※し尿収集は、地域を指定し行っている。(し尿収集地域指定一覧表を参照)

⑤ し尿収集地域指定一覧表

(令和6年4月1日現在)

事業所名	指定地域町名	対象人口
前橋市 (ごみ収集課) TEL253-1009	市有施設なし尿収集運搬その他市長が必要と認める箇所	0人
㈱関東グンセイ Tel:256-8800 高井町一丁目11-1	岩神町一・二・三・四丁目、敷島町、昭和町一・二・三丁目、 平和町一・二丁目、国領町一・二丁目、住吉町一・二丁目、 若宮町一・二・三・四丁目、日吉町一・二・三・四丁目、 城東町一・二丁目、紅雲町一・二丁目、表町一丁目、 天川原町一・二丁目、六供町一・二・三・四・五丁目、天川町、 文京町一・二・三・四丁目、南町一・二・三・四丁目、緑が丘町、 上佐鳥町、櫛島町、朝倉町、朝倉町一・二・三・四丁目、後閑町、 下佐鳥町、宮地町、西善町、山王町、山王町一・二丁目、中内町、 東善町、広瀬町一・二・三丁目、公田町、横手町、亀里町、 鶴光路町、新堀町、下阿内町、力丸町、徳丸町、房丸町、下川町、 三俣町一(上電北)・二・三丁目、幸塚町、上沖町、下沖町、 西片貝町一丁目、上泉町(上電北)、亀泉町(今井線北)、荻窪町、 堀之下町(今井線北)、堤町(今井線北)、江木町(今井線北)、 箱田町、後家町、前箱田町、前箱田町二丁目、川曲町、 稲荷新田町、下新田町、上新田町、小相木町、小相木町一丁目、 古市町、古市町一・二丁目、江田町、朝日が丘町、光が丘町、 大利根町一・二丁目、新前橋町、青葉町、元総社町、 元総社町一・二・三丁目、大友町一・二・三丁目、 大渡町一・二丁目、石倉町、石倉町一・二・三・四・五丁目、 鳥羽町、下石倉町、問屋町一・二丁目、総社町総社、 総社町一・二・三・四丁目、総社町植野、総社町高井、 高井町一丁目、総社町桜が丘、上細井町、下細井町、北代田町、 下小出町一・二・三丁目、上小出町一・二・三丁目、龍蔵寺町、 青柳町、荒牧町、荒牧町一・二・三・四丁目、日輪寺町、川端町、 田口町、関根町、関根町一・二・三丁目、川原町、 川原町一・二丁目、南橋町、池端町、上青梨子町、青梨子町、 清野町、天川大島町(両毛線南)	2,039人
㈱日の出清掃社 Tel:224-5275 天川大島町一丁目 35-6	城東町三・四・五丁目、大手町一・二・三丁目、 千代田町一・二・三・四・五丁目、本町一・二・三丁目、表町二丁目、 三河町一・二丁目、朝日町一・二・三・四丁目、勝沢町、小神明町、 端気町、五代町、鳥取町、小坂子町、嶺町、金丸町、 高花台一・二丁目、三俣町一丁目(上電南)、 西片貝町二・三・四・五丁目、東片貝町、上泉町(上電南)、石関町、 亀泉町(今井線南)、堀之下町(今井線南)、堤町(今井線南)、 江木町(今井線南)、天川大島町(両毛線北)、 天川大島町一・二・三丁目、上大島町、女屋町、上長磯町、 東上野町、野中町、下長磯町、小島田町、駒形町、下大島町、 下大屋町、泉沢町、富田町、荒口町、荒子町、西大室町、 東大室町、飯土井町、新井町、二之宮町、今井町、筑井町、 小屋原町、上増田町、下増田町、鶴が谷町、神沢の森	1,480人

事業所名	指定地域町名	対象人口
(有)大胡清掃社 Tel:283-3040 樋越町253-1	大胡町、茂木町、堀越町、横沢町、滝窪町、東金丸町、河原浜町、 樋越町、上大屋町	626 人
(有)粕川衛生 Tel:285-2687 粕川町室沢478-2	鼻毛石町、粕倉町、市之関町、三夜沢町、苗ヶ島町、馬場町、 大前田町、粕川町中之沢、粕川町室沢、粕川町月田、粕川町稲里、 粕川町新屋、粕川町込皆戸、粕川町深津、粕川町女渕、 粕川町西田面、粕川町前皆戸、粕川町上東田面、 粕川町下東田面、粕川町一日市、粕川町中、粕川町膳	481 人
(有)富士見清掃 センター Tel:288-3149 富士見町引田 476-53	富士見町田島、富士見町引田、富士見町横室、富士見町原之郷、 富士見町小沢、富士見町米野、富士見町時沢、富士見町小暮、 富士見町石井、富士見町漆窪、富士見町市之木場、 富士見町山口、富士見町皆沢、富士見町赤城山	290 人
計		4,916 人

(3) 公衆便所

市内の公衆便所は、令和6年4月1日現在で329か所ある。

【公衆便所の数(所管別、処理方式別一覧表)】

(令和6年4月1日現在)

区分	処理方式			計
	公共下水道	浄化槽	汲み取り	
ごみ収集課	1			1
農政課		1		1
公園管理事務所	248	24	46	318
建築住宅課	1			1
道路管理課	3			3
文化財保護課	2			2
にぎわい商業課	1			1
交通政策課	1			1
宮城支所地域振興課		1		1
計	257	26	46	329

(4) 移動公衆便所

①目的

市内自治会、子ども会及び学校等の公共的性格を有する団体が主催する集会又は催し等に使用する場合並びに国、地方公共団体及びこれに準ずる公益団体等が公益上の目的で使用する場合に貸出を行う。

②貸出期間

3日以内、ただし市長が特に必要があると認めるときは延長することができる。

③貸出料

1台1日につき 3,660円

④貸出方法

申請により承認した場合、市（西部清掃事務所）において会場まで搬送する。

⑤移動公衆便所仕様(貸出用)

非水洗式（便槽容量：400ℓ） 8台（男女兼用）

簡易水洗式（便槽容量：350ℓ） 4台（ " ）

合 計 12台

⑥貸出状況

区 分		合 計	無 料	有 料	備 考
令和 元 年度	件 数	66件	49件	17件	使用料収入
	日 数	190日	172日	18日	118,800円
	台 数	378台	345台	33台	（～9/30:@3,600×台/日） （10/1～:@3,660×台/日）
令和 2 年度	件 数	4件	3件	1件	使用料収入
	日 数	8日	7日	1日	7,320円
	台 数	17台	15台	2台	（@3,660×台/日）
令和 3 年度	件 数	7件	6件	1件	使用料収入
	日 数	43日	41日	2日	14,640円
	台 数	89台	85台	4台	（@3,660×台/日）
令和 4 年度	件 数	31件	29件	2件	使用料収入
	日 数	56日	54日	2日	10,980円
	台 数	138台	135台	3台	（@3,660×台/日）
令和 5 年度	件 数	48件	35件	13件	使用料収入
	日 数	77日	63日	14日	91,500円
	台 数	174台	149台	25台	（@3,660×台/日）

※貸出日数、貸出台数ともに延べ数

※区分「無料」は減免も含む

(5) 浄化槽

本市では、令和5年度末現在27,395基余の浄化槽が設置されている。

これらの浄化槽の維持管理業務は、昭和51年7月当時のし尿収集許可業者6社から浄化槽汚泥収集部門を分離し、浄化槽清掃業者と統合した2業者、平成16年12月5日に編入した旧3町村(勢多郡大胡町、宮城村及び粕川村)の浄化槽清掃業者の3業者及び平成21年5月5日に編入した旧1村(勢多郡富士見村)の浄化槽清掃業者の1業者の許可業者で行っていたが、令和4年3月31日に1社が廃業、以降5業者となっている。

①維持管理実績

区 分	清 掃 実 施 基 数	清掃汚泥収集運搬量	1日当たり収集量
令和元年度	11,783基	30,903kl	127.2kl
令和2年度	11,930基	31,978kl	131.1kl
令和3年度	11,669基	31,738kl	130.6kl
令和4年度	11,446基	30,138kl	124.0kl
令和5年度	10,591基	28,933kl	119.1kl

※令和5年度1日当たり収集量 = 年間清掃汚泥収集運搬量/243日

②浄化槽清掃業許可業者一覧表

(令和6年3月31日現在)

番号	業 者 名	代 表 者	所 在 地	電話番号	バキューム車
1	(株) 関東グンセイ	志 賀 正 信	高井町一丁目11-1	256-8800	8台
2	(株) 都市センター	吉 澤 力	荻窪町796-4	269-1780	5台
3	(有) 大胡清掃社	坂 部 順 一	樋越町253-1	283-3040	4台
4	(有) 粕川衛生	近 藤 美智子	粕川町室沢478-2	285-2687	5台
5	(有) 富士見清掃センター	長 部 昌 夫	富士見町引田476-53	288-3149	3台
計	5業者				26台

3 住宅団地排水処理施設

(1) 全体概要

住宅団地排水処理施設は、下川町住宅団地排水処理施設、城南住宅団地排水処理施設及び新堀西住宅団地排水処理施設が稼働している。これら3施設のほか、19か所の農業集落排水処理施設から排出される脱水汚泥（一部は濃縮汚泥）は、水質浄化センターで処理（一部は外部搬出）を行っている。

※令和5年度末（令和6年3月31日）における住宅団地排水処理施設の合計使用戸数及び人口
使用戸数1,706戸、使用人口3,865人（全人口の約1.2%）

施設名・処理区域	施設概要
下川町住宅団地排水処理施設 ・下川町住宅団地	(1) 処理方式：長時間曝気方式 (2) 最大処理能力：2,050 m ³ /日 (3) 計画人口・戸数：3,700人(743戸) (4) 供用開始：S55.9～ (5) 令和6.3.31現在使用人口：1,612人(776戸)
城南住宅団地排水処理施設 ・城南住宅団地	(1) 処理方式：長時間曝気式＋生物膜濾過 (2) 最大処理能力：1,100m ³ /日 (3) 計画人口・戸数：1,900人(550戸) (4) 供用開始：S61.12～ (5) 令和6.3.31現在使用人口：1,225人(563戸)
新堀西住宅団地排水処理施設 ・新堀西住宅団地	(1) 処理方式：長時間曝気式 (2) 最大処理能力：575m ³ /日 (3) 計画人口・戸数：2,300人(372戸) (4) 供用開始：H10.7～ (5) 令和6.3.31現在使用人口：1,028人(367戸)

(2) 各施設の概要（供用開始順）

①前橋市下川町住宅団地排水処理施設

群馬県企業局が下川淵、横手新堀地区に造成した住宅団地の生活排水を処理するため、同局が国の補助を受けて昭和54年に施設の整備を始め、昭和55年3月に完成した。団地の分譲にともない、昭和55年9月から施設の供用を開始し、計画処理区域内の水洗便所のし尿及び家庭雑排水処理を行っている。（昭和56年3月、前橋市へ移管）

(ア) 施設の概要

所在地	下川町57番地8	日最大処理能力	2,050m ³ /日
竣工年月	昭和55年3月 (県から移管56年3月)	計画水質(目標値)	
施設の総敷地面積	3,424.17m ²	BOD	20ppm
排水計画面積	293,670m ²	SS	30ppm
処理方法	長時間曝気方式	使用戸数(令和5年度末)	776戸
計画処理人口	3,700人	使用人口(")	1,612人
計画戸数	743戸	処理区域	下川町住宅団地 (下川町)
計画最大汚水量	5000 / 人・日		

(イ) 汚水流入量調

年 度	汚水流入量	日最大流入量	日最小流入量	日平均流入量	汚でい排出量
平成26年度	218,837m ³	1,474m ³	492m ³	600m ³	108.50 t
平成27年度	218,460m ³	2,041m ³	501m ³	597m ³	95.30 t
平成28年度	212,280m ³	1,741m ³	498m ³	582m ³	78.80 t
平成29年度	210,435m ³	4,581m ³	488m ³	577m ³	88.60 t
平成30年度	200,514m ³	1,332m ³	480m ³	549m ³	84.40 t
令和元年度	207,833m ³	4,500m ³	465m ³	568m ³	95.00 t
令和2年度	268,636m ³	2,000m ³	377m ³	736m ³	94.10 t
令和3年度	200,923m ³	1,723m ³	410m ³	550m ³	98.90 t
令和4年度	171,550m ³	1,181m ³	408m ³	470m ³	99.40 t
令和5年度	173,669m ³	1,040m ³	407m ³	475m ³	80.30 t

(ウ) 処理施設の維持管理(令和5年度)

環境システム㈱(代表：吉澤 力)「前橋市荻窪町785-6 (Tel269-1834)」に管理委託
(技術者管理：土日曜・祝日を除く、1日8時間)

(エ) 令和5年度の放流水の水質

検 査 項 目	基 準 値	検 査 成 績	備 考
PH (水素イオン濃度)	5.8~8.6	6.5 ~ 7.4	毎月1回 採水検査
BOD (生物化学的酸素要求量)	25 mg/ℓ	1未満~ 12	
SS (浮遊物質質量)	50 mg/ℓ	1未満~ 10	
大腸菌群数	3,000 個/cm ³	30未満~ 56	
全窒素	120 mg/ℓ	3 ~ 17	
全りん	16 mg/ℓ	1.7 ~ 3.3	

②前橋市城南住宅団地排水処理施設

住宅政策の一環として前橋工業団地造成組合が城南地区の荒子町に造成した住宅団地の生活排水を処理するため、前橋市が設置した。昭和61年11月に施設が完成し、昭和61年12月から供用を開始している。

(7) 施設の概要

所在地	鶴が谷町31番地10	日最大処理能力	1,100m ³ /日
竣工年月	昭和61年11月	計画水質(目標値)	
施設の総敷地面積	1,531.06m ²	BOD	10ppm
排水計画面積	204,000m ²	SS	10ppm
処理方法	長時間曝気方式 + 生物膜濾過	使用戸数(令和5年度末)	563戸
計画処理人口	1,900人	使用人口(")	1,225人
計画戸数	550戸	処理区域	城南住宅団地 (鶴が谷町)
計画最大汚水量	510ℓ/人・日		

(i) 汚水流入量調

年 度	汚水流入量	日最大流入量	日最小流入量	日平均流入量	汚でい排出量
平成26年度	183,358m ³	734m ³	404m ³	502m ³	97.20 t
平成27年度	184,984m ³	727m ³	295m ³	505m ³	98.80 t
平成28年度	186,966m ³	717m ³	441m ³	512m ³	90.30 t
平成29年度	180,523m ³	808m ³	429m ³	495m ³	103.30 t
平成30年度	175,934m ³	600m ³	429m ³	482m ³	98.00 t
令和元年度	179,759m ³	799m ³	414m ³	491m ³	96.80 t
令和2年度	182,932m ³	631m ³	432m ³	501m ³	110.90 t
令和3年度	180,121m ³	625m ³	429m ³	493m ³	92.90 t
令和4年度	169,019m ³	594m ³	379m ³	463m ³	98.60 t
令和5年度	152,143m ³	552m ³	373m ³	416m ³	84.20 t

(v) 処理施設の維持管理(令和5年度)

環境システム㈱(代表:吉澤 力)「前橋市荻窪町785-6 (TEL269-1834)」に管理委託
(技術者管理:土日曜・祝日を除く、1日8時間)

(エ) 令和5年度の放流水の水質

検 査 項 目	基 準 値	検 査 成 績	備 考
PH (水素イオン濃度)	5.8~8.6	6.6 ~ 7.2	毎月1回 採水検査
BOD (生物化学的酸素要求量)	25 mg/ℓ	1未満~ 2	
SS (浮遊物質質量)	50 mg/ℓ	1未満~ 4	
大腸菌群数	3,000 個/cm ³	30未満~ 440	
全窒素	120 mg/ℓ	1 ~ 6	
全りん	16 mg/ℓ	0.9 ~ 3.2	

③前橋市新堀西住宅団地排水処理施設

新堀西住宅団地の造成にともなう生活排水処理のため、平成9年7月から処理施設の建設に着手した。平成10年7月に施設の完成とともに供用を開始し、計画処理区域内の水洗便所のし尿及び家庭雑排水を処理している。平成29年4月に地元自治会から市へ施設が移管された。

(ア) 施設の概要

所在地	新堀町318番11	日最大処理能力	575m ³ /日
竣工年月	平成10年7月	計画水質(目標値)	
	(地元自治会から移管平成29年4月)	BOD	20ppm
施設の総敷地面積	529.45m ²	SS	50ppm
処理方法	長時間曝気方式	使用戸数(令和5年度末)	367戸
計画処理人口	2,300人	使用人口(")	1,028人
計画戸数	372戸	処理区域	新堀西住宅団地 (新堀町)

(イ) 汚水流入量調

年 度	汚水流入量	日最大流入量	日最小流入量	日平均流入量
平成30年度	108,943m ³	331m ³	259m ³	298m ³
令和元年度	106,736m ³	348m ³	249m ³	292m ³
令和2年度	111,306m ³	351m ³	220m ³	305m ³
令和3年度	107,558m ³	335m ³	255m ³	295m ³
令和4年度	103,790m ³	340m ³	248m ³	284m ³
令和5年度	100,184m ³	319m ³	243m ³	274m ³

※汚泥は、濃縮汚泥として搬出

(ウ) 処理施設の維持管理(令和5年度)

環境システム㈱(代表：吉澤 力)「前橋市荻窪町785-6 (TEL269-1834)」に管理委託
(技術者管理：土日曜・祝日を除く、巡回点検)

(エ) 令和5年度の放流水の水質

検 査 項 目	基 準 値	検 査 成 績	備 考
PH (水素イオン濃度)	5.8~8.6	6.4 ~ 7.1	毎月1回 採水検査
BOD (生物化学的酸素要求量)	25 mg/ℓ	1 ~ 7	
SS (浮遊物質質量)	50 mg/ℓ	1 ~ 17	
大腸菌群数	3,000 個/cm ³	30未満 ~ 120	
全窒素	120 mg/ℓ	2 ~ 11	
全りん	16 mg/ℓ	2.6 ~ 4.1	

第10章 環境衛生

1 あき地の環境管理

第10章 環境衛生

1 あき地の環境管理

前橋市あき地の環境管理に関する条例(昭和50年前橋市条例第8号)に基づき、原則として市街化区域内のあき地に繁茂している雑草等の除去について、所有者(管理人)に対し、火災等の発生及び近隣住民の生活環境を損なわないように指導している。

【あき地の除草指導件数】

区 分	件 数	面 積
平成26年度	115件	66,052.24m ²
平成27年度	78件	7,014.46m ²
平成28年度	77件	43,747.64m ²
平成29年度	109件	17,255.69m ²
平成30年度	100件	78,851.93m ²
令和元年度	110件	153,164.72m ²
令和2年度	109件	93,371.48m ²
令和3年度	85件	51,292.26m ²
令和4年度	95件	56,760.42m ²
令和5年度	98件	62,130.46m ²

第11章 規約類

- 1 ごみ減量推進
- 2 し尿処理
- 3 環境衛生
- 4 その他

1 ごみ減量推進

(1) 前橋市有価物集団回収奨励金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、ごみの減量と資源の有効利用を図るとともに、ごみ問題に対する市民の意識の向上に資するため、住民団体が自主的に行う有価物の集団回収に対して奨励金を交付することについて必要な事項を定める。

(対象団体)

第2条 奨励金の交付対象となる団体は、前橋市再生資源等集団回収等の登録に関する要綱第3条の登録を受けた団体（以下「実施団体」という。）とする。

(奨励金の種類等)

第3条 奨励金の種類、対象となる品目及び算定の基準は、次のとおりとする。

種類	対象となる品目	算定の基準
1 回収実績奨励金	1 紙 (1)新聞 (2)段ボール (3)雑誌 (4)紙パック (5)雑古紙 2 衣類等	1 kg当たり 9 円

(注) 1 対象品目については、家庭から排出されたものとする。

2 奨励金の額に 100 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

3 回収実績奨励金は、回収業者への引渡しをもって回収実績とする。

(実績報告)

第4条 実施団体は、有価物集団回収の実績報告について、次のとおり市に提出することとする。

(1) 月次報告

当該実施団体を担当する回収業者が提出する前橋市再生資源等集団回収団体等の登録に関する要綱第4条第4号に定める有価物回収実績報告書によるものとする。

(2) 年次報告

当該年度の有価物集団回収の実績を有価物集団回収実績報告書（様式第1号）により市長に提出するものとする。

(奨励金の交付)

第5条 市長は、回収実績奨励金について、実施団体が行った有価物集団

回収を審査し、適当と認めるときは、当該団体に対してその旨を通知し、回収実績奨励金を交付するものとする。

2 奨励金は、次のとおり交付する。

区分	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
実施月	4月	7月	10月	1月
	5月	8月	11月	2月
	6月	9月	12月	3月
団体奨励金 交付期日	7月末日まで	10月末日まで	翌年1月末日まで	5月末日まで

(奨励金の返還)

第6条 市長は、奨励金の交付を受けた団体が次の各号のいずれかに該当するときは、既に交付した奨励金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 奨励金の受給にあたり不正があったとき。

(2) その他不相当と認められる事実があったとき。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

(申請書等の様式)

1 有価物集団回収実績報告書(様式第1号)

令和6年度前橋市有価物集団回収事業回収業者助成金交付要項

令和6年4月1日から適用

<p>取扱担当課</p> <p>前橋市役所ごみ収集課（西部清掃事務所）</p> <p>電話 253-1009（直通）</p> <p>電子メールアドレス gomisyusyu@city.maebashi.gunma.jp</p>
--

本助成金の交付目的、内容、交付手続等は、次のとおりです。

交付目的	市民が自主的に回収した有価物を適正かつ確実に再生使用又は再生利用するために、再生資源等集団回収登録業者に対し有価物集団回収事業回収業者助成金（以下「業者助成金」という。）を交付することにより、市況の変動にかかわらず本事業を円滑に実施することを目的とします。
内容	<p>補助対象者</p> <p>前橋市再生資源等集団回収団体等の登録に関する要綱第4条各号の要件を満たす業者（以下「回収業者」という。）</p> <p>○ 暴力団排除に関する要件</p> <p>次に掲げる事項の全てに該当すること。</p> <p>(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと。</p> <p>(2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう以下同じ。）でないこと。</p> <p>(3) 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者でないこと。</p> <p>(4) 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者でないこと。</p> <p>(5) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者でないこと。</p> <p>(6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者でないこと。</p> <p>(7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者でないこと。</p> <p>(8) 暴力団員と密接な交友関係を有する者でないこと。</p>
	<p>対象となる有価物</p> <p>有価物とは、前橋市有価物集団回収奨励金交付要領第3条に掲げる品目のうち、紙及び衣類等として掲げる品目です。</p>
	<p>交付決定</p> <p>市長は、回収業者より業者助成金の交付申請があったときは、これを審査し、適当と認められるときは、回収業者助成金交付決定通知書（様式第2号）を交付します。</p>
	<p>交付金額</p> <p>1 実勢価格および交付基準額（1kg 当たり10円）、差金基準額（1kg 当たり11円）を元に対象の品目ごとに交付差金と実勢差金を算定し、回収量を乗じた交付差金</p>

		<p>の総額が回収量を乗じた実勢差金の総額を上回った場合、その差額を業者助成金として交付します。ただし、算出した業者助成金に1円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てます。</p> <p>(交付差金の計算方法)</p> <p>交付差金 = (交付基準額 (1kg 当たり 10円) - 実勢価格 (1kg 当たり))</p> <p>* 実勢価格が交付基準額 (1kg 当たり 10円) を下回った有価物のみを対象とします。</p> <p>* 1kg 当たりの交付差金の上限は8円とします。</p> <p>(実勢差金の計算方法)</p> <p>実勢差金 = (実勢価格 (1kg 当たり) - 差金基準額 (1kg 当たり 11円))</p> <p>* 実勢価格が差金基準額 (1kg 当たり 11円) を上回った有価物のみを対象とします。</p> <p>2 実勢価格は、有価物の品目ごとに市況価格及び市内の取引価格を基に市が定めます。</p> <p>3 実勢価格が変動する場合は、交付差金の上限金額を変更することができることとします。</p>
	<p>交付条件</p>	<p>1 回収業者は、実勢差金の総額が交付差金の総額を上回った場合、その差額を実施団体に直接支払わなければなりません。</p> <p>2 回収業者は、市況等の変動にかかわらず、実施団体が回収した有価物をすべて回収し、適正にリサイクルしなければなりません。</p> <p>3 実施団体から回収した有価物の品目ごとの重量を記載した仕切書（以下単に「仕切書」という。）を、回収後速やかに実施団体に交付しなければなりません。なお、実勢差金が生じるときは、その金額、支払い方法及び時期を仕切書に記載しなければなりません。</p> <p>4 業者助成金に係る収入及び支出を明らかにした書類の提出を求められた場合は、これに応じなければなりません。</p> <p>5 市が実勢価格を定めるに当たり、市から市内の取引価格の照会を受けたときは、これに応じなければなりません。</p>
<p>交付 手 続</p>	<p>交付、請求手 続及び実績報 告</p>	<p>1 前橋市再生資源等集団回収団体等の登録に関する要綱第4条第4号に定める有価物回収実績報告書を作成し、仕切書の写し、計量票、回収品目実績表等を添付のうえ、遅滞なく市長に提出してください。なお、押印は省略することが可能です。また、押印を省略した場合は、電子メールによる提出も可能です（交付申請、請求も同様）。</p> <p>2 回収業者は、業者助成金の交付を受けようとするときは、次の表に掲げる有価物の回収月の区分に応じ、当該区分に対応する期日までに、回収業者助成金交付申請書（様式第1号）を市長に提出してください。</p>

		<table border="1"> <tr> <td>回収月</td> <td>4月 5月 6月</td> <td>7月 8月 9月</td> <td>10月 11月 12月</td> <td>1月 2月 3月</td> </tr> <tr> <td>業者助成金交付 申請書提出期日</td> <td>7月10日 まで</td> <td>10月10日 まで</td> <td>翌年1月 10日まで</td> <td>4月10日 まで</td> </tr> </table> <p>3 市長は、前号に規定する業者助成金の交付申請があったときは、第1号の規定により提出された有価物回収実績報告書の内容と適合しているかなどこれを審査し、交付すべき助成金の額を確定し、回収業者助成金交付決定通知書（様式第2号）により当該回収業者に通知します。</p> <p>4 市長は、前号の交付決定を行った以後、当該回収業者から回収業者助成金請求書（様式第3号）による請求に基づき、請求の日後30日以内に、助成金を交付します。</p> <p>【注】 押印を省略した場合は、書類の真正性を担保するため、必要に応じ、電話等で確認を行う場合があります。</p>	回収月	4月 5月 6月	7月 8月 9月	10月 11月 12月	1月 2月 3月	業者助成金交付 申請書提出期日	7月10日 まで	10月10日 まで	翌年1月 10日まで	4月10日 まで
回収月	4月 5月 6月	7月 8月 9月	10月 11月 12月	1月 2月 3月								
業者助成金交付 申請書提出期日	7月10日 まで	10月10日 まで	翌年1月 10日まで	4月10日 まで								
	交付決定の取消し・助成金の返還	<p>1 次の場合は、業者助成金の交付決定の全部又は一部が取り消されます。</p> <p>(1) 偽りその他不正な手段により交付決定又は交付を受けたとき。</p> <p>(2) この要項、交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。</p> <p>2 次の場合は、指定された期限までに、業者助成金を返還しなければなりません。</p> <p>(1) 業者助成金の交付を受けた後に交付決定を取り消された場合、取消しに係る部分の金額</p> <p>(2) 交付を受けた業者助成金の額が、交付の対象となる事業の実績に基づき積算し確定した額を超える場合 超える部分の金額</p>										
様式	申請書等の様式	<p>1 回収業者助成金交付申請書兼誓約書（様式第1号）</p> <p>2 回収業者助成金交付決定通知書（様式第2号）</p> <p>3 回収業者助成金請求書（様式第3号）</p>										

(3) 前橋市再生資源等集団回収団体等の登録に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、前橋市廃棄物の処理及び清掃に関する規則（平成5年前橋市規則第15号。以下「規則」という。）第6条の5第1項に規定する再生資源等集団回収活動を行う団体等の登録に関し、及び規則第6条の5第2項に規定する再生資源等集団回収活動に係る業者としての登録に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(実施団体の登録要件)

第2条 規則第6条の5第1項に規定する、再生資源等集団回収活動を行う団体（以下「実施団体」という。）の登録を受けようとするものに必要なその他市長が定める要件は、次のとおりとする。

- (1) 前橋市民で構成された営利を目的としない団体であること。
- (2) 自治会等地域内の家庭から発生する再生資源等を回収し、又は団体の構成員の家庭から発生する再生資源等を自主的に持ち寄ることにより、再生資源等の集団回収を行い、家庭ごみの減量及び資源の有効活用を図ろうとする団体であること。
- (3) 再生資源等の集団回収を同一年度内に4回以上、実施月日を定めた実施計画に基づき、計画的かつ自主的に行う団体であること。
- (4) 1回あたりの再生資源等の回収量をおおむね1トン以上見込める団体であること。
- (5) 自治会等地域内の家庭から発生する再生資源等を回収する実施団体にあつては、実施に当たって当該自治会等地域内において、支障がないと認められること。

(実施団体の登録、変更及び廃止)

第3条 実施団体の登録を新たに受けようとする団体及び継続して実施したい団体は、有価物集団回収団体登録申請書（様式第1号。以下「団体登録申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する団体登録申請書の提出があつたときは、その内容を審査し、前条に規定する要件をすべて満たしていると認めたときは、当該団体に有価物集団回収活動団体登録証（様式第2号。以下「団体登録証」という。）を交付するとともに実施団体登録台帳に登載するものとする。ただし、継続して実施したい団体に対する団体登録証の交付は、省略できるものとする。

3 実施団体は、登録事項に変更が生じたときは、有価物集団回収活動団体登録変更届（様式第3号）を速やかに市長に提出するものとする。ただし、団体登録申請書の提出により変更事項を申し出たときは、省略できるものとする。

4 実施団体は、再生資源等集団回収活動を実施しないこととなったときは、有価物集団回収活動廃止届（様式第4号）をそれぞれ速やかに市長に提出するものとする。

（回収業者の登録要件）

第4条 規則第6条の5第2項に規定する、再生資源等集団回収活動に係る業者（以下「回収業者」という。）の登録を受けようとするものに必要な市長が定める要件は、次のとおりとする。

- (1) 市内に本店または営業所を有する事業者であること。
- (2) 実施団体が回収した再生資源等すべての品目を買取り、若しくは無償で引き取り、適正にリサイクルを行うこと。
- (3) 回収量の多寡にかかわらず、いずれの実施団体に対しても同様に回収を行うこと。
- (4) 実施団体が行う再生資源等集団回収活動について、月ごとの実績を取りまとめ、有価物回収実績報告書（様式第5号）を作成のうえ、関係書類を添えて、遅滞なく市長に提出すること。
- (5) 再生資源等集団回収活動の円滑な実施に支障がないと認められること。
- (6) この要綱に定められた事務を適正に処理すること。

（回収業者の登録、変更及び廃止）

第5条 回収業者の登録を新たに受けようとするもの及び継続して実施したいものは、再生資源等集団回収業者登録申請書兼有価物集団回収実施計画書（様式第6号。以下「業者登録申請書兼実施計画書」という。）に次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 集団回収事業計画書
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項に規定する業者登録申請書兼実施計画書の提出があったときは、その内容を審査し、前条に規定する要件をすべて満たしていると認めたときは、当該申請者に再生資源等集団回収業者登録証（様式第7号。以下「業者登録証」という。）を交付するとともに回収業者登録台帳に搭載するものとする。ただし、継続して実施したいものに対する業者登録証の交付は、省略できるものとする。

3 回収業者は、登録事項に変更が生じたとき、又は再生資源等集団回収活動を廃止するときは、速やかに再生資源等集団回収業者登録変更・廃止届（様式第8号）を市長に提出するものとする。

（その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(有価物集団回収における使用済小型家電の取扱開始に伴う経過措置)

- 2 第5条第2項の規定にかかわらず、平成28年3月29日から平成30年3月31日までの間においては、回収業者の登録を新たに受けようとするものに対する審査及び登録証の交付は、行わない。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年3月29日から施行する。
- 2 改正後の附則第2項の規定は、この要綱の施行の日（以下「施行日という。」）以後回収業者の登録を新たに受けようとするものについて適用し、施行日前に回収業者の登録を受け、継続して実施したいものについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 改正後の附則第2項の規定は、この要綱の施行の日（以下「施行日という。」）以後回収業者の登録を新たに受けようとするものについて適用し、施行日前に回収業者の登録を受け、継続して実施したいものについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(申請書等の様式)

- 1 有価物集団回収団体登録申請書（様式第1号）
- 2 有価物集団回収活動団体登録証（様式第2号）
- 3 有価物集団回収活動団体登録変更届（様式第3号）
- 4 有価物集団回収活動廃止届（様式第4号）
- 5 有価物回収実績報告書（様式第5号）
- 6 再生資源等集団回収業者登録申請書兼有価物集団回収実施計画書（様式第6号）
- 7 再生資源等集団回収業者登録証（様式第7号）
- 8 再生資源等集団回収業者登録変更・廃止届（様式第8号）

令和6年度前橋市ごみ減量化器具購入費助成金交付要項（案）

令和6年4月1日から適用

取扱担当課

前橋市役所ごみ政策課（2階）

電話 027-898-6272（直通）

027-224-1111（内線3275）

電子メールアドレス gomigenryou@city.maebashi.gunma.jp

本助成金の交付目的、内容、交付手続等は、次のとおりです。

交付目的	家庭内で発生する厨芥類（生ごみ）の減量とリサイクルを推進するため、ごみ減量化器具（生ごみ処理機）の購入費の一部を助成します。
内容	<p>助成対象者</p> <p>生ごみ処理機（電動式生ごみ処理機及び生ごみ処理容器）を購入し、次のいずれにも該当する人。助成は一世帯につき一基とします。ただし、生ごみ処理容器のうち密閉型容器については一組（二基）を限度とします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 本市に住所を有し、現に居住している者。 2 生ごみ処理機を居住している敷地内に設置し、家庭から出た生ごみを処理するために使用する者。 3 過去5年間、本人又は同一の世帯の者が、生ごみ処理機購入費に係る助成金の交付を受けていない者。 4 令和6年6月1日以降に購入した者。 5 暴力団排除に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと。 (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう以下同じ。）でないこと。 (3) 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者でないこと。 (4) 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者でないこと。 (5) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者でないこと。 (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者でないこと。 (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者でないこと。

		(8) 暴力団員と密接な交友関係を有する者でないこと。
	交付の対象となる経費	次に掲げるごみ減量化器具の本体の購入に要した経費（送料や代引き手数料は除く）とします。ただし、中古品や転売品は対象となりません。 1 生ごみ処理容器は微生物等の活動を利用して生ごみを分解するための容器で、市長が認めるもの。 2 電動式生ごみ処理機は、生ごみを乾燥、発酵又は微生物の活動を利用して分解することにより、減量化又は堆肥化することを目的とする電動式機器（公益財団法人日本下水道協会が定める「下水道のためのディスポーザ排水処理システム性能基準（案）」（平成25年3月）に適合するディスポーザのうち、排水処理部が機械処理タイプ（破碎した生ごみを水分と固形物とに分離し、固形物を乾燥させるタイプ）であるものを含む。）で、市長が認めるもの。
	交付金額	1 生ごみ処理容器は、購入費の2分の1に相当する額（100円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額）で、3,000円を限度とします。 2 電動式生ごみ処理機は、購入費の2分の1に相当する額（100円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額）で、10,000円を限度とします。 3 上記1、2とも購入費とは、現金及びクレジットカードで支払った額とします。（クーポン利用、ポイントで支払った額は対象外）
交付 手 続 等	交付条件	1 ごみ減量化器具の機能を良好な状況で保持し、5年以上使用するとともに、適正な維持管理に努めること。 2 ごみ減量化器具により処理したものは、自らの責任において有効に活用すること。 3 市が生ごみ処理に関するアンケート調査を実施する際は、協力すること。
	交付申請の方法、時期等	ごみ減量化器具を購入する前に、必ずごみ政策課へ電話、メールまたはホームページのリンクから助成金交付の申し込みをしてください。予算額に達した時点で申し込みの受付は終了します。 なお、ぐんま電子申請受付システムにより申請を行うこともできます。（請求も同じです。） 令和6年度の受付は令和6年6月1日から令和7年2月28日までとします。 交付申請書兼誓約書兼実績報告書（様式第1号）に次の書類を添付して、申込日から2か月以内（令和7年2月1日以降の場合は令和7年3月31日まで）に申請してください。なお、押印は省略することが可能です。 1 領収書（申請者氏名及び購入品目の名称等が明記されている原本） 2 製造メーカー保証書の写し（電動式生ごみ処理機の場合）（型番、

	<p>製造番号、保証期間、申請者氏名、住所等が明記されており、購入先がわかるもの)</p> <p>【注】押印を省略した場合は、書類の真正性を担保するため、必要に応じ電話等で確認を行う場合があります。</p>
交付決定、確定の時期等	<p>1 申請のあった翌月に決定及び確定します。ただし、3月中に提出がされたものは当月内に決定及び確定します。</p> <p>2 交付決定及び確定後、交付決定通知書兼確定通知書(様式第2号)により通知します。</p>
請求の方法、支払時期等	<p>1 交付請求書(様式第3号)を提出し、請求してください。</p> <p>2 補助金の交付決定及び額を確定した日から20日以内に支払います。</p>
交付決定の取消し 又は助成金の返還	<p>1 次の場合は、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消します。</p> <p>(1) 偽りその他不正な手段により交付決定又は交付を受けたとき。</p> <p>(2) この要項、交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。</p> <p>2 次の場合は、指定された期限までに、助成金を返還しなければなりません。</p> <p>(1) 助成金の交付を受けた後、助成金の交付決定を取り消された場合は、取消しに係る部分の金額。</p> <p>(2) 交付を受けた助成金額が、交付の対象となる事業及び経費の実績額に基づき積算し確定した額を超える場合は、超える部分の金額。</p>
申請書等の様式	<p>1 交付申請書兼誓約書兼実績報告書(様式第1号)及び市長が必要と認める書類</p> <p>2 交付決定通知書兼確定通知書(様式第2号)</p> <p>3 交付請求書(様式第3号)</p>

(5) 前橋市市民リサイクルの日を定める要綱（平成8年8月1日告示第178号）

（趣旨）

第1条 市民一人ひとりが、ごみを減量しリサイクルすることの重要性について理解と関心を深め、より豊かなリサイクル社会を築き上げていく機運を高める日として、前橋市民リサイクルの日（以下「リサイクルの日」という。）を設ける。

（リサイクルの日）

第2条 リサイクルの日は、10月20日とする。

（行事等）

第3条 市は、リサイクルの日の広報活動を実施するとともに、リサイクルの日を中心として、リサイクルの日の趣旨にふさわしい行事等を実施するものとする。

（市民等の協力）

第4条 市は、市民及びリサイクル関係団体その他の団体に対し、リサイクルの日の趣旨にふさわしい行事を実施するよう、協力を求めるものとする。

（補則）

第5条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

(6) 前橋市環境美化推進員設置要綱

(目的)

第1条 本市におけるごみの減量とリサイクルの推進、有価物集団回収の促進、ごみ分別の徹底、地域環境の美化を市と市民が協働することを目的に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第5条の8の規定に基づく廃棄物減量等推進員として前橋市環境美化推進員（以下「推進員」という。）を置く。

(定数)

第2条 推進員は、各自治会におおむね100世帯に1人とする。ただし、地区の事情により変更できるものとする。

(委嘱)

第3条 推進員は、社会的信望があり、かつ、ごみの減量や一般廃棄物の適正な処理に熱意と見識を有し、自治会が推薦する者を市長が委嘱する。

(推進員の役割)

第4条 推進員の役割は、次のとおりとする。

- (1)ごみの減量及び3Rの普及啓発に関すること。
- (2)ごみの適正排出に係る指導及び啓発に関すること。
- (3)有価物集団回収の推進に関すること。
- (4)地域美化の推進に関すること。
- (5)不法投棄等の情報提供に関すること。

(任期)

第5条 推進員の任期は、推薦する自治会の選択により、1年又は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 推進員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(推進員証及び貸与品)

第5条 推進員は、役割の実践において、別に定める前橋市環境美化推進員証を携帯し、必要に応じてこれを提示するものとする。

2 推進員は、市が貸与する物品等を着用するものとする。

(推進員の解任)

第7条 市長は、推進員が、次の各号のいずれかに該当するときは、委嘱を解くことができる。

- (1)自治会から変更推薦書が提出されたとき。
- (2)推進員自ら辞退の申出があったとき。
- (3)その他市長が必要があると認めたとき。

2 推進員は、前項の規定により委嘱を解かれたときは、速やかに前橋市環境美化推進員証及び貸与品を返還しなければならない。

(報告、意見等)

第8条 自治会は、推進員の活動に協力するとともに、推進員の活動内容、意見等を市長に報告するものとする。

(会議)

第9条 市は、推進員相互の交流を図り、ごみに関する理解を深めるため、意見交換会又は研修会を開催するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成6年5月10日から施行する。

(任期の特例措置)

2 この要綱の施行の日から平成8年3月31日までの間において委嘱を受けた推進員の任期については、第5条1項の規定にかかわらず、平成8年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成16年8月4日から実施する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成30年1月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和4年1月1日から実施する。

(7) 前橋市食べきり協力店登録要領

前橋市 環境部ごみ政策課

1 目的

前橋市内の事業者から出される食品ごみの減量化を図るために、食べ残し等の削減に取り組む市内の飲食店や宿泊施設等を「食べきり協力店」（以下「協力店」という。）として登録するとともに、その取組を広く紹介することにより、消費者への意識啓発を図り、食べ残しを減らす取組を推進する。

2 対象事業者

市内で営業する飲食店、宿泊施設等（以下「店舗」という。）とする。

3 登録の要件

次に示す取組項目を、1つ以上実践する店舗を協力店として登録する。

(1) 小盛メニュー等の導入

（例：ご飯や料理の量の調節、小盛メニュー又はハーフサイズメニューの設定等）

(2) 持ち帰り希望者への対応

（例：食べ残した料理等について、消費期限等を説明した上での持ち帰りの対応、持ち帰り容器の提供、店内での案内等）

(3) 食べ残しを減らすための呼びかけ

（例：適量注文の呼びかけ、お客様の人数や男女比を考慮した提案等）

(4) その他の食べ残しを減らすための工夫

（例：店舗独自の取組、食べ残し削減につながる割引案内又はクーポン券の使用等）

4 取組内容

(1) 協力店は、3で選択した取組を積極的に実践し、食品ごみの発生抑制に努める。

(2) 市からの交付物、又は独自の食べきり啓発案内を掲示し、来店者へこの取組について積極的にPRし、周知を図る。

5 申込方法

協力店として登録を希望する店舗の代表者（以下「申込者」という。）は、申込書（様式第1号）を市へ郵送、FAX、E-mail又は持参のいずれかの方法で提出する。

6 協力店の情報発信

市は、登録した協力店の取組内容等を、市ホームページ、広報まえばし、ごみ収集

カレンダー等で紹介する。

なお、申込者は応募した時点で店舗情報の紹介に同意したものとする。

7 登録の中止

- (1) 協力店は、取組内容が合わなくなった場合又は店舗を廃止するなどの理由で取組を中止する場合は、登録中止届（様式第2号）により市へ届け出るとともに、交付物等の掲示を取り止める。
- (2) 市は、登録中止届の内容を確認し、登録名簿及び市ホームページ等の掲載情報から削除する。

8 登録内容の変更

協力店は、申込書（様式第1号）に記載した内容に変更が生じた場合は、速やかに登録内容変更届（様式第3号）により市へ届け出る。

9 登録の抹消

- (1) 市は、協力店が要件を満たしていない場合又は信用を失墜する行為を行う等、協力店として適当でないと判断した場合は、登録を抹消することができる。
- (2) 登録を抹消された協力店は、速やかに交付物の掲示を取り止めなければならない。

附則

この要領は、平成26年11月1日から施行する。

附則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

2 し尿処理

(1) 前橋市浄化槽清掃業許可等に関する条例（平成12年3月30日条例第21号）

（趣旨）

第1条 この条例は、浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）の規定に基づく浄化槽清掃業の許可等に関し必要な事項を定めるものとする。

（許可証の交付等）

第2条 市長は、法第35条第1項の許可の申請があった場合は、内容を審査し、これを許可したときは、浄化槽清掃業許可証（以下「許可証」という。）を交付するものとする。

2 前項の規定による許可の有効期間は、2年とする。

3 第1項の規定により許可証の交付を受けた者（以下「浄化槽清掃業者」という。）は、許可証を亡失し、又は破損したときは、直ちにその旨を市長に届け出て、再交付を受けなければならない。

（従事者証の交付等）

第3条 浄化槽清掃業者は、その業務に従事する者（以下「従事者」という。）を市規則で定めるところにより市長に届け出て、浄化槽清掃業従事者証（以下「従事者証」という。）の交付を受けなければならない。

2 浄化槽清掃業者は、従事者に対し従業中は常に従事者証を所持させなければならない。

3 従事者証の有効期間は、2年とする。

4 浄化槽清掃業者は、従事者証を亡失し、又は破損したときは、直ちにその旨を市長に届け出て、再交付を受けなければならない。

（手数料の額）

第4条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める額の手数料を納付しなければならない。

(1) 法第35条第1項の規定により浄化槽清掃業の許可を申請する者 1件につき 5,000円

(2) 第2条第3項の規定により許可証の再交付を申請する者 1件につき 2,500円

(3) 第3条第1項の規定により従事者証の交付を申請する者 従事者1人につき 1,000円

（手数料の徴収等）

第5条 手数料は、申請の際に徴収する。

2 納付した手数料は、還付しない。

（委任）

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

[平16条例19・一部改正]

（前橋市浄化槽清掃業許可関係手数料条例の廃止）

2 前橋市浄化槽清掃業許可関係手数料条例（昭和60年前橋市条例第24号）は、廃止する。

[平16条例19・一部改正]

（経過措置）

3 この条例の施行の際現に前橋市浄化槽清掃業許可等に関する規則（昭和60年前橋市規則第23号）の規定に基づいて交付されている許可証又は従事者証は、この条例の規定に基づいて交付された許可証又は従事者証とみなす。

[平16条例19・一部改正]

4 この条例の施行の際現に前橋市浄化槽清掃業許可等に関する規則の規定により許可又は従事者証の交付を受けている者に係る許可又は従事者証の有効期間については、なお従前の例による。

5 この条例は、この条例の施行の日以後にされる申請に係る手数料について適用し、同日前にされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

（勢多郡大胡町、宮城村及び粕川村の編入に伴う経過措置）

6 勢多郡大胡町、同郡宮城村及び同郡粕川村を廃し、その区域を前橋市に編入する日前に大胡町浄化槽の清掃業に関する条例（昭和60年大胡町条例第14号）、宮城村浄化槽の清掃業に関する条例（昭

和60年宮城村条例第9号)又は粕川村浄化槽の清掃業に関する条例(昭和60年粕川村条例第14号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

[平16条例19・追加]

(勢多郡富士見村の編入に伴う経過措置)

- 7 勢多郡富士見村を廃し、その区域を前橋市に編入する日前に富士見村浄化槽の清掃業に関する条例(昭和60年富士見村条例第13号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

[平20条例48・追加]

附 則(平成16年9月15日条例第19号) 抄
(施行期日)

- 1 この条例は、平成16年12月5日から施行する。

附 則(平成20年12月12日条例第48号) 抄
(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年5月5日から施行する。

(2) 前橋市浄化槽清掃業許可等に関する規則（昭和60年9月27日規則第23号）

（趣旨）

第1条 この規則は、浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）及び前橋市浄化槽清掃業許可等に関する条例（平成12年前橋市条例第21号。以下「条例」という。）の規定に基づき、浄化槽清掃業許可等に関し必要な事項を定めるものとする。

（許可申請）

第2条 法第35条第1項による許可を受けようとする者は、浄化槽清掃業許可申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

（許可申請の添付書類）

第3条 環境省関係浄化槽法施行規則（昭和59年厚生省令第17号。）第10条第2項第5号に規定する市長が必要と認める添付書類は、次の事項を記載したものとする。

- (1) 代表者の本籍及び生年月日
- (2) 代表者及び従業員の業務経験年数
- (3) 専門的知識を有する者の氏名及び資格証明書の写し
- (4) 汚泥等の収集、運搬及び処分の方法
- (5) 浄化槽清掃実績
- (6) 取扱料金
- (7) 前条号に定めるもののほか市長が必要と認める事項

（許可証）

第4条 条例第2条第1項の浄化槽清掃業許可証（以下「許可証」という。）は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

（許可証の再交付）

第5条 許可証の交付を受けた者は、条例第2条第3項の規定により許可証の再交付を受けようとするときは、浄化槽清掃業許可証再交付申請書を市長に提出しなければならない。

2 許可証の再交付があったときは、再交付に伴う従前の許可証は、その効力を失うものとする。

（変更の届出）

第6条 浄化槽清掃業者が法第37条の規定による変更の届出をしようとするときは、浄化槽清掃業変更届出書を市長に提出しなければならない。

（休止の届出）

第7条 浄化槽清掃業者が営業を休止しようとするときは、その15日前に浄化槽清掃業休止届出書を市長に届け出なければならない。

（廃業等の届出）

第8条 浄化槽清掃業者が法第38条の規定による廃業等の届出をしようとするときは、浄化槽清掃業廃業等届出書を市長に提出するとともに当該許可証を返納しなければならない。

（許可証の返納）

第9条 浄化槽清掃業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その事実が発生した日から30日以内に浄化槽清掃業許可証返納届出書を市長に返納するとともに当該許可証を返納しなければならない。

- (1) 許可の期間が満了したとき。
- (2) 法第41条第2項の規定により許可を取り消され、又は事業の停止を命じられたとき。

(3) 許可証の再交付を受けた後、紛失した許可証を発見したとき。

(実績報告書)

第10条 浄化槽清掃業者は、浄化槽の清掃に関する実績を翌月10日までに、浄化槽清掃実績報告書(様式第4号)により市長に提出しなければならない。

(従事者証)

第11条 浄化槽清掃業者は、条例第3条第1項の浄化槽清掃業従事者証(以下「従事者証」という。)の交付を受けようとするときは、浄化槽清掃業従事者証交付申請書を市長に提出しなければならない。

2 浄化槽清掃業者は、条例第3条第4項の規定により従事者証の再交付を受けようとするときは、浄化槽清掃業従事者証再交付申請書を市長に提出しなければならない。

3 従事者証の再交付があったときは、再交付に伴う従前の従事者証は、その効力を失うものとする。

4 従事者証を所持しない者は、業として行う浄化槽の清掃に従事することができない。

5 従事者証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

6 従業員が退職その他の理由により浄化槽清掃業に従事しなくなったときは、直ちに浄化槽清掃業従事者証返納届出書を市長に提出するとともに当該従事者証を返納しなければならない。

(書類の様式)

第12条 次に掲げる書類の様式は、別に定める。

- (1) 浄化槽清掃業許可申請書
- (2) 浄化槽清掃業許可証
- (3) 浄化槽清掃業許可証再交付申請書
- (4) 浄化槽清掃業変更届出書
- (5) 浄化槽清掃業休止届出書
- (6) 浄化槽清掃業廃業等届出書
- (7) 浄化槽清掃業許可証返納届出書
- (8) 浄化槽清掃業実績報告書
- (9) 浄化槽清掃業従事者証
- (10) 浄化槽清掃業従事者証交付申請書
- (11) 浄化槽清掃業従事者証再交付申請書
- (12) 浄化槽清掃業従事者証返納届出書

(その他)

第13条 この規則に定めるもののほか、特別の事項については、市長が別に定める。

附 則 (抄)

- 1 この規則は、昭和60年10月1日から施行する。
- 2 この規則施行前に改正前の前橋市廃棄物の処理及び清掃に関する規則(昭和47年前橋市規則第13号。以下「旧規則」という。)第27条第1項の規定により交付された従業員証については、この規則第8条第1項により交付された従業員証とみなす。
- 3 前項に規定する場合のほか、この規則の施行前に旧規則の規定によってした申請、届出その他の手続きは、この規則中にこれに相当する規定があるときは、この規則の相当規定によってしたものとみなす。

附 則 (平成5年3月31日規則第16号)

- 1 この規則は、平成5年4月1日から施行する。

2 この規則の施行前に改正前の前橋市浄化槽清掃業許可等に関する規則（以下「改正前の規則」という。）第4条第2項の規定により交付された浄化槽清掃業許可書は、改正後の前橋市浄化槽清掃業許可等に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第4条第2項の規定により交付された浄化槽清掃業許可証とみなす。

3 この規則の施行前に改正前の規則第8条第1項の規定により交付された従業員証は、改正後の規則第8条第1項の規定により交付された従事者証とみなす。

附 則（平成10年3月13日規則第7号）

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月31日規則第41号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年12月25日規則第77号）

この規則は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成14年3月29日規則第25号）

1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。

2 この規則の施行前に改正前の前橋市聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則等の規定により調製した様式については、残存するものに限り、当分の間使用することができる。

附 則（令和4年1月25日規則第3号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行前に改正前の前橋市浄化槽清掃業許可等に関する規則の規定により調製した様式については、残存するものに限り、当分の間使用することができる。

(3) 前橋市浄化槽清掃業指導要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、浄化槽に関する行政の円滑な運営を図るため、前橋市浄化槽清掃業許可等に関する規則（昭和60年前橋市規則第23号）第10条の規定に基づき、浄化槽清掃業に関し、必要な事項を定めるものとする。

(浄化槽清掃業者の責務)

第2条 市長の許可を受けた浄化槽清掃業者（以下「浄化槽清掃業者」という。）は、業務の実施に関しては、環境省関係浄化槽法施行規則（昭和59年厚生省令第17号）第11条に規定する事項を遵守し、当該浄化槽の機能が十分に発揮されるよう努めなければならない。

(汚泥の処理)

第3条 本市のし尿処理施設へ投入することができる汚泥は、本市の区域において許可業者が処理した汚泥に限るものとする。

(契約)

第4条 浄化槽清掃業者は、浄化槽の清掃を行うときは、事前に浄化槽管理者と書面で清掃の契約を締結しなければならない。

(清掃完了届)

第5条 浄化槽清掃業者は、浄化槽の清掃を完了したときは、当該月に係る分を翌月10日までに、浄化槽清掃完了届（様式第1号）により市長に報告しなければならない。

(印刷物等作成の事前協議)

第6条 浄化槽清掃業者は、ちらし、ステッカー、その他浄化槽の清掃に関する印刷物を作成する場合は、事前に市と協議し承認を受けなければならない。

(清掃済みステッカーの表示)

第7条 浄化槽清掃業者は、清掃委託を受けた浄化槽の清掃が完了したときは、清掃済みステッカー（様式第2号）を最も見やすい箇所に張り付け表示しなければならない。

(車両の表示と色の指定)

第8条 浄化槽清掃業者の使用する車両には、車体の両面に許可番号及び業者名を表示し、車体の色は市の指定する緑色を用いるものとする。

(料金の取り扱い)

第9条 料金は、作業終了を確認したのち徴収するものとし、浄化槽管理者の希望により前納する場合を除き前取りをしてはならない。

(投入量の制限)

第10条 浄化槽清掃業者は、前橋市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和47年前橋市条例第6号）第2条第1項の規定に基づく一般廃棄物の処理計画により浄化槽汚泥を処理施設に投入するものとする。

2 この計画に違反して投入した浄化槽清掃業者に対しては、市長は、投入量を制限することができる。

(遵守事項)

第11条 浄化槽清掃業者は、この要綱に定めるほか、市長が必要と認めて指示した事項を遵守するものとする。

附 則

この要綱は、平成13年3月15日より施行する。

(4) 前橋市浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例（平成20年12月12日条例第46号）

（趣旨）

第1条 この条例は、浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）第48条第1項の規定に基づき、浄化槽の保守点検を業とする者の登録の制度に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 浄化槽保守点検業 浄化槽の保守点検を行う事業をいう。
- (2) 浄化槽保守点検業者 次条第1項又は第3項の登録を受けて浄化槽保守点検業を営む者をいう。
- (3) 営業区域 浄化槽保守点検業を営む区域をいう。
- (4) 浄化槽管理士 法第2条第11号に規定する浄化槽管理士をいう。
- (5) 浄化槽清掃業者 法第2条第9号に規定する浄化槽清掃業者をいう。
- (6) 浄化槽管理者 法第7条第1項に規定する浄化槽管理者をいう。

（登録）

第3条 本市の区域内において、浄化槽保守点検業を営もうとする者は、市長の登録を受けなければならない。

- 2 登録の有効期間は、当該登録を受けた日から起算して3年とする。ただし、最初の登録に係る有効期間は、当該登録を受けた日から起算して2年を経過した日後の最初の9月30日までとする。
- 3 前項に規定する有効期間の満了後引き続き浄化槽保守点検業を営もうとする者は、更新の登録を受けなければならない。
- 4 更新の登録の申請があった場合において、第2項に規定する有効期間の満了の日までにその申請に対する登録又は登録の拒否の処分がなされないときは、従前の登録は、当該有効期間の満了後もその処分がなされるまでの間は、なおその効力を有する。
- 5 前項の場合において、更新の登録がなされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

（登録の申請）

第4条 前条第1項又は第3項の登録（次条から第17条までにおいて「登録」という。）を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人にあつては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
 - (2) 本市の区域を営業区域とする営業所（以下「営業所」という。）の名称及び所在地
 - (3) 法人にあつては、その役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）の氏名
 - (4) 第11条第1項の規定により営業所に置く浄化槽管理士の氏名及びその者が交付を受けた浄化槽管理士免状の交付番号
 - (5) その他市長が必要と認める事項
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。
- (1) 申請者が第6条第1項第1号から第7号までのいずれにも該当しない者であることを誓約する書面
 - (2) 第11条第4項に規定する器具の明細を記載した書類
 - (3) 営業所（複数の営業所が存する場合にあつては、営業所ごととする。）が連絡を取る予定の浄化槽清掃業者の氏名及び住所（法人にあつては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）を記載した書類
 - (4) 法人にあつては、その登記事項証明書
 - (5) その他市規則で定める書類及び図面

（登録の実施等）

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、次条第1項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、遅滞なく、その登録をしなければならない。この場合において、当該登録は、次に掲げる事項を浄化槽保守点検業者登録簿（以下「登録簿」という。）に記載して行うものとする。

- (1) 前条第1項各号に掲げる事項
 - (2) 登録の年月日
 - (3) 登録番号
 - (4) 登録の有効期間
- 2 市長は、前項の規定により登録をしたときは、遅滞なく、その旨を当該登録をした者に通知するとともに、浄化槽保守点検業者登録証（以下「登録証」という。）を交付しなければならない。
- 3 何人も、市長に対し、浄化槽保守点検業者に関する登録簿の謄本の交付又は閲覧を請求することができる。

（登録の拒否）

第6条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第4条第1項の申請書若しくは同条第2項の規定により添付する書類若しくは図面について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

- (1) 法若しくは法に基づく処分又はこの条例若しくはこの条例に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - (2) 第14条第1項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者
 - (3) 浄化槽保守点検業者で法人であるものが第14条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分に係る聴聞の期日及び場所の告示のあった日前30日以内にその浄化槽保守点検業者の役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しないもの
 - (4) 第14条第1項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
 - (5) 浄化槽保守点検業者で法人であるものが第14条第1項の規定により事業の停止を命ぜられた場合において、その処分に係る聴聞の期日及び場所の告示のあった日前30日以内にその浄化槽保守点検業者の役員であった者でその停止の期間が経過しないもの
 - (6) 浄化槽保守点検業に係る営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの
 - (7) 法人でその役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの
 - (8) 第11条第1項、第2項及び第4項の規定のいずれかに違反した者
- 2 市長は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を当該申請者に通知しなければならない。

（変更の届出）

第7条 浄化槽保守点検業者は、第4条第1項各号に掲げる事項に変更があったときは、その事実が発生した日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

- 2 市長は、前項の規定による届出があったときは、当該登録簿の記載事項を変更するとともに、遅滞なく、その旨を当該浄化槽保守点検業者に通知するものとする。

（登録証の再交付等）

第8条 浄化槽保守点検業者は、第5条第2項の規定により交付を受けた登録証を汚損し、破損し、又は紛失したときは、速やかに市長に申請して、再交付を受けなければならない。

- 2 浄化槽保守点検業者は、登録証の再交付を受けた後、紛失した登録証を発見したときは、速やかにこれを市長に返還しなければならない。

（廃業等の届出）

第9条 浄化槽保守点検業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合において、当該各号に定める者は、その事実が発生した日（第1号の場合にあっては、その事実を知った日）から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 死亡した場合 その相続人
- (2) 法人が合併により消滅した場合 その役員であった者
- (3) 法人が破産手続開始の決定により解散した場合 その破産管財人
- (4) 法人が合併及び破産手続開始の決定以外の事由により解散した場合 その清算人
- (5) 本市の区域内における浄化槽保守点検業を廃止した場合 当該浄化槽保守点検業者であった者又はその役員であった者

2 浄化槽保守点検業者が前項各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該浄化槽保守点検業者に係る登録は、その効力を失う。

(登録の抹消)

第10条 市長は、前条第1項の規定による届出があったとき、登録がその効力を失ったとき、又は第14条の規定により登録を取り消したときは、登録簿から当該浄化槽保守点検業者に係る登録を抹消しなければならない。

2 市長は、前項の規定により登録を抹消した場合は、遅滞なく、その理由を示して、その旨を前条第1項の規定による届出をした者又は当該浄化槽保守点検業者であった者若しくはその代表者に通知しなければならない。

(浄化槽保守点検業者の遵守義務等)

第11条 浄化槽保守点検業者は、群馬県内に営業所を設置し、市規則で定める数の浄化槽管理士を置かなければならない。

2 前項の浄化槽管理士は、浄化槽の保守点検の業務が適正に行われるよう、当該営業所の専任の者でなければならない。ただし、浄化槽の管理基数が少ない等相当の理由があるときは、この限りでない。

3 浄化槽保守点検業者は、市規則で定めるところにより、浄化槽管理士に浄化槽の保守点検の業務に関する研修を受けさせなければならない。

4 浄化槽保守点検業者は、営業所に市規則で定める器具を備えなければならない。

5 浄化槽保守点検業者は、第1項、第2項及び前項の規定のいずれかに抵触することとなったときは、その事実が発生した日から2週間以内に当該各項の規定に適合させるため必要な措置を執らなければならない。

6 浄化槽保守点検業者は、浄化槽の保守点検を行うときは、これを浄化槽管理士に行わせ、若しくは実地に監督させ、又はその資格を有する浄化槽保守点検業者が自ら行い、若しくは実地に監督しなければならない。

7 浄化槽保守点検業者は、浄化槽管理士に浄化槽の保守点検を行わせるときは、市規則で定める身分を証する書面を携帯させなければならない。その資格を有する浄化槽保守点検業者が自ら行う場合も、同様とする。

8 浄化槽保守点検業者は、浄化槽の保守点検の技術上の基準に従って浄化槽の保守点検を行うこととし、その際当該浄化槽について清掃が必要であると認められたときは、速やかに当該浄化槽管理者に通知しなければならない。この場合において、浄化槽管理者が当該浄化槽の清掃を委託しているときは、併せて委託を受けている浄化槽清掃業者に通知するものとする。

9 浄化槽保守点検業者は、浄化槽の保守点検を行ったときは、当該浄化槽管理者に法第7条又は第11条の規定による水質に関する検査を受けるよう助言するものとする。

(標識の掲示)

第12条 浄化槽保守点検業者は、市規則で定めるところにより、営業所の見やすい場所に、氏名又は名称、登録番号その他の市規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

(帳簿の備付け等)

第13条 浄化槽保守点検業者は、市規則で定めるところにより、営業所ごとに帳簿を備え、その業務に関し市規則で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(登録の取消し等)

第14条 市長は、浄化槽保守点検業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は6か月以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(1) 不正の手段により登録を受けたとき。

(2) 第6条第1項第1号、第3号又は第5号から第8号までのいずれかに該当することとなったとき。

(3) 第7条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

(4) 法第12条第1項の規定による助言、指導又は勧告に従わず、かつ、その情状が特に重いとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、法若しくは法に基づく処分又はこの条例若しくはこの条例に基づく処分に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により登録を取り消し、又は事業の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨及びその理由を当該処分に係る者に通知しなければならない。

(聴聞の方法の特例)

第15条 前条第1項の規定による登録の取消しに係る聴聞の期日における審理は、公開により行われなければならない。

(立入検査等)

第16条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、浄化槽保守点検業者に対して、浄化槽の保守点検の業務に関し報告させることができる。

2 市長は、この条例を施行するため特に必要があると認めるときは、その職員に、浄化槽保守点検業者の事務所又は営業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 前項の規定により立入検査を行うときは、その職員は、身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4 第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(手数料)

第17条 第4条第1項の規定により登録の申請をしようとする者、第5条第3項の規定による登録簿の謄本の交付を受けようとする者又は第8条第1項の規定による登録証の再交付を受けようとする者は、それぞれ次に掲げる手数料を納付しなければならない。

(1) 登録の申請手数料 1件につき3万1,000円

(2) 更新の登録の申請手数料 1件につき3万円

(3) 登録簿の謄本交付手数料 用紙1枚につき400円

(4) 登録証の再交付手数料 1件につき2,500円

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

(罰則)

第19条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は20万円以下の罰金に処する。

(1) 第3条第1項又は第3項の規定に違反して、市長の登録を受けないで浄化槽保守点検業を営んだ者

(2) 不正の手段により第3条第1項又は第3項の登録を受けた者

(3) 第14条第1項の規定による命令に違反した者

第20条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

(1) 第11条第5項の規定に違反して措置を執らなかった者

(2) 第11条第6項の規定に違反して浄化槽の保守点検を行った者

(3) 第13条の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者

(4) 第16条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(5) 第16条第2項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

(両罰規定)

第21条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に群馬県浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例(昭和60年群馬県条例第17号。以下「県条例」という。)第4条第1項の規定による群馬県知事の登録を受けた者が、施行日以後引き続き本市の区域内において浄化槽保守点検業を営もうとする場合は、その登録の有効期間の満了の日までは、その者を第3条第1項又は第3項の規定によ

り市長の登録を受けている者とみなす。その者がその登録の有効期間内に同項の規定により更新の登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請に対し、登録又は登録の拒否の処分がある日までの間も、同様とする。

3 前項に定めるもののほか、県条例の規定により群馬県知事が行った処分、手続その他の行為で、施行日以後に、新たに市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

4 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(勢多郡富士見村の編入に伴う経過措置)

5 勢多郡富士見村を廃し、その区域を前橋市に編入する日（以下この項から附則第7項までにおいて「編入日」という。）前に県条例第4条第1項の規定による群馬県知事の登録を受けた者が、編入日以後引き続き本市の区域内において浄化槽保守点検業を営もうとする場合（附則第2項の規定の適用を受けない場合に限る。）は、その登録の有効期間の満了の日までは、その者を第3条第1項又は第3項の規定により市長の登録を受けている者とみなす。その者がその登録の有効期間内に同項の規定により更新の登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請に対し、登録又は登録の拒否の処分がある日までの間も、同様とする。

[平20条例48・追加]

6 前項に定めるもののほか、県条例の規定により群馬県知事が行った処分、手続その他の行為で、編入日以後に、新たに市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

[平20条例48・追加]

7 編入日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

[平20条例48・追加]

附 則（平成20年12月12日条例第48号） 抄

（施行期日）

1 この条例は、平成21年5月5日から施行する。

附 則（平成23年12月9日条例第48号）

この条例は、民法等の一部を改正する法律（平成23年法律第61号）の施行の日から施行する。

附 則（令和2年3月30日条例第19号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(5) 前橋市浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例施行規則

(平成21年3月30日規則第36号)

前橋市浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例施行規則を次のとおり公布します。

(趣旨)

第1条 この規則は、前橋市浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例（平成20年前橋市条例第46号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(申請書及び添付書類の様式)

第2条 条例第4条第1項の申請書は、浄化槽保守点検業登録・登録更新申請書とする。

2 条例第4条第2項第1号の書面は、誓約書とする。

3 条例第4条第2項第2号の書類は、器具明細書とする。

4 条例第4条第2項第3号の書類は、浄化槽清掃業者名簿とする。

(市規則で定める書類及び図面)

第3条 条例第4条第2項第5号の市規則で定める書類及び図面は、次のとおりとする。

(1) 法人にあっては、定款

(2) 個人にあっては、その者の住民票の写し又は住民票記載事項証明書

(3) 申請者（申請者が法人である場合には、その役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいう。））の略歴書。ただし、営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者にあっては、その法定代理人（法定代理人が法人である場合には、その役員）の略歴書を含む。

(4) 浄化槽の規模及び型式並びに浄化槽の保守点検の料金等を記載した浄化槽の保守点検の事業計画書

(5) 使用する予定の浄化槽の保守点検に関する記録票

(6) 条例第4条第2項第3号の浄化槽清掃業者との業務の提携が確実であることを証する書面

(7) 浄化槽管理士に係る浄化槽管理士免状の写し、略歴を記載した書面及び住民票の写し又は住民票記載事項証明書

(8) 浄化槽管理士が申請者に専属であることを証する書面

(9) 条例第11条第2項ただし書の規定により浄化槽管理士に2以上の営業所を兼任させようとする場合には、その理由を記載した書面

(10) 営業所の案内図及び平面図

(11) その他市長が必要と認める書類

(更新の登録)

第4条 条例第3条第3項の更新の登録の申請は、登録の有効期間の満了の日前30日までに行うものとする。

(登録簿)

第5条 条例第5条第1項に規定する登録簿は、浄化槽保守点検業者登録簿（以下「登録簿」という。）とする。

(登録証)

第6条 条例第5条第2項に規定する登録証は、浄化槽保守点検業者登録証とする。

(登録簿の謄本の交付)

第7条 条例第5条第3項の規定により登録簿の謄本の交付を請求しようとする者は、浄化槽保守点検業者登録簿謄本交付請求書を市長に提出しなければならない。

(登録簿の閲覧)

第8条 条例第5条第3項の規定により登録簿を閲覧しようとする者は、閲覧申請簿に住所、氏名、閲覧したい浄化槽保守点検業者の氏名又は名称及び閲覧理由を記入しなければならない。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する者の閲覧を停止し、又は禁止することができる。

(1) この規則又は係員の指示に従わない者

(2) 登録簿を汚損し、若しくはき損し、又はそのおそれがあると認められる者

(3) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められる者

3 登録簿の閲覧所を西部清掃事務所内に置く。

4 登録簿の閲覧時間は、前橋市の執務時間を定める規則（平成元年前橋市規則第18号）に規定す

る執務時間とする。

5 閲覧所の休日は、前橋市の休日を定める条例（平成元年前橋市条例第14号）第1条第1項に規定する休日とする。

6 前2項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、第4項の閲覧時間を変更し、又は臨時に休日設けることができる。

7 市長は、前項の規定により閲覧時間を変更し、又は臨時に休日設ける場合は、その旨を閲覧所に掲示する。

（変更の届出）

第9条 条例第7条第1項の規定による届出は、浄化槽保守点検業登録変更届出書に、次の各号に掲げる変更の内容に応じて、当該各号に掲げる書類を添付して行うものとする。

(1) 条例第4条第1項第1号に掲げる事項の変更（届出人が個人である場合に限る。） 住民票の写し（氏名の変更にあつては、旧氏名が記載されたものに限る。）又は住民票記載事項証明書

(2) 条例第4条第1項第1号に掲げる事項の変更（届出人が法人である場合に限る。） 法人の登記事項証明書

(3) 条例第4条第1項第2号に掲げる事項（法人登記簿の変更を必要とする場合に限る。）の変更 法人の登記事項証明書

(4) 条例第4条第1項第3号に掲げる事項の変更 法人の登記事項証明書並びに新たに役員となる者がある場合にあつては、当該新たに役員となる者の条例第6条第1項第1号から第7号までに該当しない者である旨の誓約書及び略歴を記載した書面

(5) 条例第4条第1項第4号に掲げる事項の変更 戸籍謄本若しくはこれに代わる書面又は第3条第4号、第7号、第8号若しくは第9号の書類のうち、必要と認められるもの

（廃業等の届出）

第10条 条例第9条第1項の規定による届出は、浄化槽保守点検業廃業等届出書によるものとする。

（浄化槽管理士の数）

第11条 条例第11条第1項の市規則で定める数は、別表のとおりとする。

（器具）

第12条 条例第11条第3項の市規則で定める器具は、次のとおりとする。

(1) 水素イオン濃度指数測定器具

(2) 塩素イオン濃度測定器具

(3) 亜硝酸性窒素測定器具

(4) 残留塩素濃度測定器具

(5) 透視度計

(6) 汚泥沈殿率測定器具

(7) 溶存酸素濃度測定器具

(8) 温度計

(9) 回路計であつて、抵抗及び交流電圧を測定することができる器具

(10) 水準器

(11) 空気流量計

(12) スカム汚泥厚測定器具

(13) スカム破碎器具

(14) スロット掃除器具

(15) 異物のかき上げに適する器具

2 前項に規定する器具の数は、それぞれ前条で規定する浄化槽管理士の数以上の数とする。

（浄化槽管理士証）

第13条 条例第11条第6項の市規則で定める身分を証する書面は、浄化槽管理士証とする。

2 前項の浄化槽管理士証には、浄化槽管理士の写真（申請前6か月以内に無帽で正面から上半身を撮影した縦4センチメートル横3センチメートルのもの）を添付し、浄化槽保守点検業者が当該浄化槽保守点検業者に専属である旨の証明を行うとともに、市長の確認を受けなければならない。

3 浄化槽管理士証の有効期限は、当該浄化槽管理士が専属する浄化槽保守点検業者の浄化槽保守点検業に係る登録の有効期間が満了する日までとする。

- 4 浄化槽管理士は、浄化槽管理士証を紛失したときは、速やかに、その旨を第2項の浄化槽保守点検業者に届け出なければならない。
- 5 浄化槽管理士は、新たな浄化槽管理士証の交付を受けたとき、又は第2項の規定による浄化槽保守点検業者の専属でなくなったときは、当該浄化槽管理士証を浄化槽保守点検業者に返還しなければならない。

(清掃の通知)

第14条 条例第11条第7項の規定による浄化槽管理者への通知及び浄化槽清掃業者への通知には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 浄化槽管理者の氏名又は名称（浄化槽清掃業者への通知に限る。）
- (2) 浄化槽の設置場所
- (3) 浄化槽の型式及び規模
- (4) 保守点検日
- (5) スカム厚、汚泥厚及びばっ気槽混合液の汚泥沈殿率
- (6) 引き抜き汚泥量及び特に清掃を必要とする場所

(標識の掲示)

第15条 条例第12条の市規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 登録番号及び登録年月日
- (3) 浄化槽管理士の氏名及びその者が交付を受けた浄化槽管理士免状の交付番号

2 条例第12条に規定する標識は、浄化槽保守点検業者登録標識とする。

(帳簿の記載事項等)

第16条 条例第13条の市規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 浄化槽管理者の氏名又は名称及び住所
- (2) 浄化槽の設置場所
- (3) 浄化槽の型式及び規模
- (4) 浄化槽の保守点検の契約期間及び実施年月日
- (5) 浄化槽の保守点検を実施した浄化槽管理士の氏名及び浄化槽管理士免状の交付番号
- (6) 第14条の通知をしたときは、その通知の日並びに清掃を必要とする場所及び内容
- (7) 浄化槽の保守点検の契約金額

2 条例第13条に規定する帳簿は、浄化槽の保守点検の契約を締結している浄化槽ごとに作成しなければならない。

3 浄化槽保守点検業者は、条例第13条に規定する帳簿を各事業年度の末日をもって閉鎖するものとし、閉鎖後5年間当該帳簿を保存しなければならない。

(身分証明書)

第17条 条例第16条第3項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書とする。

(書類の様式)

第18条 次に掲げる書類の様式は、別に定める。

- (1) 浄化槽保守点検業登録・登録更新申請書
- (2) 誓約書
- (3) 器具明細書
- (4) 浄化槽清掃業者名簿
- (5) 申請者の略歴書
- (6) 浄化槽の保守点検業の事業計画書
- (7) 浄化槽管理士の略歴書
- (8) 浄化槽保守点検業者登録簿
- (9) 浄化槽保守点検業者登録証
- (10) 浄化槽保守点検業者登録簿謄本交付請求書
- (11) 閲覧申請簿
- (12) 浄化槽保守点検業登録変更届出書
- (13) 浄化槽保守点検業廃業等届出書

- (14) 浄化槽管理士証
- (15) 浄化槽保守点検業者登録標識
- (16) 身分証明書
- (その他)

第19条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月29日規則第14号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日規則第42号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行前に改正前の前橋市浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例施行規則の規定により調製した様式については、残存するものに限り、当分の間使用することができる。

別表（第11条関係）

浄化槽管理士の数

浄化槽保守点検業者が置くべき浄化槽管理士の数は、次の式により算出した数（その数に1未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り上げた数）以上の数とする。

$$2A + 3(B + C) + 4(D + E + F + G) + 6(H + I) + 12J + 26K + 52(L + M) / 3000$$

注 この式において、A、B、C、D、E、F、G、H、I、J、K、L及びMは、浄化槽保守点検業者が契約している浄化槽に係る次の数値を、それぞれ示すものとする。

- A 環境省関係浄化槽法施行規則（昭和59年厚生省令第17号）第1条第3号のみなし浄化槽（以下「みなし浄化槽」という。）のうち、散水ろ床方式、平面酸化方式又は地下砂ろ過方式のいずれかによるものの基数の合計
- B みなし浄化槽のうち、処理対象人員が20人以下であり、かつ、分離接触ばっ気方式、分離ばっ気方式又は単純ばっ気方式のいずれかによるものの基数の合計
- C 浄化槽（みなし浄化槽を除く。以下この表において「浄化槽」という。）のうち、処理対象人員が20人以下であり、かつ、分離接触ばっ気方式、嫌気ろ床接触ばっ気方式又は脱窒ろ床接触ばっ気方式のいずれかによるものの基数の合計
- D みなし浄化槽のうち、処理対象人員が20人以下であり、かつ、全ばっ気方式によるものの基数
- E みなし浄化槽のうち、処理対象人員が21人以上300人以下であり、かつ、分離接触ばっ気方式、分離ばっ気方式又は単純ばっ気方式のいずれかによるものの基数の合計
- F 浄化槽のうち、処理対象人員が21人以上50人以下であり、かつ、分離接触ばっ気方式、嫌気ろ床接触ばっ気方式又は脱窒ろ床接触ばっ気方式のいずれかによるものの基数の合計
- G 浄化槽のうち、回転板接触方式、接触ばっ気方式又は散水ろ床方式のいずれかによるもので、K及びMのいずれにも該当しないものの基数の合計
- H みなし浄化槽のうち、処理対象人員が21人以上300人以下であり、かつ、全ばっ気方式によるものの基数
- I みなし浄化槽のうち、処理対象人員が301人以上であり、かつ、分離接触ばっ気方式、分離ばっ気方式又は単純ばっ気方式のいずれかによるものの基数の合計
- J みなし浄化槽のうち、処理対象人員が301人以上であり、かつ、全ばっ気方式によるものの基数
- K 浄化槽のうち、スクリーン及び流量調整タンク又は流量調整槽を有し、かつ、回転板接触方式、接触ばっ気方式又は散水ろ床方式のいずれかによるものの基数の合計
- L 浄化槽のうち、活性汚泥方式によるものの基数
- M 浄化槽のうち、砂ろ過装置、活性炭吸着装置又は凝集槽を有し、かつ、回転板接触方式、接

触ばっ気方式又は散水ろ床方式のいずれかによるものの基数の合計

(6) 前橋市浄化槽指導要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、浄化槽法(昭和58年法律第43号。以下「法」という。)、建築基準法(昭和25年法律第201号)及び前橋市浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例(平成20年前橋市条例第125号。以下「条例」という。)の施行に関し、前橋市浄化槽法施行細則(平成21年前橋市規則第37号)及び前橋市浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例施行規則(平成21年前橋市規則第36号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 浄化槽の構造は、建築基準法第31条第2項に基づく尿尿浄化槽及び合併処理浄化槽の構造方法を定める件(昭和55年建設省告示第1292号。以下「建設省告示」という。)に定めるもののほか、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- (1) レストラン、中華料理店等の厨房施設から排出される油分の多い排水を合併処理する浄化槽にあっては、浄化槽の流入側に、当該油分の多い排水に対する適当な容量の油脂分離装置を設けていること。
 - (2) 浄化槽の槽内には、槽が水平に設置されていることが確認できるよう2か所以上の水準目安標示線(越流ぜきを含む。)を設けていること。
 - (3) 現場打ちの浄化槽にあっては、浄化槽設計業者の氏名、浄化槽工事業者の氏名、設置年月日、容量及び人員を明示した耐食性の標示板を、容易に確認できる位置に、脱落しないように取り付けたものであること。
 - (4) 浄化槽のマンホールの蓋は、十分な耐力を有し、回転ロック式のものとするなど転落防止のための措置を講じたものであること。
- 2 浄化槽の設置は、原則として次に掲げる基準に適合するものでなければならない。
- (1) 浄化槽の保守点検、清掃等に支障のない場所に設置し、浄化槽の上部に、これらの作業を行うために必要な空間を有すること。
 - (2) 浄化槽の設置場所は、飲料用井戸から5メートル以上離れていること。
- 3 放流先の条件は次のとおりとする。
- (1) 放流先は環境衛生上支障がなく、かつ、水量疎通が適当である水路等とすること。
 - (2) 放流先が農業用水路等である場合には、原則としてその所有者又は管理者と協議を行うこと。
 - (3) 放流先の選定に当たっては、市長の指導を受けること。
 - (4) 浄化槽の放流水の地下浸透は、付近に適当な放流先が無く、かつ、次に掲げる基準に適合するときでなければならない。ただし、道路側溝に放流口を接続する際、道路管理者から放流量調整の目的で放出側に設置するますの一部を浸透構造とするよう指導を受けた場合であって、かつ、周辺の生活環境に支障がないと判断される場合はこの限りでない。
 - ア 原則として処理対象人員が100人以下の浄化槽であること。
 - イ 地下浸透処理装置の構造は、建設省告示第5の構造に準ずること。
 - ウ 地下浸透処理装置は、隣地境界線から、おおむね3メートル以上離れていること。
 - エ 付近に飲料用井戸があるときは、水平距離で30メートル以上離れていること。
 - オ 地下水位は、年間一番高いときで、地表面から1.5メートル以上の深さにあること。
- 4 浄化槽の設置の届出等は次のとおりとする。
- (1) 法第5条第1項に規定する設置届出等を行う場合には、浄化槽設置届出書(浄化槽工事の技術上の基準及び浄化槽の設置等の届出及び設置計画に関する省令(昭和60年厚生省・建設省令第1号。以下「共同省令」という。)別記様式第1号)又は浄化槽変更届出書(共同省令別記様式第2号)に次の書類を添付するものとする。ただし、イの書類については、型式適合認定書(別添仕様書及び図面を含む)及び浄化槽法第13条認定書の写しを添付することにより省略することができる。
 - ア 環境保全に関する誓約書(別記様式第1)
 - イ 設計計算書
 - (2) 建築基準法第6条第1項又は同法第18条第2項の規定による建築物の建築等に関する申請又は通知の場合(同法第87条第1項において準用する場合を含む。)には、建築確認申請書又は通知書に次の図書を添付するものとする。ただし、ウからカまでの図書については、型式適合認定書(別添仕様書及び図面を含む)及び浄化槽法第13条認定書の写しを添付することにより省略することができる。
 - ア 環境保全に関する誓約書(別記様式第1)
 - イ 浄化槽仕様書(別記様式第2)
 - ウ 構造図
 - エ 仕様書
 - オ 処理工程図
 - カ 設計計算書
 - キ 浄化槽を設置しようとする建築物の平面図
 - ク 付近の見取図(浄化槽の設置位置、給排水系統図、放流経路、放流先、方位、道路及び目標となる地物を記載したものに限る。)

- (3) 建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項(第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定により確認を受けた建築物等の浄化槽の仕様を変更しようとするときは、(1)の浄化槽変更届出書によるものとする。ただし、次のアからエまでのいずれかに該当する変更については、建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による計画の変更の確認を受けなければならない。
- ア 処理対象人員の増加又は浄化槽人槽の減少を伴うもの
- イ BOD除去率の低下又は放流水のBODの上昇を伴う浄化槽の変更を伴うもの(10人槽以下の一戸建ての住宅に供する場合の変更を除く)
- ウ 処理方式の変更を伴うもの(性能・能力の低下(処理できる人員の減少、放流水質(BOD等)の悪化)がなく、かつ大臣認定を受けているものに変更する場合を除く)
- エ その他建築主事又は指定確認検査機関が必要と認めるもの
- (4) (3)の浄化槽変更届出書の添付書類は(1)によるほか、浄化槽仕様変更概要書(別紙)を添付しなければならない。
- (5) 浄化槽管理者は、設置届出等を行った場合((2)の場合を含む。)で、当該届出等の後に、浄化槽工事業者の変更又は共同省令第2条に該当する軽微な変更を行ったときは、浄化槽工事業者等変更報告書(別記様式第3)により、市長へ報告しなければならない。
- 5 浄化槽の工事は、共同省令第1条の浄化槽工事の技術上の基準に定めるもののほか、次によるものとする。
- (1) 浄化槽の基礎工事は、栗石地業等を行い、十分突き固めた上に捨てコンクリートを打つこと。なお、当該基礎工事の施工の状況は、工事写真等により記録し、保存するよう努めること。
- (2) 浄化槽の流入側には、配管のつまり等に対処するため、インバートますを設置すること。
- (3) 浄化槽の流出側には、放流水中の浮遊物質等が公共用水域に流出するのを防止すること等のため適当な大きさのますを設置すること。
- (4) 浄化槽の周囲(縁)には浄化槽を防護するためにコンクリート等を打つこと。
(浄化槽管理者の義務)
- 第3条 浄化槽管理者は、法第8条の保守点検を委託する場合には条例第3条第1項又は第3項の登録を受けた浄化槽保守点検業者に、法第9条の清掃を委託する場合は、法第35条第1項の許可を受けた浄化槽清掃業者に委託するものとする。
- 2 浄化槽管理者は、法第57条の規定により知事の指定を受けた者(以下「指定検査機関」という。)が、第7条の設置後の水質検査及び第11条の定期検査(以下「法定検査」という。)の結果を、市長に報告するものとする。
- 3 浄化槽管理者は、放流先付近の沈殿物の除去清掃を年2回以上実施するものとする。
- 4 新たに浄化槽管理者となった者は、浄化槽の適正な管理を期すため浄化槽教室(市が指定した、浄化槽の構造、維持管理、法令等についての講習をいう。)を受講するものとする。
(保守点検)
- 第4条 環境省関係浄化槽法施行規則(昭和59年厚生省令第17号。以下「環境省令」という。)第5条第1項の使用開始直前の保守点検は、浄化槽管理者及び浄化槽工事業者の立ち会いのもとに、浄化槽保守点検業者が行うものとする。
- 2 浄化槽の保守点検は、環境省令第2条の保守点検の技術上の基準に従って行うほか、次の事項について留意するものとする。
- (1) 浄化槽の保守点検を行う場合には、法第11条の定期検査の結果を参考にして行うこと。
- (2) 浄化槽の正常な機能を維持するため、必要に応じて浄化槽への流入汚水、放流水、その他の水質及び汚泥の検査を行うこと。
- 3 保守点検の技術上の基準についての留意事項は次のとおりとする。
- (1) 環境省令第2条第7号及び第8号に規定する適正な溶存酸素量とは、接触ばっ気室にあっては室内均等におおむね $0.3\text{mg}/\text{ℓ}$ 以上、接触ばっ気槽にあっては槽内均等におおむね $1.0\text{mg}/\text{ℓ}$ 以上、ばっ気室にあっては室内均等におおむね $0.3\text{mg}/\text{ℓ}$ 以上、ばっ気タンク、ばっ気槽にあってはタンク内又は槽内均等におおむね $1.0\text{mg}/\text{ℓ}$ 以上、循環水路ばっ気方式の流路にあっては流路内均等におおむね $1.0\text{mg}/\text{ℓ}$ 以上、回転板接触槽にあっては、槽内均等におおむね $1.0\text{mg}/\text{ℓ}$ 以上、硝化用接触槽、再ばっ気槽及び硝化槽にあっては槽内均等におおむね $1.0\text{mg}/\text{ℓ}$ 以上、脱窒用接触槽及び脱窒槽にあっては槽内均等におおむね $0\text{mg}/\text{ℓ}$ であること。
- (2) 環境省令第2条第8号に規定する適正な混合液浮遊物質濃度とは、し尿のみを処理するもの(以下「単独処理浄化槽」という。)の場合は、混合液の30分間汚泥沈殿率がおおむね10%以上60%以下であること。また、合併処理を行うもの(以下「合併処理浄化槽」という。)で、長時間ばっ気方式及び循環水路ばっ気方式の場合はおおむね $3,000\sim 6,000\text{mg}/\text{ℓ}$ 、標準活性汚泥方式及び分注ばっ気方式の場合はおおむね $1,000\sim 3,000\text{mg}/\text{ℓ}$ 、汚泥再ばっ気方式の場合はばっ気タンクについてはおおむね $1,000\sim 3,000\text{mg}/\text{ℓ}$ 、汚泥再ばっ気タンクについてはおおむね $6,000\sim 10,000\text{mg}/\text{ℓ}$ 、硝化液循環活性汚泥方式の硝化槽及び脱窒槽にあってはおおむね $3,000\sim 6,000\text{mg}/\text{ℓ}$ であること。
- 4 保守点検の記録は次のとおりとする。
- (1) 浄化槽の保守点検を行う者は、環境省令第5条第1項の規定により使用開始直前の保守点検を行ったときは、使用開始直前の保守点検票(別記様式第4)によりその結果を記録するものとし、第

- 6条の規定により保守点検を行うときは、単独処理浄化槽にあっては、別記様式第6により、処理対象人員が10人以下の合併処理浄化槽にあっては別記様式第7-1により、その他の合併処理浄化槽にあっては別記様式第7-2により、その結果を記録すること。ただし、処理対象人員が50人以下の合併処理浄化槽にあっては別記様式第7-3により記録することで代えることができる。
- (2) 条例第13条に規定する帳簿は、別記様式第5によること。
- (3) (1)に規定する様式については保守点検業務の実施に資するため必要に応じて所要の調整をして使用することが出来る。
- 5 浄化槽の保守点検を行う者は、浄化槽が次のいずれかに該当するときは、条例第11条第7項の規定に基づき、直ちに浄化槽管理者及び浄化槽清掃業者に、浄化槽の清掃を実施する必要がある旨を通知するものとする。
- (1) 流入管きょ、インバートます、移流口、越流ぜき、散気装置、機械かくはん装置、流出口及び放流管きょにあっては、異物等の付着が認められ、かつ、収集、運搬及び処分を伴う異物等の引き出しの必要性が認められたとき。
- (2) スクリーンにあっては汚物等の付着による目詰まり又は閉塞が認められ、砂溜り及び沈殿槽にあっては沈殿物の堆積が認められ、かつ、それぞれ収集、運搬及び処分を伴う汚物等及び沈殿物の引き出しの必要性が認められたとき。
- (3) 多室型一次処理装置、多室型腐敗室及び沈殿分離室にあっては、スカムの底面が流入管下端開口部からおおむね10cmに達したとき、又は汚泥の堆積面が流出管若しくはバップルの下端開口部からおおむね10cmに達したとき。
- (4) 二階タンク型一次処理装置にあっては、スカムの底面が沈殿室のホッパーのスロット面からおおむね10cmに達したとき、又は汚泥の堆積面がオーバーラップの下端からおおむね10cmに達したとき。
- (5) 変形二階タンク型一次処理装置及び変形多室型腐敗室にあっては、スカムの底面が流入管下端開口部からおおむね10cmに達したとき、又は汚泥の堆積面がオーバーラップの下端からおおむね10cmに達したとき。
- (6) 沈殿分離槽等一次処理装置にあっては、流出水の浮遊物質が著しく増加し、二次処理装置の機能に支障が生じるおそれがあると認められたとき。
- (7) 散水ろ床型二次処理装置又は散水ろ床の散水装置、ろ床、ポンプます及び分水装置にあっては、異物等の付着が認められ、かつ、収集、運搬及び処分を伴う異物等の引き出しの必要性が認められたとき。
- (8) 流量調整タンク及び流量調整槽にあっては、スカムの生成が認められ、かつ、収集、運搬及び処分を伴うスカムの引き出しの必要性が認められたとき。
- (9) 平面酸化型二次処理装置の流水部にあっては、異物等の付着が認められ、かつ、収集、運搬及び処分を伴う異物等の引き出しの必要性が認められたとき。
- (10) 単純ばっ気型二次処理装置にあっては、著しい濁りが認められ、かつ、流出水に著しい浮遊物質の混入が認められたとき。
- (11) 地下砂ろ過型二次処理装置のろ過層にあっては、目詰り又は水位の上昇が認められたとき。
- (12) 二階タンクの消化室にあっては、スカムの底面が沈殿室のホッパーのスロット面からおおむね30cmに達したとき、又は堆積汚泥の堆積面がオーバーラップの下端からおおむね30cmに達したとき。
- (13) 二階タンクの沈殿室にあっては、スカムの生成が認められ、かつ、収集、運搬及び処分を伴うスカムの引き出しの必要性が認められたとき。
- (14) ばっ気室にあっては、30分間汚泥沈殿率がおおむね60%に達したとき。
- (15) 汚泥貯留タンクを有しない浄化槽のばっ気タンク、ばっ気槽又は流路において、混合液浮遊物質濃度が長時間ばっ気方式又は循環水路ばっ気方式のときにあってはおおむね6,000mg/l、標準活性汚泥方式再ばっ気方式のときにあっては、ばっ気タンクについておおむね3,000mg/l、汚泥再ばっ気タンクについてはおおむね10,000mg/lに達したとき。
- (16) 汚泥移送有装置を有しない浄化槽の接触ばっ気室にあっては、生物膜が過剰肥厚して接触材の閉塞のおそれが認められたとき、水流に乱れが認められたとき、又は当該室内液にはく離汚泥若しくは堆積汚泥が認められたとき。
- (17) 回転板接触槽にあっては、生物膜が過剰肥厚して回転板の閉塞のおそれが認められたとき又は当該槽内液にはく離汚泥若しくは堆積汚泥が認められたとき。
- (18) 重力返送式沈殿室及び汚泥貯留タンクを有する浄化槽の沈殿池にあっては堆積汚泥が認められたとき。
- (19) 別置型沈殿室及び汚泥貯留タンクを有しない浄化槽の沈殿池にあっては、スカム及び堆積泥の生成が認められたとき。
- (20) 汚泥貯留タンク及び汚泥貯留槽にあっては、スカム及び濃縮汚泥の生成が所定量に達したと認められたとき。
- (21) 汚泥濃縮貯留タンク及び汚泥濃縮貯留槽にあっては、スカム及び濃縮汚泥の生成が所定量に達したと認められたとき。
- (22) 消毒室、消毒タンク及び消毒槽にあっては、沈殿物が生成し又は放流水に濁りが認められたと

き。

- 6 条例第11条第8項の規定による通知は、浄化槽清掃通知書（別記様式第8）によるものとする。
- 7 前各項に定めるもののほか、保守点検に関する留意事項は次のとおりとする。
 - (1) 保守点検の作業時においては、酸素欠乏等の防止及び落下防止等の安全衛生の保持に留意すること。
 - (2) 保守点検の作業後は、マンホール蓋等を密閉し、安全を確認するとともに周囲の後始末を十分に行うこと。

（清掃）

第5条 浄化槽の清掃は、年1回（全ばっ気方式の浄化槽にあってはおおむね6月に1回）行うほか、第4条第5項の清掃時期の判定に従い適宜行うものとする。

2 浄化槽の清掃は、環境省令第3条の清掃の技術上の基準に従って行うほか、次の事項について留意すること。

- (1) 浄化槽清掃業者は、浄化槽の清掃を行う場合には、浄化槽の保守点検結果及び法第11条の定期検査の結果を参考に行うこと。
 - (2) ばっ気室の汚泥等の引き出しは、張り水後のばっ気室の混合液の30分間汚泥沈殿率が、おおむね10%以上15%以下になるように行うこと。
 - (3) 沈殿分離槽にあっては、スカムについては全量、堆積汚泥については可能な限り多量に引き出し、中間水については可能な限り引き出さないようにすること。
 - (4) 接触ばっ気室又は接触ばっ気槽にあっては、生物膜を強制はく離した後、はく離汚泥を全量沈殿分離室、沈殿分離槽、汚泥濃縮貯留槽又は汚泥貯留槽に移送し、又は引き出すこと。
 - (5) 回転板接触槽において、生物膜を強制はく離したときは、はく離汚泥を全量回転板接触槽から引き出すこと。
 - (6) 合併処理浄化槽の二階タンクにあっては、汚泥は、有効消化室容量のおおむね20%を残して引き出すこと。
- 3 清掃を行う者は、環境省令第5条第2項及び第3項の記録として、浄化槽清掃記録票（処理対象人員が10人以下の合併処理浄化槽については別記様式第9-1、その他の浄化槽については別記様式第9-2）を清掃の都度3部作成した上で、浄化槽管理者及び保守点検業者にそれぞれ一部を送付し、一部を自ら保管するものとする。
- 4 前各項に定めるもののほか、清掃に関する留意事項は次のとおりとする。
- (1) 清掃作業時においては、酸素欠乏等の防止及び落下防止等の安全衛生の保持に留意すること。
 - (2) 清掃作業後は、マンホール蓋等を密閉し、安全を確認するとともに周囲の後始末を十分に行うこと。
 - (3) 汚泥の収集運搬を行う場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条第1項に基づく一般廃棄物収集運搬業の許可を必要とするので、自らが当該許可を受けていない場合は、当該許可を受けた者に汚泥の収集運搬を行わせること。

（法定検査）

第6条 検査の実施方法については、次のとおりとする。

- (1) 法第7条の設置後等の検査（以下「7条検査」という。）は、検査対象浄化槽の全数を実施すること。
 - (2) 法第11条の定期検査（以下「11条検査」という。）は、次により実施すること。
 - ア 51人槽以上の浄化槽（ウに掲げるものを除く。）
指定検査機関が水質、外観及び書類の検査の全項目を直接行う検査（以下「全項目11条検査」という。）を毎年実施すること。
 - イ 50人槽以下の浄化槽（ウに掲げるものを除く。）
浄化槽放流水のBOD検査を中心として実施し、その他の水質、外観及び書類の検査項目の一部を軽減化して行う検査（以下「効率化11条検査」という。）を毎年実施すること。ただし、10年間に1回は、全項目11条検査を実施すること。
 - ウ 未管理浄化槽又は機能改善困難浄化槽
浄化槽の規模にかかわらず、全項目11条検査を実施すること。
- 2 検査の項目は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号の定めるとおりとする。
- (1) 7条検査
 - ア 外観検査 設置状況（28項目）、設備の稼働状況（14項目）、水の流れ方の状況（24項目）、使用の状況（4項目）、悪臭の発生状況（2項目）、消毒の実施状況（2項目）及び蚊、はえ等の発生状況（1項目）
 - イ 水質検査 水素イオン濃度、汚泥沈殿率、溶存酸素量、透視度、塩化物イオン（塩素イオン）濃度、残留塩素濃度及び生物化学的酸素要求量
 - ウ 書類検査 浄化槽設置届出書、浄化槽変更届出書又は浄化槽仕様書及び使用開始直前に行った保守点検の記録票
 - (2) 全項目11条検査
 - ア 外観検査 設置状況（28項目）、設備の稼働状況（14項目）、水の流れ方の状況（24項目）、使用の状況（4項目）、悪臭の発生状況（2項目）、消毒の実施状況（2項目）及び蚊、

はえ等の発生状況（1項目）

イ 水質検査 水素イオン濃度、溶存酸素量、透視度（処理対象人員が500人以下のものを除く。）、残留塩素濃度及び生物学的酸素要求量

ウ 書類検査 浄化槽保守点検帳簿、単独処理浄化槽保守点検票又は合併処理浄化槽保守点検票、浄化槽清掃通知書及び浄化槽清掃記録票

(3) 効率化11条検査

ア 外観検査 沈殿槽におけるスカムの発生状況（1項目）、薬剤筒内の塩素剤の充填量と処理水と塩素剤の接触状況（2項目）、消毒槽内のスカム・汚泥の蓄積状況（1項目）、ばっ気装置の稼働状況（2項目）、好気性生物処理装置内液の外観（6項目）、流量調整タイプの場合は流量調整装置の稼働状況（1項目）、循環タイプの場合は循環装置の稼働状況（2項目）

イ 水質検査 生物学的酸素要求量及び残留塩素濃度

ウ 書類検査 単独処理浄化槽保守点検票又は合併処理浄化槽保守点検票及び浄化槽清掃記録票

3 検査の申込みは次のとおりとする。

(1) 浄化槽保守点検業者は、7条検査の実施時期を指定検査機関に通知すること。

(2) 浄化槽管理者は、当該浄化槽が適正に設計及び施工され、所定の機能を発揮していることを確認するため、指定検査機関に7条検査の受検を申し込むこと。

(3) 浄化槽管理者は、当該浄化槽の保守点検及び浄化槽の清掃が生活環境の保全及び公衆衛生上、支障がないことを確認するため、指定検査機関に11条検査の受検を申し込むこと。

4 7条検査の結果、指定検査機関から改善の指摘があった場合、その内容が設計に係るものにあつては、浄化槽工事業者は、設計者及び設置者（建築主）と協議の上、所要の改善を行うものとする。

5 7条検査又は全項目11条検査の結果、「不適正」と判定された浄化槽への対応は、次のとおりとする。

(1) 不適正浄化槽について、文書による改善指導を行い、浄化槽管理者から改善報告書の提出を求める。

(2) 改善指導通知の発送年月日から2か月を過ぎても改善報告書が提出されない場合は、浄化槽管理者に対して、改善報告書を提出するように督促する。

(3) 改善状況の確認については、浄化槽保守点検業者又は浄化槽工事業者と連携を取りながら実施し、必要に応じて、実地に改善状況の確認を行う。

(4) 改善報告書の提出された浄化槽の改善状況について、指定検査機関の管理する「検査結果システム」により、市長へ報告する。

6 前各項に定めるもののほか、法定検査に関する事項は指定検査機関が別に定める各種要綱、要領及び細則等による。

（関係者の責務）

第7条 浄化槽製造業者及び浄化槽工事業者の責務は次のとおりとする。

(1) 浄化槽製造業者及び浄化槽工事業者は、合併処理浄化槽の普及促進に努めるとともに、浄化槽管理者、技術管理者、浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者に対して、当該浄化槽の管理についての指導及び啓発を行うものとする。

(2) 浄化槽工事業者は、浄化槽工事を行う場合は、共同省令第1条及びこの要綱第2条第5項に定めるところによるほか、設置しようとする浄化槽について、設置の届出等の有無を確認するものとする。なお、この場合、設置の届出等の手続が行われていないことが確認されたときは、設置者に対して、法又は建築基準法に定める手続を履行するよう助言し、その手続が完了するまでの間、当該浄化槽の工事を行わないこととする。

(3) 浄化槽工事業者は、工事を行った浄化槽の管理者に対して、7条検査を受検するよう助言するとともに、当該浄化槽管理者の申し出を受けたときは、当該浄化槽管理者の代理人として、当該7条検査に係る指定検査機関に対する手続を行うものとする。

2 環境省令第55条第1項第5号に規定する者（以下「検査員」という。）は、法定検査を行うに当たっては、浄化槽法第7条第1項及び第11条第1項に規定する浄化槽の水質に関する検査の項目、方法その他必要な事項（平成19年環境省告示第64号。以下「環境省告示」という。）の内容に従い行うものとし、検査の結果必要な改善について、検査終了後、直ちに浄化槽管理者に対して助言を行うものとする。

3 浄化槽保守点検業者は、浄化槽管理者の委託を受けて、浄化槽の保守点検を行うときは、当該浄化槽が設置の届出等が行われたものであることを確認した上で、法第8条及びこの要綱第4条に定めるところにより実施するとともに、次によること。

(1) 要綱第4条第1項による使用開始直前の保守点検を行ったときは、浄化槽管理者に対して、環境省令第1条に定める使用の準則に基づく浄化槽の使用方法を指導する。また、法第10条の2第1項に定める使用開始の報告を行うよう助言し、その手続について協力するものとする。

(2) 保守点検を委託した浄化槽の管理者に対して、11条検査を受検するよう助言するとともに、当該浄化槽管理者の申し出があったときは、当該浄化槽管理者の代理人として、当該11条検査に係る手続を行うものとする。

(3) 保守点検の委託を受けた浄化槽について、技術管理者の変更又は浄化槽管理者の変更があった場合は、浄化槽管理者（浄化槽管理者の変更の場合にあつては新たに浄化槽管理者となった者）に対

して、法第10条の2第2項又は同条第3項に定める報告を行うよう助言し、その手続について協力するものとする。

(事故等発生時の取り扱い)

第8条 浄化槽の故障、破損その他の原因により汚水等が公共用水域等に流出し、又は流出するおそれがあるときは、浄化槽管理者は、直ちに市長に通報するとともに、周辺の汚染を防止するための対策を講じ、当該浄化槽を速やかに復旧させるものとする。この場合において、当該浄化槽管理者に対して必要な指示を与えるものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年5月1日から施行する。

(7) 前橋市移動公衆便所貸出要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、前橋市移動公衆便所（以下「便所」という。）の貸出しについて、必要な事項を定めるものとする。

(貸出範囲)

第2条 便所の貸出範囲は次のとおりとする。

- (1) 市内の自治会・子供会及び学校等の公共的性格を有する団体が主催する集会又は催し等を使用する場合
- (2) 国、地方公共団体及びこれに準ずる公益団体等が公益上の目的で使用する場合
- (3) 前各号のほか、市長が特に必要と認める場合

(貸出期間)

第3条 便所の貸出期間は、3日以内とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りではない。

(貸出しの申請)

第4条 便所の貸出しを受けようとする者は、貸出日の7日前までに移動公衆便所貸出申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

(貸出しの承認)

第5条 前条の規定による申請があったときは、市長は申請の内容を審査のうえ、承認したときは移動公衆便所貸出承認書（第2号様式）を申請者に交付する。ただし、市長は、次の各号の一に該当すると認めるときは、貸出しの承認を見合わすものとする。

- (1) 公益上不適当と認められるとき。
- (2) 管理及び設置上支障があると認められるとき。
- (3) その他特に貸し出すことが不適当と認められるとき。

(貸出条件)

第6条 貸出しの承認にあっては、次の条件を付するものとする。

- (1) 貸出中の維持管理は、申請者の責任において行うこと。
- (2) 使用目的以外の目的に使用し、又は第3者に転貸してはならない。
- (3) 使用者の責めに帰すべき事由により、滅失若しくはき損又は汚損したときは、市の指示に従い返還の際、その損害を賠償し、又は原状に復さなければならない。
- (4) 市が災害その他止むを得ない事情で特に必要とするときは、その承認期間中においても、承認を取消することができる。
- (5) その他市の係員の指示に従うこと。

(貸出料)

第7条 第5条の規定により貸出しを承認された者は、1台1日につき貸出料として3,660円を前納するものとする。

(貸出料の減免)

第8条 市長は、災害その他特別の事由があると認めるときは、前条の貸出料を減免することができる。

(減免申請)

第9条 前条の貸出料の減免を受けようとする者は、移動公衆便所貸出料減免申請書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

(貸出料の不還付)

第10条 貸出料は、還付しない。ただし、次の各号の一に該当するときは、還付できるものとする。

- (1) 第6条第4号の規定により貸出しの承認を取り消した場合
- (2) 使用者が貸出日の2日前までに貸出承認の取消しの申出をし、市長が正当の事由があると認められた場合

附 則

この要綱は、昭和52年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(8) 前橋市地域し尿処理施設の設置及び管理に関する条例

(昭和54年6月23日条例第30号)

(趣旨)

第1条 この条例は、地域し尿処理施設の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「地域し尿処理施設」とは、計画処理区域における水洗便所のし尿及び家庭雑排水を処理する施設の総体をいう。

2 この条例において「計画処理区域」とは、住宅団地においてし尿及び家庭雑排水の集合処理を目的として市長が定めた地域をいう。

(設置)

第3条 市民の生活環境の改善を図るため、本市に地域し尿処理施設を設置する。

(名称及び位置)

第4条 地域し尿処理施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
前橋市下川町住宅団地排水処理施設	前橋市下川町57番地8
前橋市城南住宅団地排水処理施設	前橋市鶴が谷町31番地10
前橋市新堀西住宅団地排水処理施設	前橋市新堀町318番地11

(利用の届出)

第5条 計画処理区域に居住する者で地域し尿処理施設を利用するもの(以下「利用者」という。)は、利用を開始し、休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ市長に届け出なければならない。

(使用料)

第6条 使用料の額は、前橋市公共下水道条例(昭和37年前橋市条例第54号)第16条に定める一般用基本料金と従量料金との合計額に100分の110を乗じて得た額とする。

(使用料の減免)

第7条 市長は、特に必要があると認めたときは、前条の規定による使用料を減免することができる。

(管理の委託)

第8条 市は、地域し尿処理施設の管理を委託することができる。

(委託料)

第9条 前条の規定により地域し尿処理施設の管理を委託した場合は、市は、管理に必要な費用の全部又は一部を受託者に支払う。

(準用規定)

第10条 この条例に定めるもののほか、地域し尿処理施設の維持管理に必要な事項に関しては、前橋市公共下水道条例の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「公共下水道」とあるのは「地域し尿処理施設」と、「管理者」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。

(委任)

第11条 この条例の施行について必要な事項は、市規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和54年9月1日から施行する。

(勢多郡大胡町、宮城村及び粕川村の編入に伴う経過措置)

2 勢多郡大胡町、同郡宮城村及び同郡粕川村(次項において「合併前の町村」という。)を廃し、その区域を前橋市に編入する日(次項において「編入日」という。)前に大胡町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例(平成8年大胡町条例第1号。以下「大胡町条例」という。)、宮城村農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例(平成15年宮城村条例第2号。以下「宮城村条例」という。)又は粕川村農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例(平成5年粕川村条例第3号。以下「粕川村条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 合併前の町村の処理区域における使用に係る使用料は、編入日の直近の使用水量検針から編入日以後の直近の使用水量検針までの間の使用水量に係る使用料についてはこの条例を適用

し、編入日前の直近の使用水量検針までの使用水量に係る使用料についてはそれぞれ大胡町条例、宮城村条例又は粕川村条例の例による。

(勢多郡富士見村の編入に伴う経過措置)

- 4 勢多郡富士見村(次項において「合併前の富士見村」という。)を廃し、その区域を前橋市に編入する日(次項において「編入日」という。)前に富士見村農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例(平成11年富士見村条例第6号。以下「富士見村条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 5 合併前の富士見村の処理区域における使用に係る使用料は、編入日前の直近の使用水量検針から編入日以後の直近の使用水量検針までの間の使用水量に係る使用料についてはこの条例を適用し、編入日前の直近の使用水量検針までの使用水量に係る使用料については富士見村条例の例による。

附 則(昭和55年6月28日条例第30号)

この条例の施行期日は、市規則で定める。

(昭和55年規則第33号で昭和55年9月1日から施行)

附 則(昭和59年12月6日条例第42号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和61年12月13日条例第37号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和62年3月24日条例第5号)

この条例の施行期日は、市規則で定める。

(昭和62年規則第16号で第4条の表の規定のうち、前橋市萱野住宅団地排水処理施設の規定は、昭和62年7月1日から施行、前橋市公田地区集落排水処理施設の規定の施行期日は昭和62年5月1日から施行)

附 則(平成元年3月28日条例第17号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第6条の改正規定は、平成元年4月1日から施行し、改正後の第6条の規定は、平成元年6月分の使用料から適用するものとし、前橋市下増田地区集落排水処理施設の改正規定は、市規則で定める日から施行する。

(平成元年規則第27号で第4条の表に前橋市下増田地区集落排水処理施設の項を加える改正規定は平成元年8月1日から施行)

附 則(平成2年3月28日条例第5号)

この条例は、平成2年4月1日から施行する。

附 則(平成4年3月12日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成4年9月22日条例第30号)

この条例は、平成4年11月1日から施行する。

附 則(平成6年9月27日条例第32号)

この条例は、平成6年10月1日から施行する。

附 則(平成8年5月7日条例第8号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成9年3月31日条例第8号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。
(前橋市地域し尿処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 6 第5条の規定による改正後の前橋市地域し尿処理施設の設置及び管理に関する条例の規定は、施行日以後の使用に係る料金から適用する。
- 7 前項の場合において、施行日前から施行日以後に引き続く地域し尿処理施設使用者の平成9年4月及び5月の使用水量検針分の使用水量に係る使用料については、なお従前の例による。
附 則(平成9年6月23日条例第39号)
この条例は、公布の日から施行する。
附 則(平成11年3月31日条例第12号)
この条例は、平成11年4月1日から施行する。
附 則(平成11年12月9日条例第36号)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第6条の規定は、平成12年4月の使用水量検針分の2分の1及び同年5月の使用水量検針分の全部の使用水量に係る使用料から適用する。
- 3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に前橋市清里前原住宅団地排水処理施設を使用していた者で、施行日以後引き続き公共下水道を使用するものは、平成12年5月の使用水量検針までは、引き続き地域し尿処理施設を使用したものとみなす。
附 則（平成13年9月14日条例第22号）
この条例は、平成13年12月1日から施行する。
附 則（平成15年3月28日条例第8号）
- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に供用を開始している農業集落排水処理施設の計画処理区域内の建築物の所有者については、改正後の第5条の規定は、適用しない。
附 則（平成16年9月15日条例第19号） 抄
（施行期日）
- 1 この条例は、平成16年12月5日から施行する。
附 則（平成18年3月17日条例第2号）
この条例は、公布の日から施行する。
附 則（平成19年12月12日条例第56号）
この条例は、平成20年1月1日から施行する。
附 則（平成20年12月12日条例第62号）
この条例は、平成21年4月1日から施行する。
ただし、第4条第1号の表の改正規定（前橋市荒砥北部地区集落排水処理施設に係る部分を除く。）並びに附則に見出し及び2項を加える改正規定は、同年5月5日から施行する。
附 則（平成21年9月11日条例第32号）
この条例は、平成21年10月1日から施行する。
附 則（平成22年9月14日条例第41号）
この条例は、平成22年10月1日から施行する。
附 則（平成26年3月31日条例第3号） 抄
（施行期日）
- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
（前橋市地域し尿処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置）
- 8 第8条の規定による改正後の前橋市地域し尿処理施設の設置及び管理に関する条例の規定は、施行日以後の使用に係る料金について適用する。
- 9 前項の場合において、施行日前から施行日以後に引き続く地域し尿処理施設使用者の平成26年4月及び5月の使用水量検針分の使用水量に係る使用料の額については、なお従前の例による。
附 則（平成28年3月30日条例第18号）
この条例は、市規則で定める日から施行する。
（平成29年規則第11号で平成29年4月1日から施行）
附 則（平成31年3月28日条例第5号） 抄
（施行期日）
- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。
（前橋市地域し尿処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置）
- 9 第9条の規定による改正後の前橋市地域し尿処理施設の設置及び管理に関する条例の規定は、施行日以後の利用に係る料金について適用する。
- 10 前項の場合において、施行日前から施行日以後に引き続く地域し尿処理施設利用者の平成31年10月及び11月の使用水量検針分の使用水量に係る使用料の額については、なお従前の例による。
附 則（令和4年12月13日条例第51号） 抄
- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(9) 前橋市地域し尿処理施設の設置及び管理に関する条例施行規則

(昭和54年8月31日規則第29号)

(趣旨)

第1条 この規則は、前橋市地域し尿処理施設の設置及び管理に関する条例（昭和54年前橋市条例第30号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用月)

第2条 条例第6条に規定する使用料の額の算定の基礎となる使用月（地域し尿処理施設の使用料徴収の便宜上区分されたおおむね1か月の期間をいう。）の始期及び終期は、次のとおりとする。

- (1) 水道水を使用した場合は、前橋市水道事業給水条例（平成5年前橋市条例第19号）第27条第1項の規定による直前の定例日の翌日から次の月の定例日までとする。
- (2) 水道水以外の水を使用した場合は、前号の例による。

(排水設備の設置基準)

第3条 排水設備を取付ます等へ固着させる基準は、次のとおりとする。

- (1) し尿及び家庭雑排水（以下「汚水」という。）を排除するための排水設備は、汚水ますの底部上流端の接続孔に管底高に食い違いの生じないように、かつ、ますの内壁に突き出さないようにさし入れ、その周囲を接着剤及び防水目地材で固着する。
- (2) 取付ますは、排水設備と取付管との接続箇所に設け、その位置は排水設備の設置者の宅地内で公道との境界に接する箇所とする。
- (3) 雨水を排除するための排水設備は取付ます等に接続してはならない。

(水洗便所の設置基準)

第4条 条例第2条第2項に規定する計画処理区域内における水洗便所工事の基準は、次のとおりとする。

- (1) 便器は、使用に当たり完全に洗浄できる装置とする。
- (2) 洗浄用水槽は、洗浄のため相当の水圧が得られる高さに設置する。
- (3) 洗浄用水槽と大便器を連結する管は、内径30ミリメートル以上とする。

(附帯設備)

第5条 配水設備を設置するときは、次の附帯設備を設けなければならない。ただし、第4号については、油脂類遮断装置の設置により既存の排水設備に支障が生じる場合は、この限りでない。

- (1) 水洗便器、浴室、流し場等の汚水流出箇所には、防臭装置を設ける。
- (2) 浴室、流し場等の汚水流出箇所には、ごみよけ装置を設ける。
- (3) 土砂を多量に含む汚水流出箇所には、沈砂装置を設ける。
- (4) 油脂類を多量に含む汚水流出箇所には、油脂類遮断装置を設ける。
- (5) 地下室その他汚水の自然流下が十分でない場所においては、ポンプ施設等を設けて排水する。

(排水設備工事の確認)

第6条 条例第4条に規定する地域し尿処理施設を利用しようとする者が、排水設備の新設、増設又は改造（以下これらを「新設等」という。）の工事を行おうとするときは、排水設備工事確認申請書（様式第1号）によるものとし、平面図その他必要に応じ、工事設計書又は次の書類を添付し、工事に着手する日の7日前までに提出するものとする。

- (1) ポンプ施設を設けるときは、その構造、能力、形状、寸法等を表示した縮尺20分の1以上の構造詳細図
- (2) 他人の排水設備を使用するときはその同意書

(排水設備の新設等の工事の施行)

第7条 排水設備の新設等の工事は、前橋市公共下水道条例（昭和37年前橋市条例第54号）第6条第1項に規定する指定工事店でなければ施行してはならない。

(工事の完成届)

第8条 排水設備の新設等の工事が完成したときの届出は、排水設備工事完成届（様式第2号）によるものとする。

(利用の開始の届出)

第9条 条例第5条に規定する利用の開始の届出は、地域し尿処理施設使用開始（変更・中止・廃止）届（様式第3号）によるものとする。

(井戸使用の汚水排出量の認定)

第10条 井戸を使用する場合の汚水排出量の認定は、次のとおりとする。

- (1) 動力式揚水設備がなく、かつ、家事のみに使用される井戸については、一世帯5人までは1か月8立方メートル、5人を超える場合は、その1人を増すごとに2立方メートルを加えた量をもって汚水の排出量とみなす。
- (2) 前号の井戸が水道と併用されている場合の井戸に係る汚水の排出量は、1人1か月1立方メートルとみなす。
- (3) 動力式揚水設備がなく、かつ、家事以外に使用される井戸については、使用者の世帯人口、業態、水の使用状況その他の事実を考慮して、汚水の排出量を認定する。
- (4) 動力式揚水設備のある井戸については、揚水設備の性能、電力消費量、使用者の世帯人口、業態、水の使用状況その他の事実を考慮して、汚水の排出量を認定する。
- (5) 使用者が前各号のいずれにも該当しない場合の汚水の排出量は、これらの規定を勘案して認定する。

(権限の委任)

第11条 この規定に定める市長の権限に属する事務及び地域し尿処理施設の使用料の徴収に係る事務を公営企業管理者に委任する。

附 則

この規則は、昭和54年9月1日から施行する。

附 則（平成元年7月12日規則第30号）

1 この規則は、平成元年8月1日から施行する。

2 この規則施行の際現に改正前の規則の規定により作成されている申請書等の用紙は、改正後の規定にかかわらず、その使用終了までの間、なおこれを使用することができる。

附 則（平成5年3月31日規則第17号）

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成8年4月26日規則第16号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年3月28日規則第30号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年3月29日規則第25号）

1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。

2 この規則の施行前に改正前の前橋市聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則等の規定により調製した様式については、残存するものに限り、当分の間使用することができる。

附 則（平成15年3月28日規則第20号）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行前に改正前の前橋市地域し尿処理施設の設置及び管理に関する条例施行規則の規定により調製した様式については、残存するものに限り、当分の間、使用することができる。

(10) 令和4年度前橋市一般廃棄物(し尿)収集運搬業者に対する補助(し尿収集手数料市民負担軽減助成金)交付要項

令和4年4月1日から適用

<p>取扱担当課 前橋市役所環境部ごみ収集課ごみ収集係 電話 027-253-1009 (直通) 電子メールアドレス gomisyusyu@city.maebashi.gunma.jp</p>
--

本補助金(助成金)の交付目的、内容、交付手続等は、次のとおりです。

交付目的	市民の負担軽減と衛生的な市民生活の安定を図り、し尿収集運搬業者となる者の健全な経営を図ることにより、し尿収集運搬業の円滑な推進を図ることを目的とします。				
内容	補助事業者	本市において、し尿収集運搬業の許可を受けている事業者とします。			
	交付の対象となる事業及び対象経費	<table border="1"> <tr> <td>対象事業</td> <td>し尿収集運搬業</td> </tr> <tr> <td>対象経費</td> <td>一般世帯で、汲み取り便所又は改良式便所を有する家庭のし尿収集運搬手数料 給料手当・法定福利費・福利厚生費・燃料費・水道光熱費・事務用品費・消耗品費・修繕費・租税公課・保険料・通信費・諸会費・雑費・交際費・賃借料・減価償却費・図書費・旅費交通費・支払手数料・借入返済金・管理諸費・広告宣伝費・会議費</td> </tr> </table>	対象事業	し尿収集運搬業	対象経費
対象事業	し尿収集運搬業				
対象経費	一般世帯で、汲み取り便所又は改良式便所を有する家庭のし尿収集運搬手数料 給料手当・法定福利費・福利厚生費・燃料費・水道光熱費・事務用品費・消耗品費・修繕費・租税公課・保険料・通信費・諸会費・雑費・交際費・賃借料・減価償却費・図書費・旅費交通費・支払手数料・借入返済金・管理諸費・広告宣伝費・会議費				
交付金額	<p>1 補助単価(160円)×補助対象月数(12月)×補助対象人員数(R4.4.1現在の対象人員数)</p> <p>2 次の①と②の合計額 従量制による前年度の年間収集量(㍉) / 1回の収集量(36㍉) × 補助単価(5円) (従量制による前年度の年間収集量が算出できない場合は、従量制世帯の人員按分により算出する)</p>				
交付条件	<p>1 補助事業者は、補助事業の遂行に関する報告及び実地調査に応じることを求められた場合は、これに応じなければなりません。</p> <p>2 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした書類、帳簿等を常備し、事業終了後5年間保存し、提出を求められた場合は、これに応じなければなりません。</p> <p>3 補助事業者は、前橋市補助金等交付規則(平成10年前橋市規則第34号)、この要項及び補助金交付決定通知書に記載の交付条件を遵守し、事業を行わなければなりません。</p>				

交付申請の手続等	交付申請の方法、時期等	<p>令和4年5月6日までに、次の書類により申請してください。 なお、押印は省略することが可能です。 また、押印を省略した場合は、電子メールによる提出も可能です (実績報告、請求も同じです。)</p> <p>1 交付申請書 2 添付書類 (1) 事業計画書 (2) 収支予算書 (3) 許可証の写し</p>										
	交付決定の時期等	申請書類等の審査及び調査を行い、受理した日から14日以内に、交付の可否、金額、条件等を決定し、通知します。										
	請求の方法、支払時期等	<p>1 概算払により請求する場合 (1) 事業の遂行上必要があるときは、概算払による補助金の交付を請求することができます。 概算払い希望する場合は、交付決定後、次の書類により請求をしてください。 ア 補助金概算払請求書 イ 概算払を必要とする理由書 ウ 収支予算書 (2) 概算払の支払時期及び上限額については、以下四半期ごとに、交付決定額の1/4以内で請求することができます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>期 別</th> <th>第1四半期</th> <th>第2四半期</th> <th>第3四半期</th> <th>第4四半期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支払月</td> <td>5月</td> <td>7月</td> <td>10月</td> <td>1月</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 実績報告書の提出後、補助金額が確定しますので、補助金額が確定した後、補助金の未交付分があるときは、補助金精算書兼交付請求書により請求してください。</p> <p>2 概算払によらずに請求する場合 (1) 実績報告書の提出後、補助金額を確定します。 (2) 補助金額が確定した後、補助金精算書兼交付請求書により請求してください。</p> <p>3 上記請求書の内容を確認し、受理した日から30日以内に支払います。</p>	期 別	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	支払月	5月	7月	10月	1月
	期 別	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期							
支払月	5月	7月	10月	1月								
対象事業等が、変更、中止又は廃止となった場合の手続き	<p>1 補助事業の内容を変更し、中止し、又は廃止しようとする場合は、変更等の手続が必要となります。</p> <p>2 上記の場合は、変更等を行う前に、変更承認申請書を提出し、承認の決定を受けなければなりません。</p>											
変更等承認決定の時期	変更等承認申請書を受理した日から14日以内に、承認の可否を決定し、通知します。											

	実績報告書の提出等	<p>1 事業が完了した日から30日以内に、次の書類により報告してください。</p> <p>(1) 実績報告書</p> <p>(2) 添付書類</p> <p>ア 事業実績書</p> <p>イ 収支決算書</p> <p>ウ その他参考となる書類</p> <p>2 上記により提出された書類等の審査及び調査を行い、補助金額を確定します。</p>
	交付決定の取消し又は補助金の返還	<p>1 次の場合は、補助金の交付決定の全部又は一部が取り消されます。</p> <p>(1) 偽りその他不正な手段により、交付決定又は交付を受けたとき。</p> <p>(2) 補助金を他の用途に使用したとき。</p> <p>(3) この要項、交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。</p> <p>2 次の場合は、指定した期限までに補助金を返還しなければなりません。</p> <p>(1) 補助金の交付を受けた後、補助金の交付決定を取り消された場合、取消に係る部分の金額</p> <p>(2) 交付を受けた補助金額が、交付の対象となる事業及び経費の実績額に基づき積算し、確定した額を越える場合、その超える部分の金額</p>
様式	申請書等の書式	<p>1 交付申請書（様式第1号）</p> <p>2 交付決定通知書（様式第2号）</p> <p>3 変更等承認申請書（様式第3号）</p> <p>4 変更等承認通知書（様式第4号）</p> <p>5 実績報告書（様式第5号）</p> <p>6 補助金額確定通知書（様式第6号）</p> <p>7 補助金概算払請求書（様式第7号）</p> <p>8 補助金精算書兼交付請求書（様式第8号）</p>

3 環境衛生

(1) 前橋市あき地の環境管理に関する条例（昭和50年3月28日条例第8号）

（目的）

第1条 この条例は、あき地に繁茂した雑草等が放置されているために、火災等の発生の原因となり、かつ、清潔な生活環境を保全することができないことにかんがみ、雑草等を除去するために必要な事項を定め、もって住民生活の安定と公衆衛生の向上に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) あき地 都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条に規定する市街化区域の区域内の土地及び特に市長が認めた土地で、人が生活のために直接使用していないもの（空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第1項に規定する空家等の敷地を除く。）をいう。
- (2) 雑草等 草木のうち食用、観賞等、人の生活に密接な関係のある目的で植栽されている以外のもの、又は枯れた状態にあるものをいう。
- (3) 管理不善な状態 雑草等が繁茂し、そのまま放置されているため、火災等の発生及び近隣の生活環境を著しく損なうような状態をいう。
- (4) 所有者 あき地の所有者又は管理人をいう。

（所有者の義務）

第3条 所有者は、当該あき地が管理不善な状態にならないように、常に留意するとともに、環境の保全には最善の努力を払わなければならない。

（除草等の勧告及び命令）

第4条 市長は、あき地が管理不善な状態にあり住民の生活環境が損なわれていると認めたときは、当該所有者に対して雑草の刈取り、除去等（以下「除草等」という。）必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が、その勧告に従わないときは、相当の期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命令することができる。

（立入調査）

第5条 市長は、前条の規定により勧告若しくは命令を行おうとするとき、又は同条の規定により命令の履行状況を調査するため必要があると認めたときは、必要な限度において、当該職員をしてあき地に立ち入って調査させ、又は関係人に質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人から請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（委任）

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

この条例は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則（平成8年5月7日条例第8号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成9年3月31日条例第22号）

（施行期日）

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に、この条例による改正前の前橋市あき地の環境管理に関する条例第5条第1項に規定する申出を受けた代行については、なお従前の例による。

附 則（平成27年6月26日条例第41号）抄

1 この条例は、公布の日から施行する。

(2) 前橋市あき地の環境管理に関する条例施行規則（昭和50年3月31日規則第6号）

（勧告書及び履行期限）

第1条 前橋市あき地の環境管理に関する条例（昭和50年前橋市条例第8号。以下「条例」という。）

第4条第1項の規定による除草等必要な措置に係る勧告は、除草等措置勧告書（様式第1号）により行うものとし、履行期限は、勧告を発した日から30日以内とする。

（命令書及び履行期限）

第2条 条例第4条第2項の規定による除草等必要な措置に係る命令は、除草等措置命令書（様式第2号）により行うものとし、履行期限は、命令を発した日から15日以内とする。

（身分証明書）

第3条 条例第5条第2項の規定による職員の身分を示す証明書は、様式第3号によるものとする。

（補則）

第4条 この規則に定めるもののほか、特別な事項については、市長が別に定める。

附 則

この規則は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則（昭和52年3月31日規則第10号） 抄

1 この規則は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則（昭和52年3月31日規則第17号）

この規則は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則（昭和56年6月4日規則第30号）

この規則は、昭和56年6月20日から施行する。

附 則（昭和58年3月29日規則第14号） 抄

1 この規則は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則（昭和63年9月22日規則第36号） 抄

（施行期日）

1 この規則は、昭和63年10月1日から施行する。

附 則（平成9年3月31日規則第21号）

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成11年3月31日規則第28号）

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成14年3月29日規則第25号）

1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。

2 この規則の施行前に改正前の前橋市聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則等の規定により調製した様式については、残存するものに限り、当分の間使用することができる。

附 則（平成21年3月30日規則第55号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月31日規則第30号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(3) 前橋市路上喫煙及びポイ捨ての防止に関する条例

(平成25年12月11日条例第55号)

(目的)

第1条 この条例は、路上喫煙及びポイ捨ての防止に関し、市、事業者及び市民等の責務を明らかにするとともに、必要な事項を定めることにより、清潔できれいなまちづくりを推進し、道路等における喫煙マナー及び環境美化意識の向上を図り、もって市民等の安全で快適な生活環境を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 路上喫煙 道路等において喫煙することをいう。
- (2) 道路等 道路、公園その他の公共の場所（室内又はこれに準ずる環境にあるものを除く。）をいう。
- (3) 吸い殻・空き缶等 飲食物を収納していた缶、瓶、ペットボトルその他の容器又は包装、たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、紙くずその他これらに類するものをいう。
- (4) ポイ捨て 回収容器その他の定められた場所以外の場所に吸い殻・空き缶等をみだりに捨てることをいう。
- (5) 事業者 市内で事業活動を行う全ての者をいう。
- (6) 市民等 市内に居住し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。
- (7) 土地所有者等 市内に土地を所有し、占有し、又は管理する者をいう。

(市の責務)

第3条 市は、この条例の目的を達成するため、路上喫煙及びポイ捨ての防止に向けて必要な施策を総合的かつ効率的に推進するものとする。

2 市は、路上喫煙及びポイ捨ての防止に関し、事業者及び市民等に対して意識の啓発を図るとともに、市民等による自主的な活動及び協力を求めるものとする。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、事業所及びその周辺並びに事業活動を行う地域において、清掃活動を実施するよう努めなければならない。

- 2 たばこの製造又は販売を行う事業者は、路上喫煙の防止のための自主的な取組を推進し、広く喫煙マナーの向上を図るよう努めなければならない。
- 3 自動販売機の設置又は管理を行う事業者は、その販売する場所に吸い殻・空き缶等を回収する設備を設けるとともに、これを適正に維持管理するよう努めなければならない。
- 4 事業者は、この条例の目的を達成するため、市が実施する施策に協力しなければならない。

(市民等の責務)

第5条 市民等は、ポイ捨てを防止するため、自ら生じさせた吸い殻・空き缶等を持ち帰り、又は適正に処理しなければならない。

2 市民等は、この条例の目的を達成するため、市が実施する施策に協力しなければならない。

(土地所有者等の責務)

第6条 土地所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地に吸い殻・空き缶等が捨てられないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 土地所有者等は、この条例の目的を達成するため、市が実施する施策に協力しなければならない。

(行事等を主催する者の責務)

第7条 道路等において行事等を主催する者は、路上喫煙及びポイ捨ての防止について必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(路上喫煙の防止等)

第8条 何人も、吸い殻入れが設置されていない場所においては、路上喫煙をしないよう努めなければならない。

2 何人も、ポイ捨てをしてはならない。

(路上喫煙防止重点区域の指定)

第9条 市長は、この条例の目的を達成するため、特に路上喫煙を防止する必要があると認める

区域を路上喫煙防止重点区域として指定することができる。

2 前項の規定による指定は、日時を限って行うことができる。

3 市長は、第1項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ当該区域の住民、関係団体等の意見を聴くものとする。

4 市長は、必要があると認めるときは、第1項の規定による指定を変更し、又はその指定を解除することができる。

5 第1項の規定による指定及び前項の規定による変更又は解除は、その区域を告示することにより行うものとする。

(ポイ捨て防止重点区域の指定)

第10条 市長は、この条例の目的を達成するため、特にポイ捨てを防止する必要があると認める区域をポイ捨て防止重点区域として指定することができる。

2 前条第2項から第5項までの規定は、ポイ捨て防止重点区域について準用する。

(施策の重点実施)

第11条 市長は、路上喫煙防止重点区域において路上喫煙、ポイ捨て防止重点区域においてポイ捨ての防止についての施策を重点的に実施するものとする。

(路上喫煙防止重点区域内における喫煙の禁止)

第12条 何人も、路上喫煙防止重点区域内においては、路上喫煙をしてはならない。ただし、道路等を管理する権限を有する者が指定した場所にあつては、この限りでない。

(指導、勧告及び命令)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、是正するために必要な指導又は勧告をすることができる。

(1) 第8条第2項の規定に違反した者

(2) 前条の規定に違反した者

2 市長は、前項の指導又は勧告に従わない者に対し、是正に必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

(前橋市行政手続条例の適用除外)

第14条 前条第2項の規定による命令については、前橋市行政手続条例（平成9年前橋市条例第44号）第3章の規定は、適用しない。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

(過料)

第16条 第13条第2項の規定による命令に違反した者は、2万円の過料に処する。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(4) 前橋市路上喫煙及びポイ捨ての防止に関する条例施行規則

(平成26年3月17日規則第8号)

(趣旨)

第1条 この規則は、前橋市路上喫煙及びポイ捨ての防止に関する条例（平成25年前橋市条例第55号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(路上喫煙防止重点区域の指定に係る告示)

第2条 条例第9条第5項の規定による告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 区域の名称
- (2) 区域の範囲
- (3) 区域として指定し、変更し、又は解除する期日
(ポイ捨て防止重点区域の指定に係る告示)

第3条 条例第10条第2項において準用する条例第9条第5項の規定による告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 区域の名称
- (2) 区域の範囲
- (3) 区域として指定し、変更し、又は解除する期日
(勧告及び命令)

第4条 条例第13条第1項の規定による勧告は、勧告書により行うものとする。

2 条例第13条第2項の規定による命令は、命令書により行うものとする。

(告知及び弁明の機会の付与)

第5条 市長は、条例第16条の規定により過料の処分（以下「過料処分」という。）を行おうとするときは、過料処分を受ける者に対し、あらかじめ告知・弁明書により告知し、期限を定めて弁明の機会を付与するものとする。

(過料)

第6条 条例第16条の規定による過料処分は、過料処分決定通知書により行うものとする。

(身分証明書の携帯等)

第7条 過料処分に係る事務に従事する者は、身分証明書を携帯し、過料処分を受ける者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(書類の様式)

第8条 次に掲げる書類の様式は、別に定める。

- (1) 勧告書
- (2) 命令書
- (3) 告知・弁明書
- (4) 過料処分決定通知書
- (5) 身分証明書
(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

4 その他

(1) 前橋市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成5年前橋市条例第8号）

前橋市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和47年前橋市条例第6号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）その他の法令の規定に基づき、廃棄物の排出の抑制、再利用の促進、適正な処理及び清掃に関し、必要な事項を定めるものとする。

（一般廃棄物処理計画）

第2条 市長は、一般廃棄物の処理について一般廃棄物処理計画を定めたとき又は一般廃棄物処理計画に重要な変更があったときは、告示するものとする。

（一般廃棄物の処理）

第3条 土地又は建物の占有者（占有者がいない場合には、管理者とする。以下同じ。）は、その土地又は建物内で生じる一般廃棄物の自己処理に努めるとともに、自己処理しない一般廃棄物については、市長が定める分別収集の方法に適合するよう適切な措置を講じた後、市の収集に従って所定の曜日に所定の場所に搬出する等市が行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分に協力しなければならない。

2 土地又は建物の占有者は、一般廃棄物を一時に20キログラム以上排出する場合で、その処分を市に依頼するときは、市が指定する場所に運搬しなければならない。

3 事業者は、事業活動に伴って生じた一般廃棄物を自ら処分できないときは、市が指定する処理施設に自ら運搬し、又は一般廃棄物の収集、運搬若しくは処分を業として行う者に運搬させ、若しくは処分させなければならない。

4 市は、前項の一般廃棄物のうち、市が行う一般廃棄物の収集及び運搬に支障がないと認める範囲内の一般廃棄物については、一般廃棄物処理計画に基づいて運搬することができる。

（一般廃棄物の再利用）

第4条 土地又は建物の占有者は、再利用が可能な物の分別等を行うとともに、集団回収等の活動に協力する等一般廃棄物の再利用に努めなければならない。

2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際し、再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源をいう。）及び再生品の利用に努めなければならない。

3 市は、再利用が可能な一般廃棄物の分別収集及び市の処理施設での資源の回収等により、一般廃棄物の再利用に努めなければならない。

（平12条例61・一部改正）

（一般廃棄物の減量等）

第5条 市長は、事業活動に伴って生じる一般廃棄物を多量に排出する事業者に対し、当該一般廃棄物を運搬すべき場所、運搬の方法、減量に関する計画の作成その他必要な事項を指示することができる。

2 前項の事業者の範囲は、市規則で定める。

（資源物の収集又は運搬の禁止）

第5条の2 市及び市規則で定める者（以下「市等」という。）以外の者は、ごみ集積場所（第3条第1項の所定の場所をいう。）その他第2条に規定する一般廃棄物処理計画に定める一般廃棄物の搬出場所に置かれた廃棄物のうち、資源物（びん、缶その他の再利用又は再生利用が可能なものとして市規則で定めるものをいう。以下同じ。）を収集し、又は運搬してはならない。

2 市長は、市等以外の者が前項の規定に違反して、資源物を収集し、又は運搬したときは、その者に対し、これらの行為を行わないよう命ずることができる。

（平20条例61・追加）

（一般廃棄物処理手数料）

第6条 市は、一般廃棄物のうち、1日に200キログラムを超えるごみ若しくは粗大ごみを処分する場合（事業活動に伴って生じたものを処分するときを除く。）又はし尿若しくは動物の死がいや収集し、運搬し、及び処分する場合は、土地又は建物の占有者から手数料として別表第1に定める額を徴収する。

2 市は、一般廃棄物のうち事業活動に伴って生じたごみ又は粗大ごみを処分する場合は、事業者（事業者が一般廃棄物の運搬を一般廃棄物収集運搬業者に委託したときは、当該一般廃棄物収集運搬業者）から手数料として別表第1に定める額を徴収する。

（平21条例45・一部改正）

（一般廃棄物処理手数料の減免）

第7条 市長は、天災その他特別な理由があると認めるときは、前条に定める一般廃棄物処理手数料を減免することができる。

（一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格）

第7条の2 法第21条第3項の市町村の条例で定める資格は、次のとおりとする。

- (1) 技術士法（昭和58年法律第25号）第2条第1項に規定する技術士（化学部門、上下水道部門又は衛生工学部門に係る第二次試験に合格した者に限る。）
- (2) 技術士法第2条第1項に規定する技術士（前号に該当する者を除く。）であつて、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (3) 2年以上法第20条に規定する環境衛生指導員の職にあつた者
- (4) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。次号において同じ。）又は旧大学令（大正7年勅令第388号）に基づく大学の理学、薬学、工学若しくは農学の課程において衛生工学（旧大学令に基づく大学にあつては、土木工学。同号において同じ。）若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した後、2年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、3年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 学校教育法に基づく短期大学（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学（旧専門学校令に基づく専門学校にあつては、土木工学。次号において同じ。）若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した（同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）後、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (7) 学校教育法に基づく短期大学（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）若しくは高等専門学校又は旧専門学校令に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した（同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）後、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (8) 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）に基づく中等学校において土木科、化学科若しくはこれらに相当する学科を修めて卒業した後、6年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (9) 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令に基づく中等学校において理学、工学、農学に関する科目若しくはこれらに相当する科目を修めて卒業した後、7年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (10) 10年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (11) 前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

（平24条例6・追加、平25条例19・一部改正）

（市が処理する産業廃棄物）

第8条 法第11条第2項の規定により市が処理する産業廃棄物は、一般廃棄物と併せて処分することができ、かつ、一般廃棄物の処理に支障がない範囲内のものとし、市規則で定めるものとする。

（平12条例61・一部改正）

(産業廃棄物の処理費用)

第9条 市は、前条の規定により産業廃棄物を処理するときは、事業者から当該産業廃棄物の処理に要する費用として別表第1に定める額を徴収する。

(申請手数料)

第10条 法又は使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号。以下「使用済自動車再資源化法」という。)の規定に基づき、別表第2に掲げる許可等の申請をしようとする者は、その申請の際同表に定める手数料を納めなければならない。

(平20条例61・全改)

(許可証)

第11条 市長は、次に掲げる場合には、許可証を交付しなければならない。

- (1) 法第7条第1項の規定により一般廃棄物収集運搬業の許可をしたとき、又は法第7条の2第1項の規定により当該事業の範囲の変更の許可をしたとき。
- (2) 法第7条第6項の規定により一般廃棄物処分業の許可をしたとき、又は法第7条の2第1項の規定により当該事業の範囲の変更の許可をしたとき。
- (3) 法第8条第1項の規定により一般廃棄物処理施設の設置の許可をしたとき、又は法第9条第1項の規定により当該施設の変更の許可をしたとき。
- (4) 法第9条の5第1項の規定により一般廃棄物処理施設の譲受け又は借受けの許可をしたとき。
- (5) 法第15条の4において準用する法第9条の5第1項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の譲受け又は借受けの許可をしたとき。

2 前項、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。)第10条の2、第10条の6、第10条の14、第10条の18若しくは第12条の5又は使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則(平成14年経済産業省・環境省令第7号)第56条若しくは第61条の規定により許可証の交付を受けた者は、当該許可証を紛失し、又は損傷したときは、速やかに市長に申請して、再交付を受けなければならない。

3 前項の規定により、許可証の再交付を受けようとする者は、その申請の際別表第2に定める手数料を納めなければならない。

(平20条例61・全改、平23条例9・一部改正)

(認定証)

第11条の2 市長は、法第9条の2の4第1項の規定により一般廃棄物に係る熱回収施設設置者の認定をしたときは、認定証を交付しなければならない。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の認定証並びに法第12条の7第1項及び第7項並びに法第15条の3の3第1項の認定に係る認定証の交付を受けた者について準用する。この場合において、前条第2項及び第3項中「許可証」とあるのは、「認定証」と読み替えるものとする。

(平23条例9・追加、平30条例9・一部改正)

(従事者証)

第11条の3 法第7条第1項又は第6項の規定により許可を受けた者は、当該許可に係る業務に従事する者について、市規則で定めるところにより、一般廃棄物収集運搬業従事者証又は一般廃棄物処分業従事者証(以下これらを「従事者証」という。)の交付を受けなければならない。

2 前項の規定により従事者証の交付を受けた者は、その業務に従事する者に、当該従事者証を携帯させなければ、その者をその業務に従事させてはならない。

3 第1項の規定により従事者証の交付を受けようとする者は、その申請の際別表第2に定める手数料を納めなければならない。

4 第11条第2項及び第3項の規定は、第1項の規定により従事者証の交付を受けた者について準用する。この場合において、同条第2項及び第3項中「許可証」とあるのは、「従事者証」と読み替えるものとする。

(平20条例61・追加、平23条例9・旧第11条の2繰下・一部改正)

(廃棄物減量等推進審議会)

第12条 一般廃棄物の減量等に関する事項を審議するため、廃棄物減量等推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- 2 審議会は、委員15人以内をもって組織する。
- 3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 審議会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市規則で定める。

(廃棄物処理施設専門委員会)

第12条の2 市長が廃棄物処理施設の設置又は変更の許可をする場合において、次に掲げる事項について意見を聴取するため、廃棄物処理施設専門委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「令」という。）

第5条の2に規定する施設について、法第8条の2第1項第2号に規定する事項に関すること。

(2) 令第7条の2に規定する施設について、法第15条の2第1項第2号に規定する事項に関すること。

(3) その他市長が必要と認める事項

- 2 委員会は、委員7人以内で組織する。
- 3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員会に、委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 5 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市規則で定める。

(平20条例61・追加)

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

(罰則)

第14条 第5条の2第2項の規定による命令に違反した者は、20万円以下の罰金に処する。

(平20条例61・追加)

(両罰規定)

第15条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の刑を科する。

(平20条例61・追加)

附 則 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第6条の規定は、平成5年6月分の一般廃棄物手数料から適用し、同年5月分までの一般廃棄物処理手数料については、なお従前の例による。

(勢多郡大胡町、宮城村及び粕川村の編入に伴う経過措置)

4 勢多郡大胡町、同郡宮城村及び同郡粕川村を廃し、その区域を前橋市に編入する日前に大胡町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成5年大胡町条例第3号）、宮城村廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成5年宮城村条例第3号）又は粕川村廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成5年粕川村条例第6号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(平16条例19・追加)

(勢多郡富士見村の編入に伴う経過措置)

5 勢多郡富士見村を廃し、その区域を前橋市に編入する日前に富士見村廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成5年富士見村条例第2号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(平20条例61・追加)

附 則（平成7年3月30日条例第11号）

1 この条例は、平成7年4月1日から施行する。

2 改正後の前橋市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後のし尿処

理から適用する。

附 則（平成 9 年 3 月 3 1 日条例第 8 号） 抄
（施行期日）

1 この条例は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

（前橋市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

5 第 4 条の規定による改正後の前橋市廃棄物の処理及び清掃に関する条例別表第 1 の規定は、施行日以後の一般廃棄物及び産業廃棄物の処理から適用する。

附 則（平成 1 2 年 1 2 月 1 1 日条例第 6 1 号）

1 この条例は、平成 1 3 年 4 月 1 日から施行する。

2 改正後の別表第 1 の規定は、この条例の施行の日以後の一般廃棄物の処理から適用する。

附 則（平成 1 5 年 1 2 月 1 1 日条例第 4 5 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 1 6 年 9 月 1 5 日条例第 1 9 号） 抄
（施行期日）

1 この条例は、平成 1 6 年 1 2 月 5 日から施行する。

附 則（平成 2 0 年 1 2 月 1 2 日条例第 6 1 号） 抄

1 この条例は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則に 1 項を加える改正規定は、同年 5 月 5 日から施行する。

2 この条例の施行前に市長から交付された一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業に係る許可証は、改正後の第 1 1 条第 1 項の規定により交付された許可証とみなす。

附 則（平成 2 1 年 1 2 月 1 1 日条例第 4 5 号）

この条例は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 3 年 3 月 3 1 日条例第 9 号）

この条例は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 4 年 3 月 2 9 日条例第 6 号）

この条例は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 5 年 3 月 2 9 日条例第 1 9 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 2 6 年 3 月 3 1 日条例第 3 号） 抄
（施行期日）

1 この条例は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 3 0 年 3 月 2 9 日条例第 9 号）

この条例は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 3 1 年 3 月 2 8 日条例第 1 号） 抄

1 この条例は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1（第6条、第9条関係）

（平7条例11・平9条例8・平12条例61・平21条例45・平26条例3・平31条例5・一部改正）

区分	単位	金額	摘要		
一般廃棄物	1 ごみ又は粗大ごみ（事業活動に伴って生じたものを除く。）	総重量から200キログラムを差し引いた重量に対し、10キログラムにつき	180円	市長が指定するごみ処理施設又は埋立処分の場所へ自己搬入する場合	
	2 事業活動に伴って生じたごみ又は粗大ごみ	10キログラムにつき	180円		
	3 し尿	ア 人員によるもの（一般家庭及びこれに準じるもの）	（ア）月1回収集する場合1人につき	月額 370円	
			（イ）月2回以上収集する場合（ア）に加算する額は2回目から1世帯1回につき	460円	
		イ 収集量によるもの（人員により難いもの）1回の収集量36リットルまでごとに	350円		
	ウ 特別に料金を加算するもの 市長が収集に特別な取扱いを要すると認める場合にア又はイに加算する額は1世帯1回につき	410円			
4 動物の死がい	1体につき（市が収集運搬処理する場合）	2,120円	自己搬入の場合は1,050円とする。		
産業廃棄物	10キログラムにつき	180円	市長が指定するごみ処理施設又は埋立処分の場所へ自己搬入する場合		

備考

- 1 ごみ及び粗大ごみの処理手数料又は産業廃棄物の処理に要する費用を算出する数量が、10キログラム未満の端数であるとき又は10キログラム未満の端数があるときは、それぞれその端数を10キログラムとして計算する。
- 2 し尿の処理手数料を算出する数量が、36リットル未満の端数であるとき又は36リットル未満の端数があるときは、それぞれその端数を36リットルとして計算する。

別表第2（第10条、第11条、第11条の2、第11条の3関係）
（平20条例61・全改、平23条例9・平30条例9・一部改正）

区分	金額
(1) 法第7条第1項の規定による一般廃棄物収集運搬業の許可の申請に対する審査	1件につき5,000円
(2) 法第7条第2項の規定による一般廃棄物収集運搬業の許可の更新の申請に対する審査	1件につき5,000円
(3) 法第7条第6項の規定による一般廃棄物処分業の許可の申請に対する審査	1件につき5,000円
(4) 法第7条第7項の規定による一般廃棄物処分業の許可の更新の申請に対する審査	1件につき5,000円
(5) 法第7条の2第1項の規定による一般廃棄物収集運搬業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査	1件につき5,000円
(6) 法第7条の2第1項の規定による一般廃棄物処分業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査	1件につき5,000円
(7) 法第8条第1項の規定による一般廃棄物処理施設の設置の許可の申請に対する審査	ア 法第8条第4項に規定する一般廃棄物処理施設に係るもの 1件につき130,000円 イ ア以外の一般廃棄物処理施設に係るもの 1件につき110,000円
(8) 法第9条第1項の規定による一般廃棄物処理施設の設置の許可に係る事項の変更の許可の申請に対する審査	ア 法第8条第4項に規定する一般廃棄物処理施設に係るもの 1件につき120,000円 イ ア以外の一般廃棄物処理施設に係るもの 1件につき100,000円
(9) 法第9条の2の4第1項の規定による一般廃棄物に係る熱回収施設設置者の認定の申請に対する審査	1件につき33,000円
(10) 法第9条の2の4第2項の規定による一般廃棄物に係る熱回収施設設置者の認定の更新の申請に対する審査	1件につき20,000円
(11) 法第9条の5第1項の規定による一般廃棄物処理施設の譲受け又は借受けの許可の申請に対する審査	1件につき94,000円
(12) 法第9条の6第1項の規定による一般廃棄物処理施設の設置者である法人の合併又は分割の認可の申請に対する審査	1件につき94,000円
(13) 法第12条の7第1項の規定による2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定の申請に対する審査	1件につき147,000円
(14) 法第12条の7第7項の規定による2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定に係る事項の変更の認定の申請に対する審査	1件につき134,000円
(15) 法第14条第1項の規定による産業廃棄物収集運搬業の許可の申請に対する審査	1件につき81,000円
(16) 法第14条第2項の規定による産業廃棄物収集運搬業の許可の更新の申請に対する審査	1件につき73,000円
(17) 法第14条第6項の規定による産業廃棄物処分業の許可の申請に対する審査	1件につき100,000円

(18) 法第14条第7項の規定による産業廃棄物処分業の許可の更新の申請に対する審査	1件につき94,000円
(19) 法第14条の2第1項の規定による産業廃棄物収集運搬業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査	1件につき71,000円
(20) 法第14条の2第1項の規定による産業廃棄物処分業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査	1件につき92,000円
(21) 法第14条の4第1項の規定による特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可の申請に対する審査	1件につき81,000円
(22) 法第14条の4第2項の規定による特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可の更新の申請に対する審査	1件につき74,000円
(23) 法第14条の4第6項の規定による特別管理産業廃棄物処分業の許可の申請に対する審査	1件につき100,000円
(24) 法第14条の4第7項の規定による特別管理産業廃棄物処分業の許可の更新の申請に対する審査	1件につき95,000円
(25) 法第14条の5第1項の規定による特別管理産業廃棄物収集運搬業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査	1件につき72,000円
(26) 法第14条の5第1項の規定による特別管理産業廃棄物処分業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査	1件につき95,000円
(27) 法第15条第1項の規定による産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請に対する審査	ア 法第15条第4項に規定する産業廃棄物処理施設に係るもの 1件につき140,000円 イ ア以外の産業廃棄物処理施設に係るもの 1件につき120,000円
(28) 法第15条の2の6第1項の規定による産業廃棄物処理施設の設置の許可に係る事項の変更の許可の申請に対する審査	ア 法第15条第4項に規定する産業廃棄物処理施設に係るもの 1件につき130,000円 イ ア以外の産業廃棄物処理施設に係るもの 1件につき110,000円
(29) 法第15条の3の3第1項の規定による産業廃棄物に係る熱回収施設設置者の認定の申請に対する審査	1件につき33,000円
(30) 法第15条の3の3第2項の規定による産業廃棄物に係る熱回収施設設置者の認定の更新の申請に対する審査	1件につき20,000円
(31) 法第15条の4において準用する法第9条の5第1項の規定による産業廃棄物処理施設の譲受け又は借受けの許可の申請に対する審査	1件につき94,000円
(32) 法第15条の4において準用する法第9条の6第1項の規定による産業廃棄物処理施設の設置者である法人の合併又は分割の認可の申請に対する審査	1件につき94,000円
(33) 使用済自動車再資源化法第42条第1項の規定による引取業の登録の申請に対する審査	1件につき3,000円
(34) 使用済自動車再資源化法第42条第2項の規定による引取業の更新の登録の申請に対する審査	1件につき3,000円
(35) 使用済自動車再資源化法第53条第1項の規定によるフロン類回収業の登録の申請に対する審査	1件につき5,000円

(36) 使用済自動車再資源化法第53条第2項の規定によるフロン類回収業の登録の更新の申請に対する審査	1件につき5,000円
(37) 使用済自動車再資源化法第60条第1項の規定による解体業の許可の申請に対する審査	1件につき78,000円
(38) 使用済自動車再資源化法第60条第2項の規定による解体業の許可の更新の申請に対する審査	1件につき70,000円
(39) 使用済自動車再資源化法第67条第1項の規定による破砕業の許可の申請に対する審査	1件につき84,000円
(40) 使用済自動車再資源化法第67条第2項の規定による破砕業の許可の更新の申請に対する審査	1件につき77,000円
(41) 使用済自動車再資源化法第70条第1項の規定による破砕業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査	1件につき67,000円
(42) 許可証の再交付の申請に対する審査	1件につき2,500円
(43) 認定証の再交付の申請に対する審査	1件につき2,500円
(44) 一般廃棄物収集運搬業従事者証の交付の申請に対する審査	従事者1人につき1,000円
(45) 一般廃棄物処分業従事者証の交付の申請に対する審査	従事者1人につき1,000円
(46) 一般廃棄物収集運搬業従事者証の再交付の申請に対する審査	従事者1人につき500円
(47) 一般廃棄物処分業従事者証の再交付の申請に対する審査	従事者1人につき500円

(2) 前橋市廃棄物の処理及び清掃に関する規則（平成5年前橋市規則第15号）

前橋市廃棄物の処理及び清掃に関する規則（昭和47年前橋市規則第13号）の全部を改正する。
（趣旨）

第1条 この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「政令」という。）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。）及び前橋市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成5年前橋市条例第8号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（平21規則11・一部改正）

（定義）

第2条 この規則において使用する用語は、法、政令、省令及び条例において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 再生資源等集団回収活動 市民により構成された団体が市内において、家庭から排出される再利用又は再生利用が可能な物を回収し、再生資源等回収業者（再利用又は再生利用が可能な物の引取りを業として行う者をいう。以下同じ。）に引き渡す活動であって、自主的なものをいう。
- (2) 再生資源等集団回収登録団体 再生資源等集団回収活動を行う団体であって、第6条の5第1項の規定により市長の登録を受けたものをいう。
- (3) 再生資源等集団回収登録業者 再生資源等回収業者であって、第6条の5第2項の規定により市長の登録を受けたものをいう。

（平21規則11・全改）

第3条 削除

（平23規則33）

（排出してはならない一般廃棄物）

第4条 土地又は建物の占有者は、市長の定める分別収集に不適な一般廃棄物として次に掲げるものは、排出してはならない。

- (1) 有毒性又は有害性のあるもの
- (2) 病原性又は危険性のあるもの
- (3) 引火性のあるもの
- (4) 著しく悪臭を発するもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市が行う廃棄物の処理を著しく困難にし、又は市の処理施設の機能に支障が生じるもの

2 土地又は建物の占有者は、前項各号に掲げる一般廃棄物の運搬、処分等を行おうとするとき又は特別管理一般廃棄物を排出しようとするときは、市長の指示に従わなければならない。

（一般廃棄物の処理の申出）

第5条 市に一般廃棄物の処分を依頼しようとする者（条例第3条第1項の規定により、市の収集に従って所定の曜日に所定の場所に搬出する場合を除く。）は、一般廃棄物処理申出書により市長に申し出るものとする。

（平23規則33・全改）

（事業者の範囲）

第6条 条例第5条第2項の事業者の範囲は、次に定めるものとする。

- (1) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）に規定する特定建築物の所有者、占有者その他の者で当該特定建築物の管理について権原を有するもの
- (2) 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）に規定する大規模小売店舗の所有者、占有者その他の者で当該大規模小売店舗の管理について権原を有するもの
- (3) その他市長が必要と認める者

（平13規則4・一部改正）

（資源物の収集又は運搬を行うことができる者）

第6条の2 条例第5条の2第1項の市規則で定める者は、次のとおりとする。

- (1) 市が資源物の収集又は運搬を委託した者

- (2) 再生資源等集団回収登録団体（再生資源等集団回収活動として収集又は運搬を行う場合に限る。）
- (3) 再生資源等集団回収登録業者（再生資源等集団回収活動のための委託を受けて収集又は運搬を行う場合に限る。）

（平 2 1 規則 1 1 ・ 追加、平 2 3 規則 3 3 ・ 一部改正）

（資源物）

第 6 条の 3 条例第 5 条の 2 第 1 項の再利用又は再生利用が可能なものとして市規則で定めるものは、次のとおりとする。

- (1) びん
- (2) 缶
- (3) ペットボトル
- (4) 自転車
- (5) 新聞、雑誌、段ボール、紙パック及び包装紙その他これに類するもの
- (6) 衣類、装飾雑貨及び布類その他これに類するもの
- (7) 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成 2 4 年法律第 5 7 号）第 2 条に規定する小型電子機器等

（平 2 1 規則 1 1 ・ 追加、平 2 2 規則 5 9 ・ 平 2 3 規則 3 3 ・ 平 3 0 規則 5 0 ・ 一部改正）

（収集又は運搬の禁止命令）

第 6 条の 4 条例第 5 条の 2 第 2 項の規定による命令は、収集・運搬禁止命令書により行うものとする。

（平 2 1 規則 1 1 ・ 追加、平 2 3 規則 3 3 ・ 一部改正）

（再生資源等集団回収活動を行う団体等の登録）

第 6 条の 5 再生資源等集団回収活動を行う団体のうち営利を目的とした団体でないことその他の市長が定める要件を満たすと認められるものは、当該団体の申請に基づき、再生資源等集団回収登録団体として市長の登録を受けることができる。

- 2 再生資源等回収業者のうち、再生資源等集団回収活動に係る再利用又は再生利用が可能な物の引取りを行う者であつて、市長が定める要件を満たすと認められるものは、その者の申請に基づき、再生資源等集団回収登録業者として市長の登録を受けることができる。

（平 2 1 規則 1 1 ・ 追加）

（登録の抹消等）

第 6 条の 6 市長は、必要があると認めるときは、再生資源等集団回収登録団体及び再生資源等集団回収登録業者の活動の内容、実績等について調査を行い、又は報告を求めることができる。

- 2 市長は、前項の調査又は報告の結果、再生資源等集団回収登録団体又は再生資源等集団回収登録業者が前条の規定による要件を欠くに至つたと認めるときは、当該登録を抹消することができる。再生資源等集団回収登録団体又は再生資源等集団回収登録業者が必要な報告を怠つたとき、又は虚偽の報告をしたときも、同様とする。
- 3 市長は、前項の規定により登録を抹消したときは、当該再生資源等集団回収登録団体又は当該再生資源等集団回収登録業者にその旨を通知するものとする。

（平 2 1 規則 1 1 ・ 追加）

（一般廃棄物処理手数料の徴収方法）

第 7 条 条例第 6 条に規定する一般廃棄物処理手数料は、次に定めるところにより徴収するものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) し尿を収集し、運搬し、及び処分したとき。 納入通知書
- (2) ごみ又は動物の死がい収集し、運搬し、及び処分したとき。 現金

（平 2 3 規則 3 3 ・ 一部改正）

(し尿の単位の区分の基準)

第8条 条例別表第1に規定するし尿の単位の区分の基準は、次のとおりとする。

区分	基準	摘要
人員によるもの	一般世帯でくみ取り便所を有し、その便所の使用者と居住人員がおおむね一定しているもの及び一般世帯に準じる店舗、作業所等の家族による事業所で、便所の使用人員がおおむね一定しているもの	し尿処理手数料の基礎となる世帯及び世帯人員の算定期日は、毎月1日とし、月の途中で世帯人員に異動を生じた場合の人員の更正は、その翌月1日に行う。
収集量によるもの	官公庁、学校、会社、工場等の事業所及び集会施設で便所の使用人員が不特定多数であるもの及び次に掲げる場合で、市長が人員によることが不相当と認定したもの ア 一般世帯の便所が改良式便所で、し尿収集の前後に多量の投水をしなければ、その機能を発揮しない場合 イ 便槽の不備による地下水の侵入その他の理由による場合	
特別に料金を加算するもの	吸入ホースを40メートル以上用いなければ収集が困難な場合で、市長が認定したもの	

2 市長は、前項の表に規定する収集量によるものの認定(以下「収集量認定」という。)をしたとき、又は特別に料金を加算するものの認定(以下「特別加算認定」という。)をしたときは、し尿処理に関する認定書を、当該便所の使用者に交付するものとする。

3 市長は、前項の規定により認定証を交付した者が、次の各号のいずれかに該当したときは、その者の申出により、その認定を変更し、又は取り消すものとする。

- (1) 収集量認定を受けた者が人員によるものの基準に該当することとなったとき。
- (2) 特別加算認定を受けた者がその基準に該当しなくなったとき。

(平21規則83・平23規則33・一部改正)

(確認証)

第9条 収集量認定を受けた者は、し尿のくみ取りを受けた都度、し尿くみ取り確認証により処理の事実を確認しなければならない。

(平21規則83・平23規則33・一部改正)

(し尿処理手数料徴収の時期)

第10条 し尿処理手数料は、収集の翌月に徴収する。

(平23規則33・全改)

(し尿処理手数料の不徴収)

第11条 第8条第1項の表に規定する人員によるものの認定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当したときは、当該月分のし尿処理手数料を徴収しない。

- (1) 市の都合により月1回のし尿収集ができなかった場合
- (2) 月の中途において異動の申出があった世帯で、当該月にし尿収集を行わなかった場合
- (3) 長期の入院、出張、旅行その他の理由により月の始めから引続き20日以上不在となる旨の申出があった場合

(平21規則83・平23規則33・一部改正)

第12条 削除

(平23規則33)

(一般廃棄物処理手数料の減免)

第13条 条例第7条の規定による減免を受けようとする者は、一般廃棄物処理手数料減免申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請があったときは、これを審査し、減免の可否を決定し、その結果を申請者に通知するものとする。

3 前項の場合において、市長が減免を認めるときは、第7条の規定にかかわらず、市長が発行する納入通知書により当該手数料を徴収するものとする。

(平23規則33・一部改正)

(市が処理する産業廃棄物)

第14条 条例第8条に規定する市規則で定める産業廃棄物は、次のとおりとする。

- (1) 紙くず
- (2) 木くず
- (3) 繊維くず
- (4) 燃えがら(有害物質を含むものを除く。)

2 市長は、一般廃棄物の処分に支障があると認めるときは、前項に定める産業廃棄物の種類又は搬入量等について制限することができる。

(平23規則33・一部改正)

(産業廃棄物の処理の申請等)

第15条 産業廃棄物の処理を受けようとする者は、産業廃棄物処理申請書により市長に申請しなければならない。

2 条例第9条に規定する産業廃棄物の処理費用は、現金により徴収するものとする。

(平23規則33・一部改正)

(一般廃棄物収集運搬業等の許可申請)

第16条 法第7条第1項の規定による一般廃棄物収集運搬業の許可又は同条第2項の規定による一般廃棄物収集運搬業の許可の更新を受けようとする者は、一般廃棄物収集運搬業許可申請書を市長に提出しなければならない。

2 法第7条第6項の規定による一般廃棄物処分業の許可又は同条第7項の規定による一般廃棄物処分業の許可の更新を受けようとする者は、一般廃棄物処分業許可申請書を市長に提出しなければならない。

3 法第7条の2第1項の規定により一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業の事業の範囲の変更の許可を受けようとする者は、一般廃棄物収集運搬業・処分業事業の範囲の変更許可申請書を市長に提出しなければならない。

4 前3項の規定による申請には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。ただし、市長が必要ないと認めるときは、その書類又は図面の一部の添付を省略することができる。

- (1) 事業の用に供する施設及び設備に関する書類
- (2) 申請者が前号に掲げる施設の所有権を有すること(申請者が所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること。)を証する書類
- (3) 事業を行うに足りる技術的能力を説明する書類
- (4) 本籍の記載された住民票の写し(法人である場合には、全ての役員の住民票の写し並びに定款の写し及び登記事項証明書)
- (5) 従事者の名簿
- (6) 事業に係る計画書
- (7) 事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類
- (8) 申請者(当該申請者が法人である場合には、その役員を含む。)が、法第7条第5項第4号イからヌまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書面
- (9) 資産に関する調書並びに直近年度の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類(申請者が法人である場合には、直近の事業年度における貸借対照表、損益計算書並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類)並びに住所(申請者が法人である場合には、事業所又は営業所の所在地)が前橋市内にある場合にあつては、前橋市税を滞納していないことを証する書類
- (10) その他市長が必要と認める書類

(平23規則33・全改、平25規則26・一部改正)

(暴力団員の排除)

第16条の2 市長は、前条第1項から第3項までの規定による申請があった場合において、次に掲

げる者が前橋市暴力団排除条例（平成23年前橋市条例第38号）第2条第2号に規定する暴力団員に該当すると認めるときは、当該申請に係る許可をしないものとする。

- (1) 申請者（申請者が法人である場合には、その役員）
- (2) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者の法定代理人
- (3) 政令第4条の7に規定する使用人
- (4) 申請者の事業活動を事実上支配する者
（平25規則26・追加）

（許可証）

第17条 条例第11条第1項の規定により市長が交付する許可証は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 条例第11条第1項第1号に規定する一般廃棄物収集運搬業の許可又は当該事業の範囲の変更の許可 一般廃棄物収集運搬業許可証
- (2) 条例第11条第1項第2号に規定する一般廃棄物処分業の許可又は当該事業の範囲の変更の許可 一般廃棄物処分業許可証
- (3) 条例第11条第1項第3号に規定する一般廃棄物処理施設の設置の許可又は当該施設の変更の許可 一般廃棄物処理施設設置・変更許可証

2 前項に規定する許可証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

3 条例第11条第1項の規定により許可証の交付を受けた者は、許可の期間が満了したとき、又は許可を取り消されたときは、速やかに当該許可証を市長に返納しなければならない。

4 条例第11条第1項の規定により許可証の交付を受けた者が、死亡し、又は合併し、若しくは解散したときは、その者の相続人又は合併後存続する法人の代表者若しくは清算人は、速やかにその旨を市長に届け出るとともに、当該許可証を返納しなければならない。

5 条例第11条第2項の規定による許可証の再交付の申請は、許可証再交付申請書により行うものとする。

（平21規則83・全改、平23規則33・一部改正）

（認定証）

第17条の2 条例第11条の2第1項の規定により市長が交付する認定証は、一般廃棄物熱回収施設設置者認定証とする。

2 条例第11条の2第1項の規定により認定証の交付を受けた者が、法第9条の2の4第2項の規定による認定の更新をしなかったとき又は当該認定に係る熱回収施設を廃止したときは、当該認定証を返納しなければならない。

3 条例第11条の2第2項において準用する条例第11条第2項の規定による認定証の再交付の申請は、認定証再交付申請書により行うものとする。

（平23規則33・追加）

（従事者証）

第18条 条例第11条の3第1項の規定により市長が交付する従事者証は、一般廃棄物収集運搬業・処分業従事者証とする。

2 前項の従事者証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

3 条例第11条の3第1項の規定による従事者証の交付又は同条第4項において準用する条例第11条第2項の規定による従事者証の再交付の申請は、従事者証交付・再交付申請書により行うものとする。

4 条例第11条の3第2項の規定により従事者証を携帯させた者が、退職その他の理由により一般廃棄物の収集運搬業又は処分業に従事しなくなったときは、速やかにその旨を市長に届け出るとともに、当該従事者証を返納しなければならない。

（平21規則83・全改、平22規則30・平23規則33・平25規則26・一部改正）

（実績報告書の提出等）

第19条 し尿に係る一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者は、月ごとの当該業務の実績について、翌月10日までに、一般廃棄物（し尿）収集運搬・処分業務実績報告書により、市長に報告しなければならない。

2 し尿を除く一般廃棄物に係る一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者は、毎年6月30

日までに、その年の3月31日以前の1年間における当該業務の実績について、一般廃棄物（ごみ）収集運搬・処分業務実績報告書により、市長に報告しなければならない。

- 3 特別管理産業廃棄物を排出する事業場を設置している事業者は、特別管理産業廃棄物管理責任者を置き（事業者が自ら特別管理産業廃棄物管理責任者となる場合を含む。）、又は変更した日から30日以内に、特別管理産業廃棄物管理責任者設置・変更報告書を市長に提出しなければならない。
- 4 法第12条第8項に規定する事業場を設置している事業者は、当該事業場における産業廃棄物の処理に関し市長が必要と認めるときは、産業廃棄物処理実績報告書により市長に報告しなければならない。
- 5 市長は、特別管理産業廃棄物を排出する事業場を設置している事業者に対し、当該事業場における特別管理産業廃棄物の処理に関し特別管理産業廃棄物処理実績報告書により報告を求めることができる。
- 6 産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者は、産業廃棄物の収集、運搬又は処分に関し市長が必要と認めるときは、産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の運搬実績報告書又は産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の処分実績報告書により市長に報告しなければならない。

（平21規則83・全改、平23規則33・平25規則26・平28規則63・一部改正）

（一般廃棄物収集運搬業者の遵守事項）

第20条 一般廃棄物収集運搬業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 収集又は運搬の用に供する車両（以下この条において「運搬車」という。）の車体の両側面に一般廃棄物の運搬車である旨、氏名又は名称及び前橋市許可番号を表示すること。
- (2) 第16条第4項の規定により申請書に添付した書類に記載された車両以外の車両を運搬車として使用しないこと。
- 2 一般廃棄物収集運搬業者は、運搬車を廃止し、又は増車しようとするときは、あらかじめ市長に届け出なければならない。
- 3 一般廃棄物収集運搬業者は、前2項に定めるもののほか、市長が別に定める事項を遵守しなければならない。

（平25規則26・全改）

（一般廃棄物処分業者の遵守事項）

第20条の2 一般廃棄物処分業者は、市長が別に定める廃棄物処理施設の構造及び維持管理に関する基準を遵守しなければならない。

（平25規則26・追加）

（産業廃棄物処理施設における一般廃棄物処理施設設置・変更届出受理書の交付等）

第21条 市長は、法第15条の2の5の規定による届出又は省令第12条の7の17第5項の規定による変更の届出を受理したときは、届出者に対し、産業廃棄物処理施設における一般廃棄物処理施設設置・変更届出受理書を交付するものとする。

2 前項の規定により交付された産業廃棄物処理施設における一般廃棄物処理施設設置・変更届出受理書を汚損し、又は紛失した者は、産業廃棄物処理施設における一般廃棄物処理施設設置・変更届出受理書再交付申請書により、市長に再交付を申請しなければならない。

（平21規則83・全改、平23規則33・一部改正）

（審議会の所掌事務）

第22条 条例第12条に規定する廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 一般廃棄物処理計画に関すること。
- (2) ごみの減量化及び再生利用の推進方策に関すること。
- (3) 分別収集計画に関すること。
- (4) その他一般廃棄物処理業務推進上必要と認める事項

（平21規則83・旧第27条繰上）

（審議会の構成）

第23条 審議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員をもって構成する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 住民の代表者

- (3) 事業者の代表者
- (4) 廃棄物処理業者
- (5) その他市長が必要と認める者

(平13規則4・一部改正、平21規則83・旧第28条繰上)

(会長の職務)

第24条 会長は、審議会の会務を総理し、審議会の会議の議長となる。

- 2 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(平21規則83・旧第29条繰上)

(審議会の会議)

第25条 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

- 2 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(平21規則83・旧第30条繰上)

(審議会の幹事)

第26条 審議会に幹事若干人を置くことができる。

- 2 幹事は、市の職員のうちから市長が任命する。
- 3 幹事は、会長の命を受け、会務を処理する。

(平13規則4・一部改正、平21規則83・旧第31条繰上)

(審議会の庶務)

第27条 審議会の庶務は、環境部ごみ減量課において処理する。

(平9規則22・平11規則28・平21規則55・一部改正、平21規則83・旧第32条繰上・一部改正、平23規則33・一部改正)

(審議会の運営)

第28条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(平21規則83・旧第33条繰上・一部改正)

(委員会の所掌事務)

第29条 条例第12条の2に規定する廃棄物処理施設専門委員会（以下「委員会」という。）は、廃棄物処理施設の設置等に関し、次に掲げる事項について意見を述べるができる。

- (1) 政令第5条の2に規定する施設について、法第8条の2第1項第2号に規定する事項
- (2) 政令第7条の2に規定する施設について、法第15条の2第1項第2号に規定する事項
- (3) その他市長が必要と認める事項

(平21規則83・追加)

(委員会の構成)

第30条 委員会は、次に掲げる事項について専門的知識を有する者のうちから、市長が委嘱するものをもって構成する。

- (1) 廃棄物の処理及び大気質、騒音、振動、悪臭、水質及び地下水に関する事項
- (2) その他市長が必要と認める事項

(平21規則83・追加)

(委員長及び副委員長の職務)

第31条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(平21規則83・追加、平23規則33・一部改正)

(委員会の庶務)

第32条 委員会の庶務は、環境部廃棄物対策課において処理する。

(平23規則33・追加)

(委員会の運営)

第33条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

(平21規則83・追加、平23規則33・旧第32条繰下・一部改正)

(申請書の様式)

第34条 次に掲げる書類の様式は、別に定める。

- (1) 一般廃棄物処理申出書
 - (2) 収集・運搬禁止命令書
 - (3) し尿処理に関する認定書
 - (4) し尿くみ取り確認証
 - (5) 一般廃棄物処理手数料減免申請書
 - (6) 産業廃棄物処理申請書
 - (7) 一般廃棄物収集運搬業許可申請書
 - (8) 一般廃棄物処分業許可申請書
 - (9) 一般廃棄物収集運搬業・処分業事業の範囲の変更許可申請書
 - (10) 一般廃棄物収集運搬業許可証
 - (11) 一般廃棄物処分業許可証
 - (12) 一般廃棄物処理施設設置・変更許可証
 - (13) 許可証再交付申請書
 - (14) 一般廃棄物熱回収施設設置者認定証
 - (15) 認定証再交付申請書
 - (16) 一般廃棄物収集運搬業・処分業従事者証
 - (17) 従事者証交付・再交付申請書
 - (18) 一般廃棄物（し尿）収集運搬・処分業務実績報告書
 - (19) 一般廃棄物（ごみ）収集運搬・処分業務実績報告書
 - (20) 特別管理産業廃棄物管理責任者設置・変更報告書
 - (21) 産業廃棄物処理実績報告書
 - (22) 特別管理産業廃棄物処理実績報告書
 - (23) 産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の運搬実績報告書
 - (24) 産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の処分実績報告書
 - (25) 産業廃棄物処理施設における一般廃棄物処理施設設置・変更届出受理書
 - (26) 産業廃棄物処理施設における一般廃棄物処理施設設置・変更届出受理書再交付申請書
- 2 前項に定めるもののほか、次の各号に掲げる法又は省令の規定により市長に提出する書類は、当該各号に定めるとおりとし、その様式は、別に定める。
- (1) 法第7条の2第3項の規定による届出に係る書類 一般廃棄物収集運搬業・処分業廃止・変更届出書
 - (2) 省令第2条の7の届出書 一般廃棄物処理業者に係る欠格要件該当届出書
 - (3) 法第8条第2項の申請書 一般廃棄物処理施設設置許可申請書
 - (4) 省令第4条の4第1項の申請書 一般廃棄物処理施設使用前検査申請書
 - (5) 省令第4条の4の2の申請書 一般廃棄物処理施設定期検査申請書
 - (6) 省令第4条の4の4の書面 一般廃棄物処理施設定期検査結果通知書
 - (7) 省令第4条の17の報告書 特定一般廃棄物最終処分場状況等報告書
 - (8) 省令第5条の3第1項の申請書 一般廃棄物処理施設変更許可申請書
 - (9) 省令第5条の4の2第1項の届出書 一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書
 - (10) 省令第5条の5第1項の届出書 一般廃棄物の最終処分場の埋立処分終了届出書
 - (11) 省令第5条の5の2第1項の申請書 一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書
 - (12) 省令第5条の5の3の届出書 一般廃棄物処理施設設置者に係る欠格要件該当届出書
 - (13) 省令第5条の5の5第1項の申請書 一般廃棄物熱回収施設設置者認定申請書
 - (14) 省令第5条の5の10第1項の届出書 一般廃棄物熱回収施設休廃止等届出書
 - (15) 省令第5条の5の11の報告書 一般廃棄物熱回収報告書
 - (16) 法第9条の3第1項の規定による届出に係る書類 一般廃棄物処理施設設置届出書
 - (17) 省令第5条の8第1項の届出書 一般廃棄物処理施設変更届出書
 - (18) 省令第5条の9の2第1項の届出書 一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書
 - (19) 省令第5条の10第1項の届出書 一般廃棄物の最終処分場の埋立処分終了届出書

- (20) 省令第5条の10の2第1項の申請書 一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書
- (21) 省令第5条の11第1項の申請書 一般廃棄物処理施設譲受け・借受け許可申請書
- (22) 省令第5条の12第1項の申請書 一般廃棄物処理施設合併・分割認可申請書
- (23) 省令第6条第1項の届出書 一般廃棄物処理施設相続届出書
- (24) 省令第10条の10の3の届出書 産業廃棄物処理業者に係る欠格要件該当届出書
- (25) 省令第10条の24の届出書 特別管理産業廃棄物処理業者に係る欠格要件該当届出書
- (26) 法第15条の2の5の規定による届出に係る書類 産業廃棄物処理施設における一般廃棄物処理施設設置届出書
- (27) 省令第12条の7の17第5項の規定による届出に係る書類 産業廃棄物処理施設における一般廃棄物処理施設変更・廃止届出書
- (28) 省令第12条の11の3の届出書 産業廃棄物処理施設設置者に係る欠格要件該当届出書
- (29) 法第21条の2第1項の規定による届出に係る書類 特定処理施設事故状況等届出書
(平23規則33・追加、平25規則26・一部改正)

(その他)

第35条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

(平21規則83・旧第34条繰上・一部改正、平23規則33・旧第33条繰下)

附 則

- 1 この規則は、平成5年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行前に改正前の前橋市廃棄物の処理及び清掃に関する規則（以下「改正前の規則」という。）第18条第1項の規定により交付された一般廃棄物処理業許可書は、改正後の前橋市廃棄物の処理及び清掃に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第18条第1項の規定により交付された許可証とみなす。
- 3 この規則の施行前に改正前の規則第27条第1項の規定により交付された従業員証は、改正後の規則第24条第1項の規定により交付された従事者証とみなす。
- 4 前項に規定する場合のほか、この規則の施行前に改正前の規則の規定によりなされた申請、届出その他の手続きは、改正後の規則の規定によりなされた申請、届出その他の手続きとみなす。

附 則（平成7年3月30日規則第8号）

- 1 この規則は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 改正前の前橋市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の規定によるし尿処理券（以下「旧処理券」という。）については、改正後の前橋市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の規定によるし尿処理券（以下「新処理券」という。）の記載金額と旧処理券の記載金額との差額を支払った場合に限り新処理券と引き換える。

附 則（平成9年3月25日規則第13号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成9年3月31日規則第22号）

- 1 この規則は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 改正前の前橋市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の規定によるし尿処理券（以下「旧処理券」という。）については、改正後の前橋市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の規定によるし尿処理券（以下「新処理券」という。）の記載金額と旧処理券の記載金額との差額を支払った場合に限り新処理券と引き換える。

附 則（平成11年3月31日規則第28号）

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成13年3月8日規則第4号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。ただし、第6条第2号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年3月29日規則第25号）

- 1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行前に改正前の前橋市聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則等の規定により調製した様式については、残存するものに限り、当分の間使用することができる。

附 則（平成17年3月16日規則第9号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年11月27日規則第48号）

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

附 則（平成21年3月12日規則第11号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月30日規則第55号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月31日規則第83号）

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

2 この規則の施行前に改正前の前橋市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の規定により調製した様式については、当分の間、適宜補正して使用することができる。

附 則（平成22年3月30日規則第30号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年9月6日規則第59号）

1 この規則は、平成22年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 改正後の第6条の3第1項第5号に規定する区域の指定に関し必要な手続その他の行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

附 則（平成23年3月31日規則第33号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日規則第26号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成28年12月22日規則第63号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年12月28日規則第50号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年10月25日規則第21号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年12月14日規則第21号）

この規則は、令和元年12月14日から施行する。

附 則（令和4年3月30日規則第21号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(3) 前橋市一般廃棄物の適正な排出に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、前橋市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成5年前橋市条例第8号。以下「条例」という。）第3条第1項の規定に基づき、一般廃棄物のうち家庭ごみの適正な排出に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 家庭ごみ 一般廃棄物のうち土地又は建物の占有者の日常生活に伴って生ずるごみをいう。
- (2) ごみ集積場所 市が行う家庭ごみの収集に供するためごみを一時的に搬出する場所をいう。

(家庭ごみの自己搬入等)

第3条 土地又は建物の占有者は、転居等に伴い発生する一時多量ごみ（20キログラム以上）については市の指示する方法により清掃工場に自己搬入するものとする。

2 事業者は、事業活動に伴って生じた一般廃棄物をごみ集積場所に排出してはならない。

(分別の区分、収集の方法、収集の回数等)

第4条 家庭ごみの収集における分別の区分、収集の方法及び収集の回数は、次に掲げるとおりとする。

分別の区分	収集の方法	収集の回数
可燃ごみ	ごみ集積場所において収集する。	1週間に2回
不燃ごみ	ごみ集積場所において収集する。	1ヶ月に1回
プラスチック製容器包装	ごみ集積場所において収集する。	1ヶ月に3回程度
資源ごみ	ごみ集積場所において収集する。	2週間に1回
古紙、古着類	ごみ集積場所において収集する。	2週間に1回
有害ごみ	ごみ集積場所において収集する。	2週間に1回
危険ごみ	ごみ集積場所において収集する。	2週間に1回
粗大ごみ	申込みにより戸別収集又は自治会単位の集団回収とする。	戸別収集は電話予約制とする。 自治会単位の集団回収は年1回を原則とする。
小動物の死体	申込みにより戸別に収集する。	電話申込制とする。

2 前項の表分別の区分の欄に規定する家庭ごみの分け方及び出し方については、別表1のとおりとし、当該家庭ごみを市が収集する日（以下「収集日」という。）については、別にごみ収集カレンダーを定めるものとする。

3 家庭ごみの収集は、前橋市の休日を定める条例（平成元年前橋市条例第14号）第1条第1項に規定する市の休日においては、原則として行わないものとする。

(ごみ集積場所の設置等)

第5条 自治会長は、ごみ集積場所の新設、変更又は廃止をしようとするときは、書面により、市長に申出をするものとする。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

(排出方法の遵守等)

第6条 家庭ごみを排出しようとする者は、適正に分別し、排出容器に収納する等により収集日に所定の場所に搬出しなければならない。

2 市は、前項の規定に違反する者に対して、適正な搬出を行うよう指導するものとする。

(家庭ごみの分別)

第7条 ごみ集積場所に家庭ごみを排出しようとする者は、別表第2の分別区分に応じて分別しなければならない。

(排出容器)

第8条 ごみ集積場所に可燃ごみ、不燃ごみ、プラスチック製容器包装、資源ごみ、古紙、古着類、有害ごみ又は危険ごみ(以下「可燃ごみ等」という。)を排出しようとする者は、別表第2の分別区分に応じた排出容器を使用するものとする。ただし、市長が排出容器として認定する袋(次項に規定する規格及び別に定める認定基準に適合する袋をいう。以下「指定袋」という。)による排出が適当でないと認められるときは、この限りでない。

2 指定袋は、次に掲げる規格を満たし、かつ、別に定める認定基準に適合するものとする。

(1) 内容物が識別できる程度の透明性を有すること。

(2) 持ち運びに耐えうる程度の強度を有すること。

(3) 耐水性があり、容易に破損しないこと。

(4) 収集効率が低下しない程度の容量があること。

(排出時間等)

第9条 可燃ごみ等を排出しようとする者は、収集日の早朝から午前8時までの間にごみ集積場所に排出しなければならない。

2 ごみ集積場所に家庭ごみを排出する者は、ごみ集積場所を適正に管理し、常に清潔の保持に努めなければならない。

(排出禁止物の処分)

第10条 前橋市廃棄物の処理及び清掃に関する規則(平成5年前橋市規則第15号)第4条第1項各号に規定する排出禁止物は、別表第3のとおりとし、当該排出禁止物を処分しようとする者は、生活環境の保全上支障のない方法で適正に処分し、自ら処分しない排出禁止物については、専門の処理業者に処理を依頼する等により適正に処分するものとする。

2 市及び製造販売業者等は、排出禁止物の適正な処理に資するため、排出禁止物を処分しようとする者に対し、適正な処理の方法に関する情報を提供するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、一般廃棄物の適正な排出に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成10年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年7月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

分別区分	分類	種類	排出上の注意
可燃ごみ	台所ごみ	野菜くず、残飯、果物の皮、貝殻、茶殻、料理くず等	・よく水を切る。
	紙くず	油紙、ちり紙、紙コップ、汚れや臭いがひどい紙等（古紙以外のもの）	
	木くず	板くず、棒きれ、枝木等	・長いものは、50センチメートル以下に切り、直径30センチメートル以内の束にして小出しにする（2束程度まで）。 ・板の厚さ及び枝木の太さは4センチメートル程度とする。
	プラスチック類	プラスチック製容器包装以外のプラスチック製品、汚れのひどいプラスチック製容器包装	・金属が多く含まれるものは「不燃ごみ」に出す。
	ゴム製品	ゴム手袋、ゴム長靴等	
	落葉等	落葉、草	・よく乾燥させ、泥を落とす。 ・小出しにする（2袋程度まで）。
	繊維類	衣類、布、シーツ等（古着類以外のもの）	・ボタン、ファスナー等は取らずにそのまま出せる。
	玄関マット 座布団	玄関マット及び座布団	・指定袋に入るもの
	革製品	靴、かばん等（古着類以外のもの）	・留め金等簡単に取れない金具はそのまま出せる。ただし、スキー靴や安全靴は不燃ごみ。
	その他	花火、マッチ等	・花火、マッチは火災の危険があるため、使用してから出す。やむを得ない場合は、火薬が発火しないよう十分に水に浸してから小出しにする。ただし、打ち上げ花火は水が中まで染みにくいため、必ず使用してから出す。

不燃ごみ	陶磁器	茶わん、皿、植木鉢等	・危険な形状のものは紙等で包んで出す。
	ガラス	コップ、板ガラス、ガラス皿、ガラスくず、耐熱ガラス等	・危険な形状のものは紙等で包んで出す。
	空きびん	割れたり汚れたびん、農薬や劇薬以外の薬品のびん（資源ごみ以外のもの）	・中身を完全に使い切って出す。 ・危険な形状のものは紙等で包んで出す。
	空き缶	塗料缶、さびた缶等（資源ごみ以外のもの）	・中身を完全に使い切って出す。
	金属	なべ、やかん、鉄くず等	
	小型家電類等	トースター、掃除機、ラジカセ、小型ガスレンジ等	・指定袋に入るもの。 ・ラジカセやガスレンジの点火用等に使用した乾電池は、必ず抜き取ってから出す。 ・なるべく使用済小型家電回収ボックスに出す。
	その他	電球、粘土、ガラスびん等の金属製のふた、電気毛布等	・危険な形状のものは紙等で包んで出す。
プラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装マークの付いたもの	カップ類、トレイ類、パック類、レジ袋・ポリ袋、ネット類、ボトル類、ペットボトル等のプラスチック製のふた、商品を保護する発泡スチロール等	・簡単に汚れを洗って出す。 ・汚れのひどいものは「可燃ごみ」に出す。 ・白色トレイは、なるべくスーパー等の店頭回収に出す。 ・指定袋に入れる。
資源ごみ	ガラスびん	ジュース、ビール、酒、ドリンク剤等の飲料用や調味料、ジャム、コーヒー等の食品用、化粧品等のびん、市販飲み薬のガラスびん等。ただし、コップ、耐熱ガラス、ガラス皿等を除く。	・無色透明びんは白色、茶色びんは茶色、その他色びんは青色の「コンテナボックス」へ出す。 ・中身を空にして、水洗いする。 ・壊れたびんは「不燃ごみ」に出す。 ・ビールびん、一升びん等のリターナブルびんは、なるべく酒販店へ返却する。
	空き缶	ジュース、ビール、お茶等の飲料用、粉ミルク、菓子、茶筒、缶詰等の食品用の空き缶	・中身を空にして、水洗いする。 ・指定袋に入れる。
	ペットボトル	飲料用……ミネラルウォーター、ウーロン茶、日本茶、紅茶、麦茶、コーヒー、炭酸飲料、果汁飲料、スポーツ飲料等 酒類……日本酒、ウイスキー、焼酎、本みりん等 調理用……醤油等	・ふたははずし、ラベルをはがして「プラスチック製容器包装」に出す。 ・中身を空にして、水洗いする。 ・指定袋に入れる。

古紙、古着類	古紙	新聞紙……折り込みチラシを含む。 雑誌……書籍、月刊誌、週刊誌、教科書等 段ボール 紙パック……牛乳、ジュース、酒等のパック 雑古紙……包装紙、菓子やティッシュの紙箱等	<ul style="list-style-type: none"> ・紐で十文字に縛って出す。 ・ビニールコーティングやアルミコーティングされた紙等、特殊な加工がされたもの、汚れや臭いがひどいものは「可燃ごみ」に出す。 ・紙パックは、中を洗って開き、乾かして出す。 ・キャップや中栓、カレンダーの留め具、窓空き封筒のビニール等、紙以外の部分は取り除く。 ・なるべく資源回収（有価物集団回収、スーパーの店頭回収又は販売店回収等）に出す。
	古着類	衣類……スーツ、ジャンパー、セーター、ジーンズ、Tシャツ、ワイシャツ、トレーナー、下着類、子供服、着物等 衣類以外……靴、かばん、帽子、シーツ、毛布、タオル、ぬいぐるみ、カーテン等	<ul style="list-style-type: none"> ・洗濯して乾かしてから出す。 ・指定袋又は透明・半透明のビニール袋に入れて出す。 ・ボタン、ファスナー、金具等は取らずにそのまま出す。 ・雨の日は出さない。 ・ぬれているもの、中に綿が入っている衣類、布団類、カーペット、じゅうたん、汚れや臭いがひどいもの、スリッパ、長靴等は「可燃ごみ」に出す。 ・なるべく資源回収に出す。
有害ごみ	乾電池 水銀式体温計	筒型乾電池 体温計、血圧計のうち、水銀式のもの	<ul style="list-style-type: none"> ・乾電池及び水銀式体温計は、それぞれ透明袋に入れ、「資源ごみ」収集日に黄色の「コンテナボックス」へ出す。 ・充電式電池は、リサイクル協力店に設置してある回収箱に入れる。
	蛍光管	直管、円管、電球形	<ul style="list-style-type: none"> ・蛍光管は破碎防止のため、紙ケースに入れるか、古新聞等で包んで、「資源ごみ」収集日に黄色の「コンテナボックス」へ出す。
危険ごみ	スプレー缶	殺虫剤、塗料缶等のスプレー缶	<ul style="list-style-type: none"> ・「資源ごみ」収集日に黄色の「コンテナボックス」へ出す。 ・穴は開けずに出してよい。 ・使い切ってから出す。
	カセットガスボンベ	家庭用卓上コンロ用ボンベ	
	ライター		
粗大ごみ	粗大ごみ	自転車、ベッド、たんす、机、戸棚、布団、カーペット、石油ストーブ、ボウリングの球等	<ul style="list-style-type: none"> ・買替えの際、なるべく販売店に引き取ってもらう。 ・石油ストーブの乾電池は取り出し、灯油は完全に使い切ってから出す。 ・収集運搬しやすいように、中型トラックが通り抜けできる道路まで運び出しておく（1回当たり3点まで）。 ・粗大ごみの排出者の名前を記入する。
	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>※粗大ごみの戸別収集の予約受付日から収集予定日までの間に、自治会単位による粗大ごみの集団回収が予定されている場合は、戸別収集の予約受付時に集団回収の予定時期を併せて案内する。</p> <p>※粗大ごみの戸別収集を実施した場合は、その収集日から起算して、後2か月間は当該戸別収集を実施した家庭からの粗大ごみの戸別収集の予約は受け付けない。</p> <p>※家庭で排出されても、清掃工場において、処理困難物として指定されているものは不可。</p> </div>		

小動物の死体	飼っていた小動物の死体	犬、猫、うさぎ、鳥等（有料）	・段ボール箱等に入れ、持ち上げやすいようにしておく。
	※道路上等の「小動物の死体」については、無料収集		

別表第2（第7条、第8条関係）

分別区分		排出容器	
可燃ごみ		指定袋	
不燃ごみ		指定袋	
プラスチック製容器包装		指定袋	
資源ごみ	ガラスびん	透明	白色コンテナ
		茶色	茶色コンテナ
		その他	青色コンテナ
	缶類		指定袋
	ペットボトル		指定袋
古紙、古着類		<ul style="list-style-type: none"> 古紙は、新聞紙、雑誌、段ボール、紙パック及び雑古紙ごとに、ひもで十文字に縛る。 古着類は、指定袋又は半透明のビニール袋に入れる。 	
有害ごみ		<ul style="list-style-type: none"> 乾電池・水銀式体温計は透明袋に入れ、蛍光管は紙ケース等に入れた後、黄色コンテナ 	
危険ごみ		黄色コンテナ	

別表第3（第10条関係）

分類	種類	処分上の注意
家庭用プロパンガスボンベ	2kg以上のもの	<ul style="list-style-type: none"> 販売店等へ、引き取りを依頼する。 又は、群馬県LPガス協会前橋支部に引き取りを依頼後、自己搬入する。
薬品類	農薬、殺虫剤、有害物質を含むもの等	<ul style="list-style-type: none"> 販売店や専門処理業者に適正処理を依頼する。
家庭系医療廃棄物	自宅療養者の注射針及び血液が付着しているもの	<ul style="list-style-type: none"> 通院している医療機関で引き取ってもらう。
バッテリー	自動車用及び二輪車用	<ul style="list-style-type: none"> 原則として新規に購入した店に引き取ってもらう。 やむを得ない場合は、リサイクル協力店に引き取りを依頼後、自己搬入する。
廃タイヤ		<ul style="list-style-type: none"> 原則として新規に購入した店で引き取ってもらう。

処理困難物	自動車、自動車用部品、バイク、アスベスト、タイル、ブロック、コンクリート、土砂、建築廃材、断熱材、ピアノ(ピアノ線)、農機具、太陽熱温水器等	<ul style="list-style-type: none"> ・販売店や専門処理業者に適正処理を依頼する。
特定家庭用機器廃棄物	エアコン、テレビ(ブラウン管式、液晶式及びプラズマ式)、電気冷蔵庫、電気冷凍庫、電気洗濯機、衣類乾燥機	<ul style="list-style-type: none"> ・家電リサイクル法(特定家庭用機器再商品化法)に基づき、販売店や製造業者等に引き渡す。
パソコン	購入時の標準添付品(マウス、キーボード、スピーカー、ケーブルを含む。)	<ul style="list-style-type: none"> ・製造メーカーへ連絡。メーカー不明のものは、パソコン3R推進センターへ連絡する。ただし、使用済小型家電回収ボックス又は清掃工場への持ち込みに限り、排出できる。

(4) 前橋市宅地開発指導要綱（抜粋）（平成16年11月30日 告示第339号）

第一章 総 則

（目的）

第1条 この要綱は、本市における無秩序な開発を防止し、地域の特性に応じた良好な環境及び土地利用を確保することにより、秩序ある都市づくりの推進を図るため、開発行為を行う者に対し、必要な事項を示し、公共施設及び公益施設の整備について、協力を求めるとともに土地利用の調整を行い適切な施行を確保することを目的とする。

第2条 略

（適用範囲）

第3条 この要綱は、次の各号のいずれかに該当する開発行為等を行う者（以下「事業者」という。）に適用する。

- (1) 開発区域の面積が1,000平方メートル以上の開発行為（自己用住宅の建築の目的で行う開発行為は、除く。）
- (2) 開発区域が既存の開発区域と関連している開発行為を行う場合で、既存の区域との合計開発区域の面積が1,000平方メートル以上になる開発行為
- (3) 前橋市開発審査会提案基準（平成13年3月26日伺定め）に基づき許可を受けようとする開発行為等で、公共施設を整備する場合及び公益施設が必要とされる開発行為等

（事前協議）

第4条 事業者は、土地利用計画並びに公共施設の整備及び公益施設の設置について、宅地開発等事業計画事前協議書（様式第1号）により、あらかじめ市長と協議するものとする。

2 前項の規定による協議の内容に変更を生じた場合には、速やかに宅地開発等事業計画変更協議書（様式第2号）により市長と協議するものとする。

第5条～第24条 略

（ごみ集積所）

第25条 事業者は、開発区域内及びその周辺の状況により、開発区域の属する自治会とごみ集積所の設置について協議し、ごみ集積所を設置する場合は、市長と当該集積所の位置、規模及び構造について協議するものとする。

第26条～第28条 略

(5)前橋市清掃車両広告掲載要領

この要領は、前橋市広告掲載要綱及び前橋市広告掲載取扱基準に基づき、清掃車両広告掲載の募集に必要な事項を定めたものです。

1 清掃車両広告の内容について

名称	前橋市清掃車両広告掲載
内容	前橋市の所有する清掃車両へ企業広告を掲示
規格	縦1m×横1.5m以内 側面2面/1台
掲載期間	1年間(更新可)
備考	掲載開始日及び終了日は、別途協議のうえ定めるものとします。

2 掲載可能な広告について

掲載面・位置	スペース(縦×横)	枠数	掲載料(税込み)
清掃車両側面	1m×1.5m	車両の運行管理状況等を 勘案し、安全を妨げない 限度において定める。	1枠あたり 120,000円/年
掲載可能な業種・ 内容	<ul style="list-style-type: none"> ・企業、個人の事業者又は商店街等の連合体 ・公共的団体その他これに類するもの ・市税滞納のない者 ・その他市長が適当と認めた者 上記のほか、前橋市広告掲載要綱、広告掲載取扱基準及び前橋市清掃車両広告掲載基準(別表)に規定するもの		
入稿締切日	掲載決定後、指定日までに提出してください。 内容が適当でないとは判断された場合には、原稿を変更していただくことがあります。		
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・原稿に広告である旨を明記してください。 ・納入方法等の諸手続については、前橋市広告掲載要綱に定めがあります。 ・広告の掲載、撤去及び色あせ等の修復に要する経費、また、撤去等により車両に破損が生じた際の原状回復に要する経費は、広告主が負うものとします。 		

3 申込みについて

申込み方法	掲載希望者は、必要書類を添えて申込書を提出してください。
申込み締切日	枠数に達するまで随時受付

4 掲載決定の方法

掲載決定方法	同時に枠数を超えた応募があった時には、内容を審査のうえ抽選により決定します。
その他	次のいずれかに該当するときは、広告掲載決定を取り消すことがあります。 ①指定された期日までに広告原稿の提出、掲載の施工がなされなかったとき ②内容が適当でないとは判断された場合において、原稿の変更がなされなかったとき ③広告主が書面により広告掲載の辞退を申し出たとき ④その他市長が広告掲載に特に支障があると認めたとき 上記により掲載決定の取消しがなされたにもかかわらず、広告物が撤去されない場合には、広告主の負担により市が撤去するものとします。

◆担当課 問い合わせ先

前橋市環境部ごみ収集課管理係 住所:大渡町1-19-5 電話:027-253-1009 E-mail:gomisyusyu@city.maebashi.gunma.jp

(6) 前橋市こんにちは収集事業実施要項

1 こんにちは収集事業の趣旨

前橋市在住の人で、要介護認定を受けているなど一定の要件に該当し、家庭ごみをごみ集積場所に自ら出すことが困難であるとともに、親族や近隣住民によるごみ出しの協力が得られないひとり暮らしの人を対象に、ごみの排出支援と安否確認のため、戸別収集とともに声掛けを行う事業です。

2 対象者

こんにちは収集事業の対象者は、次の(1)～(3)の要件を全て満たす人です。

(1) 次のア～エのいずれかに該当していること。

ア 介護保険の要支援若しくは要介護の認定を受けているか、又は介護予防・生活支援サービス事業対象者とされている人

イ 身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が1級で肢体不自由又は視覚障害の人

ウ 療育手帳の交付を受け、その障害の程度がAの人

エ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、その障害の程度が1級の人

(2) 家庭ごみをごみ集積場所に自ら出すことが困難であるとともに、親族や近隣住民によるごみ出しの協力が得られないこと。

(3) ひとり暮らしであること（同居者がいる場合は、同居者全員が(1)のア～エのいずれかに該当するときに限り、この要件を満たすものとします。）。

3 登録の申請

(1) 申請書の提出

次の窓口へ持参するか、又は郵送により申請書を提出してください。

ア 窓口

ごみ収集課（西部清掃事務所）、ごみ政策課、長寿包括ケア課、介護保険課、障害福祉課、支所、市民サービスセンター

イ 郵送

〒371-0854 前橋市大渡町一丁目19-5 ごみ収集課（西部清掃事務所）宛

(2) 代理申請

登録を受けようとする人が何らかの事由で自ら申請できないときは、他の人が申請を代行することができます。

(3) 添付書類

申請書には、次の表に掲げる書類を添付してください。なお、同居者がいる場合で2の(3)の要件を満たすときは、同居者の書類も添付してください。

区 分	書 類
介護保険の要支援若しくは要介護の認定を受けているか、又は介護予防・生活支援サービス事業対象者とされている人	介護保険被保険者証の写し 又は介護扶助決定通知の写し
身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が1級で肢体不自由又は視覚障害の人	身体障害者手帳の写し
療育手帳の交付を受け、その障害の程度がAの人	療育手帳の写し
精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、その障害の程度が1級の人	精神障害者保健福祉手帳の写し

4 審査及び調査

登録の申請があったときは、その内容について審査及び調査を行い、その結果を登録通知書（又は不登録通知書）により、申請者に通知します。

5 収集及び声掛けの実施

(1) 収集

登録者の住宅を市職員が訪問し、次のア〜クのごみを収集します。

- ア 可燃ごみ
- イ 不燃ごみ
- ウ プラスチック製容器包装（プラ容器等）
- エ 資源ごみ（びん、缶、ペットボトル等）
- オ 危険ごみ（スプレー缶、カセットボンベ、ライター等）
- カ 有害ごみ（乾電池、蛍光管、水銀式体温計等）
- キ 紙
- ク 衣類等

(2) 声掛け

申請時に声掛けを希望した登録者に対しては、訪問時に安否確認の声掛けを行います。

6 ごみの排出方法

市が指定する収集日の午前8時30分までに、ごみを次の表に掲げる区分・方法により分別し、市が指定する場所（玄関先など）に排出してください。

区 分	分別・排出方法
(1) 可燃ごみ、不燃ごみ及びプラ容器	それぞれ分別し、前橋市指定袋（以下「指定袋」という。）に入れて排出すること。
(2) 資源ごみ	指定袋に入れて排出すること。
(3) 危険ごみ及び有害ごみ	指定袋以外の半透明の袋に入れて排出すること。
(4) 紙	新聞、雑誌、段ボール、雑古紙に分別して排出すること。
(5) 衣類等	指定袋又は透明若しくは半透明の袋に入れて排出すること。

7 収集の停止及び再開

(1) 収集の停止

登録者が外泊、旅行などのため一時的に収集を停止して欲しいときや、入院などのため長期にわたり収集を停止して欲しいときは、収集日の前日までに、ごみ収集課（電話 027-253-1009）に連絡してください。

(2) 収集の再開

収集を停止された登録者が収集の再開を求めるときは、ごみ収集課（電話 027-253-1009）に連絡してください。

8 登録の変更及び解除

(1) 登録の変更

登録者は、申請の内容に変更があったときは、変更届により、遅滞なく窓口に届け出てください。

(2) 登録の解除

登録者が次のア～ウのいずれかに該当するときは、こんにちは収集の利用者の登録を解除し、登録者に通知します。

ア 対象者に該当しなくなったとき。

イ 不正な手段により利用者の登録を受けたとき。

ウ その他こんにちは収集を実施することが適当でないとき。

9 様式

- (1) こんにちは収集登録申請書（様式第1号）
- (2) こんにちは収集登録通知書（様式第2号）
- (3) こんにちは収集不登録通知書（様式第3号）
- (4) こんにちは収集変更届（様式第4号）
- (5) こんにちは収集利用者登録解除通知書（様式第5号）

10 本要項の制定及び施行

- (1) 制定 平成28年12月28日
- (2) 施行 平成29年4月1日
- (3) 施行 平成31年4月1日
- (4) 施行 令和4年4月1日

11 経過措置

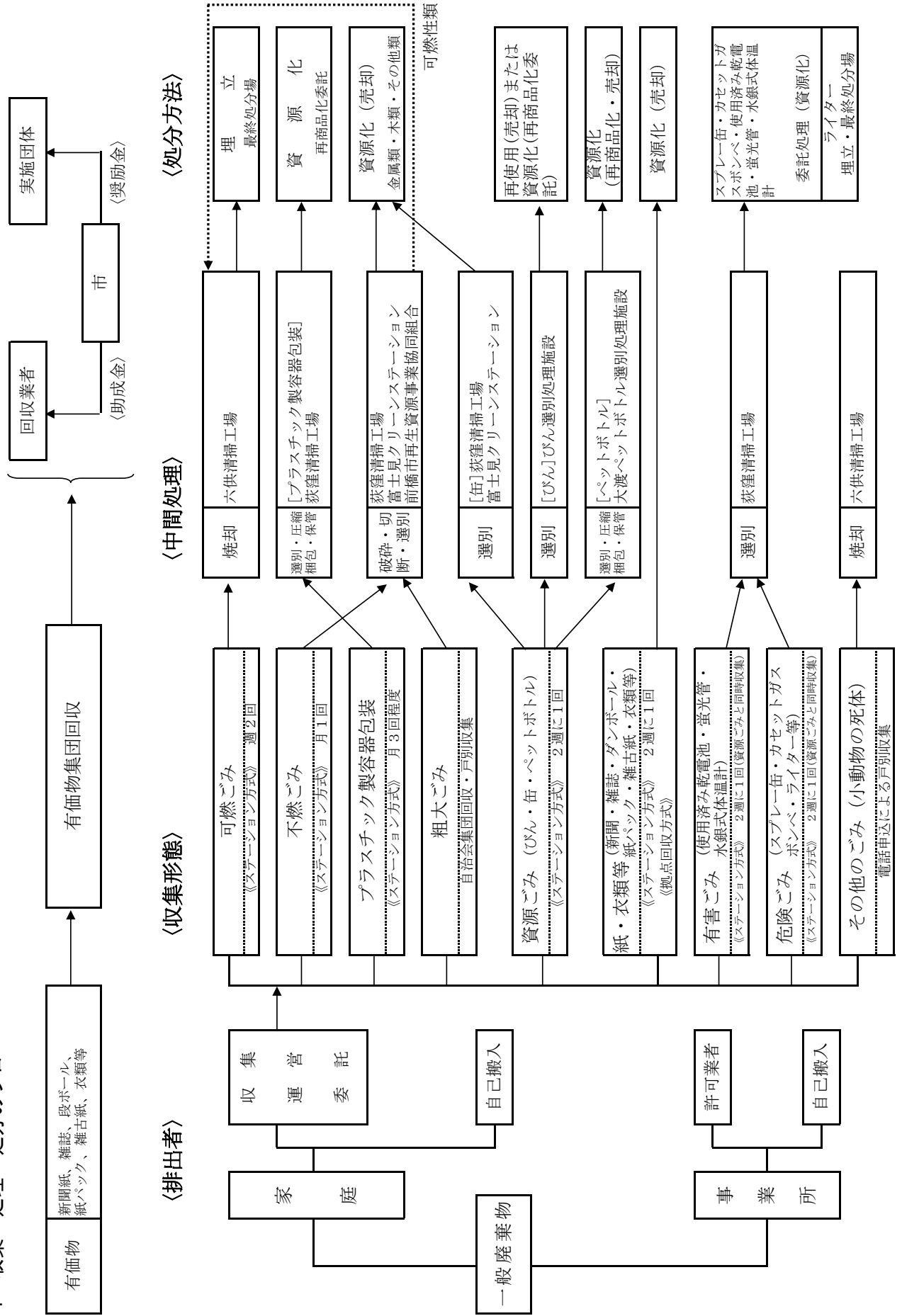
この要項が施行される日の前日までに、前橋市こんにちは収集事業実施要綱（平成29年3月31日限りで廃止）の規定によりなされた申請、登録その他の行為については、この要項の相当規定によりなされたものとみなします。

資料編

- 1 収集・処理・処分のフロー
- 2 可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ収集区域分担表
- 3 ごみ集積場所(行政財産)
- 4 一般廃棄物収集運搬業許可業者
- 5 一般廃棄物処分業許可業者

資料編

1 収集・処理・処分のフロー



※高齢・障害等によりごみ集積場所へごみを排出することが困難で、かつ一定の要件を満たす世帯には、ステーション方式により収集している品目のみ週1回戸別収集を行っている。(こんにはは収集)

3 ごみ集積場所（行政財産）

<404か所>

（令和6年3月31日現在）

番号	町名	字名	地番	地目	面積	取得年月日
1	岩神町三丁目		981-31	雑種地	16.00㎡	平成29年2月20日
2	昭和町二丁目		132-4	宅地	3.92㎡	平成14年12月26日
3	昭和町二丁目		248-4	宅地	1.97㎡	平成26年11月5日
4	昭和町三丁目		374-20	宅地	4.10㎡	昭和53年6月28日
5	日吉町四丁目		41-8	雑種地	4.98㎡	昭和62年4月27日
6	城東町四丁目		382-38	宅地	35.50㎡	昭和55年1月5日
7	城東町四丁目		432-22	雑種地	2.85㎡	平成20年4月30日
8	若宮町四丁目		380-10	雑種地	2.07㎡	令和2年11月11日
9	朝日町三丁目		12-20	宅地	3.00㎡	平成23年11月8日
10	天川原町一丁目		17-7	雑種地	18.00㎡	平成17年7月15日
11	天川原町一丁目	東下	82-39	雑種地	12.00㎡	昭和55年10月4日
12	天川原町二丁目		37-14	雑種地	1.66㎡	令和2年6月26日
13	天川原町二丁目	東下	219-4	雑種地	4.77㎡	昭和51年10月6日
14	天川原町二丁目	東下	224-9	雑種地	3.52㎡	昭和51年10月6日
15	天川原町二丁目	東下	225-4	雑種地	3.89㎡	昭和51年10月6日
16	天川原町二丁目	東下	232-13	雑種地	3.76㎡	昭和51年10月6日
17	天川原町二丁目	東下	236-50	宅地	3.93㎡	平成1年3月24日
18	天川原町二丁目	東下	238-12	宅地	3.50㎡	昭和52年12月28日
19	天川原町二丁目	東下	245-21	雑種地	3.43㎡	昭和51年10月6日
20	六供町一丁目		30-39	雑種地	4.01㎡	令和5年11月11日
21	六供町一丁目		30-51	雑種地	4.02㎡	令和5年11月11日
22	六供町二丁目		32-49	雑種地	4.21㎡	令和5年11月11日
23	六供町二丁目		53-2	雑種地	3.01㎡	令和5年11月11日
24	六供町三丁目		48-13	雑種地	5.01㎡	令和5年11月11日
25	六供町三丁目		48-37	雑種地	4.94㎡	令和5年11月11日
26	六供町三丁目		7-12	雑種地	2.02㎡	令和5年11月11日
27	六供町四丁目		16-37	雑種地	2.62㎡	令和5年11月11日
28	六供町五丁目		26-35	雑種地	3.55㎡	令和5年11月11日
29	天川町		31-5	雑種地	1.91㎡	平成28年10月24日
30	天川町		1676-30	雑種地	3.50㎡	平成22年6月16日
31	文京町一丁目		637-6	宅地	5.28㎡	平成24年9月6日
32	文京町一丁目		640-5	雑種地	2.14㎡	令和4年4月13日
33	南町二丁目		5-7	宅地	3.30㎡	平成25年7月26日
34	宮地町		33-22	雑種地	3.76㎡	平成27年12月15日
35	宮地町		33-23	雑種地	3.75㎡	平成27年12月15日
36	西善町		250-26	雑種地	6.18㎡	平成8年9月10日
37	西善町		261-25	雑種地	4.50㎡	平成8年9月10日
38	西善町		267-38	雑種地	4.52㎡	平成8年9月10日
39	中内町		151-25	宅地	4.58㎡	平成14年6月4日
40	中内町		155-29	雑種地	4.53㎡	平成14年6月4日
41	中内町		156-29	宅地	4.52㎡	平成14年6月4日
42	中内町		156-64	宅地	4.50㎡	平成14年6月4日
43	東善町		95-5	雑種地	3.81㎡	平成13年5月25日
44	東善町		114-24	雑種地	4.70㎡	平成17年2月3日
45	東善町		119-8	雑種地	3.01㎡	平成14年6月4日
46	東善町		120-37	雑種地	4.49㎡	平成14年6月4日
47	東善町		120-38	雑種地	4.50㎡	平成14年6月4日
48	東善町		170-54	雑種地	4.49㎡	平成14年6月4日
49	東善町		178-51	雑種地	4.51㎡	平成14年6月4日
50	東善町		189-10	雑種地	4.19㎡	平成14年6月4日
51	東善町		193-61	雑種地	8.99㎡	平成14年6月4日
52	東善町	欠端	407-14	雑種地	2.36㎡	平成14年1月11日
53	東善町	欠端	407-15	雑種地	3.62㎡	平成14年1月11日
54	広瀬町三丁目		31-26	雑種地	4.22㎡	平成18年7月24日
55	公田町		478-17	雑種地	3.04㎡	平成16年6月22日
56	横手町		802-13	宅地	10.53㎡	平成30年3月16日
57	亀里町		2007-39	雑種地	11.00㎡	平成29年3月1日
58	新堀町		243-10	宅地	5.31㎡	平成10年6月17日

番号	町名	字名	地番	地目	面積	取得年月日
59	新堀町		243-11	宅地	6.60 ²	平成10年6月17日
60	新堀町		243-12	宅地	5.53 ²	平成10年6月17日
61	新堀町		252-9	宅地	5.50 ²	平成10年10月8日
62	新堀町		252-10	宅地	5.33 ²	平成10年10月8日
63	新堀町		252-11	宅地	5.66 ²	平成10年10月8日
64	新堀町		252-12	宅地	5.91 ²	平成10年10月8日
65	新堀町		277-9	宅地	5.50 ²	平成10年10月8日
66	新堀町		277-10	宅地	5.51 ²	平成10年10月8日
67	新堀町		277-11	宅地	5.77 ²	平成10年10月8日
68	新堀町		318-8	宅地	5.29 ²	平成10年6月17日
69	新堀町		318-9	宅地	6.35 ²	平成10年6月17日
70	新堀町		318-10	宅地	5.53 ²	平成10年6月17日
71	勝沢町	北曲輪	50-28	宅地	5.86 ²	平成4年3月17日
72	鳥取町		757-10	雑種地	4.47 ²	平成12年3月15日
73	鳥取町		757-46	雑種地	5.25 ²	平成12年3月15日
74	鳥取町		757-63	雑種地	4.48 ²	平成12年3月15日
75	鳥取町		757-91	雑種地	4.49 ²	平成12年3月15日
76	鳥取町		766-16	雑種地	4.57 ²	平成13年10月16日
77	鳥取町		766-38	雑種地	3.92 ²	平成13年10月16日
78	鳥取町		840-2	雑種地	14.00 ²	平成17年4月13日
79	鳥取町		840-3	雑種地	15.00 ²	平成17年4月13日
80	鳥取町		854-2	雑種地	12.00 ²	平成17年4月13日
81	鳥取町		858-12	雑種地	11.00 ²	平成17年4月13日
82	鳥取町		865-4	雑種地	12.00 ²	平成17年4月13日
83	高花台二丁目		2-1	宅地	11.44 ²	平成18年5月31日
84	高花台二丁目		2-3	雑種地	4.75 ²	平成20年11月6日
85	三俣町二丁目		8-25	雑種地	2.40 ²	平成30年6月12日
86	幸塚町		62-6	雑種地	2.02 ²	平成20年12月16日
87	幸塚町		68-10	公衆用道路	1.98 ²	平成25年7月11日
88	幸塚町		76-11	田	4.56 ²	昭和60年7月3日
89	幸塚町		186-4	雑種地	4.52 ²	平成27年11月4日
90	幸塚町		188-12	雑種地	3.38 ²	平成26年7月22日
91	幸塚町		189-11	雑種地	12.00 ²	平成30年1月12日
92	下沖町		152-23	雑種地	3.99 ²	平成16年9月16日
93	東片貝町		600-17	雑種地	5.17 ²	平成23年9月13日
94	荻窪町		1244-11	宅地	12.67 ²	平成24年11月20日
95	堤町		701-12	宅地	9.78 ²	平成16年12月2日
96	堤町		703-9	雑種地	20.00 ²	平成16年12月2日
97	堤町		706-11	雑種地	20.00 ²	平成16年12月2日
98	堤町		708-12	雑種地	20.00 ²	平成16年12月2日
99	堤町		717-12	雑種地	19.00 ²	平成16年12月2日
100	堤町		719-12	宅地	4.60 ²	平成16年12月2日
101	堤町		720-16	雑種地	20.00 ²	平成16年12月2日
102	堤町		721-15	雑種地	25.00 ²	平成16年12月2日
103	堤町		729-2	宅地	22.14 ²	平成16年12月2日
104	堤町		729-4	宅地	7.82 ²	平成16年12月2日
105	堤町		730-2	雑種地	4.50 ²	平成16年12月2日
106	堤町		731-2	雑種地	4.58 ²	平成16年12月2日
107	江木町		904-12	雑種地	5.97 ²	昭和63年3月28日
108	江木町		905-13	雑種地	5.95 ²	昭和63年3月28日
109	江木町		908-19	雑種地	6.03 ²	昭和63年3月28日
110	江木町		912-10	雑種地	5.95 ²	昭和63年3月28日
111	江木町		919-14	雑種地	9.04 ²	昭和63年3月28日
112	江木町		920-13	雑種地	6.01 ²	昭和63年3月28日
113	江木町		924-9	雑種地	5.95 ²	昭和63年3月28日
114	江木町		927-4	雑種地	5.90 ²	昭和63年3月28日
115	江木町		930-2	雑種地	5.93 ²	昭和63年3月28日
116	江木町		1033-25	宅地	7.19 ²	令和5年6月6日
117	江木町		1033-65	宅地	7.48 ²	令和5年6月21日
118	箱田町	道下	40-4	雑種地	3.02 ²	平成16年7月21日
119	箱田町	道上	57-3	雑種地	3.25 ²	令和3年9月16日

番号	町名	字名	地番	地目	面積	取得年月日
120	箱田町	道上	64-12	雑種地	3.41m ²	平成13年1月5日
121	箱田町	道上	94-12	雑種地	4.52m ²	平成14年11月22日
122	箱田町	三丁免	1040-12	雑種地	4.50m ²	平成12年8月2日
123	箱田町	西田	113-8	雑種地	1.92m ²	平成20年12月9日
124	箱田町	西稻荷境	1154-8	宅地	4.52m ²	平成5年2月16日
125	箱田町	西稻荷境	1158-13	雑種地	2.24m ²	平成17年1月18日
126	箱田町	西田	123-11	雑種地	1.92m ²	平成20年12月9日
127	箱田町	西稻荷境	1236-19	雑種地	7.12m ²	平成15年6月6日
128	箱田町	西稻荷境	1244-12	雑種地	22.00m ²	平成18年9月5日
129	箱田町	高木	179-2	雑種地	6.67m ²	昭和59年1月31日
130	箱田町	高木	219-22	雑種地	5.94m ²	平成10年12月21日
131	箱田町	村北	399-3	雑種地	10.00m ²	昭和59年1月31日
132	箱田町	上境	729-4	田	2.96m ²	平成21年11月16日
133	箱田町	古市境	345-12	宅地	5.64m ²	平成23年6月3日
134	後家町	村北	17-18	宅地	2.07m ²	平成21年11月12日
135	後家町	村北	18-16	雑種地	5.79m ²	平成15年4月16日
136	後家町	村北	18-20	宅地	4.42m ²	平成21年11月12日
137	後家町	道下	149-15	雑種地	3.12m ²	令和1年12月12日
138	前箱田町	川曲境	338-4	雑種地	0.79m ²	平成14年7月15日
139	前箱田町	川曲境	340-3	雑種地	2.18m ²	平成14年7月15日
140	前箱田町	川曲境	345-3	雑種地	0.98m ²	平成14年7月15日
141	前箱田町	田中境	417-4	雑種地	4.50m ²	昭和60年12月7日
142	前箱田町二丁目		17-30	雑種地	4.53m ²	平成18年12月14日
143	川曲町	上之宮	220-14	宅地	4.54m ²	平成23年6月3日
144	川曲町	上之宮	228-27	雑種地	4.53m ²	平成1年8月18日
145	川曲町	島野	240-3	雑種地	51.00m ²	昭和52年6月20日
146	川曲町	八坂前	570-4	雑種地	10.00m ²	令和5年7月21日
147	川曲町	京境	670-17	雑種地	3.22m ²	平成27年3月30日
148	稻荷新田町	村北	321-6	雑種地	3.56m ²	平成11年2月3日
149	稻荷新田町	天神北	352-5	雑種地	3.05m ²	平成30年8月20日
150	稻荷新田町	社巡	365-29	雑種地	6.00m ²	平成22年6月17日
151	稻荷新田町	稻荷前	401-8	雑種地	4.00m ²	平成25年9月19日
152	稻荷新田町	村東	420-4	雑種地	3.93m ²	平成25年8月29日
153	稻荷新田町	薬師巡り	435-14	雑種地	2.55m ²	平成26年10月14日
154	下新田町	町頭	10-61	雑種地	4.20m ²	昭和53年6月28日
155	下新田町	町頭	7-6	雑種地	5.00m ²	平成25年4月8日
156	下新田町	町頭	55-5	雑種地	2.10m ²	令和4年4月22日
157	下新田町	中沖	262-13	雑種地	5.69m ²	平成11年2月1日
158	下新田町	中沖	262-15	雑種地	9.90m ²	平成11年2月1日
159	下新田町	中沖	285-4	雑種地	3.07m ²	平成12年3月17日
160	下新田町	中沖	306-5	雑種地	4.77m ²	平成15年6月16日
161	下新田町	村西	321-4	宅地	1.00m ²	平成19年5月10日
162	下新田町	新畑	427-27	雑種地	3.87m ²	平成28年12月6日
163	下新田町	大沢境	460-172	雑種地	19.00m ²	昭和57年8月10日
164	下新田町	大沢境	460-176	宅地	17.85m ²	昭和57年12月14日
165	下新田町	大沢境	476-29	宅地	1.61m ²	昭和52年6月20日
166	下新田町	砂原	498-14	雑種地	5.65m ²	平成28年1月19日
167	下新田町	砂原	504-7	宅地	0.35m ²	昭和52年6月20日
168	下新田町	砂原	506-4	宅地	3.23m ²	昭和52年6月20日
169	下新田町	砂原	526-16	雑種地	4.51m ²	平成24年9月25日
170	下新田町	砂原	534-17	雑種地	4.55m ²	平成27年1月5日
171	下新田町	町東	864-5	雑種地	4.39m ²	平成30年1月17日
172	下新田町	町下	538-9	雑種地	23.00m ²	平成7年3月27日
173	下新田町	町下	543-9	宅地	14.11m ²	平成19年1月10日
174	下新田町	町下	550-13	雑種地	2.48m ²	平成25年10月16日
175	下新田町	町下	574-13	雑種地	6.12m ²	平成13年5月25日
176	下新田町	町下	601-17	雑種地	2.00m ²	平成27年6月5日
177	下新田町	島	616-10	雑種地	11.00m ²	平成14年11月25日
178	下新田町	島	616-19	宅地	3.83m ²	平成19年1月10日
179	下新田町	町東	872-8	雑種地	18.00m ²	平成4年8月21日
180	下新田町	字島	630-3	雑種地	3.10m ²	平成24年11月13日

番号	町名	字名	地番	地目	面積	取得年月日
181	上新田町	雷電	1023-26	雑種地	7.94㎡	平成27年5月18日
182	上新田町	雷電	1050-35	雑種地	3.65㎡	昭和53年2月9日
183	上新田町	下新田浦	1350-4	雑種地	10.00㎡	平成12年12月28日
184	上新田町	下新田浦	1360-11	雑種地	9.49㎡	平成28年8月29日
185	上新田町	宇河原添	1376-11	雑種地	47.00㎡	昭和60年6月13日
186	上新田町	町東	947-13	雑種地	3.06㎡	平成30年10月11日
187	上新田町	町東	968-3	雑種地	8.08㎡	平成24年11月15日
188	小相木町	小山	83-22	雑種地	4.50㎡	平成26年6月12日
189	小相木町	村南	599-8	畑	3.02㎡	平成12年11月27日
190	小相木町	村南	600-21	雑種地	39.00㎡	令和2年8月25日
191	古市町	和尚塚	289-14	雑種地	0.30㎡	昭和59年1月31日
192	古市町	和尚塚	306-12	雑種地	5.61㎡	昭和59年1月31日
193	古市町	和尚塚	306-9	宅地	7.96㎡	昭和59年1月31日
194	古市町	和尚塚	315-7	雑種地	3.00㎡	平成29年10月30日
195	古市町	和尚塚	296-17	雑種地	0.58㎡	平成28年9月23日
196	江田町	下り柳	176-16	雑種地	4.15㎡	平成12年1月13日
197	江田町	下り柳	176-25	雑種地	0.33㎡	平成12年1月13日
198	江田町	田中境	220-10	雑種地	5.42㎡	平成12年2月25日
199	江田町	田中境	220-11	宅地	0.26㎡	平成18年10月19日
200	江田町	村西	345-1	雑種地	1.23㎡	平成17年7月26日
201	江田町	村西	345-10	雑種地	2.12㎡	平成17年7月26日
202	江田町	村西	385-10	雑種地	5.30㎡	平成20年1月25日
203	青葉町		21-2	雑種地	4.66㎡	平成12年8月31日
204	青葉町		18-8	雑種地	4.99㎡	平成12年8月31日
205	元総社町	稲葉	152-421	宅地	8.53㎡	平成30年7月23日
206	元総社町	稲葉	152-453	雑種地	3.00㎡	令和2年7月21日
207	元総社町	稲葉	165-8	雑種地	2.93㎡	令和4年4月15日
208	元総社町	弥勒	1239-9	雑種地	3.09㎡	平成18年12月14日
209	元総社町	屋敷	2524-14	雑種地	8.07㎡	平成16年9月1日
210	元総社町	早道	775-19	宅地	8.08㎡	平成25年7月19日
211	元総社町	早道	872-11	雑種地	6.08㎡	平成15年12月9日
212	元総社町一丁目		7-6	宅地	2.00㎡	平成18年11月2日
213	元総社町一丁目		7-24	宅地	2.99㎡	令和3年1月18日
214	大友町一丁目		18-17	雑種地	2.52㎡	平成30年6月5日
215	石倉町一丁目		2-59	雑種地	6.75㎡	平成17年10月24日
216	鳥羽町	清水	696-10	宅地	5.77㎡	平成12年8月2日
217	鳥羽町	清水	817-16	雑種地	2.27㎡	令和1年11月11日
218	総社町総社	給人城川	1318-17	宅地	4.00㎡	昭和53年12月23日
219	総社町総社	給人城川	1324-24	宅地	4.00㎡	平成29年4月18日
220	総社町総社	給人城川	1344-22	雑種地	7.43㎡	平成2年10月17日
221	総社町総社	給人城川	1381-18	宅地	16.00㎡	昭和52年7月2日
222	総社町総社	給人城川	1381-26	雑種地	12.00㎡	昭和52年7月2日
223	総社町総社	町屋敷北	1675-36	雑種地	3.00㎡	平成29年8月30日
224	総社町二丁目		13-22	雑種地	1.47㎡	平成21年6月3日
225	総社町植野	東新井	131-33	雑種地	10.00㎡	平成22年11月25日
226	総社町植野	道木	601-6	雑種地	18.00㎡	平成28年2月3日
227	総社町植野	道木	602-13	雑種地	0.19㎡	平成28年2月3日
228	総社町植野		1061-1	雑種地	17.00㎡	平成5年7月24日
229	総社町植野	輪久	796-5	雑種地	3.54㎡	平成19年4月19日
230	総社町植野	向畑	838-10	雑種地	5.06㎡	平成28年9月15日
231	総社町植野	久又木	863-5	雑種地	9.05㎡	平成30年1月12日
232	総社町植野	勝山	930-100	雑種地	4.41㎡	令和5年12月8日
233	高井町一丁目		29-15	雑種地	1.94㎡	平成30年1月26日
234	総社町桜が丘		1037-102	雑種地	5.44㎡	昭和62年12月23日
235	総社町桜が丘		1037-156	宅地	5.78㎡	平成10年3月5日
236	総社町桜が丘		1037-157	宅地	4.55㎡	平成10年3月5日
237	総社町桜が丘		1037-158	宅地	6.09㎡	平成10年3月5日
238	総社町桜が丘		1037-68	雑種地	3.04㎡	平成15年9月2日
239	総社町桜が丘		1038-53	雑種地	6.32㎡	平成10年11月2日
240	上細井町	芦沼	1700-120	雑種地	11.00㎡	昭和63年9月6日
241	上細井町	芦沼	1700-121	雑種地	8.15㎡	昭和63年9月6日

番号	町名	字名	地番	地目	面積	取得年月日
242	上細井町	芦沼	1700-136	雑種地	10.00 ²	昭和63年9月6日
243	上細井町	芦沼	1700-143	雑種地	9.11 ²	昭和63年9月6日
244	下細井町	白川	507-9	雑種地	9.28 ²	令和4年12月8日
245	下細井町	堂前	536-11	雑種地	2.29 ²	令和2年6月11日
246	下細井町		548-19	雑種地	3.07 ²	平成25年10月16日
247	下細井町	堂前	548-28	宅地	1.74 ²	令和1年12月18日
248	下細井町	堂前	551-2	雑種地	5.32 ²	令和1年12月18日
249	下細井町	称搦	642-158	雑種地	5.80 ²	平成12年5月24日
250	下細井町	称搦	642-159	雑種地	4.63 ²	平成12年5月24日
251	下細井町	称搦	642-160	雑種地	4.96 ²	平成12年5月24日
252	下細井町	称搦	642-161	雑種地	4.39 ²	平成12年5月24日
253	下細井町	称搦	642-162	雑種地	4.34 ²	平成12年5月24日
254	下細井町	東砂子田	644-37	雑種地	5.78 ²	平成8年1月19日
255	下細井町	東砂子田	645-58	雑種地	5.82 ²	平成8年1月19日
256	下細井町	東砂子田	645-59	雑種地	5.80 ²	平成8年1月19日
257	下細井町	西砂子田	660-28	雑種地	5.84 ²	平成8年1月19日
258	下細井町	西砂子田	703-40	雑種地	5.81 ²	平成11年7月27日
259	下細井町	西砂子田	703-41	雑種地	5.39 ²	平成11年7月27日
260	下細井町	西砂子田	703-42	雑種地	5.18 ²	平成11年7月27日
261	北代田町	片原	39-36	雑種地	4.83 ²	平成25年10月28日
262	北代田町	片原	70-6	雑種地	3.03 ²	平成27年7月3日
263	北代田町	北	266-5	雑種地	6.43 ²	平成29年5月9日
264	北代田町	八反田	626-4	宅地	5.92 ²	平成11年5月28日
265	北代田町	八反田	631-3	雑種地	3.02 ²	平成29年7月24日
266	北代田町	上宮	79-13	雑種地	3.36 ²	平成19年8月20日
267	北代田町	上宮	88-3	雑種地	3.47 ²	平成19年6月18日
268	北代田町	中	489-13	雑種地	3.26 ²	平成23年7月20日
269	北代田町	西	366-5	雑種地	24 ²	令和3年8月5日
270	北代田町	西久保	4-7	雑種地	3.08 ²	平成27年7月30日
271	上小出町一丁目		8-68	宅地	4.05 ²	平成12年5月10日
272	龍蔵寺町		247-9	雑種地	1.77 ²	平成20年12月11日
273	青柳町	寺家前	79-5	雑種地	12.00 ²	昭和51年10月6日
274	青柳町	寺家前	80-4	雑種地	2.25 ²	昭和51年10月6日
275	青柳町	寺家前	104-6	雑種地	6.36 ²	平成20年10月16日
276	青柳町	寄居	260-34	雑種地	6.14 ²	平成10年12月4日
277	青柳町	鋳物師	294-6	雑種地	14.00 ²	平成17年7月28日
278	青柳町	小八幡	434-3	宅地	3.01 ²	平成25年6月6日
279	青柳町	小八幡	436-39	宅地	5.96 ²	平成5年4月5日
280	青柳町	小八幡	447-6	雑種地	4.37 ²	平成15年10月1日
281	青柳町	宿前	471-14	雑種地	13.00 ²	平成19年1月10日
282	青柳町	宿前	474-58	雑種地	8.70 ²	平成21年4月20日
283	青柳町	宿前	474-79	宅地	2.13 ²	平成21年4月20日
284	青柳町	宿上	864-32	雑種地	6.33 ²	平成29年7月7日
285	青柳町	宿上	854-48	雑種地	8.95 ²	平成29年7月11日
286	青柳町	宿東	829-12	雑種地	3.06 ²	平成26年12月10日
287	青柳町	宿西	721-3	雑種地	28.00 ²	平成26年11月25日
288	青柳町	遠辻	65-19	雑種地	4.86 ²	昭和62年4月30日
289	青柳町	新屋敷	646-8	宅地	3.00 ²	平成25年5月22日
290	青柳町	新屋敷	666-3	宅地	4.81 ²	平成5年7月31日
291	青柳町	寄居	191-7	雑種地	3.90 ²	平成27年6月2日
292	荒牧町	台所南	2-41	雑種地	5.01 ²	平成30年1月5日
293	荒牧町	台所東	1222-6	雑種地	4.44 ²	令和5年6月22日
294	田口町	内島	1222-42	雑種地	11.00 ²	昭和61年4月29日
295	田口町	向島	1349-6	雑種地	4.50 ²	平成3年8月21日
296	田口町	向島	1362-8	雑種地	4.55 ²	平成3年8月21日
297	関根町二丁目		9-44	宅地	2.15 ²	平成23年10月31日
298	関根町三丁目		37-23	雑種地	12.00 ²	平成16年1月14日
299	南橋町		13-2	雑種地	179.00 ²	昭和59年10月19日
300	緑が丘町		23-29	雑種地	1.99 ²	平成16年12月20日
301	青梨子町		1219-17	雑種地	4.52 ²	平成4年3月17日
302	青梨子町		1345-29	雑種地	4.52 ²	平成4年3月17日

番号	町名	字名	地番	地目	面積	取得年月日
303	天川大島町	三丁田	1316-39	雑種地	4.76 ²	平成15年9月4日
304	天川大島町	川辺	267-20	宅地	2.85 ²	平成18年12月6日
305	天川大島町二丁目		18-27	雑種地	3.09 ²	平成30年6月21日
306	天川大島町三丁目		33-38	雑種地	5.22 ²	平成30年6月21日
307	天川大島町三丁目		35-27	雑種地	4.27 ²	平成30年7月23日
308	上大島町	西ノ山	103-46	雑種地	7.17 ²	平成17年5月24日
309	上大島町	清水	67-122	宅地	14.20 ²	平成21年4月20日
310	上大島町	清水	88-40	宅地	42.41 ²	平成19年9月21日
311	上大島町	愛宕	441-39	雑種地	6.34 ²	平成26年5月12日
312	野中町		281-5	雑種地	5.00 ²	平成19年12月12日
313	駒形町	上橋	132-1	墓地	34.00 ²	平成23年6月3日
314	駒形町	上橋	132-4	雑種地	19.00 ²	平成15年3月26日
315	駒形町		1546-2	雑種地	8.48 ²	平成18年5月31日
316	駒形町	下橋	1602-6	雑種地	5.82 ²	昭和59年7月11日
317	駒形町	下橋	1603-57	雑種地	7.82 ²	昭和59年7月11日
318	駒形町	下流	1610-13	雑種地	4.64 ²	昭和59年2月29日
319	駒形町	下流	1614-3	雑種地	8.18 ²	昭和59年2月29日
320	駒形町	下流	1616-4	雑種地	4.64 ²	昭和59年2月29日
321	駒形町	町尻	505-23	雑種地	4.32 ²	昭和63年6月7日
322	駒形町	町尻	505-68	雑種地	4.84 ²	昭和63年6月7日
323	駒形町	町尻	512-27	雑種地	3.32 ²	平成27年2月16日
324	駒形町	宮前	726-4	雑種地	1.06 ²	昭和60年11月25日
325	駒形町	宮前	727-4	雑種地	1.89 ²	昭和60年11月25日
326	駒形町	宮前	727-6	雑種地	1.70 ²	昭和60年11月25日
327	富田町		1688-43	雑種地	6.83 ²	平成29年10月30日
328	富田町		1688-44	雑種地	5.86 ²	平成29年10月30日
329	富田町		1688-45	雑種地	5.70 ²	平成29年10月30日
330	富田町		1688-46	雑種地	4.97 ²	平成29年10月30日
331	富田町		1688-47	雑種地	6.33 ²	平成29年10月30日
332	富田町		1688-48	雑種地	5.53 ²	平成29年10月30日
333	富田町		1688-49	雑種地	5.26 ²	平成29年10月30日
334	富田町		1688-50	雑種地	6.84 ²	平成29年10月30日
335	富田町		2703-2	雑種地	6.75 ²	平成19年11月16日
336	富田町		2703-7	雑種地	5.18 ²	平成19年11月16日
337	富田町		2703-8	雑種地	4.51 ²	平成19年11月16日
338	富田町		2707-2	雑種地	4.51 ²	平成19年11月16日
339	富田町		2715-3	雑種地	6.74 ²	平成19年11月16日
340	下大島町		1055-233	雑種地	4.52 ²	平成20年6月23日
341	下大島町		1055-238	雑種地	6.41 ²	平成20年6月23日
342	下大島町		1055-239	雑種地	5.73 ²	平成20年6月23日
343	下大島町		1055-117	雑種地	4.62 ²	平成24年4月13日
344	下大島町	八反畑	1220-50	雑種地	4.43 ²	平成4年6月11日
345	下大島町	唐崎	1305-11	雑種地	28.00 ²	昭和60年1月21日
346	下大島町	両家坂	1308-5	雑種地	72.00 ²	昭和60年1月21日
347	下大島町	両家坂	1317-4	雑種地	107.00 ²	昭和60年1月21日
348	下大島町	両家坂	1326-17	雑種地	102.00 ²	昭和60年1月21日
349	下大島町	越渡	1333-5	雑種地	113.00 ²	昭和60年1月21日
350	下大島町	両家坂	1339-11	雑種地	7.19 ²	平成1年12月26日
351	下大島町	両家坂	648-10	雑種地	141.00 ²	昭和60年1月21日
352	下大島町	両家坂	648-29	雑種地	12.00 ²	平成1年12月26日
353	下大島町	橋上	50-7	田	3.62 ²	平成25年4月26日
354	下増田町		745-21	宅地	4.01 ²	平成22年5月21日
355	鶴が谷町		13-2	宅地	5.46 ²	平成4年3月17日
356	大胡町		717-8	宅地	17.02 ²	平成16年12月5日
357	茂木町		107-34	雑種地	0.20 ²	平成20年9月5日
358	茂木町		107-36	雑種地	10.62 ²	平成20年9月5日
359	茂木町		1283-19	雑種地	24.00 ²	平成19年10月29日
360	茂木町		166-5	雑種地	1.99 ²	平成16年12月5日
361	茂木町		270-12	公衆用道路	4.99 ²	平成16年12月5日
362	茂木町		299-13	雑種地	10.00 ²	平成16年12月5日
363	茂木町		304-6	雑種地	32.00 ²	平成16年12月5日

番号	町名	字名	地番	地目	面積	取得年月日
364	茂木町		312-26	雑種地	5.32 ^{m²}	平成16年12月5日
365	茂木町		312-31	雑種地	7.28 ^{m²}	平成16年12月5日
366	茂木町		312-9	雑種地	10.00 ^{m²}	平成16年12月5日
367	茂木町		321-4	雑種地	21.00 ^{m²}	平成16年12月5日
368	茂木町		1166-19	雑種地	3.93 ^{m²}	令和4年10月18日
369	茂木町		1196-10	雑種地	3.05 ^{m²}	平成26年7月30日
370	茂木町		1392-21	雑種地	2.00 ^{m²}	平成30年5月31日
371	堀越町		549-2	山林	188.00 ^{m²}	平成23年8月31日
372	堀越町		806-14	雑種地	5.22 ^{m²}	令和2年11月11日
373	堀越町		989-31	雑種地	8.46 ^{m²}	平成19年11月15日
374	滝窪町		541-23	雑種地	4.83 ^{m²}	平成16年12月5日
375	河原浜町		1376-16	雑種地	5.92 ^{m²}	平成16年12月5日
376	樋越町		78-7	雑種地	4.91 ^{m²}	令和1年12月11日
377	樋越町		169-4	雑種地	5.50 ^{m²}	平成25年9月5日
378	樋越町		479-20	雑種地	3.00 ^{m²}	令和2年8月3日
379	樋越町		1020	雑種地	11.00 ^{m²}	平成21年6月16日
380	樋越町		1062	雑種地	89.00 ^{m²}	平成21年6月16日
381	樋越町		1091	雑種地	17.00 ^{m²}	平成21年6月16日
382	樋越町		1092	雑種地	81.00 ^{m²}	平成21年6月16日
383	樋越町		101-44	雑種地	4.52 ^{m²}	平成17年8月5日
384	樋越町		101-46	雑種地	4.50 ^{m²}	平成17年8月5日
385	樋越町		187-28	雑種地	3.00 ^{m²}	平成26年7月29日
386	樋越町		738-13	雑種地	4.68 ^{m²}	平成16年12月5日
387	樋越町		738-13	雑種地	2.09 ^{m²}	平成18年11月6日
388	上大屋町		327-29	雑種地	4.76 ^{m²}	平成31年3月1日
389	鼻毛石町		1702-35	宅地	1.86 ^{m²}	令和4年1月18日
390	鼻毛石町		2158-4	雑種地	33.00 ^{m²}	平成18年11月6日
391	粕川町月田		628-3	雑種地	36.00 ^{m²}	平成16年12月5日
392	粕川町込皆戸		60-14	雑種地	3.69 ^{m²}	平成29年3月31日
393	粕川町込皆戸		365-34	雑種地	4.52 ^{m²}	平成16年12月5日
394	粕川町女渚		580-44	宅地	2.64 ^{m²}	平成21年11月17日
395	粕川町女渚		589-24	雑種地	2.98 ^{m²}	平成22年1月13日
396	粕川町女渚		590-72	雑種地	4.50 ^{m²}	平成16年12月5日
397	富士見町時沢	諏訪前	1154-17	雑種地	2.03 ^{m²}	平成21年11月20日
398	富士見町時沢	下白川	412-6	宅地	8.16 ^{m²}	平成24年4月12日
399	富士見町小暮	東所替戸	252-6	宅地	2.19 ^{m²}	令和4年5月20日
400	富士見町小暮	木ノ根坂	2337-3	雑種地	6.27 ^{m²}	平成21年5月5日
401	富士見町石井	上橋白川	1747-3	宅地	13.08 ^{m²}	平成24年9月18日
402	富士見町石井		1747-7	宅地	7.12 ^{m²}	平成25年12月17日
403	富士見町石井		1747-15	宅地	5.97 ^{m²}	平成25年12月17日
404	富士見町山口	上原	189-2	畑	104.00 ^{m²}	平成21年5月5日

4 一般廃棄物収集運搬業許可業者

(令和6年3月31日現在)

・本社所在地が市内の業者

(50音順)

	収集運搬業者名	本社住所	電話番号
1	有限会社葵企画	前橋市三俣町三丁目9番地15	027-234-9015
2	赤石彰治	前橋市日吉町一丁目20番地2	027-232-8123
3	株式会社赤城資源	前橋市飯土井町168番地4	027-269-1678
4	有限会社旭	前橋市上小出町二丁目39番地10	027-234-0717
5	株式会社アドバンティック・レヒューズ	前橋市泉沢町1250番地16	027-268-0055
6	株式会社荒牧	前橋市国領町二丁目2番19号	027-234-1825
7	有限会社飯塚正男解体	前橋市公田町493番地	027-212-5550
8	五十嵐一欽	前橋市小坂子町1608番地	027-257-0327
9	有限会社石井興業	前橋市野中町119番地	027-263-8668
10	今井前橋資源有限会社	前橋市上小出町二丁目39番地の10	027-233-2154
11	今井幸人	前橋市下細井町555番地4	027-289-8553
12	エコアドバンス有限会社	前橋市富田町1402番地の1	027-268-2211
13	有限会社エルアイビイ	前橋市二之宮町869番地10	027-280-2055
14	有限会社大胡清掃社	前橋市樋越町253番地1	027-283-3040
15	大山一男	前橋市石倉町五丁目20番地30	090-7709-5499
16	岡田鋼商株式会社	前橋市日吉町四丁目32番地の3	027-231-7834
17	小沢勇	前橋市岩神町二丁目22番17号	027-231-7349
18	株式会社オダワラ	前橋市泉沢町1250番地6	027-268-3272
19	小幡解体興業株式会社	前橋市天川大島町三丁目33番地の5	027-261-6687
20	有限会社オフィスコウセイ	前橋市三俣町一丁目14番地18	027-231-8601
21	株式会社片桐商店	前橋市大渡町一丁目18番地1	027-251-5719
22	有限会社環境サポート	前橋市五代町396番地	027-264-3527
23	環境システム株式会社	前橋市荻窪町785番地6	027-269-1834
24	環境トレジャー株式会社	前橋市青梨子町1345番地22	027-226-1223
25	環境ワークス株式会社	前橋市鳥取町847番地3	027-289-8819
26	有限会社木暮総業	前橋市問屋町二丁目9番地27	027-212-8801
27	有限会社クリーンフェイスト	前橋市関根町三丁目8番地の10	027-234-1247
28	株式会社群馬総合紙業	前橋市西善町847番地4	027-266-6961
29	株式会社群馬総合資源	前橋市文京町一丁目34番13号	027-221-6965
30	群馬緑化株式会社	前橋市敷島町248番地13	027-219-4193
31	ケービックス株式会社	前橋市問屋町一丁目10番地3	027-253-3361
32	晃喜事業株式会社	前橋市富士見町時沢2348番地5	027-289-0025
33	紅陵造園株式会社	前橋市青梨子町1617番地1	027-251-9917
34	有限会社こだま運輸	前橋市力丸町480番地	027-265-2221
35	有限会社斉田商事	前橋市勝沢町382番地	027-264-1931
36	有限会社坂本清掃社	前橋市粕川町込皆戸139番地	027-285-4295

	収集運搬業者名	本社住所	電話番号
37	株式会社佐藤商店	前橋市二之宮町257番地の4	027-268-2780
38	塩沢商事有限会社	前橋市富士見町田島27番地1	027-288-5101
39	塩原 哲	前橋市田口町571番地	027-219-0505
40	社会福祉法人しののめ会	前橋市江木町518番地	027-267-1770
41	清水商運株式会社	前橋市上佐鳥町462番地の1	027-265-1508
42	有限会社下田組	前橋市富士見町時沢469番地5	027-288-2849
43	上毛資源株式会社	前橋市高井町一丁目13番地の4	027-251-7395
44	有限会社須田工業	前橋市富士見町小暮2420番地	027-288-5508
45	有限会社関根商事	前橋市粕川町稲里192番地	027-212-5225
46	大栄産業株式会社	前橋市上泉町664番地19	027-289-8181
47	有限会社大三興業	前橋市北代田町751番地2	027-212-2893
48	有限会社太陽美装	前橋市富士見町漆窪112番地7	027-288-7325
49	有限会社種田仕切店	前橋市上大島町991番地の1	027-261-0306
50	塚田 三枝子	前橋市駒形町1205番地2	027-266-7642
51	株式会社テシマ	前橋市富士見町小暮2295番地の13	027-288-5819
52	東朋産業株式会社	前橋市総社町桜が丘1225番地2	027-253-8260
53	中島 由美子	前橋市上小出町一丁目32番地5	027-233-6456
54	中根 勇造	前橋市茂木町135番地7	027-283-6768
55	有限会社中村資源	前橋市上佐鳥町204番地	027-265-5010
56	株式会社西建	前橋市上長磯町315番地	027-212-8603
57	庭前紙業株式会社	前橋市荒牧町13番地41	027-231-2214
58	野口解体有限会社	前橋市富士見町石井1307番地1	027-288-5146
59	有限会社早瀬商事	前橋市上佐鳥町350番地の7	027-265-2646
60	久松商事株式会社	前橋市北代田町691番地	027-231-8225
61	有限会社藤井造園	前橋市田口町567番地の1	027-232-8856
62	有限会社フジ不動産	前橋市日吉町三丁目11番地の1	027-234-3557
63	有限会社富士見清掃センター	前橋市富士見町引田476番地53	027-288-3149
64	有限会社プライムコーポレーション	前橋市泉沢町974番地	027-280-7351
65	株式会社BASE HILL	前橋市鳥取町766番地23	027-212-6086
66	前橋運輸株式会社	前橋市力丸町468番地	027-265-2331
67	株式会社前橋グリーンセンター	前橋市後閑町306番地の1	027-265-2043
68	株式会社丸越	前橋市若宮町三丁目10番13号	027-231-0709
69	有限会社マルヒコ商事	前橋市下小出町三丁目25番地の2	027-235-2854
70	株式会社三河	前橋市三河町一丁目22番12号	027-221-7340
71	株式会社ミドリ紙業	前橋市下川町40番地10	027-212-5230
72	有限会社美山商事	前橋市若宮町三丁目10番12号	027-233-4831
73	有限会社宗長商会	前橋市下大島町547番地	027-266-1465
74	村上産業株式会社	前橋市城東町四丁目23番2号	027-231-9224
75	有限会社森下企画	前橋市富士見町時沢2870番地1	090-4536-0082

	収集運搬業者名	本社住所	電話番号
76	山田宗男	前橋市後閑町294番地3	090-2529-7178
77	株式会社大和資源	前橋市富士見町時沢2835番地8	027-288-1614
78	株式会社友祇興産	前橋市富士見町時沢2847番地	027-288-6775
79	ライフ建物管理株式会社	前橋市富士見町時沢2774番地8	027-288-2868
80	リプロテック株式会社	前橋市富士見町赤城山1204番地の115	027-288-5181
81	株式会社 和円・ナグモ	前橋市東片貝町1029番地	027-263-2221
82	株式会社ワンアクセス	前橋市富士見町小暮1846番地3	027-289-0633
	合計	(82社)	

・本社所在地が県内他市町村の業者

(50音順)

	収集運搬業者名	本社住所	電話番号
1	あさひ建設株式会社	高崎市下小鳥町66番地9	027-361-0982
2	株式会社アシスト環境システム	伊勢崎市西久保町二丁目222番地10	0270-27-4222
3	株式会社石川産業	北群馬郡吉岡町大字下野田833番地1	0279-20-5545
4	株式会社一倉総業	北群馬郡榛東村大字広馬場2722番地6	0279-54-5710
5	株式会社エイ・シー・シー群馬	高崎市大八木町920番地15	027-364-1558
6	株式会社エイコー	高崎市綿貫町82番地7	027-388-1353
7	株式会社SBS	高崎市金古町2013番地9	027-384-2156
8	有限会社開陽産業	北群馬郡吉岡町大字上野田1256番地396	0279-54-8107
9	株式会社環境システムズ	高崎市倉賀野町2465番地4	027-350-5353
10	桐生環境保全株式会社	桐生市相生町三丁目560番地の7	0277-52-6971
11	株式会社群成舎	高崎市上並榎町129番地の1	027-362-5533
12	群馬環境開発株式会社	高崎市乗附町2812番地1	027-326-6751
13	株式会社群馬環境センター	桐生市東七丁目8番32号	0277-20-7767
14	群馬総業有限会社	北群馬郡吉岡町大字下野田1284番地	0279-54-3361
15	企業組合群馬中高年雇用福祉事業団	佐波郡玉村町大字上福島525番地	0270-65-1953
16	株式会社ぐんま東庄	高崎市寺尾町2312番地8	027-323-5331
17	株式会社群馬バス	高崎市緑町三丁目2番地3	027-364-3707
18	株式会社K・M・I	高崎市小八木町1420番地1	027-386-8930
19	株式会社県央興業	高崎市棟高町2591番地5	027-373-6112
20	小久保運送有限会社	伊勢崎市八斗島町1604番地8	0270-32-1542
21	三栄商事株式会社	高崎市倉賀野町2453番地の8	027-347-1555
22	株式会社CTP	高崎市吉井町多胡52番地	027-384-3018
23	株式会社 シー・アイ・シー	高崎市東貝沢町一丁目16番地1	027-370-1144
24	ジー・ピークリーン有限会社	伊勢崎市西久保町二丁目178番地6	0270-63-0453
25	重田商事株式会社	吾妻郡嬭恋村大字芦生田205番地	0279-97-3264
26	シゲン総業有限会社	伊勢崎市連取町3093番地14	0270-25-4311
27	有限会社島商事	高崎市箕郷町柏木沢1818番地1	027-350-4710
28	下田解体興業有限会社	渋川市赤城町持柏木243番地の2	0279-56-2365

	収集運搬業者名	本社住所	電話番号
29	株式会社成紀	高崎市萩原町319番地4	027-352-6397
30	曾根和昭	伊勢崎市市場町二丁目874番地16	0270-40-6613
31	株式会社大斗産業	高崎市鼻高町498番地1	027-327-1731
32	都木商店株式会社	高崎市稲荷台町261番地の1	027-373-1191
33	玉川産業有限会社	藤岡市小林80番地の1	0274-23-3490
34	株式会社ツネジ坂本商店	高崎市倉賀野町2643番地	027-329-6900
35	東邦管理有限会社	伊勢崎市曲沢町1291番地1	0270-63-5846
36	有限会社東峰産業	渋川市北橋町箱田730番地20	0279-25-7410
37	東毛清掃株式会社	佐波郡玉村町大字五料162番地1	0270-65-6570
38	トネリサイクルシステム株式会社	邑楽郡大泉町西小泉二丁目3番17号	0276-63-8245
39	外山産業有限会社	桐生市菱町二丁目1713番地	0277-47-1005
40	豊丸総合産業有限会社	みどり市笠懸町西鹿田1003番地1	0277-70-7012
41	有限会社長岡木材	渋川市赤城町三原田572番地の1	0279-56-3362
42	株式会社ナカング	桐生市境野町六丁目511番地の1	0277-44-7555
43	株式会社ナカジマ・プランニング	高崎市上並榎町740番地1	027-393-6633
44	有限会社ニイサトエコー	桐生市新里町鶴ヶ谷300番地1	0277-74-3763
45	沼田資源株式会社	沼田市岩本町550番地1	0278-23-8153
46	株式会社萩原商店	みどり市笠懸町鹿4846番地1	0277-76-0798
47	服部三千夫	高崎市金古町76番地1 リバーサイドA202号	080-5923-6750
48	株式会社ファミリー	伊勢崎市波志江町1035番地1	0270-24-5353
49	有限会社北毛リサイクル	渋川市赤城町北上野420番地2	0279-56-4000
50	星野重機株式会社	北群馬郡吉岡町大字大久保71番地の1	0279-54-4560
51	有限会社前原	桐生市新里町板橋831番地2	0277-74-0031
52	有限会社松村商店	藤岡市鬼石571番地1	0274-52-2228
53	丸政商事株式会社	渋川市金井303番地1	0279-25-7025
54	有限会社三浦商店	高崎市東中里町10番地	027-347-2702
55	宮野環境設備株式会社	高崎市倉賀野町567番地の4	027-346-2468
56	明和興業有限会社	北群馬郡吉岡町大字漆原1384番地4	0279-54-0783
57	株式会社ヤマジス	高崎市倉賀野町4748番地13	027-386-8439
58	山田順一	高崎市西国分町256番地18	027-372-4886
59	株式会社山富士産業	高崎市我峰町166番地の1	027-343-2411
60	株式会社横田商事	館林市足次町26番地1	0276-73-2416
61	有限会社芳野	高崎市楽間町415番地39	027-323-1683
62	株式会社吉原	高崎市飯塚町210番地	027-361-3984
63	株式会社両毛資源開発	桐生市相生町三丁目547番地の1	0277-55-6077
	合計	(63社)	

・本社所在地が県外の業者

(50音順)

	収集運搬業者名	本社住所	電話番号
1	大郭産業株式会社	埼玉県熊谷市下川上1537番地1	048-501-8367
2	有限会社大野生研工業	埼玉県熊谷市下川上1568番地11	048-526-0587
3	株式会社サニタリーセンター	埼玉県本庄市小島南三丁目11番15号	0495-24-1435
4	株式会社十河サービス	東京都板橋区南常盤台一丁目18番7号	03-5995-3701
5	有限会社戸口工業	埼玉県比企郡ときがわ町大字玉川4621番地	0493-65-0601
6	株式会社ナカダイ	東京都品川区南品川二丁目4番5号	03-3474-5334
7	永田紙業株式会社	埼玉県深谷市長在家198番地	048-583-2141
8	株式会社ヤマキ	埼玉県熊谷市三ヶ尻字新山3884番地	048-532-1740
	合計	(8社)	

・廃家電製品（エアコン・テレビ・冷蔵庫・洗濯機）のみ取り扱う業者

(50音順)

	収集運搬業者名	本社住所	電話番号
1	有限会社伊藤博光商店	高崎市金古町615番地1	027-372-0301
2	有限会社環境リブテック	高崎市倉渕町三ノ倉374番地4	027-378-2569
3	齋藤八五郎商店株式会社	高崎市柴崎町1674番地	090-1811-7079
4	塚越章	高崎市白岩町92番地2	027-344-0156
5	一般財団法人箕郷町環境衛生協会	高崎市箕郷町矢原833番地1	027-371-5321
	合計	(5社)	

・特定の業者からの廃棄物のみ取り扱う業者

(50音順)

	収集運搬業者名	本社住所	電話番号
1	生方工業株式会社	沼田市岩本町269番地	0278-24-0798
2	尾池電業有限会社	桐生市新里町新川3874番地	0277-74-3111
3	株式会社セイモー	高崎市上並榎町113番地の3	027-363-3336
4	堤電気有限会社	沼田市下発知町647番地	0278-25-4006
	合計	(4社)	

5 一般廃棄物処分業許可業者

(令和6年3月31日現在、50音順)

	中間処理業者名	本社住所	電話番号
		処理施設所在地	
		取扱品目	
1	エコアドバンス有限会社	前橋市富田町1402番地の1	027-268-2211
		前橋市堀越町1992番7	
		ごみ(木くず)の処分に限る。ただし、特別管理一般廃棄物を除く。	
2	株式会社オダワラ	前橋市泉沢町1250番地6	027-268-3272
		前橋市泉沢町1250番6、外2筆	
		ごみ(木くず)の処分に限る。ただし、特別管理一般廃棄物を除く。	
3	株式会社ぐんま東庄	高崎市寺尾町2312番地8	027-323-5331
		前橋市天川大島町1278番3の一部、外3筆	
		ごみ(廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(特定家庭用機器一般廃棄物(廃テレビジョン受信機、及び、特定家庭用機器再商品化法施行令第2条第2項に規定する特定物質等を使用した廃電気冷蔵庫及び廃電気冷凍庫を除く。))に限る。))の処分に限る。ただし、特別管理一般廃棄物を除く。	
4	紅陵造園株式会社	前橋市青梨子町1617番地1	027-251-9917
		前橋市内一円(前橋市青梨子町字熊野前1418番(駐機場))	
		ごみ(木くず)の処分に限る。ただし、特別管理一般廃棄物を除く。	
5	社会福祉法人 しのめ会	前橋市江木町518番地	027-267-1770
		前橋市堀越町699番4	
		ごみ(ペットボトルの処分に限る。)ただし、特別管理一般廃棄物を除く。	
6	上毛資源株式会社	前橋市高井町一丁目13番地の4	027-251-7395
		前橋市高井町一丁目13番地2、外4筆、前橋市富士見町石井1632番1、外3筆	
		ごみ(廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類)の処分に限る。ただし、特別管理一般廃棄物を除く。	
7	有限会社須田工業	前橋市富士見町小暮2420番地	027-288-5508
		前橋市富士見町赤城山字下横道411番1 外3筆	
		ごみ(廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類、混合廃棄物)の処分に限る。ただし、特別管理一般廃棄物を除く。	
8	有限会社武京商会	前橋市柏倉町2408番地7	027-283-0489
		前橋市柏倉町2408番7	
		ごみ(木くず)の処分に限る。ただし、特別管理一般廃棄物を除く。	
9	株式会社ナカダイ	東京都品川区南品川二丁目4番5号	027-266-5103
		前橋市駒形町1326番1、外12筆、前橋市粕川町込皆戸92番1、外3筆	
		ごみ(木くず、紙くず、缶類、びん類、廃プラスチック類、蛍光管)、廃畳、粗大ごみ(特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号)第2条第5項に規定する特定家庭用機器廃棄物を除く。)の処分に限る。ただし、特別管理一般廃棄物を除く。	
10	庭前紙業株式会社	前橋市荒牧町13番地41	027-283-7197
		前橋市堀越町588番地1、外2筆	
		ごみ(廃プラスチック類、紙くず、繊維くず、金属くず)の処分に限る。ただし、特別管理一般廃棄物を除く。	

11	久松商事株式会社	前橋市北代田町691番地	027-231-8225
		前橋市北代田町字薬師691番1、外72筆	
		ごみ(廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず、がれき類)の処分に限る。ただし、特別管理一般廃棄物を除く。	
12	リプロテック株式会社	前橋市富士見町赤城山1204番地の115	027-288-5181
		前橋市富士見町赤城山字上横道1204番1663	
		ごみ(食品廃棄物)の処分に限る。ただし、特別管理一般廃棄物を除く。	
13	株式会社ログ	太田市西新町13番地3	027-210-0681
		前橋市力丸町487番1	
		ごみ(廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず(廃畳に限る。))の処分に限る。ただし、特別管理一般廃棄物を除く。	
	合 計	(1 3 社)	

前橋市ごみ減量マスコット

「ラジアス」

由来：“^ラLOVE ^ブTHE ^ジEARTH”^ア“地球を愛する”という意味から名付けられました。



清掃事業概要 令和6年度版

発行年
編集・発行

令和6年11月
前橋市環境部
〒371-8601
前橋市大手町二丁目12番1号
電話 027(898)6272